

山口大学東アジア研究科  
博士論文

中国における義務教育に関する実証的・法的考察  
—質の高い義務教育の実現に向けて—

金 海燕

2020年1月18日

## 目次

序論	1
第1節 本論文の背景と目的	1
第2節 先行研究の検討	3
2.1 教育の質について	4
2.2 素質教育をめぐる議論と理論的到達点	7
2.3 道徳教育をめぐる議論と理論的到達点	10
2.4 法的視点よりみる義務教育研究の現状とその理論的到達点	11
2.5 本研究の特色	12
第3節 本論文の構成	13
第1章 中国義務教育の関連法制	15
第1節 中国教育法制化の進捗とその特徴	16
1.1 教育法制定の歩み	16
1.2 教育立法体系の特徴	16
1.3 法制化の不備	19
第2節 義務教育に関する実定法上の規定	25
2.1 憲法上の関連規定	25
2.2 教育法上の関連規定	29
2.3 教師法上の関連規定	33
2.4 小括	36
第2章 義務教育法とその改正	37
第1節 義務教育法改正の背景	37
1.1 制定・改正の経緯	37
1.2 改正の理由	39
第2節 義務教育の性質と改正法の特徴	40
2.1 義務教育の性質	40
2.2 改正法の特徴	41
2.3 問題点	43
2.4 小括	44
第3章 義務教育発展の現状	46
第1節 学校教育の諸制度	46
1.1 学校教育の制度	46
1.2 学校教育及び義務教育発展の概況	50
第2節 義務教育の現状と課題	56
2.1 義務教育の現状	56
2.2 若干の課題	58
2.3 小括	62
第4章 義務教育の実態とその問題点	64
第1節 素質教育（カリキュラムの編成・実施）からみる義務教育	64
1.1 カリキュラム編成の原則と基準	65
1.1.1 カリキュラム編成の原則	65

1.1.2	カリキュラム編成の基準	65
1.2	素質教育の実態と問題点	70
1.2.1	調査の概要	70
1.2.2	実態調査結果の分析	71
1.2.3	インタビュー結果の分析	74
第2節	道徳教育からみる義務教育	78
2.1	道徳教育の実態と問題点	78
2.1.1	『小学校道徳教育要綱』と『中学校道徳教育要綱』	78
2.1.2	「道徳の時間」に関する『学習指導要領』（2011）の関連規定	80
2.1.3	アンケートの結果の分析	80
2.1.4	インタビュー結果の分析	84
第5章	義務教育に関する実証的・法的考察	91
第1節	実証的考察	91
1.1	素質教育について	91
1.2	道徳教育について	92
第2節	法的考察	94
2.1	教育法整備の必要性	95
2.1.1	タテ（法的順位）からみる教育法体系の整備：統一したメカニズムの構成	95
2.1.2	ヨコ（法的内容）からみる教育法体系の整備：教育関連法の補完と充実	96
2.1.3	実定法の規定からみる現行教育法の整備：法律条文の緻密性	98
第3節	質の高い義務教育の実現に向けて	99
3.1	素質教育について	99
3.2	道徳教育について	101
3.3	教育法の整備について	102
3.1.1	義務教育立法の再整備	102
3.1.2	義務教育法の執行の確保	105
おわりに		109
1	本論文の成果	109
2	今後の課題	110
参考資料		112
付録資料		118

## 序論

### 第1節 本論文の背景と目的

本論文は、教育格差の激しい中国の実状を踏まえ、義務教育（compulsory education）（国から学齢児童・生徒に対する教育法に基づいた教育）の実施を「素質教育」（人の心身の最も基本的な資質を発達させる教育）と「道徳教育」（moral education）（児童・生徒の品徳を育成する教育）を切り口にして実態調査を行った上で、教育の質向上を図る義務教育に関して実証的・法的考察を試みようとするものである。

現代中国における義務教育を法的視座<sup>1</sup>で検証したいと考えている。近年、中国は急速な経済発展を遂げて、ますますグローバル化して、国際社会に存在感を示しつつあるが、急激な経済成長に伴い教育の問題も次第に顕在化してきた。特に、義務教育段階の「教育格差」、「均衡ある発展」、「素質教育」と「道徳教育」などの問題が教育全般に関わる問題として注目されるようになった。この点については、筆者の子供が小学校に入学して以来、さらに強く実感したところでもある。例えば、教育の質保証の一策として素質教育が国家的戦略上に持ち上がった重要な課題として謳われているものの、学校現場においては理想とは乖離しているようである。すなわち、教育の質保証を根幹とする種々の教育政策・制度が教育現場において変質してしまう。それゆえ、義務教育推進における教育の質向上を保証する最も根本的なものとは何かと考える際、日本を含む数多くの教育先進国の完備された法制度に触れたことがそもそもこの問題に関心を持ったきっかけである。

中国における義務教育の法制化は1986年「中華人民共和国義務教育法」<sup>2</sup>の制定により始まり、2006年の義務教育法の全面的な改正により、義務教育は本格的な発展へと進み始めた。義務教育は教育の普及から質の向上へと改革の重点がシフトされた。そして、教育の質向上を図って素質教育と道徳教育の政策が提起されており、この理念を基に、2001年には教育課程改革が行われ、その後「徳をもって人を育てる」というスローガンを提唱し、道徳的な素養の人材育成を一層重視する一段上の質向上を目指してきた。しかし、目覚ましい経済成長と共に、都市と農村との間<sup>3</sup>、地域相互間の経済格差が激しくなり、それに伴い、学校間、都市・農村間、地域間という「三間」の教育格差も拡大する一方である。例えば、学校設備と教師資源の不備によるカリキュラム実施の不徹底、条件の不備な農村地区の経済的困窮による出稼ぎを理由とする不登校、遠距離のため、学校に通えないなどの問題が端的に示されている。こうした状況を踏まえ、国は2010年『国家中長期教育改革および発展計画要綱（2010～2020年）』（以下『要綱』と略す）を公表し、教育の公平性と質向上を改めて

---

<sup>1</sup> 実定法に基づいた法的視座である。

<sup>2</sup> 中国の法律は、慣習上すべて「中華人民共和国」がその名称についているが、便宜上抜きにして呼ぶ場合があることを断っておく。

<sup>3</sup> ここでいう農村は県政府所在地、郷・鎮及びその以下の地区を指す。以下同様。

強調する財政的、人的、行政管理などの面で力を入れ始めた。義務教育の完全普及が視野に入ったことから、就学機会における格差はほぼ解消されているものの、教育の質の格差が新たな課題となった。このような現実を背景にして、これからの義務教育の格差の是正と確実な教育の質向上をどのように確保していくべきかを考慮するにあたり、法による教育のインセンティブを働かせることが有意義であると思われる。というのは、広大な国土と膨大な人口をかかえる中国の現状において、法の整備による教育成果は甚大と思われるからである。

そこで本論文では、義務教育の質の保証を法的視座から全面的に考察することを試みる。具体的には、まず、中国の教育法全体に対する理解と体系的な構成の整理を通して、教育立法の特徴と問題点を明らかにするとともに、現行の実定法における義務教育の関連法規を概観する。次に、義務教育法の改正の背景、理由および特徴を明らかにし、改正前後の比較を経て新設された法律条項からその立法意義を捉えると同時に、法制定における新たな問題点を析出し、検討の素材を提示する。それから、学校教育の制度、現状を統計データからマクロ的に把握し、義務教育の現状とその問題点を自ら行った実態調査やインタビューの結果に基づき実証的な考察を行う。最後に、教育法体系の整備への注意点とこれまで析出された義務教育問題に鑑み、法的視座より義務教育のよりよい段階への推進に必要な不可欠な提案を試みる。

すなわち、本論文の目的は義務教育の実証的考察を踏まえて法的視座から義務教育を検討することである。そして、この主たる目的に付随して、教育法整備への今後の方向性をも提供できる視角を検討することである。なお、筆者は博士前期課程において、日本の義務教育に関して実践的・理論的な研究蓄積がある。本論文ではこうした経験を生かしつつ、意識的に日本の教育法構成、教育理論との比較的視座を含めて複眼的に研究を進めていく。

なお、本論文における義務教育、素質教育および道德教育の概念的理解を次のようにまとめておく。

中国において義務教育 (compulsory education) は、「強制教育」とも呼ばれている。法律の規定に従い、学齢児童・生徒に一定の年限の普及的、強制的且つ無料の学校教育を実施することを意味する。この教育は社会、学校と家庭による保証を求めると同時に、児童・生徒にとっては権利であり、義務でもある(『教育大辞典』(下) 1998 : 1896)。義務教育法は、「義務教育は、国が統一して実施する、すべての学齢児童・生徒が必ず受けるべき教育であり、国が必ず保障すべき公益的事業である」(第2条)とし、9年制義務教育の実施を規定している。教育の段階からみると、初等教育と中等教育の前期のことを指すが、本論文では、このような定義に基づき、主に初等教育段階にある小学校の素質教育と道德教育を調査対象として義務教育に対する実証的・法的考察を行う<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> 「義務教育」とは「誰の義務」なのか、権利を基礎とすべきか義務を基礎とすべきかをめぐり、意見の分かれるところである。本論文のウエイトは中国における義務教育制度に対する実証的・法的考察に置かれているため、「義務教育」の法的性格などにつき深く立ち入らないことにする。

素質教育（資質教育）は、人の心身の最も基本的な資質を発達させる教育であって、20世紀80年代から中国の教育改革に提唱された教育思想である（『教育大辞典』（下）1998:1494）。それは、教育を受ける者の全面的な資質の向上を目的として、徳・知・体・美を活発に発展させ、イノベーション精神と実践能力の向上を重視する教育であるとされている（「中共中央、国务院关于深化教育改革全面推进素质教育的决定」1999）。それは、2006年の改正義務教育法において初めて法制化されて、現に中国の義務教育改革の重要な課題となっている。本論文では、素質教育そのものへの考察ではなく、教育改革の一政策としてとらえ、素質教育を小学校段階における実施実態をカリキュラムの視点より考察することを目的としている。

一方、道德教育（moral education）の概念について、『中国大百科書・教育巻』（1985年）によると、「道德教育は教育者が一定の社会あるいは階級の要求に従い、目的を以て、計画的、組織的に教育を受ける者に系統的な影響を与え、一定の社会思想と道德を個人の思想意識と道德資質に転化する教育である」とされている。「道德教育」は学校教育の一部であって、その目的は道德的な認識を高め、道德的な情操を陶冶し、道德的な意志を鍛えるとともに、道德的な信念を確立し、道德的な行為・習慣を培うことであると位置づけられている（『教育大辞典』（上）1998:236）。広義的な意味では社会、学校、家庭における道德教育が含まれると考えられるが、本研究では義務教育の現場に限定して小学校における子どもの品德を育成する教育として捉え、義務教育段階における道德教育の実態把握を主眼としている。

## 第2節 先行研究の検討

ここでは、主に教育の質の概念的理解と提起の経緯、法的位置づけと素質教育や道德教育をめぐる議論と理論的到達点および義務教育をめぐる法的研究の現状と理論的到達点を解明した上で本論文の位置づけを示す。しかし、その前に、義務教育発展のプロセスについて簡単に述べておく必要があるので、以下のように整理しておく。

新中国（1949年）の成立から1986年の義務教育の法制化まで、中国の義務教育はいわゆる法の欠缺状態におかれていた。新中国の成立初期、中国の学齢児童の小学校入学率が20%以下、中学校入学率はわずか6%、80%の人が文字を読めなかった。さらに、農村では非識字率が95%以上に達し、一部には一人も文字が読めない村もあった<sup>5</sup>。このような現状の中で、義務教育が次第に注目され、学校教育制度の構築により1966年までは少しずつ系統的な教育も実施され始めた。しかし、1966-1976年までの文化大革命<sup>6</sup>により国と社会全般に大きな災難をもたらすと同時に、正常な教育も完全に中断され、一部の小・中学校は4年間募

---

<sup>5</sup> 中国人民網日本語版 [http://japanese.china.org.cn/life/txt/2009-09/09/content\\_18494518.htm](http://japanese.china.org.cn/life/txt/2009-09/09/content_18494518.htm)  
2019年8月3日アクセス。

<sup>6</sup> 文化大革命とは中華人民共和国で1966年から1976年まで続き、1977年に終結宣言がなされた社会改革活動である。全称はプロレタリア文化大革命であり、略称は文革（ぶんかく）である。

集が停止され、義務教育は破綻状態となった。その後、改革開放の経済政策が導入され、新しい経済体制のもとに新時代の中国をリードする教育の再出発が求められた。1977年の大学入試制度の復活により、教育体制の改革も同時に進められ、大都市において小学校から高等学校にかけていわゆるエリート教育が実施されはじめ、重点学校が続々と設立された。エリート教育は当初の経済発展と改革に大きく貢献したとされる一方、義務教育においては厳しい受験競争が引き起こされた。そして、1980年「中華人民共和国学位条例」の制定により本格的な教育立法が迎えられ、その後、1985年中国共産党中央政府は「教育体系改革の決定について」（原語：「關於教育体制改革的決定」）において「順次的に九年義務教育制度」を施行することが提起され、その翌年の1986年に「中華人民共和国義務教育法」が制定された。九年制義務教育が法制化され、学齢児童・生徒の教育を受ける権利と義務が確保され始めたと同時に、国民の資質を高める教育理念が提起され、1987年には小学校数が807、400校に達し、学齢児童の小学校入学率が新中国の成立初期の20%から95.1%に増加した。しかし、時代の発展と共に、教育発展の不均衡、教育格差の拡大が新たな社会問題として露呈する中、義務教育は普及の実現から質の向上へと転換が求められた。さらに、2006年には義務教育法の全面的改正が行われ、教育予算の確保と、均衡ある発展、国民の資質を高める素質教育が立法の焦点となり、その後の義務教育の方向性が示された。

しかしながら、現在、中国において直面する最大の教育課題は依然として義務教育の徹底であると言われている（『要綱』）。義務教育が法制化されて30年の間に教育格差の是正、素質教育と道德教育の実現を目指して教育改革が急速に展開されてきたものの、教育の質向上がどこまで到達できたか大いに疑問が残る<sup>7</sup>。また、2010年『要綱』（中国最高レベルの指導的要綱である）において依然として義務教育における「素質教育の推進」と「均衡ある発展」を俎上に載せ、改革の徹底を提唱していることから問題の所在がうかがえよう。

これまで、義務教育に関する研究は「教育格差」、「均衡ある発展」、「教育資源」、「教育予算」、「教育の公平性」、「教育行政」、「農村義務教育」など多岐にわたって数多く進められてきたが、義務教育が法制化されて以来、それをめぐる理論的、実践的な研究を大きく分けると、次のような二つのフィールドに分類することが可能である。すなわち、義務教育実施に関する理論的、実践的研究と義務教育をめぐる法制研究である。特に、近年、「法による教育」（原語：依法治教）が提起され、法的視点から義務教育を議論する研究も注目を浴びるようになった。そこで、これらの検討を踏まえたうえで、本論文の独自の課題を提示したい。

## 2.1 教育の質について

### (1) 「教育の質 (quality of education)」とは

「教育の質」については多面的・全過程的・多層的な概念であり、教育の投資・過程・結

---

<sup>7</sup> 中国において教育格差の問題、均衡的な発展問題、教育経費の予算問題、教師養成問題などについて多岐的な研究が数多く行われている。中でも、何 (2008)、代 (2018)、周 (2019) はそれぞれの実態調査を通して、中国義務教育段階における教育格差の問題をめぐって議論していたが、いずれの検証からも教育の質問題が依然として大きな問題として残っていることがうかがえる。

果などすべてが関わってくる概念である<sup>8</sup>と考えられるが、ここでは国と時代を超えた普遍的な、教育の本質的な要素としてとらえたい。呉（2009:1-4）は教育の質について「教育活動の結果および学生<sup>9</sup>の能力と資質に現れるのと同時に系統的な教育活動のプロセスの各レベルと各段階にも現れる」と述べる。これには、教育の質を学生と教学活動との二つの方面から解釈したが、余（2011:114）はさらに、「教育の質は教育・教学と教育マネジメントを含む教育活動における各要素の間の全体的水準の系統的な概念である」と付け加えて解釈し、「教育活動における各要素の間の相互関係を系統的に協調し、教育活動における積極的な役割を發揮させてこそ、義務教育の質を全体的に向上させることができる」と述べている。

また、『教育大辞典』（上）（顧:1998:798）によると、教育の質は「教育の水準の高低と効果の優劣を評価するもので、主として以下の要素に影響される。教育制度、学習指導計画、指導内容、指導方法、指導組織の形態および指導過程などの合理性；教師の素養、学生（児童・生徒を含む）の基礎および教師と学生の教育活動参加への積極性などがある。最終的には育成相手の質に反映される。評価基準は教育目的と各レベルの学校ごとの育成目標である。前者は教育を受ける者の一般的な質の要求を規定し、教育の根本的な質の要求である。後者は教育を受ける者の具体的な質の要求を規定し、人材として合格であるかどうかの質の基準となる」と解釈する。

一方、日本の小野（2011:1）は「教育の質というのは極めて多義的な概念である。校舎施設、設備、図書館の所蔵冊数、教職員数など財政に直結するような量的な側面も質を構成する重要な要素であろうし、また、教育目標カリキュラム、教育内容、教育方法、教員の能力、事務組織のあり方なども、まさに教育の質を左右する重要な要素である」と解釈した。さらに、「教育の質は、学校の財政基盤→教員に支払い可能な給与水準→教員の教育水準やインセンティブ→授業の質→生徒の学力という連鎖によって決まってくる可能性が高い」（三浦2008:51）という教育の質に影響する要素を財政基盤と関連付けてとらえる見解も見受けられる。

また、黒田他（2005:89-90）は「教育の質」とは、「教育の量」（quantity of education）に対比して用いられる概念であると指摘する。「教育の量」といった場合は、就学率、学校数、児童生徒数、教員数等の教育の量的側面を指し、これに対して「教育の質」といった場合は、教育の目標、教育課程、指導方法、学業成績、学校経営等の教育の質の向上に結びつく領域を指すと述べている。さらに、教育の質は、大きく「インプットの質」と「アウトプットの質」に分けられ、「インプットの質」とは、教師や校舎、教科書などの教育の条件整備に関する事項を指すのに対して、「アウトプットの質」とは、学業成績や識字能力、進路や卒業など、教育の結果として現れた成果を指すという。「アウトプットの質」を高めるには、良質なインプットが必要であり、両者は強く結びついていると述べている。

上記の概念的な解釈からみて、教育の質は極めて多義的であるため、いわゆる量と質を完

<sup>8</sup> 蘇紅「教育の質の基準による向上は国際的な共同認識」中国教育報 2012年1月31日。

<sup>9</sup> 中国では小学校から大学まで一貫して「学生」と呼ぶ。



全に分けて理解することはできないと思われる。加えて、義務教育の質の概念に関する公式の要綱的、法的解釈が見られなかったため、本論文では、上記のような概念理解を踏まえ、教育の質を教育の量の確保が含まれた広範的な意味合いとしてとらえ、教育活動に関わる各要素の全体的な水準の系統的な概念であると理解しておく。以下、このような理解の下で、検討を進めたい。

## (2) 教育の質の提起の経緯および法的位置づけ

中国の義務教育は文化大革命時の教育の挫折を経て、市場経済の導入と共に人的資本への投資という新たな要請が発せられ、大学入試制度の再開と同時に復旧し始めた。そして、1986年に「中華人民共和国義務教育法」が制定され、教育を受ける権利と義務が法制化され、九年義務教育普及を目指して全国的に実施され始めた。義務教育法は「教育の質向上に努め、児童・生徒を人徳、知力および体力などの分野において全面的に発達させ、全民族の資質を高める（後略）」（第3条）と規定し、「教育の質」が法的に初めて提起された。その後、1993年中共中央、国務院は『中国教育改革と発展要綱』を公布し、九年義務教育の基本的普及と青壮年非識字（文盲）をなくすという二つの新たな基本目標（原語：兩個基本目標）を制定し、2000年まで全人口の85%を占める地域に九年義務教育を普及させ、全国小学校と中学校の入学率の目標をそれぞれ99%と85%に達成させ、青壮年識字率は95%に到達させると規定した。義務教育の普及と教育を受ける者の資質の向上への新たな要求が発信した。さらに、1998年に「21世紀に向けた教育振興行動計画」が策定され、義務教育の普及と質向上、遠隔教育の発展などを通じて農村部や成人の教育機会拡充、教育予算の確実な拡大等を目指した。その後、2001年に政府は義務教育の「二つの基本目標」が実現したことを宣告し、人口大国から人的資本大国へのシフトを示すシンボルとなった。

義務教育の普及は教育の新たな質の向上を図って展開した。言わば、教育の量的普及から質的普及へとシフトする転換期となったとも言えよう。そして、教育の質の向上を図って素質教育が全面的に遂行されるとともにカリキュラムの改革も開始された。教育の普及を前提として、一段とレベルが上がった人的資本の質が求められ始めた。

さらに、2006年の義務教育法の改正によって、素質教育の実施（第3条）、教育・教学の質の確保（第5条）、均衡ある発展の促進（第6条）、義務教育を全面的に財政保障の範囲に組み入れるなどが法制化され、教育の質向上を図って進められてきた。しかし、現状としては小・中学校の学習負担が大きすぎて、素質教育の推進が困難であり、経済発展の不均衡による深刻な教育格差が顕在化して、「教育の不公平」が社会的問題と強く意識されるに至った。2010年には『要綱』が公布され、主な指導思想として「教育の公平性」と「教育の質向上」を促進することが国務院によって挙げられた。そして、九年義務教育の水準を高め、2020年までに、全面的に普及の水準を高め、教育格差を是正し、均衡ある発展を義務教育の戦略的な目標として位置につけるべきであると『要綱』に規定している。

しかし、本文中に述べるように、教育の現状からみてこれまでの義務教育問題は緩和しつつあるものの、依然として多大な課題が残されている。最近、「中央、国務院による教育教

学の改革の深化を通して義務教育の質を全面的に向上させる意見」(2019年)が発表された。そこでは、徳をもって人を育てる主導思想の中、素質教育の全面的展開が再提起され、各部門によって職責を着実に実行されることが提起されるとともに、義務教育の質を全面的に向上させることを党幹部の審査・監督の範囲に組み入れた。

中国の義務教育の質の維持・向上が現に国家戦略の中核に据えられている(孫 2018:19)。上記の所論から分かるように、国際的な大競争時代の今日、教育格差の是正、均衡ある発展、素質教育と道德教育の徹底などが義務教育の質の向上の実現にあたって最大の課題となっている。

## 2.2 素質教育をめぐる議論と理論的到達点

義務教育をめぐる議論は、多岐にわたっているが、ここでは義務教育の質向上に資する一策としての素質教育の実施に関する先行研究について概観し、その理論的到達点を明らかにし、今後の検討のために理論的素材を提供する。

中国では、国民の資質を高め、知育偏重、受験偏重教育への反省に立ち、1990年代初めに新たな教育方針として示された概念がこの素質教育である。今日まで素質教育および素質教育を趣旨とする教育改革に関するマクロ的な研究は数多く上梓されている。素質教育の発展段階は1993-1999年の初期実践探究期と1999-2007年の全面推進期、2007年から今日までの内包的発展の三つの段階に分けられるといわれる(邵 2018:33-34、田 2015:25-26)。以下では、この区分を踏襲し三つの段階に分けて、先行研究の成果と理論的到達点を渉猟・概観し、それぞれの特徴を浮き彫りにしてから、本研究の位置づけと特徴を明らかにする。

第一段階の初期実践探究期において、この分野に関する研究自体は草創期にあり模索の段階に過ぎないため、素質教育とは何か、従来の受験教育との差異は何かなどが学界の主な関心事であった。義務教育段階で企図された素質教育は従来の応試教育(詰め込み式教育)中心の学習から脱却し、それを克服するものであるという点で学界の概ねの一致が見られる(柳(1995)、徐(1996)など)反面、受験教育における受験能力もまた一種の総合能力であると強調し、「素質教育を受験教育と対立してみるのは相応しくない」との意見もある(馬 1996:474)。

第二段階に入って素質教育は全国的に推進されるようになった。2001年に国务院から公表された「基礎教育の改革および発展に関する決定」(以下「決定」と略す)において、素質教育の推進に適応するカリキュラムシステムを構築することが求められた。改正義務教育法(2006)では、初めて条文に「素質教育」の文言を用いた。素質教育を実施するための一連の法律を定め、素質教育が一種の国家的意志として明示され、法律に従い実施することが決まった。この時期においては関連研究も積極的に展開されている。その中で最も注目値する研究として鐘(2005)と崔(2006)が挙げられる。

鐘(2005:18-20)は、教育改革の実施以後に顕在化した諸問題を把握し、カリキュラム

編成基準から教育実施の間に実存する問題が大きいと指摘する。カリキュラム実施は教育実践のプロセスであり、教師の行動研究（教師能力の発展）のプロセスでもあるため、カリキュラム編成基準と実施のズレは教師研究を通して解決すべきであると主張している。同氏はカリキュラム改革の実践において、三つの「ボトルネック」として、大学入試制度改革の遅滞、教育立法の遅滞、教師研究の遅滞を挙げている。大学入試制度に関する教育部（文科省相当）の改革方向は「多様で且つ大学の自主募集権の拡大」原則が明確に方向付けられているにもかかわらず、なかなか実行に移されにくいことが現状である。教育改革は大学入試制度に間接的に左右され、その成否は小・中学校の詰め込み式教育から脱却できるかどうかにかかっていると述べている。また、教育立法の遅滞については、義務教育法を例として、義務教育は無償、強制的性質があるにもかかわらず、政府の教育予算が欠けていることを指摘し、義務教育の法的保障の強化と政府機能の積極的発揮を主張する。更に、教師研究の遅滞については、カリキュラムと教学に対する教師の受け身型の研究から自主的能動的な研究パターンへの転換が必要であると呼びかける。

素質教育の実施の視点からカリキュラム改革、実施に関する問題の所在をマクロ的に把握したこと、カリキュラム実施に教員の重要性を提起したとともに、教員の専門能力の強化を指摘したところに鐘の研究成果が見られる。

崔（2006：14-18）は25省（自治区、直轄市）における小・中学校のカリキュラムプランの実施状況を「時間割」のアンケート調査を通して考察し、カリキュラムの項目と時間数が多いこと、多くの小・中学校において授業時数が多大にオーバーしていることなどの問題を指摘した。具体的には、小・中学校のカリキュラム構成実態を国の編成基準に照らし合わせながら、マクロ的に数値統計の分析考察を行い、各レベルの教育行政機関に適切な指導、管理規範が欠けており、学校によって国のカリキュラムプランを恣意的に裁量することがある。また、中学校三年になったら進学試験に大いに影響され、カリキュラムの実施状況が悪いこと、中学校より小学校のほうがよりよく実施されていると述べている。これらの問題に鑑み、国のカリキュラムプランの厳守を確保すると同時に、各レベルの教育行政機関はカリキュラムプランの管理を徹底すべきであり、関連機関は、国家が公布した各種カリキュラム政策の実施のためにリーダーシップを発揮すべきであると主張した。

第三段階に入って、素質教育の内包的な質の向上を目指して、関連研究が全方位に展開され、多彩さを呈している。

まず素質教育及びカリキュラム全般について、陳（2016：2-6）は、中国に現存する「知識本位」や「成績至上主義」の諸問題を徹底的に改革すべきであると主張し、カリキュラムと教材の適正性と系統性が弱いこと、素質教育に対応するカリキュラムの評価基準が不明確であること、カリキュラムが部分的に重なるところがあるなどを問題点として挙げている。劉（2012：4-5）は、カリキュラムの実施（執行）に焦点を当てて検討した結果、義務教育段階におけるカリキュラムは、教育管理者の教育使命感の欠如や教員の専門能力の発展の不足など諸要因に制約され、質と量ともに大きな課題を抱えていることを指摘し、問題

解決の処方箋として教育者の教育理念の転換（受験勉強（成績主義）から総合能力のレベルアップへ）と教師の専門能力の向上を提唱している。

また、この時期においてマネジメントの視点よりカリキュラムを研究しようとする論考も現れている<sup>10</sup>。楊（2014：50-59）はカリキュラムマネジメントに影響を与えうる要素を分析することにより、現行小中学校ではカリキュラムマネジメントの意識が希薄であり、マネジメントの領域が狭い（カリキュラムの編成に偏っており、その実施、実施条件及び評価が看過されている）などの問題を発見し、カリキュラムの開発と経営が学校の特色を際立たせ、児童・生徒の生きる力を養成し、素質教育の真の実現に最も肝心な部分であると強調している。

さらに、カリキュラム改革の視点からの研究として邵（2018：38）は、「義務教育のカリキュラムの性質、特徴および役割の研究を強化すべきである」と強調する。また、史（2016：21）は基礎教育課程改革目標の実施状況の調査を行い、カリキュラムの「役割」、「構成」、「内容」、「評価」、「マネジメント」及び学習指導方法などの見地より解明し、カリキュラム改革の深化と徹底を呼び掛ける。

以上を総合すると、これまでの素質教育及び素質教育のカリキュラムに関する先行研究は次の三つの分野に区分することができる。第一に、素質教育の目的、意義に関するものである。これは、国の教育改革の中核である素質教育の精粋なところを分析し、教育政策としていかに実施すべきかについての研究である。第二は、素質教育の実施に当たってカリキュラムの重要性に関する研究である。すなわちカリキュラムの位置付け、意義、在り方及び教育実施の効率性に関して分析されたものである。そして第三に、学校カリキュラムマネジメントや改革に関するものである。

本研究の近接性から見て鐘、崔の論考は、研究手法や理論分析の枠組みおよび結論などにおいて、本研究にとっても大変示唆に富んでいる。しかし、専らカリキュラムに関する研究であり、素質教育が埒外とされている。また、崔の調査は2019年時点で13年も前に行われたものであることを併せて考えると、ここ数年来目まぐるしい展開を見せる中国義務教育の現状を適切に反映しているとはいえない。他方、第三段階における諸研究は、カリキュラムと教材の適正、教員の専門能力と教育理念およびカリキュラムマネジメントの限界などについて論究したものの、カリキュラムプランの問題所在とその見直しに対して言及されていない。

---

<sup>10</sup> なお、日本では、カリキュラムマネジメントの定義について、田村（2011：37）は「各学校が学校の教育目標をよりよく達成するために、組織としてカリキュラムを作り、動かし、変えていく、継続的かつ発展的な、課題解決の営み」であり、これをさらに敷衍すれば、教師が教育目標に基づき児童生徒や地域の実態を踏まえて、カリキュラムの開発→編成→計画→実施→評価→改善という一連のサイクルを計画的・組織的に進めていくことであるとしている。また、山崎（2000：91）は、「カリキュラム経営は単に学校経営のサブシステムという位置付けではなく、学校の特色化を実現するための一層重要な機能、すなわち、学校経営の中核的機能である」とらえる方が妥当である」と述べている。

### 2.3 道徳教育をめぐる議論と理論的到達点

中華人民共和国憲法（第24条）、中華人民共和国教育法（第5、6条）と義務教育法（第3、36条）にいずれも人の資質としての道徳の重要性と学校教育における道徳教育の肝心さが明確に規定されている。

現代中国は、様々な社会問題を抱えているが、その中でも経済発展の不均衡、教育格差、貧富の格差拡大が主要なものとなっている（『国家中長期教育改革と発展計画要綱』2010-2020年）。さらに、国民の道徳的素養は著しく低下しており、国内外にわたって厳しく批判されるようになった（向2007:66、葛2015:70-73、劉2017:151）。規律を守らない、非常識、無責任、不正、詐欺などが中国の「道徳の欠落」の赤裸々な具現となり、若者の人格・社会性の形成が大いに妨げられている（金2014:230-235）。道徳問題はこれから中国社会が発展する上で最大の課題であり、道徳教育は義務教育の中樞をなす。

ここ10年の中国社会における道徳問題をめぐって、道徳規範、道徳建設、倫理道徳、道徳教育および道徳のリスクなどの視点による数多くの研究が上梓されてきた。向（2007）は道徳問題は現在中国発展の最大のボトルネックであり、道徳的な束縛がなくては、中国は調和の取れた社会を実現することはできないと述べている。葛（2015）は中国経済発展の転換期にある社会の特徴について分析し、公共精神、公共意識が希薄化している結果、社会的に「道徳冷淡」（道徳に関する無関心）が広がり始めていると指摘する。金（2014:230-235）はさらに教育の腐敗、道徳の低下傾向を指摘し、中国の国民性は「道徳砂漠」と揶揄的に述べている。これらの指摘は中国における義務教育段階の道徳教育がうまく行かず、そこには大きな問題が存在することを物語っている。

一方、道徳教育に関して、日本の木原（1999:18）は学校教育において、道徳に関する知識、情報を頭の中に詰め込んでも、その道徳を実行できなければ無意味であり、また知っているても実践できない子供を育てあげても、それは無意味であると指摘する。これは、ルソー（Rousseau, Jean, Jacques, 1712-1778）の教育理論である「学習はすべて経験から始まる」に基づき、学校教育における道徳教育の実質的な問題に鋭く触れられた論考である。また、田井（2015:1-3）は、現代社会における道徳教育の必要性について、家庭教育の弱体化傾向、価値観の混乱現象、義務教育段階における道徳教育の現状および日本社会の利己主義的傾向など四つの面に分けて学校の道徳教育の充実が必要不可欠であると強く主張する。社会的環境の要素に注目された論考として意義深い。日本における二者の論には、いずれも学校教育における道徳教育の在り方および必要性について最も本質的な問題に論点を絞りながら論述されているが、残念ながら、社会環境が学校教育における道徳教育にどのような影響を及ぼすか、また相互の連携を通して真の道徳教育が果たして実現可能かについての言及はなかった。これについて、中国の檀（2015:192-228）は道徳教育における社会環境の価値を強調し学校の道徳教育に影響する各種の環境要素についてマクロの視点から分析している。学校の道徳教育による社会環境への働きかけおよび国家による優れた社会環境作りを重要視し、学校、政府および社会それぞれの主体性を十分に発揮する必要があると強調し

ている。道徳教育を学校という限定された場のみで考慮してはならないとの問題意識の下で、学校内部と外部のそれぞれが目標を設定し、道徳教育のシステム化を図る。学校教育における優れた道徳教育の影響を実社会の道徳教育に最大限に波及させるとともに、学校教育において道徳教育の社会環境という現実空間を開発することが肝要であるという檀の上記論調には画期的な意義がある。また、潘（2010:20）によると、中国の道徳教育はよく道徳的な崇高なものを教えようとするだけであって、我々が置かれている現代社会が道徳に求められるものについてはあまり考慮しないため、苦境が生じると述べている。また、現在中国の道徳教育の三大困窮として道徳の「エリート化」、道徳教育の「知識主義」、「強制主義」（強制的な受容）が挙げられる<sup>11</sup>。

中国において、道徳教育は、学習指導要領（2001）の改正により、すでに「現実離れ」（原語：「假大空」）の局面から改善されつつあると前向きにとらえる見解も見られるが（檀（2005））、上記の先行研究からも分かるように、道徳教育がうまく行かず、そこには大きな問題が存在すると認めざるを得ない。そこで、本研究は義務教育段階における道徳教育の現状を明らかにしたうえで、問題の発見・再検討を通して、義務教育の課題を明らかにする。

#### 2.4 法的視点よりみる義務教育研究の現状とその理論的到達点

「世界的にみてこれほどの大国が、1986年になってようやく義務教育法を制定・施行したということ自体、我々には信じがたいことであろう」<sup>12</sup>と指摘されたように、中国の義務教育が法制化されてまだ33年に過ぎない。言うまでもなく、法整備にあたってはまだ多大な課題を抱えている。

教育の発展は優れた教育制度が前提となるが、その制度の施行には良質な法的保障が必須である。このような意味では、教育法整備は教育改革と共に、教育発展の「必需品」となる。中国において、教育法体系の基本整備は1986年の義務教育法の制定から2002年民営教育促進法の制定まで、およそ20年かけてようやく完成したとされている。

日本では中国の教育法体系に関する最も早期の研究で、篠原（1998:4-10）が挙げられる。篠原は中国教育立法の特徴を国の政策、方針と関連しながら分析すると同時に、教育法理論の議論と立法上の限界についてもより客観的な視点でとらえている。中国教育法の全体に整合性が欠けているという篠原の指摘は今日においても傾聴に値するものである。なお、同じ問題意識を持つ論考として、道（1995）、労（2001）、李（2001）、穆（2005）、菅（2013）、田（2015）、周（2018）などがある。

近年、教育事業の発展とともに、現行教育法はすでに新しい時代の要請に応え得ていないため、教育法の改正と新たな法律の制定が喫緊の課題であると指摘されはじめ、教育立法のメカニズムが問題化され、立法技術の改善と質の向上などが求められるようになった。段

---

<sup>11</sup> 光明日報 2014年12月16日付。

<sup>12</sup> 日中「大学間協力研究」第一年次研究調査団「中国における基礎教育の現状と課題」福島大学教育実践研究紀要第23号1993年109頁。

(2017: 164-170) は「法律があっても依拠できない」という根本的な要因は法律の質が低いことにあると指摘する。段は法の立法時に提唱的な規範を過度に使用していることが大きな問題であり、法の効力を損ねたと主張する。確かに、教育環境が複雑化しつつある中、各教育要素の相関性も一段と密接になっているため、法の質の向上と法の効力を発揮する環境作りが喫緊の課題となっている。その意味で段の主張は非常に意義をもつ。段以外にも教育立法メカニズムに目を向けた研究として周 (2016)、申 (2018) が挙げられる。申 (2018:328-330) は教育の法治化に向けて、これまでの政府の行政命令による点検手段の弊害を批判すると同時に、教育立法メカニズムの整備を強調した点に著しく特徴をもつ。しかし、申の立法研究では国のトップレベルの立法機能を十分に発揮させることを主張すると同時に、地方教育の立法権限の拡大をも指向していたが、それに対しては異論もあった。何故ならば、それは、上位法の立法基盤が十分整備されていない条件の下で、地方立法を拡大することは法体系理論にふさわしいか、また、教育立法の体系性を考慮する際、「上下層の教育法律、教育法令・法規とその他の教育法令・法規の間および同一法律の具体的な制度・規定の間に若干のズレが生じ、矛盾が生じるところがある」(管 2013: 71)と考えられるからである。

また、法的視点より教育の質の向上を保障する研究も現れている。筆者自らの調査<sup>13</sup>によると、数的にはなお多くはないものの、代表的な研究に余 (2013:115-125) と李 (2010:17-19) がある。余 (2013) は義務教育の質的保証に関して法的視点より多岐的に分析・検討した結果、「教員の質」、「教育・教学」、「教育予算と条件」、「問責」などの関連規定に関する法整備を通して、義務教育の質を保証すべきであると主張する。李は法的視点より義務教育の均衡ある発展を如何に保障し、教育の質の向上を実現すべきかにつき理論的分析により、義務教育法の孤立無援の現状と、都市と農村の教育資源の不均衡を指摘し、義務教育の均衡的な発展に必要である法の執行力が欠けているという結論に至っている。法の執行が保障されない限り、法の存在価値が失われ、教育の質の向上はもちろん机上の空論と化する。法の執行を確保するには有効な「問責」規範と行政メカニズムを制定すべきであるという李の洞察は非常に参考になり、本研究も部分的に承継している

## 2.5 本研究の特色

本研究では、先行研究が持つ問題意識およびそれに由来する固有の研究枠組みや研究方法・アプローチを尊重しつつ、次の点において貢献できると思われる。

第一に、素質教育を、その効果が最も出やすい小学校段階に特定し、自ら行ったアンケート調査とインタビューを通して、実施実態を明らかにし、問題発見と問題解決策の提案を試みる。また、特定したカリキュラム構成・実施の実態から浮き彫りとなった諸問題の分析を

---

<sup>13</sup> 2019年8月16日時点でCNKI(中国)雑誌記事索引により「義務教育」と「法律」をキーワードに検索して得た86件(1999-2018年)のうち、「均衡発展」(7件)、「教育予算」(5件)、「教育公平」(5件)、「法律保障」(10件)であった。

通して義務教育の在り方を模索するにあたり、中国特有の都市と農村の二元化社会構造をも意識しつつ、小学校段階の実施現状を都市部と農村部に分けて立体的に検討する<sup>14</sup>。

第二に、道德教育を単なる学校教育の視点からのみではなく、リアルな社会的道德現状を把握するアンケート調査とインタビューを踏まえた上で、実態検討を行い、現状問題を明らかにする。

第三に、前に触れたように、法的視点より義務教育の質の向上を保障する研究は現れてはいるが数的にはなお少ない。現代中国における義務教育を法的視座で実証的に検討する本論文は、こういった研究不足を補うことになる。

最後に、本論文は決して比較研究ではないが、前述のように修士時代の研究蓄積を生かしつつ適宜に日本法や日本の関連研究と経験をも参考にして、中国における義務教育問題を中日両国の見地より複眼的に考察する。

### 第3節 本論文の構成

本論文は以下のように構成されている。

序論では、本論文の背景と目的を明らかにし、先行研究の検討を行う。

第1章では、中国の教育法全体について概観するとともに、実定法における義務教育の関連規定を明らかにする。まず、中国教育法制化の歩みと教育立法体系の特徴を明らかにした上で、在来研究を踏まえ、教育立法上の課題を抽出する。その上で、現行の実定法における義務教育関連規定を日本の法規定を交えて概観することを通じて、憲法と教育法に謳われる「教育を受ける権利」、「素質教育」、「教育の機会均等」などの基本原理の基に、義務教育の課題を整理する。

第2章では、第1章における教育法全体へのマクロ的なサーベイを踏まえ、義務教育法の改正前後の比較検討を通じて、現代中国の義務教育の制度、基本原理の法的保障を明らかにする。本章と第1章は第3章から第5章までに対していわゆる土台作りに当たる部分であるため、義務教育法の改正の背景、理由、特色の視点から分析・検討し、改正および新設された法律条項からその立法意義を捉えてみる。これは中国義務教育法の解説および義務教育発展における現状問題の解決の方向性を示すのに有意義である。

第3章では、まず、学校教育制度および義務教育を含む学校教育全体の進展概況を統計数値から鳥瞰し、中国の教育現状を小・中学校の在校生、学校数、教員の数、教員と生徒（児童、学生を含む）の比率、教育予算の状況など、できるだけ詳細に網羅しながらマクロ的にとらえていく。そのうえ、これらの数値データの分析を踏まえて、義務教育の現状問題を指摘しておく。

第4章では、自ら行ったアンケート調査とインタビューの結果に基づき、法制化された素

---

<sup>14</sup> とはいえ、時間や経費などの諸制約により本研究の実態調査は中国遼寧省一省に限られているため、今後全国的に広げていくという課題が残ると自認する。



質教育と道徳教育の実施実態を解明・検証する。第1節において、カリキュラムの実施の視点から素質教育の教育現場における実施実態をミクロ的に検証し、問題点を抽出する。第2節において、義務教育段階における道徳教育に焦点をあてる。義務教育の重要な一環であると同時に、種々の見解の相違がある道徳教育について、その進行状況をリアルに把握し、問題点を解明する。本章におけるこれらの作業は次章の考察に検討材料を提供しておく。

第5章では、前章で明らかになった義務教育の実態に基づき、中国義務教育に関する全面的な実証的・法的考察を行う。具体的には、素質教育と道徳教育の実証的な考察を踏まえ、教育法整備の必要性について論じる。そのうえ、中国の教育立法体系に存在する問題点および義務教育の現状分析により明らかになった諸課題（第1～3章）を踏まえ、教育法整備についていくつかの視点を提示する。さらに、これまでの義務教育法における問題の点検と実証的な検討から明らかになった現状に鑑み、義務教育立法の再整備と執行の確保という二つの角度から義務教育の改善と、今後の義務教育法制化および義務教育の質向上のための提案を示す。

最後に、まとめと今後の課題について述べる。

## 第1章 中国義務教育の関連法制

本章では、1949年（中華人民共和国成立）以後の現代中国の義務教育関連法制の変遷について考察し、教育法制化の歩みと教育立法体系の特徴、問題の所在を明らかにし、教育立法上の課題を抽出する。これらは、本研究の基礎をなす。

義務教育法令を検討する前に、中国教育法（教育に関連する諸法の総称）の全体構成および特質について概観する必要がある。新中国成立から改革開放政策<sup>15</sup>が始まるまでの中国において正式な教育法規はほとんど存在しなかった。当初、政治的な社会動乱の中、中国共産党による指示・通知、文書的な命令などが法律に代わる教育統治（ガバナンス）の主な手段で、社会規範として機能していた。この時期の中国は、基本的にいわゆる法の欠缺状態に置かれていたと言える。しかし、改革開放政策によって、市場経済化が進められ、中国独自の社会主義建設が呼びかけられたと同時に、「法による教育」のスローガンが掲げられ、教育改革の推進に政策規範としての教育法令が相次いで制定されるようになった。実際、1978年以後に教育制度の基本領域に応じて制定された国家レベルの教育法が11本<sup>16</sup>、教育行政法規だけで16本以上制定されている。これ以外にも教育部によって定められた行政規章は2016年まで70本以上に達している（『中国教育法治発展報告2016』2017:2）。

このような急速な教育法令・法規整備の背景には、第一に「文化大革命」時による教育秩序の破壊と改革開放政策による教育発展の必然性、大学入試制度の回復などが挙げられる。その二は、資本主義経済政策による市場経済の発展とともに近代国家を作るにあたって法による統治、つまり「法治国家」が求められたのである。

現代教育法令は漸進的な積み重ねの中で、歩んできたと言えよう。そして、教育法令の整備と共に、建国以来初の教育改革も1993年の『中国教育改革と発展要綱』の公布を端緒として正式に始まった。それから、2010年に教育改革の更なる推進を目標に制定された『国家中長期教育改革と発展計画要綱（2010-2020）』により、中国における教育改革が新たな展開をみせている。1993年の教育改革の主眼がカリキュラムと教授方法にある（改革探究期）と言うならば、2010年からは教育の質向上を図る学校の管理・運営、地方および国全体の教育政策の推進を目指す教育改革の成熟期であろうと解釈できる。このような意味では、今日の教育改革は教育政策と法・制度を離れて成り立たないし、法・制度が今後の教育改革にもたらす影響は甚大であり、これらを研究対象とするアプローチが非常に有意義であると考えられる。

---

<sup>15</sup>改革開放政策とは、1978年12月中国第11期第3中全会より施行し始まった中国国内に対する改革政策と外国に対する開放政策のことを指す。

<sup>16</sup>教育部『中国教育法治発展報告2016』によると、主な中国教育法律が8本であるとされているが、「中華人民共和国未成年者保護法」、「中華人民共和国残疾人保障法」及び2017年の「中華人民共和国公共図書館法」も教育に関連していると思われるため、教育法に算入することにした。

## 第1節 中国教育法制化の進捗とその特徴

### 1.1 教育法制定の歩み

中国における教育関連法制の歩みは建国初期の探究期と確立期、完備期に分けられる(田 2015:25-26)。

1949-1977 は教育法令の探究期である。この間、中国は社会主義教育体系を標榜し、教育改革を試みたが、国家レベルの教育法令は制定されなかった。1949 年の『共同綱領』<sup>17</sup>の制定によってはじめて教育の性質、目的、研究方法が規定された。そして、『共同綱領』を基盤とし、それをさらに発展させ、1954 年に法体系の頂点となる中国憲法が制定された。1960 年代では各種法規を有する教育条例の草案が制定されたが、教育秩序の維持として機能していただけである。この時期の教育活動は主に政府報告と行政命令によって運営されてきた(郭 2001:67)。

1978-1986 は法令の確立期である。この時期は、改革開放政策の施行、市場経済の導入により社会的ニーズに応じて、画期的な法整備のスタートとなった。1980 年に全国人民代表大会常務委員会によって「中華人民共和国学位条例」が制定され、新中国成立後の最初の教育法となった。それから 1981 年に国務院により「中華人民共和国学位条例暫行実施弁法」が制定され、1986 年には「中華人民共和国義務教育法」が制定され、中国教育法制化の本格的な発端となった。これらの専門的な教育法令法規のほかに、義務教育の普及、発展のために各種の地方教育法規と学校管理規則も作られた。

1987-1999 年の教育法令の完備期では、「中華人民共和国教師法」(1993)、「中華人民共和国教育法」(1995)、「中華人民共和国職業教育法」(1996)、「中華人民共和国高等教育法」(1998) など教育関連法律が相次ぎ制定され、ようやく憲法を基にした基盤的な教育関連法の体系が整えられたと言える。

21 世紀に入って、教育法整備は社会の発展と教育のニーズに応じ、2002 年には「中華人民共和国民営教育促進法」、2017 年には「中華人民共和国公共図書館法」が制定され、より完備された教育法体系の全体像が構築されるようになった。以上のような法整備をもって今日では教育事業発展の基本的且つ指針的な法律が一応確保できたと評価できよう。

### 1.2 教育立法体系の特徴

中国の教育立法の最高機関は全国人民代表大会またはその常務委員会である。これらの機関が法定の権限と一定の民主的手続・審議・過程を通して制定する教育関連の法律が教育法と定義される(羅 1988:16)。広義的に捉える場合、中国の教育立法機関は最高国家立法機関である「全国人民代表大会またはその常務委員会」以外に、国家教育行政機関、地方立法

---

<sup>17</sup>『中国人民政治協商會議共同綱領』のことであって、中華人民共和国成立時に、臨時憲法の代わりに起草し定められた。

機関、地方行政機関などが含まれる<sup>18</sup>。「全国人民代表大会あるいはその常務委員会」による立法を「法」（ただし「中華人民共和国学位条例」は例外である）と称され、国家教育行政機関（国務院、教育部）によるそれを「条例」、「規定」、「規則」と称される。なお、地方立法機関による場合は「地方教育法規」と、地方行政機関による場合は「地方教育規則」となる（図1-1参照）。

中国の教育立法体系を図式にすると図1-1の通りである。

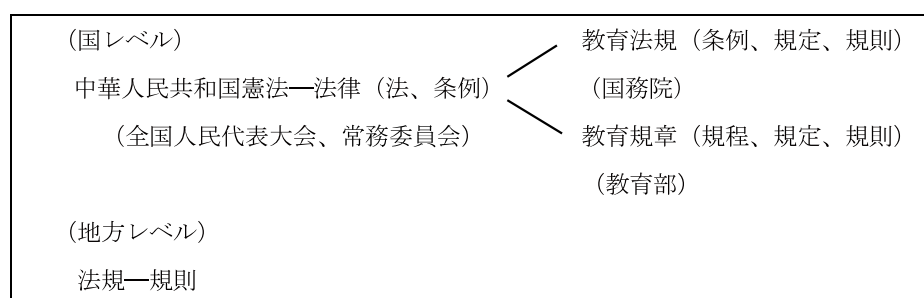


図1-1 中国の教育立法体系

注：全国人民代表大会は日本の国会に相当し、国務院は日本の内閣に相当し、教育部は日本の文部科学省に相当する。

出所：筆者作成

篠原（1998:5）の研究は、中国教育法の立法特徴を二つに分けて述べる。その一は、中国共産党の「決定」・「要綱」・「指示」等が全国人民代表大会および常務委員会により制定される（教育）法律と同等もしくは上位の法的地位を持つという点にある。このような意味では、共産党による「決定」・「要綱」・「指示」は中華人民共和国憲法と同様な地位に立られていることになる。その二は、中国の教育立法体系から見て、地方教育立法の法的地位と法的価値が比較的高い。地方立法の法的地位が高いことは、歴史的に多民族、多人口と広大な国土などの国情によるため、教育の中央集権、統率的な管理に従うものの、地方の管理機能も看過されてはいけない事情があると考えられる。実際、1999年まで、国務院によって制定された教育行政法規が16本、地方教育法規が100本以上に達するという統計がある<sup>19</sup>。また、2017年の研究で「我が国の地方教育立法の内容が多様であり、幅も広く、内容的には義務教育、職業教育、高等教育、民営教育などがある。中でも義務教育を内容とした立法が最も多く223本に達し、地方教育立法総数の26.7%にのぼる」（戴:2017:32）という研究結果も

<sup>18</sup>この立法システムは「中華人民共和国立法法」の規定に則ったものである。「中華人民共和国立法法」において「全国人民代表大会と全国人民代表大会常務委員会に国家立法権を有する」（第7条）。「国務院は憲法と法律に則り、行政法規を制定する」（第56条）。「憲法、法律、行政法規との抵触がない前提で省、自治区、直轄市の人民代表大会及び常務委員は該当行政区域の具体的な状況と実際の必要に則り、地方性法規の制定が可能である」（第63条）。

<sup>19</sup> 中華人民共和国教育部『教育部関与加強教育建設的意見』

[http://www.moe.gov.cn/s78/A02/zfs\\_\\_left/s5911/moe\\_623/201001/t20100129\\_5144.html](http://www.moe.gov.cn/s78/A02/zfs__left/s5911/moe_623/201001/t20100129_5144.html) 2019年5月24日アクセス。

ある。

篠原の指摘する特徴以外に、教育立法の一時性という特徴も挙げられる。一般に、一時性とはしばらくの間だけ起こるという性質を意味するが、ここにいう教育立法の一時性は、これまでの中国教育関連法の立法経緯を概観すると、多くのものが長期的なビジョンの下で熟議のもとに制定されたものではなく、その時々の時勢に迫られて急いで作り出された有り様を指す。

中国教育法体系は五つの階層に分けられる(李 2001:109)。すなわち、中華人民共和国教育法—教育法律—教育行政法規—教育行政規章—地方教育法規と規章の順である。敷衍すれば、憲法を基にした教育法が「第1階層」で、教育法律(「中華人民共和国義務教育法」、「中華人民共和国高等教育法」、「中華人民共和国教師法」など)が「第2階層」、教育行政法規(「障害者教育条例」、「教員資格条例」など)が「第3階層」、教育行政規章(「城郷における義務教育経費保障のメカニズムの更なる完備に関する國務院の通知」のような決定、指示、通知、意見など)である。日本の通達に相当)が「第4階層」、地方性教育法規と規章が「第5階層」である。ここで注意を促したいのは、中華人民共和国憲法は教育原則を規定する教育立法の根本であるが、内容的には教育法の体系的なものに触れていないため、教育法の体系に入れられていないことである。

教育立法の一時性は、まず「第1階層」の教育法に見られる。後述するように、この教育法の制定が国の立法計画により予定された整合的なものではなく、当時の急激な経済改革に呼応した教育改革のための政策規範としての色彩が強く帯びていた。

次に表れたのは「第4階層」の通達(決定、指示、通知、意見など)である。通達の一時的性というのは、教育立法の厳密なシステムを経て制定されず、法制の空白を補うため教育関連の行政マネジメントの必要に応じて一時的に定められたことを指す。ある統計によると、実際、1989-2018年のおおよそ20年間に教育部のみによる教育行政規章が176本にものぼる<sup>20</sup>。厳密にいうと、通達は法律規範の外的表現の一部であって、多くが政府関係の決定の指示として打ち出され、「その規範形式はあくまで政策指示(文書)であり、法規範ではない」(篠原 1998:10)と考えられるが、日本と同じく通達国家ともいえる中国においては、事実上「教育法規」の効力を持っているとされる(忻 1995:29)。「第4階層」の通達は、常にこのような形式と実質間の齟齬により次のようなジレンマに陥ってしまう。教育法の体系が十分に整備されていないといわれる中<sup>21</sup>、その空白を補う役割を果たすために制定された通達は、実質的に法的効力が認められるものの、形の上では「政府文書」に過ぎず、強制性が弱く、執行力も大きく弱まっている<sup>22</sup>。

<sup>20</sup>中華人民共和国教育部 [http://www.moe.gov.cn/s78/A02/zfs\\_\\_left/s5911/moe\\_621/index\\_7.html](http://www.moe.gov.cn/s78/A02/zfs__left/s5911/moe_621/index_7.html) 2019年5月24日アクセス。

<sup>21</sup>周(1996:10)、殷(2005:35)、田(2015:26-28)など参照。

<sup>22</sup>蔡繼樂他『中国教育報』2014年11月26日付。

### 1.3 法制化の不備

中国では、教育法制化の不備は主に法制定時間の遅滞、関連法律の空白、教育法体系の系統性の欠如、法的効力を持つ具体的な実施細則の不備、法令法規の執行力が弱いなどに現れている。

#### (1) 立法の遅滞

国家レベルの体系的な法律構成は国の発展、社会の進歩、民族の復興に繋がるものである。中国における教育法令の形成は、初めに学位条例と義務教育法が制定され、その後教育法が制定された。通常、法体系からみて憲法、教育法を基にして各種法律法規が制定されるという順番となるべきなのに、中国では義務教育法が教育法より先立つこと 9 年にして制定されている。このような国家レベルの最高教育依拠法の時間的な空白は、1995 年までの教育全体の健全な発展と教育法令の体系作り、法の系統的な運営に大きなダメージをもたらしたと言わざるを得ない。

前に触れたように、中国において教育法体系の基本的な構築は 1980 年から 2002 年までおよそ 20 年かけて一応の完成を見せた。「中華人民共和国学位条例」(1980)、「中華人民共和国義務教育法」(1986)、「中華人民共和国障害者保障法」(1990)、「中華人民共和国未成年者保護法」(1991)、「中華人民共和国教師法」(1993)、「中華人民共和国高等教育法」(1993)、「中華人民共和国教育法」(1995)、「中華人民共和国体育法」(1995)「中華人民共和国職業教育法」(1996)、「中華人民共和国民営教育促進法」(2002)、「中華人民共和国公共図書館法」(2017) など 11 部の教育基本法律が制定されている。しかし、日本を含む教育先進国と比べると、立法自体が遅れているほか、時代の変化や社会の発展に応じられず、改正すべきなのに適時なされていないとよく指摘される(任 2015:4、田 2015:26-27、管 2013:72)。教育法制化の遅滞は、教育の質確保という観点から見れば大きな問題である。

表 1-1 日本と中国の主な教育法の比較

国家 公布時間	日 本	国家 公布時間	中 国
(1947)	教育基本法	(1980)	<b>中華人民共和国学位条例 (法律)</b>
(1947)	学校教育法	(1981)	中華人民共和国学位条例暫行実施弁法 (行政法規)
(1948)	市町村立学校職員給与負担法	(1986)	<b>中華人民共和国義務教育法</b>
(1948)	教科書の発行に関する臨時措置法 (教科書臨時措置法)	(1988)	高等教育自学考试暫行条例 (行政法規)
(1949)	社会教育法	(1986)	普通高等学校設置暫行条例 (行政法規)
(1949)	私立学校法	(1988)	掃除文盲工作条例 (行政法規)
(1949)	教職員免許法	(1990)	学校衛生工作条例 (行政法規)
(1949)	教育職員免許法施行法	(1990)	学校体育工作条例 (行政法規)
(1949)	教育公務員特例法	(1990)	<b>中華人民共和国残疾人保障法</b> (1991年実施)
(1950)	図書館法	(1991)	<b>中華人民共和国未成年者保護法</b>
(1951)	博物館法	(1992)	<b>中華人民共和国義務教育法実施細則</b> (行政法規, 2008年廃止)
(1952)	義務教育費国庫負担法	(1993)	<b>中華人民共和国高等教育法</b>
(1953)	理科教育振興法	(1993)	<b>中華人民共和国教師法</b>
(1953)	学校図書館法	(1994)	<b>残疾人教育条例</b> (行政法規)
(1954)	学校給食法	(1995)	<b>中華人民共和国教育法</b>
(1954)	義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法 (中立確保法)	(1995)	<b>中華人民共和国体育法</b>
(1954)	特別支援学校への就学奨励に関する法律	(1995)	教員資格条例 (行政法規)
(1956)	就学困難な児童および生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律	(1996)	<b>中華人民共和国職業教育法</b>
(1956)	地方教育行政の組織および運営に関する法律	(2000)	<b>中華人民共和国国家通用語言文字法</b>
(1957)	特別支援学校の幼稚部および高等部における学校給食に関する法律	(2002)	<b>中華人民共和国国民教育促進法</b> (2003年実施)
(1958)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 (行政法)	(2003)	中華人民共和国中外合作弁学条例 (行政法規)
(1958)	公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律	(2004)	中華人民共和国国民教育促進法実施条例 (行政法規)
(1958)	学校保健安全法 1958	(2004)	終身教育促進条例 <sup>23</sup> (地方行政法規)

<sup>23</sup> 終身教育とは生涯教育のことを指し、国レベルの法律は制定されていないものの、福建省、河北省、雲南省、上海市、太原市、成都市、宁波市など7つの省市によって生涯教育促進条例を公布した。

(1962)	義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律	(2012)	教育督導条例（行政法規）
(1962)	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（教科書無償措置法）	(2012)	校車安全管理条例（行政法規）
(1974)	学校教育の水準維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法	(2015)	博物館条例（行政法規）
(1975)	私立学校振興助成法	(2017)	<b>中華人民共和國公共図書館法</b>
(1990)	生涯学習の振興のための施策の推進体制などの整備に関する法律（いわゆる「生涯学習振興整備法」） 1990		
(1997)	日本私立学校振興・共済事業団法		
(1997)	小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律		
(2003)	国立大学法人法		
合計	31 本（教育法律）	合計	27 本（教育法律が 11 本、教育行政法規が 16 本）

注：1 中国側の教育法における下線の部分は主な上位法である。

2 上記の諸法の種類は現行法・教育関連法に属している。

3 日本の現有法と比較しながら網羅したものである。

4 本表の教育法律・法規は主に「現行法」、「教育法」、「教育行政法規」のキーワードで検索してまとめたものである。

出所：日本文部科学省HPと中華人民共和国教育部HP、北大法宝HPにより筆者作成。

表 1-1 は、日本と中国の教育法令を比較的にみたものである。中国の法制化進展が全体的に日本に遅れていること、実定法律（行政法規除外）の上位法は中国より日本のほうが遥かに多いことが明らかである。

繰り返し指摘してきたように、中華人民共和国成立（1949 年）から改革開放（1978 年）まで、この間に正式な教育関連法律は制定されなかった。1980 年「中華人民共和国学位条例」の制定が、中国教育法の発端となり、その後、教育改革発展と社会的ニーズに応じて義務教育法をはじめ、11 本の教育基本法律が制定された。しかし、時間を軸として見ると、中国の義務教育法は日本の学校教育法より 39 年遅れて制定されているし、中国の「教育母法」とされる教育法は日本の教育基本法より 48 年も遅れている。また、高等教育法と教師法の制定も日本の学校教育法と教職員免許法より 44 年ほど遅れる。

さらに、教育法体系の構成から検証すると、筆者の知る限り、日本では 1947 年以来、憲法を含めて、教育基本法律（義務教育関連行政法 1 本含む）が総計 32 本も制定されている。それに対して、中国の教育関連法律は上述した 11 本の基本的な法律を除き、殆どが下位法の行政法規に属する。行政法規は行政事務を遂行するために法律に基づいて発せられ、適切且つ迅速に多種多様な教育ニーズに対応できるメリットがあるものの、その効力はやはり法律には及ばない（岡本 2016:4-5）。

上述のように、中国では義務教育法をはじめ、諸法の制定時間は相対的に遅れている。と



りわけ「教育母法」となる教育法の制定の遅滞はこれを基盤とする教育関連法制の制定に時間的な制約をもたらすことになる。実際に、教育法体系の推進と教育行政の法律主義の理念の下で中国はかつて「六修五立」<sup>24</sup>（以下「六修」と「五立」と略す）の立法計画（2010）を立てたが、今日において「六修」のうち「職業教育法」を除き5本の法律の改正が実現されたが、「五立」のうち1本も実現されずにいる。周（2016）は、2010年以来「五立」が実現されていないことについて、中国の教育立法方法の改革が必須であり、教育立法のスピードを高めるべきであると指摘する<sup>25</sup>。

今後、教育改革のニーズに応じて教育関連法の空白を補える法整備と現行法をさらに整備させるための改正作業が同時に求められており、喫緊の課題となっている。

## （2）教育法体系の系統性の欠如

中国では、教育法体系の系統性の欠如も大きな問題である。

図 1-2 と図 1-3 の比較から分かるように、日本の教育法体系は日本国憲法の基に、法律—政令（施行令）—省令（施行規則）の上下位法の順に学校、教職員、社会および教育行政など教育全般に関して詳細に規定されていることが特徴である。学校教育法を例として具体的にみると、上位法である学校教育法から下位法である学校教育法施行令へ、さらに学校教育法施行規則へと基本的な法律の枠組を構成しており、体系性が鮮明に現れている。

一方、中国の教育法体系は日本のそれと大きく異なっている。その一は、上位法と下位法のメカニズムが体系的に整っていない。まず、上位法の範囲内において行政にいかなる権限が付与され、あるいは執行されるかが明確に記載されるべく施行令、施行規則が殆どすべての法律に付随していない。また、法律に代わって行政法規や部門規定が数多く制定されている（例えば、日本の学校給食法に相当する「学校食品安全と栄養健康管理規定」がその典型例である）。その二は、法制定の順位性において、前述の通り、「教育母法」と呼ばれる教育法は他の教育関連法に遅れて制定された（表 1-1 参照）。

このような法制定過程に見られる非体系性の問題について、かつて篠原(1996:101)は、次のように分析する。「教育法に関していえば、その制定が立法計画により予定された整合的なものではなく、近年の急激な経済改革に呼応した教育改革のための政策規範としての緊急性をもっていたことを意味している。つまり、教育法は教育政策の法規範化されたものという解釈が成り立つ」。

中国は地域が広く、人口も多く、状況が複雑で発展が不均衡であるため、行政法規の制定を優先させ、各地の先行を通して、国の立法のための経験を積むことが大事である。そのため、確かにある論者がすでに指摘したように、教育法制の整備と教育法令の不備問題を解決

<sup>24</sup> 「六修五立」とは、教育法、職業教育法、高等教育法、学位条例、教師法、民営教育法など6本の法律の改正と学校法、考試法（試験法）、学前教育法（幼稚教育法）、生涯学習法、家庭教育法など5本の法律の制定のことである。

<sup>25</sup> 周洪宇（2016）「教育立法仍有三関要『聞』」

[http://www.moe.gov.cn/jyb\\_xwfb/s5148/201601/t20160105\\_226863.html](http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/s5148/201601/t20160105_226863.html) 2019年4月13日アクセス。

するには、一方的に上位法の制定を求めなくてもよいと考えられる<sup>26</sup>。しかし、その結果、「上下級教育法律、教育法令・法規とその他の教育法令法規の間および同一法律の具体的な制度・規定の間に若干のズレが生じ、矛盾するところがある」管（2013:71）という問題も無視できないのである。

### (3) 実施細則の不備

法的効力を持つ具体的な実施細則の不備も明らかである。中国では、実際、義務教育法が制定され、その「実施細則」が7年も遅れて整備されてきたが、2008年に至ると廃止の運命を辿り<sup>27</sup>、現在、中国の義務教育法はその実施に依存可能な細則法規が存在しないことになっている。また、教育法のうち、民営教育促進法、教師法、障害者保障法を除き、正式且つ具体的な実施細則、条例が整備されていない（図 1-3 を参照）。

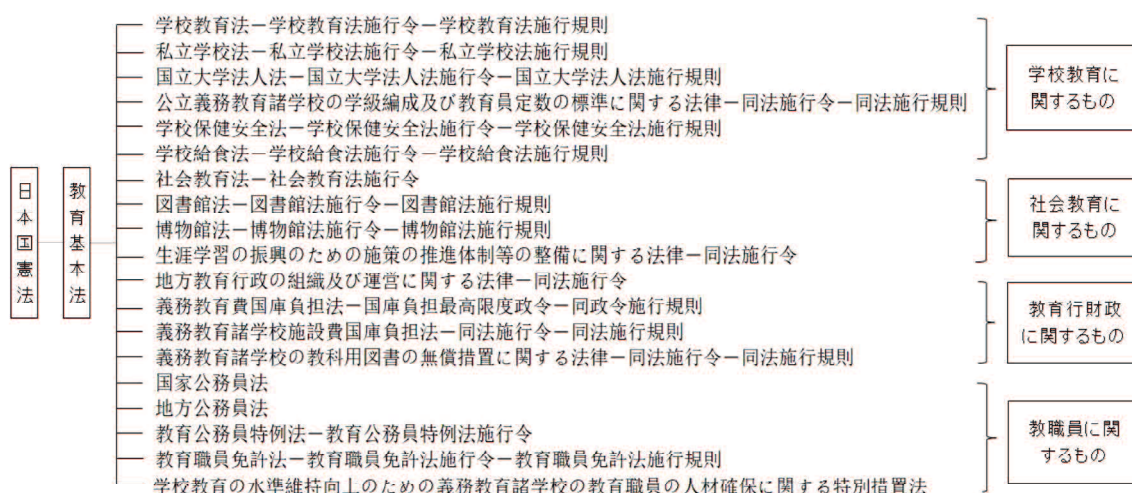


図 1-2 日本の主な教育法令

出所：岡本徹ほか『新しい時代の教育制度と経営』ミネルヴァ書房 2009年2頁（筆者により一部修正）

<sup>26</sup>周洪宇（2018）「40年教育法治建設回顧与展望」

[http://www.jyb.cn/rmtzgjjsb/201812/t20181225\\_126942.html](http://www.jyb.cn/rmtzgjjsb/201812/t20181225_126942.html)、2019年4月13日アクセス。

<sup>27</sup>「中華人民共和国義務教育法実施細則」廃止問題に関して、筆者は2018年9月、中国教育部HPの「問政策」（政策について問う）に問い合わせた結果、「実施細則」は2006年義務教育改正法に代えられ、今後新たな「実施細則」の制定予定はないという回答があった。

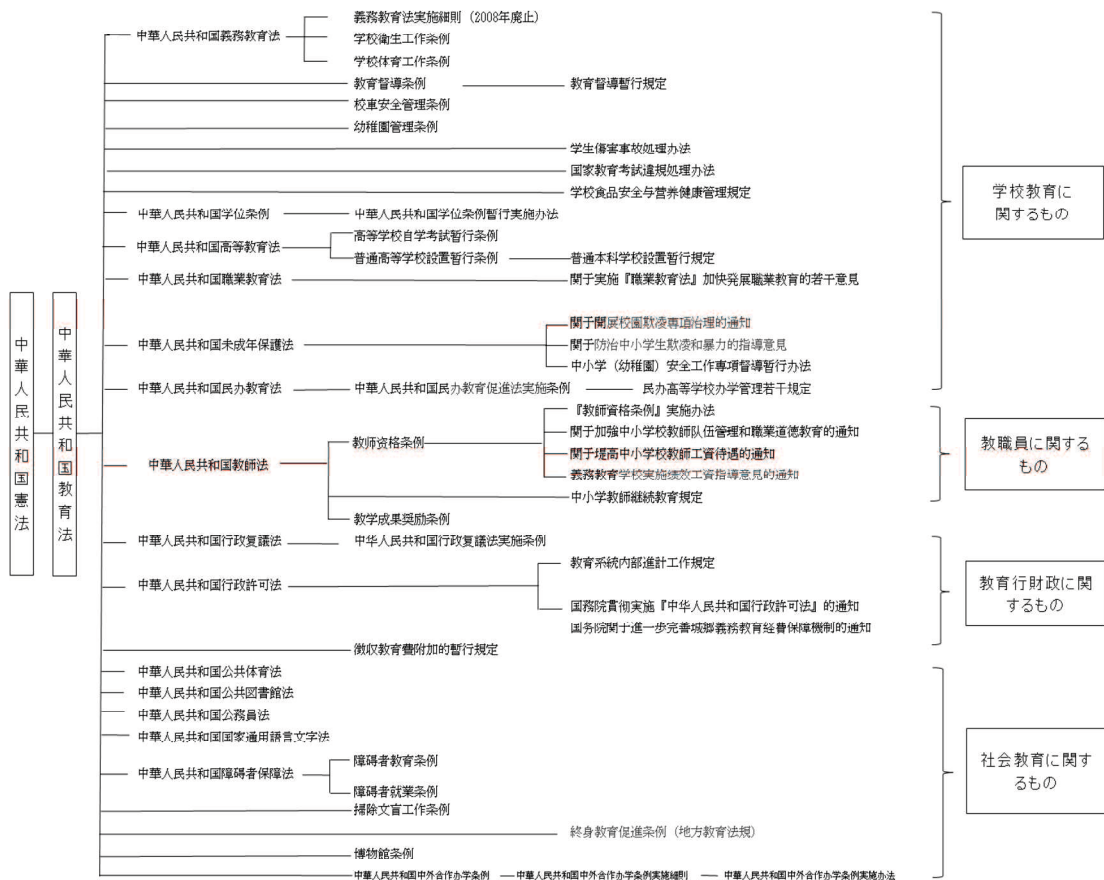


図 1-3 中国の主な教育法令

出所：中華人民共和國教育部、北大法宝、中国人代網のデータに従い、筆者作成。

#### (4) 教育法令法規の執行無力

中国の教育法規の最も大きな問題として執行力が弱いことが挙げられる。例えば、「学校を重点学校と普通学校に分けることを禁じる。学校は重点クラスと普通クラスを分設してはいけない」（義務教育法第 22 条）とあるが、公立学校において依然として存在している<sup>28</sup>。また、教師法の場合も同様である。教師法実施前の 1992 年から生じた教員給与の遅配問題は、同法の制定と実施によって、決して完全に解決できたわけではない。1995 年末の報告によると、14 の省（中国全国に 23 省がある）、自治区には教員給与の遅配があり、遅配金が 9.3 億元にのぼっていた<sup>29</sup>。最近、陝西省教育庁の調査では、2012 以来、同省にある

<sup>28</sup> 現在において重点クラスと普通クラスという呼び方はないが、「5・4 班」と命名し、小学校六年目に希望校の「5・4 班」選抜進学試験と面接を受け、合格すれば中学校に進学し、特別クラスとして 4 年間勉強することができる。

<sup>29</sup> 全国人大常委会執法检查组関与検査『中華人民共和國教育法』執行情況的報告。中国人大網 www.npc.gov.cn。2019 年 5 月 8 日アクセス。

延安県の農村義務教育教員の給与と各種手当が遅配となったことが明らかになった<sup>30</sup>。

厳密にいうと法律そのものに関する事例ではないが、1993年に制定された『中国教育改革と発展綱要』では、20世紀末までに教育投資を国内GDPの4%に達すると明確に示したが、統計によると、財政的教育経費の支出が2012年になってようやく4%に達した(田2015:27)。予定より10年以上も遅れて実現できたのである。なお、後述するように、国家『義務教育課程設置実験方案(プラン)』(2001年)においてカリキュラムの均衡的編成原則と総合性・選択性のある編成原則が強く打ち出されたが、義務教育の現場である小学校がすべて編成原則通りに実施しているとは到底言えない(第4章参照)<sup>31</sup>。

周知のように、日本の場合、政権は幾度もの交代を繰り返し、時期によっては異なる改革方針が打ち出されたが、義務教育は安定的で秩序正しい発展を遂げ、政治変動による過大な影響を受けることなく、発展してきた(中国総合交流センター2013:252)。日本の教育体制の最大の特徴は法律に依拠し、教育法令の絶えず整備して教育発展を保障し促進しているところにある(高2006:118)。今後、広大な国土を有する中国にとって義務教育の効果的且つ秩序ある管理を如何に実現するかが重大な課題である。教育法律体系や管理制度の整備の分野において更なる努力と改革が求められるが、紙幅の関係で、法整備についての詳細な検討は次章に譲る。

## 第2節 義務教育に関する実定法上の規定

義務教育制度の構築は明確な法的根拠が必要であり、法的保障があつて初めて成り立つものといえよう。日本は世界でも有数の教育大国として知られている。特に、日本の教育法令の系統性と教育システムの完備について近年中国から注目されている。本節では、日本の義務教育制度の構築に関する関連法の規定を視野に入れつつ、中国義務教育制度をめぐる関連法の最もベースとなる規定を明らかにする。

### 2.1 憲法上の関連規定

中華人民共和国憲法は中華人民共和国の根本法であり、最高の法的効力を有し、人民主権、基本的人権の保障と社会主義法治、民主集中制を原則とする。現行法は中華人民共和国の成立後の1982年制定の憲法であつて、それぞれ1988年、1993年、1999年、2004年の4回の改正が行われた。本法は全部4章で構成され、「第1章総綱」、「第2章権利と義務」、「第3章国家機構」、「第4章国旗国歌国徽首都」と併せて138カ条から成り立っている。教育(義務教育)に係る主な憲法上の規定は以下の通りである。

---

<sup>30</sup> 2012以来、中国延安県の農村義務教育教員の給与と各種手当が遅滞になったことが陝西省教育庁の調査によって確認できた。[http://www.moe.gov.cn/jyb\\_xwfb/s5147/201904/t20190426\\_379589.html](http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/s5147/201904/t20190426_379589.html)。2019年、5月8日アクセス。

<sup>31</sup> 筆者の子どもが通う小学校ではカリキュラムが構成されても、実施していないことがあった(2017年11月)。

## ○教育事業の発展目標（第19条）

国家は社会主義教育事業を発展させ、全国人民の科学文化レベルを高める。

国家は各種学校<sup>32</sup>を建設し、初等義務教育を普及し、中等教育、職業教育と高等教育を発展させるとともに、就学前教育を発展させる。

国家は各種教育施設を発展させ、文盲をなくし、工人、農民、国家公務員とその他の労働者に対し、政治、文化、科学、技術などの業務教育を行い、自修を奨励する。

国家は集団経済組織、国家企業事業組織とその他の社会組織が法律の定めたところに従い各種の教育事業の挙行を励む。

第19条の前段では国の教育事業の中核として国民の科学文化レベルの重要性を明記しており、後段では義務教育の普及を含めて、各種学校の建設を発展させ、文盲をなくすことを定めている。

膨大な人口問題をかかえる中国において完全に文盲をなくすには義務教育の普及および成人教育の徹底的な実行は欠かせないものである。

国の発展は教育を離れて成り立たない。憲法の「総綱」中の第2条に、法律に従い文化事業（広い意味での教育関係事業と理解したい）を経済管理と同じレベルの位置に置き定めたことに、教育に対する高度な重視の姿勢が見てとれる。これに対して、鄧小平は1985年5月の全国教育事業会議で、「我が国の国力の強弱と経済発展の後押しはますます労働者の資質と知識人の数と質にかかわってくる。10億人口の大国で、教育を発展すれば、人材資源の巨大な優勢は世界どの国も匹敵できないものであろう」（鄧1990:149）と指摘する。

## ○教育を通しての精神文明の建設（第24条）

国家は理想教育、道徳教育、文化教育、規律と法制教育、そして郷村における各範囲での群衆に対する規定と公約を

制定し、実行することを通して、社会主義精神文明の建設を強める。

精神文明建設には教育の科学文化建設と思想道德建設に分けることができる。科学文化建設は全民族の科学・文化・資質問題を解決することであり、思想道德建設は全民族の精神支柱と精神原動力の問題を解決することを目的としている。中でも道徳教育をみると、中国特色的な精神文明建設の柱とされている。これが著しく法制化されたことでその重要性が看過されてはならない。特にこれを義務教育の段階において考える場合なおさらのこととなる。

2016年、国家意志と民族優秀文化の重要な伝承として、義務教育における「道徳と法治」、「語文」（国語）、「歴史」の教材の審査、採用などが行われた。焦新は「これらの教材編集

<sup>32</sup> 各種学校とは就学前教育、普通初等教育、普通中等教育、職業教育、普通高等教育及び特殊教育、成人教育の学校を指す。

はすべて徳育を優先させる方針で、青少年の思想道德教育においては重要かつ特殊な役割を果たす<sup>33</sup>と指摘する。これは義務教育における精神文明建設の中核となる道德教育の立法状況と学校現場における実行実態を見据えたものであり、義務教育における教育問題の発見と問題解決を企図する構想でもある。

### ○教育を受ける権利と義務（第46条）

中華人民共和國公民は教育を受ける権利と義務を有する。

国家は青年、少年、兒童の道德、知力、体力などの面の全面發展を培う。

憲法第46条第1項は、教育を受ける権利と義務を、第2項では教育目標として、道德、知力、体力の全面發展について定めている。

実は、憲法第46条第1項の「公民は教育を受ける権利と義務を有する」について、長期間にわたって、論議が行われている。権利と義務はある意味で同一にしてみてもいけない。権利は主観的権利と利益であり、義務は責任と負担となるため、このような規定は非常に特殊であり、一見矛盾するように見える。1982年、新しい憲法の制定後、すぐ「権利を必ず行使しなければならないとすれば、それは義務と変わらないので、概念的混沌をもたらすことになる」と疑問視されていた(何1998:248)。しかし、憲法学者である肖蔚云(2004:246-247)は、「公民のある基本権利は同時に義務でもあることは公民の権利と義務の一体性の現れである。新憲法において公民は教育を受ける権利と義務を有することを規定するのは、公民が教育を受けることは単に知識を獲得し、文化と科学レベルを高める権利だけではなく、社会主義現代化建設に尽くすべき義務でもある」とする。また、折衷的な見解として、呉(2008:144)は「公民が教育を受けるのは二重の権利と義務の関係である。まず、公民は教育を受ける基本権利を有し、国家としては公民の教育を受ける権利を実現させる義務がある。次に、公民は教育を受けさせる基本義務を有し、国家としては公民に教育を強制的に受けさせる権利がある。強調すべきは、教育段階の違いにより、国家と公民の間の権利と義務の内容も大きく変わる」としている。

そして、第2項においては、資質の全面發展を強調し、道德の重要な地位が再び提起されている。

一方、日本の場合を見てみると以下のような規定がある。

日本国憲法は1946年11月3日に公布し、翌1947年5月3日に施行された。全部で11章103箇条からなる日本の根本法として知られている憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原理としている。本法は「第1章天皇」、「第2章戦争の放棄」、「第3章国民の権利および義務」、「第4章国会」、「第5章内閣」、「第6章司法」、「第7章財政」、「第8章地方自治」、「第9章改正」、「第10章最高法規」、「第11章補則」から構成されている。

<sup>33</sup> 『中国教育報』2016年9月1日付。

中国憲法は制定以来幾度も改正が行われたことに対し、日本国憲法は、一度も改正されたことがない。以下では、憲法上の義務教育関連の定めを見てみよう。

### ○法の下での平等（第 14 条）

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的、又は社会的関係において、差別されない。

本条は国民の平等権を保障することを宣言したものである。

平等は、自由と並んで人権保障の最も基礎的なものとなる。本条について、「個人の尊重の原理に基づいて、すべての個人が同等に尊重される。人間には貴賤はなく、特定の人々を差別することは禁じられる」（『解説教育六法』2017：22）と解釈されている。人を差別してはいけないことを形式的のみならず、実質的に保障するという基本理念であろうと考えられる。また、「法の下での平等」について、牛（2011:68）は「『法の下での平等』とは、法が、人種、信条、性別などにかかわらず平等に適用されることを意味するだけではなく、法の内容が平等であることも意味している」と指摘している。

憲法の平等原則の下で、義務教育においても、人種、性別、能力、財力などによって、差別的な取り扱いをすることは許されないし、同一条件の下で、平等に教育を受けさせることを保障しなければならないことになる。

### ○教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償（第 26 条）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

憲法第 26 条第 1 項は、教育を受ける権利を、同条第 2 項では義務教育と義務教育の無償について定めている。

中国憲法において「中華人民共和国公民は教育を受ける権利と義務を有する」という文言は教育を受ける者に対する権利と義務を一体化したことに対し、日本国憲法は権利と義務をそれぞれ二つの主体に対し、はっきり分立させたものである。教育を受ける権利は、教育を受け取るだけではなく、その背後には、国民一人一人の学習権があると考えられる<sup>34</sup>。第 2 項では、すべての国民に対し、その保護する子どもに、義務教育を受けさせることを求めており、それを国民の義務として定め、普通教育が義務教育であること、義務教育の無償の範囲については、授業料の不徴収を意味すると解釈されている<sup>35</sup>。憲法における教育を受ける権利と義務について、「本条は、教育に関する最も中心的な人権規定である。1 項の教育

<sup>34</sup> 最高裁大法廷判決昭和 51 年 5 月 21 日。

<sup>35</sup> 最高裁大法廷判決昭和 36 年 2 月 26 日。

を受ける権利は、学習を通じて人格的に成長することを権利として保障している。それはまた、教育機会均等、義務教育の無償、国の教育条件整備義務などの教育法上の基本原理とも関連し、国に対して教育制度を整えることを義務づけている。教育を受ける権利はすべての国民に保障されるが、成人に対する社会教育の他に、特に子どもに学校教育を受けることを保障している」し、また「本条2項は、子どもの親（親権者）に教育を受けさせる義務を定める。親の義務は義務教育との関係で、子どもを就学させる義務（学校教育法17条）と義務違反に対する罰則（同144条）に具現化されている」（『解説教育六法』2017：32頁）とされる。2条後段の義務教育の無償の範囲については、授業料の不徴収を意味するとするのが判例である<sup>36</sup>。

## 2.2 教育法上の関連規定

中華人民共和国教育法（以下「教育法」と呼ぶ）は1995年3月第8期全国人民代表大会で通過し、同年9月に施行された。教育法は教育に係る最も根本的な法律で、権威的、指導的な最高地位に位置し、2009年、2015年と合わせて2回の改正が行われた。本法は全部10章で、「第1章 総則」、「第2章 教育の基本制度」、「第3章 学校およびその他の教育機関」、「第4章 教員およびその他の教育関係者」、「第5章 教育を受ける者」、「第6章 教育と社会」、「第7章 教育投資および条件保障」、「第8章 教育の対外交流および協力」、「第9章 法律責任」、「第10章 附則」、計84箇条から構成されている。「中華人民共和国境内におけるあらゆる教育は、本法に適用する。」（同法第2条）とあるように、教育法の制定により、中国の教育関係事業の発展、管理監督および立法原則においてはじめて基礎的な法的根拠が誕生したわけである。

### ○教育の目的（第1条）

教育事業を発展し、全民族の資質を高め、社会主義文明と精神文明建設を促進するために、憲法に基づき、本法を制定する。

教育法の第1条は、教育の目的を「教育事業の発展」と「民族資質を高める」、「社会主義文明と精神文明建設を促進する」と定めている。

本条において「教育事業の発展」と「社会主義文明と精神文明建設の促進」は社会全体における教育への要請であって、理想教育、道徳教育、文化教育、規律と法制教育の実行を通して、社会主義精神文明の建設を強める憲法の求める価値に一致しており、「民族資質の向上」は国民個人としての資質の向上から教育への要請である上に、国の社会主義精神文明建設の一環とも相通じるものである。

<sup>36</sup> 最大判昭39年2月26日判時363-9。



## ○教育の機会均等（第9条）

中華人民共和国公民は教育を受ける権利と義務を有する。

公民は、民族、種族、性別、年齢、職業、財産および宗教にかかわらず、法律により等しく教育を受ける機会を有する。

第9条第1項は、憲法の46条の教育を受ける権利と義務を、第2項は憲法の第33条の法の下での平等を、教育の領域において実現するという趣旨で規定されたものである。

本条における「等しく教育を受ける機会を有する」とは、中国国民であるかぎり誰でも平等に教育を受けることができることである。この平等はまた国家としての法制の十分な保障のないかぎり、実現は不可能である。平等性を考える場合、教育を受ける段階を大きく義務教育段階と非義務教育段階の二つに分けることができると考えられる。義務教育段階における平等は憲法、教育法および義務教育法においてすべて法制化されたもので、非義務教育段階においては「教育を受ける権利」の有効性を保ち、法的な保障としての完全な平等の実現は難しい。そこには競争的な概念が含まれ、「平等」という規制で帰結することができない。

義務教育段階において、呉(2008:144)は「義務教育段階における教育を受ける権利は公民の社会生活を実現する基礎の一つであり、十分な生活技能の獲得、社会経済生活の中での立脚点の平等が保障できるし、自分の生活の基本的な必要に満たされ、もっと精神文化的な追求ができるのである。公民に基本的な教育を受けさせるのは、現代国家としての義務であり、公民は国家に教育を受けるための普遍的、無償の義務教育の条件を提供させるよう要求できる」と述べる。義務教育段階における教育を受ける権利と義務を有することに鑑み、「平等」の享受を実現することを宣言したものである。

## ○義務教育（第18条）

国家は九年制義務教育制度を実施する。

各レベル人民政府は各種の措置を採用し、学齢児童・生徒の就学を保障する。学齢児童・生徒の父母その他の保護者および関係する社会組織、個人は学齢児童・生徒に規定の年限の義務教育を受けさせる義務を有する。

本条の第1項では義務教育の年数を9年と定めたもので、第2項では、国として学齢児童・生徒の就学を保障することと学齢児童・生徒に義務教育を受けさせる父母、その他の保護者および関係する社会組織または個人の義務として定められた。いわば就学権と就学させる義務を法制化されたものであり、義務教育法制度の基本原則が構築されたことを示す。

一方、日本の場合は、以下のような規定が設けられている。

教育基本法は日本の教育に関する根本的、基礎的な法律であり、原則を定める法律である。また、教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから「教育憲

法」とも呼ばれる。教育制度全体を通じる教育理念と教育原理を宣言する法律として、全部 4 章で、18 箇条の法律条文で構成されている。「第 1 章 教育基本法の目的および理念」、「第 2 章教育の実施に関する基本」、「第 3 章教育行政」、「第 4 章法令の制定」で成り立っている。教育基本法は 1947 年に制定し、2006 年になって初めて改正を行ったものである。「改正教育基本法は、戦後 60 年余り日本教育法令の根幹を占めてきた旧教育基本法に関して、現代という時代に対応しつつ、かつ今の時代の政治的、社会的な要求により必要な理念の追加、修正がなされたものということができる」（『解説教育六法』2017：43）。

### ○教育の目的（第 1 条）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家および社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

教育基本法第 1 条では、教育の目的を、「人格の完成」と「国民の育成」と定めた。

「人格の完成」とは、個人の価値と尊厳との認識に基き、人間の具えるあらゆる能力を、できるかぎり、しかも調和的に発展させることであるとされている<sup>37</sup>。人格の完成した人間の育成が実現されてはじめて、健やかな国民の形成が成り立つのである。

「国民の育成」については、「平和で民主的な国家および社会」という国家作りの憲法の基本理念をもとに、心身ともに健康な国民の育成を目指すことである。

あらゆる機会に、あらゆる場所において人格完成を目指す国民の育成教育である。

### ○教育の機会均等（第 4 条）

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

本条は教育基本法における第 4 条第 1 項の規定ですべての国民が教育を受けることを法的に平等に取り扱うことを規定したものである。

これは、憲法第 26 条の「すべて国民は、教育を受ける権利と憲法第 14 条における法の下の平等を教育（義務教育）領域において具現化して実現する」という趣旨で定められたものである。本条における解釈として論点となる「ひとしく、その能力に応じた」の意味について、解説が二つある。「これにつき、能力以外の理由で差別をしてはならないと解する説（憲法学説）と子どもの能力発達の仕方に応じた（発達の要求・必要に応じた）教育が保障されると解する説（教育法学説）とが対立している」（『解説教育六法』2017：49）。これについて、「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地のいかんにかかわらず、等しく教育の機会を提供することをいうが、すべての児童生徒に同一の教育を与えることを意味

<sup>37</sup> 「教育基本法制定の要旨について」文部科学省HP文部省訓令第 4 号昭和 22 年 5 月 3 日。

するものではなく、個人差に応じる教育を施すものである」と解釈されている<sup>38</sup>。

教育全体から、特に義務教育の視点からみて、子どもそれぞれの個性や独自性に注目して行われる形式的ではなく、実質的な教育こそが本当の意味での「機会均等」の実現であると考えられる。

### ○義務教育（第5条）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家および社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

国および地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担および相互の協力の下、その実施に責任を負う。

国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

本条第1項は子どもを就学させる義務として義務教育のことについて規定したものであって、第2項は義務教育の目的について、第3項は義務教育の機会保障の国および地方公共団体の責任について、第4項は義務教育の無償について法的に定めたものである。

第1項にある保護者として、子どもに教育を受けさせる義務は就学義務であって、同内容は憲法の第26条第2項を前提とした規定であって、また、学校教育においては第16条では義務教育の年数と第17条では就学義務と子どもの就学年齢について、具体的に規定してある。よって、普通教育を受けさせる義務について次のような判例がある。「就学督促を無視した母親が罰金8000円に処せられた事例」<sup>39</sup>がある。

また、第2項にある義務教育の目的については、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培う」とこと「国家および社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」ことに規定されたものである。前者は個人の有する能力を伸ばすこと、後者は社会からの求める能力の育成を目的としたものである。

義務教育の無償については、憲法第26条第2項に「義務教育の無償」と規定し、義務教育の無償は授業料不徴収とされている<sup>40</sup>。

以上、教育目的からみて、日本の教育基本法は人としての人格育成をより重視しているのに対して、中国の教育法は教育のイデオロギー的色彩が濃いことが分かる。教育の目的において、国民資質の向上を図るとともに、教育を通しての国家建設を実現する狙いもうかがわれる。また、「教育の機会平等」の面において、中日両国とも「教育を受ける」義務と平等性を強調している。いずれも、教育上差別をしてはいけないことが打ち出されている。しか

<sup>38</sup> 文部科学省 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/about/004/a004\\_03.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_03.htm)

<sup>39</sup> 岐阜家判昭51年2月12日判例。

<sup>40</sup> 最大判昭39年2月26日。

し、中国の場合、二元化社会構造にある都市と農村間の格差の拡大は、教育格差を生み出し、現に「不公平」が目立っている。このような意味では、法による教育が徹底されず、まさに教育発展途上国であると言えよう。一方、日本の場合、一体化された教育は社会構造によって変わることがないという点においては機会均等の法的実現が確保されたと言える。さらに、中日とも「義務教育」に関する規定を明確にしているが、学齢児童・生徒の就学を保障する国と地方公共団体の責任を強調した以外に、日本の場合「個人の有する能力を伸ばすこと」、「社会に生きる力の基礎養成」と「国民として基本的な資質の養成」などが改めて強調されたことに特徴がある。中国と比べると、日本のほうがより個人としての生きる力と資質の養成を法的に強調されている訳である。

### 2.3 教師法上の関連規定

中華人民共和国教師法（以下「教師法」と呼ぶ）は1993年10月31日、第8期中国人民代表大会常務委員会第4回会議で可決されたものである。本法の目的は「教員の合法的權益を保障し、良好な思想道徳修養と業務資質のある教員団体を建設し、社会主義教育事業の発展を促進する」（第1条）ことにある。本法の基本的精神は、教員の基本權益を保護する法律で、教員の待遇と社会地位の向上を保障し、教員の規範化管理と教員全体の資質の向上と不断の優化を確保するものである。本法は9省に分けて、「第1章 総則」、「第2章 権利と義務」、「第3章 資格と任用」、「第4章 培養と訓練」、「第5章 審査」、「第6章 待遇」、「第7章 奨励」、「第8章 法律責任」、「第9章 附則」、併せて43箇条から構成されている。中国においては日本の教員免許法のような独立した法律はないものの、教師法第3章の「資格と任用」がそれに当たるものである。

#### ○資格の要求（第11条）

教員資格の取得に必要な学歴は：

幼稚園教員資格の取得は、幼稚師範学校およびそれ以上の学歴が必要；

小学校教員資格の取得は、中等師範学校およびそれ以上の学歴が必要；

初級中学校教員、初級職業学校の文化、專業の教員資格の取得は、高等師範専門学校またはその他専門専修およびそれ以上の学歴が必要となる。

本条では、教員資格の取得に必要な学歴について、各教育段階に応じて規定されたものである。教育の質を保証する視点から学歴の基本要求は必要であろう。

## ○資格の認定機関（第 13 条）

小・中学校<sup>41</sup>教員資格は県レベル以上地方人民政府教育行政部門から認定する。中等専門学校、技術系学校の教員資格は県レベル以上地方人民政府教育行政部門から関連主管部門を組織し、認定する。普通高等学校の教員の資格は国务院あるいは省、自治区、直轄市教育行政部門あるいはその委任された学校から認定する。

本条は教員資格認定機関について、定めたところである。

教師法において教員資格の認定機関がそれぞれ違い、評価基準の設定と評価方法などに統一性がない。戴（2014：6-8）は「教員資格認定が静態化であり、動態力が不足している。具体的な表現は教員資格の認定機関の認定資格の規範が要求され、教員資格証の終身化管理と単一性、あるいは教員資格証の学科と地域間での流動がない限り、教員の専門資質の上達状況が体现できない。これらの問題は我が国の教員養成を妨げ、我が国と世界との同調した資質の教員育成に不利である」と指摘する。今後、改正を考えるべきであろう。

## ○教員の待遇（第 25、26 条）

教師の平均賃金水準は国家公務員の平均賃金水準に準ずる。それと同等あるいはそれ以上とする。さらに、逐次高めることとする。正常な昇給制度を設立することの具体方法は、国务院により規定される。

小・中学校教師と職業学校教師は教歴手当と他の手当を享受する。具体的方法は、国务院教育行政部門と他の関連部門が制定する。

第 25 条と第 26 条は主に教員の待遇について規定したものである。

教員の給与保障はいわゆる教育の質と総合発展の保障の基礎ともなる。2010 年『要綱』の制定を受けて、教育部は「2016 年全国義務教育均衡発展監督評価報告」の中で鄉村における教員の待遇問題を義務教育の均衡ある発展の一重要な課題として位置付けた。中国は 2009 年 1 月から義務教育段階で全面的に新しい教員収入配分の改革政策を実施し、義務教育学校の成果給（「績効工資」<sup>42</sup>）制度を取り入れた。義務教育における成果給の公布後、多くの地方政府は相関政策を制定し、実行に移り、一部の地区では、特に元々給料の低い中部と西部地区の教員の収入が一定の比率で増加したといわれる（呉 2015:60）。政策は義務教育事業発展に積極的な役割を果たしたのである。

一方、日本は中国の教師法に当たる法律として教育職員免許法がある。主な内容は以下の

<sup>41</sup>小・中学校教員は幼稚園、特殊教育、普通中小学校、成人初等中等教育機構、職業中学校及びその他の教育機構の教員のことを指す。

<sup>42</sup>「績効工資」とは、職員の採用された職場を中心に、職場の技術性、責任、労働の強度と環境の優劣により、職のレベルを決め、企業の経済利益と労働力の価値水準により総給与を決め、職員の労働成果と労働の報酬を支払う依拠とする。これは労働制度、人事制度と給与制度が厳密に結合された給与制度である。国务院常務会義で「義務教育学校における成果給の実施についての指導意見」の審議通過より、義務教育学校の正式な職員は 2009 年 1 月 1 日から成果給を実施する。

ようである。

教育職員免許法（以下「免許法」という）は1949年に制定され、この法律の目的は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。この法律において、「教育職員」とは、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校）並びに就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

本法は合わせて5章と附則で構成され、「第1章 総則、第2章 免許状 第3章 免許状の失効および取り上げ、第4章 雑則、第5章 罰則、附則」となる。教育職員免許状（以下免許状という）は普通免許状、特別免許状、臨時免許状の3種類に分ける（教育職員免許法第4条1項）。これら免許状はいずれも都道府県教育委員会が授与権者としてこれを発行するものとされている（免許法第5条7項）。義務教育段階の小・中学校の教員の免許状は普通免許状に属し、基礎資格に応じて1種、2種、専修の各段階に分けられる。「学士の学位」を有する場合は1種免許状で、「短大学士の学位」の場合は2種免許状で、「修士の学位」の場合は専修免許状とそれぞれの基礎資格に基づき、各機関における修得単位に応じて段階が設定される（免許法別表第1）。特別免許状は、学校（幼稚園、義務教育学校、中等教育学校および幼保連携型認定こども園を除く）の種類ごとの教諭の免許状とする（免許法第4条3項）。また、臨時免許法は学校（義務教育学校、中等教育学校および幼保連携型認定こども園を除く）の種類ごとの助教諭の免許状および養護教諭免許状とする（免許法第4条4項）。

これら免許状の効力は免許状の種別によって異なる。普通免許状の場合、発行された都道府県に関わらず全国すべての都道府県で有効であり、有効期間も終身免許から、2007年免許法改正により「更新制」が実行され、有効期間が「10年間」と設定されている（免許法第9条1項）。特別免許状は、優れた知識経験と技能を有する社会人を学校現場に教員として採用し、学校教育の多様化と活性化を図るため、1988年の免許法改正により導入された制度であり、普通免許状と同様に都道府県の教育委員会が教育職員検定を実施する（免許法第5条3項）。しかし、特別免許状の効力は免許状を発行した都道府県においてのみ効力を持ち、有効期間は普通免許状と同様に10年とする（免許法第9条2項）。また、臨時免許状は特別免許状と同様に免許状を発行した都道府県においてのみ効力を持ち、有効期間は授与されたときから3年間のみ有効とされている（免許法第9条3項）。

以上からみて、日本の「教育職員免許法」は教員免許の専門的な法律であって、免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることが目的であるが、中国の教師法は免許・資格に関する規定以外に、教員関係の全般について定める専門法律であって、教員の権益を保障し、教育職員の資質の保持と向上を図る一方、教育事業の発展を促進することを目的としている。また、教員免許の認定機関に関して、中国の場合は国と地方公共団体において順次レベルを分けているが、日本はいずれも都道府県教育委員会を授与権者としてい

ることが大きな違いであることが分かった。

#### 2.4 小括

以上では、主に中国における義務教育に係る教育関連法を日本法と照らし合わせながら概観してみた。両国とも憲法という根本法の下にそれぞれ教育法と教育基本法という教育関連法が定められている。また、この根本法をもとに中国では義務教育法、教師法などが制定されており、日本では学校教育法、教員免許法、社会教育法がある。体系的にみると、日本においては義務教育法という独立した法律はないものの、日本国憲法、教育基本法、学校教育法の順に義務教育に関する法律条項が系統的且つ詳細に制定されている。それに対し、中国においては、教育法制化は整備の途中にあり、法制定時間の遅滞、関連法律の空白、法体系の系統性の欠如、法的効力を持つ具体的な実施細則の不備、法令法規の執行無力などの課題を抱えている。

前述のように、日本の場合、政権は幾度もの交代を繰り返し、時期によっては異なる改革方針が打ち出されたが、義務教育は安定的で秩序正しい発展を遂げ、政治変動による過大な影響を受けることなく、発展してきた。日本の教育体制における最大の特徴は法律に依拠し、教育法令の絶えない整備を通して教育発展を保障し促進している点にある。日本の経験からすれば、教育の法治化は未来の中国教育改革と発展にますます重要な役割を果たすのは確実であり、教育における法治建設は今後中国義務教育発展にとって最も重要な部分となる。中国は1999年第9期人民代表大会第1回会義で、憲法第13条の改正が通過し、はじめて「依法治国」<sup>43</sup>と「社会主義法治国家の建設」という憲法の基本原則を定めたものである。今後、「依法治国」と並んで、またその一環として「依法治教」（法による教育）という理念は、教育事業の発展において依存する原則であり、中国教育の究極の目標である。

「依法治教」の重要性と必要性についてかつて尹（2002:41-44）は次のように指摘する。

『依法治教』の本質はすべての教育関連法主体が合法の権限内で合法的手続きをもって合法的に行為をなすことである。合法的な権限、合法的な手続きおよび合法的な行為、この三者は一つでも欠けていてはならない。三者のうち、どの一つでも違反する教育行為は『依法治教』とは言えない。むしろその逆である」。教育改革による実質的な発展を図るためには「依法治教」をただのスローガンとしてはいけなく、教育関連法の法定通りの実行が肝要である。

次章では、義務教育法に絞って、中国における教育法制の諸問題についてさらに掘り下げていきたい。

---

<sup>43</sup> 「依法治国」とは人民の意志と社会発展規律が体现できる法律によって、国を治めることである。

## 第2章 義務教育法とその改正

「教育」はどの国においても「立国の基本」であり、最も重要な課題と位置付けられている。国の発展、社会の進歩または国際情勢の変化に伴い、教育方針、政策、法制は絶えざる変化の中に立たされている。本章は、主に中国の義務教育法の改正の背景を把握し、義務教育法の改正前後の比較・検討を通して、改正および新設された法律条項からその立法意義を捉えると同時に、法制定における新たな問題点を洗い出すことにする。

### 第1節 義務教育法改正の背景

中国の義務教育法は「教育法」に先だって1986年4月に制定され、中華人民共和国成立後初めての教育法となる。本法は1986年制定以来20年の間一度も改正されなかった。しかし、2006年に至ると、9年制義務教育の普及および実施に多大な貢献をしたこの法律が画期的、歴史的な改正期を迎えた。2006年9月全面改正された義務教育法は1986年の18箇条から63箇条に増えた。これは新しい時代における中国義務教育発展に新たな血液が注がれたと言えよう。改正された義務教育法は、第1章：総則（第1条～第10条）、第2章：生徒（第11条～第14条）、第3章：学校（第15条～第27条）、第4章：教員（第28条～第33条）、第5章：教育・教学（第34条～第41条）、第6章：経費の保証（第42条～第50条）、第7章：法的責任（第51条～第60条）、第8章：附則（第61条～第63条）の全8章63箇条から成る。1986年の義務教育法の趣旨が「教育の普及」にあるというならば、2006年改正された義務教育法の中核は「教育の無償化」、「均衡ある発展」、「素質教育」と「道徳教育」であるといえる。中でも、「均衡ある発展」、「素質教育」、「道徳教育」は義務教育の「質の向上」を目指すものであるとみられる。

以下では、便宜上1986年の義務教育法のことを「旧法」、2006年改正されたものを「改正法」と表記する。なお、改正前後の義務教育法の詳細な内容は別資料とする（付録I参照pp：118-134）。

#### 1.1 制定・改正の経緯

中国義務教育法の制定と改正は歴史的発展においての必然的産物と言える。1949年新中国の成立から1986年義務教育法の制定までの歴史を通覧すると、次のような三つの段階を経てきたことが分かる。

- (1) 1949年、第一期中国人民政治協商会議で作成された『共同綱領』において「計画を立てて教育を普及する」ことが定められた。ここでいう教育とは主に義務教育段階のことを指す。
- (2) 1956年の『全国農業発展綱要（試案）』において「12年のうちに、基本的に文盲をなくし、小学校教育を普及する」ことが定められた。しかし、1976年の「文化大革命」



命」および様々な社会政治的動乱により、小学校教育の普及は予定どおりに実現することがなかった。

(3) 1978年以降、「改革・解放」政策の基に小学校教育の普及とともに、義務教育法についての草案の起草や討議に着手し始めた。

鄧小平執政時、「知識を尊重し、人材を尊重する」、「教育発展を促進する」などの教育観を明確に打ち出した。鄧（1990：149）は、「我が国は人口が多い、人口資質が低ければ、大きな負担になり、人口資質が高ければ、大きなメリットとなる」と発言した。また、1983年に北京景山学校を訪問した時に「教育は現代化に向き、世界に向き、未来へと向くべきである」と初めて提唱した。これはまた、それ以来、中国教育における重要な教育スローガンとなっていく。そして、1982年「小学校教育の普及」が新しく改正された憲法（1982年）に追加され、「次第に九年制義務教育を実行する」提案を「中国共産党中央の教育体制改革に関する決定（草案）」に明記し、その後の1986年4月に初の義務教育法が制定された。旧法の制定においては「宜粗不宜細」<sup>44</sup>という原則に則し、まず指導思想と経費、教育管理体制、課程・教材、学校運営の保障、教員養成などの最も重要な原則を確定することだったため、旧法は全部で18箇条に過ぎない法律条文で構成されていた。

旧法は、義務教育の普及の第一歩となった。それから、1993年、国務院より公布された「中国教育改革と発展綱要」では「九年制義務教育の基本的普及」と「青壮年文盲の基本的解消」（「二つの基本」と略して言う）を新たな挑戦目標とし、義務教育普及への第二歩を踏み出す重要な政策方針が打ち出された。義務教育は就学機会の普及から教育の質を高め、均衡ある発展を促進する高いレベルの段階に入り始めたものである。その後も、国民資質を高め、調和社会の形成とより豊かな社会作りにおいて「二つの基本」の役割が常に強調された。2002年国務院は新しい農村義務教育管理体制の施行を決定し、同時に「農村教育付加金」<sup>45</sup>と「農村教育集資」<sup>46</sup>および農業税を取り消した。2005年、国務院は農村義務教育を全面的に**法** 財政負担とし、中央と地方が共同分担する農村義務教育保障メカニズムを順次実施することを決定した。経費保障メカニズムの整備により、農村における多くの貧困家庭の教育問題（雑費、教科書、寄宿生活費など諸費用）を解決した。改革と政策の制定・実施によって、中国の義務教育の環境が大きく変わり始め、旧法における基本的原則がすでに教育実態と大きく乖離し、義務教育の発展における様々な問題を法律により解決することが求められており、法律の再整備が当然必須となってきた。

旧法の改正は当時社会的にも大いに注目され、特に当時の全国人民代表大会（会議）で大

---

<sup>44</sup> 「宜粗不宜細」：当初の義務教育法の立法原則であって、大まかなことさえ定めておけばよく、細かくまで明晰にすべきではないと解釈できる。

<sup>45</sup> 農村教育付加金：当時の義務教育の経費問題解決を図って、農民の前一年の純収入の1%—1.5%を教育費として徴収する政策であり、この資金で民間教員の雇用と学校運営の改善に利用する。

<sup>46</sup> 農村教育集資：農村学校は当初、国からの専用の財政支出がないため、校舎建設のために、農民から資金を徴収することである。

きく注目されていた。2003 年 376 名の人民代表が署名し、義務教育法の改正議案を提出した。これはまた人民代表大会の歴史上最大の議案の一つとなった。全国人民代表大会、国务院の要求にしたがって、教育部は 2003 年の年末に義務教育法の改正作業に着手し始めた。当初「人を中心とする」理念で、学齢児童・生徒の教育を受ける権利の平等を守ることを根本主旨と価値趣向とした。改正にあたっては教育関係者と専門家のみならず、多くの人々の間で関心と議論を呼んだ。

## 1.2 改正の理由

旧法の制定から 20 年の間に、中国社会は大きな変貌を遂げた。貧富の格差が拡大し、経済格差より生じた教育格差も日々顕著となってきた。そこで国は「依法治国」の政策・理念のもとに「依法治教」の教育理念を提起し、法整備の着手を始め、21 世紀に入って旧法の初めての大きな改正を行った。

次に、旧法の制定により、中国の義務教育は 2000 年頃に基本的普及を実現したものの、新たな課題の解決に迫られていた。

第一に、義務教育法における内容のさらなる充実が求められた。義務教育発展においては、教育の経費が不足していることと、教育経費の配分が不均衡であることが一番の課題となっていた。そして、学校間、都市・農村間、地域間に大きな教育格差をもたらした主な原因は、教育経費不足および配分の不均衡にあるとされる。社会の貧富の格差および教育上の不公平により、中国社会は完全な両極化の危機に直面している。義務教育への経費の保障が義務教育において最も重要な課題であるが、旧法において教育費の投入・保障の責任について明確かつ詳細な規定が設けられていない（旧法第 12 条参照）ため、改正に至ったものである。

第二に、義務教育の基本普及に伴い、新たな問題が発生しその解決に関連法制の整備が必要であった。

下表は 2006 年の旧法改正前の義務教育に関する統計データである。

表 2-1：1998-2004 全国教育事業発展統計公報

単位：%

年度	人口カバー率	小学校			中学校		
		入学率	進学率	中途退学率	毛入学率	進学率	中途退学率
1998年	73	98.93		0.93	87.3	50.7	3.23
1999年	80	99.09		0.90	88.6	50.0	3.28
2000年	85	99.10	94.89	0.55	88.6	51.1	3.21
2001年	85以上	99.05	95.45	0.27	88.7	52.9	3.12
2002年	90以上	98.58	97.02		90.0	58.3	
2003年	91.8	98.65	97.90	0.34	92.7	59.6	2.84
2004年	93.6	98.95	98.10	0.59	94.1	63.8	2.49

注：1 『全国教育事業発展統計公報』（1998-2004）は1998年以前のものはないため、1998年から2004年までの統計とする。1998、1999年の小学校進学率と2002年小学校と中学校の中途退学率は公報に表示していない。

2 上記の「人口カバー率」は「二つの基本」（「9年義務教育の基本的普及」および「青壮年文盲の基本的解消」）における「人口カバー率」のことであり、国家規定の関連検収基準に基づき、「9年義務教育の基本的普及」と「青壮年文盲の基本的解消」県（県級行政単位を含む）の人口数の合計と本地区の総人口数の比率のことを指す。

3 毛入学率とは、中学校在校生数と在校学齢生徒の数との比率である。

出所：『全国教育事業発展統計公報』に基づき、筆者作成。

表 2-1 は、旧法が制定されて以来、教育を受ける機会の普及状況を表したものである。入学率および進学率の数値変化から義務教育の普及の進捗度が測られる。1998年から2004年までの小・中学校の入学率および進学率の数値変化からも分かるように、改正直前の2000年前後において、中国では、義務教育の基本的普及はすでに実現した。他方、中途退学率は次第に減少しているが、なくなっていない。その理由として社会的、家庭的および学校環境、教育の質など様々な要因が考えられるが、そのうち、農村地区および僻地における貧困は重要な一因であると考えられている。

膨大な人口問題を抱える中国義務教育の健全な発展において完全な法体制による保障が必要である。それは義務教育の均衡ある発展および公平を保障する唯一の手段であり、調和のとれた社会作りを実現する基盤でもある。義務教育の基本普及を受けて新しい時代の要請に応え新たな課題を解決するには、必然的に法改正が必要となってくる。

## 第2節 義務教育の性質と改正法の特徴

### 2.1 義務教育の性質

義務教育は国家による基礎教育のことである。中国では、義務教育は法律に従い、学齢児童・生徒が受けなければならない教育であり、国家、社会、学校、家庭が必ず保障すべき国民教育であるとされる（李 2010:10）。この意味においては、義務教育は強制的性質をもっている。義務教育の強制性は下記のような実定法上の規定からも読み取れる。教育法第19条では、「九年制義務教育制度を実施する。各層における人民政府は各種の措置を採用し、学

齡児童・生徒の就学を保障する。学齡児童・生徒の父母その他の保護者および関係する団体、個人は学齡児童・生徒に規定の年限の義務教育を受けさせる義務を有する」とされている。

また、義務教育は基礎的な性質をもっている。この点について、義務教育法第3条において「義務教育については、必ず、国の教育方針を貫徹し、素質教育を実施し、教育の質を高め、学齡児童・生徒を人徳、知力および体力等の分野において全面的に発達させ、理想を持ち、道徳を有し、文化を知り、および規律を有する社会主義建設者および後継者を養成するため、基礎として定めなければならない」と明確に規定されている。国全般の教育における義務教育の基礎的な意義が示されている。

さらに、公共教育の一環となす性質から義務教育は公平性を有しなければならない。これらは「中華人民共和国国籍を有するすべての学齡児童・生徒は、性別、民族、人種、経済的状况および宗教信仰などを問わず、法律により、平等に義務教育を受ける権利を享有し、かつ、義務教育を受ける義務を履行する」（義務教育法第4条）と「中華人民共和国公民は教育を受ける権利および義務を有する。公民は、民族、種族、性別、年齢、職業、財産および宗教にかかわらず、法により等しく教育を受ける機会を有する」（教育法第9条）から読み取ることができる。

## 2.2 改正法の特徴

改正法には義務教育の完全無償化の原則、教育の質の向上および機会の均等、体制の確立を目指す国の方針などが盛り込まれており、現存する諸問題の解決の方向性を示している。

以下に、旧法との比較により、改正法の主な特徴を挙げておく。

第一に、「問責制」<sup>47</sup>のメカニズムの確立である。学校運営に必要な教育費の負担とそれに関する法的責任の確立などが中央政府および地方政府に対して義務付けられていた。義務教育の健全な発展のために、十分な予算を編成することとこれらの支出、管理について、中央政府および地方の各層人民政府に明確な責任が問われるところが特徴である（第2、51条）。「国务院関連部門および地方の各レベル人民政府が本法の第6章の規定に違反し、義務教育の経費保障の職責を履行しない場合、国务院又は上級の地方人民政府が期限内に是正するよう命ずる；情状が深刻な場合、直接に責任を負う主管者とその他の責任者に対しては、法により行政処分をする」（第51条）など、法規定に則って各自が職責を履行しなかった場合、法的責任が問われる。また、第6章における「経費の保障」は全章にわたって、義務教育経費保障についての様々な具体的規定が設けられており、義務教育を発展させる上で重要な意義を持つ。

第二に、義務教育の授業料を徴収しないことである。第2条において「義務教育の実施については、学費および雑費を収受しない」と定めている。旧法の第10条では、「国は、義務

---

<sup>47</sup> 改正法に新たに増設した「問責制」とは義務教育の実施に必要な経費を十分に支出せず、上位部門の勧告にもかかわらず、改善が見られない場合は、当該部門の責任者に行政処分を科するという制度のことである。

教育を受ける児童・生徒から学費を収受しない」とあるが、雑費の徴収は認められていた。中国民政部（日本の厚生省に相当）の2017年8月までの統計によると、農村最低生活保障家庭<sup>48</sup>の数は2349.3万であり、農村最低生活保障人口は4045.2万人である<sup>49</sup>。しかし、実際に統計に入っていない数も多々あることが推測され、義務教育の無償制度はかなりの家庭に、援助の手を差し伸べたことになる。また、これは2005年より始まる「兩免一補」<sup>50</sup>の救済政策と共に貧困による入学拒否と中途退学の基本的な経済問題の緩和ができ、義務教育の普及に大きく貢献できたこととなる。

第三に、「素質教育」の法制化である。中国では、1993年国務院「中国教育の改革と発展に関する要綱」により初めて「素質教育」が提唱され、義務教育の目標とされたが、長い間実現できないままであった。改正法の第3条では、「義務教育については、必ず国の教育方針を貫徹し、素質教育を実施し、教育の質を高める」ことが明記されている。「素質教育」は児童・生徒の創造精神と実践能力の涵養を重視する教育で、「エリートのみを相手にした教育」、「知識偏重教育」、「詰め込み式教育」といった従来の教育を脱却し、「理想、道徳、文化（知的）、規律」を有し、「徳、知、体、美」が全面的に発達した社会主義事業の建設者および後継者を養成する教育とされる。これは義務教育の質向上を目指す国家戦略的な教育制度となっている。

第四に、「弱者」を対象とする均衡ある発展に注意を払うことである。いわゆる「均衡ある発展」には、旧法の制定以来、義務教育発展途中に現れた教育の地域差、学校間のギャップおよび教育を受ける機会の不均衡の問題が発生し、国家レベルの課題となっている。これについて、改正法には多くの法律条項が設けられた。

- 第6条：国務院と県級以上の地方人民政府は、教育資源を合理的に配分し、義務教育の均衡的な発展を促進する。条件の不備な学校の運営状況を改善するため、一定の措置を講じ、農村地区および民族地区の義務教育の実施を保障し、貧困家庭および障害を有する学齢児童・生徒が義務教育を受けるのを保障しなければならない。国は、経済的発展地区が未発展地区に対して義務教育が実施されるのを支援するよう組織し、奨励する。
- 第8条：人民政府の監督機関は、義務教育業務の法律・法規の執行状況、教育・教学の質および義務教育の均衡的な発展状況等に対して監督・指導し、その報告を社会に対し公布する。
- 第22条：県級以上の人民政府および教育行政部門は、学校の均衡ある発展を促進し、

---

<sup>48</sup> 農村最低生活保障家庭とは家庭一人当たりの収入が該当地の最低生活保障の標準より低い貧困家庭のことを指す。地方政府はこのような家庭に基本的生活を維持する物質的補助を与える。この制度は2007年に全国範囲で制定され、農村において特別に困難な群衆の定期定量の生活救済制度の上で、次第に完備される規範化された社会救済制度である。

<sup>49</sup> 中華人民共和国民政部 <http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjgb/2017/201708021607.pdf>。2018年10月4日アクセス。

<sup>50</sup> 「兩免一補」とは農村義務教育段階における貧困家庭生徒を対象に雑費と教材費を免除し、寄宿生の生活費を補助する政策で、この中で中央財政は教科書の無償を負担し、地方財政は雑費と寄宿生の生活費を負担する。現在、この政策はすでに終了した。

学校間の学校運営条件の格差を縮小しなければならず、学校を重点学校と普通学校に分けることを禁じる。学校は、重点クラスと普通クラスを分設してはならない。

- 第 31 条：各レベル人民政府は、教員の給与・福祉および社会保険の待遇を保障し、教員の仕事と生活条件を改善し；農村における教員の給与と経費保障のメカニズムを確立させる。
- 第 32 条：県級人民政府の教育行政部門は、当該行政地域内の学校教員資源を均衡に配置し、校長および教員の研修と異動を組織し、条件不備の学校に対する指導を強化しなければならない。
- 第 33 条：国務院および地方の各層人民政府は、都市の学校教員および大学卒業生が農村地区および民族地区に赴いて義務教育に従事するのを奨励し、支援する。国は、大学卒業生が志願して農村地区、民族地区等教員資源の乏しい学校に赴いて教職に就くのを奨励する。
- 第 45 条：県級人民政府は、予算を編成する際に、農村地区の学校および条件不備の学校に対し傾斜配分させ、義務教育経費を均衡的に計上しなければならない。
- 第 47 条：国務院および県級以上の地方人民政府は、実際の必要性に基づき、専用資金を設置し、農村地区および民族地区の義務教育の実施を援助する。

農村、僻地および経済の未発達地区における義務教育の遅滞は大いに教育費に大きな問題を抱えていることが主因である。旧法では、教育予算は、従来の他の経費と一体的に取り扱われてきた。しかし、改正法では独立して単独に取り扱うことになり、国務院と地方各人民政府が共同負担することとした。特に農村教育については、各レベル人民政府が国務院の規定にしたがって項目を分け、重要度に従い徹底的に実行されることを保障することと定めている。

改正法は、義務教育の実施主体を中央政府とし、いくつの義務を付加していることと義務教育の均衡ある発展を目指していることなど明確かつ詳細に規定されている点で、画期的な意義を有する。また、国家的課題として取り上げられた均衡ある発展の解決方法として、改正法が生まれたものである。改正法は法による教育の基となり、義務教育の健全な発展を保障、監督する役割を果たす点においても重大な意義を持つ。

### 2.3 問題点

前述の通り、義務教育法の全面的な改正は義務教育ないし教育全般について画期的な意義をもっている。しかし、改正法は義務教育の目的、基本的な性質、経費予算、政府責任、学校安全、教育の均衡ある発展、法律責任などの面において多大な役割を果たしたとはいえ、立法上いくつかの問題点も指摘可能である。

その一は、義務教育の予算における各レベル政府の支出比率と責任が不明瞭である。改正法第 44 条に「義務教育費は、国務院および地方の各レベル人民政府が職責に基づき共同

で負担すること、省、自治区および直轄市の人民政府が統一して具体化して責任を負う体制で施行する。農村の義務教育に必要な経費は、各レベル人民政府が国務院の規定に基づき項目を分け、比率に応じ、これを分担する」とあるが、各レベル政府がそれぞれどのように負担しその責任を負うかは不明である。とりわけ後段の「農村の義務教育に必要な経費は、各レベルの人民政府が国務院の規定に基づき項目を分け、比率に応じ、これを分担する」につき、経済的発展の格差の激しい現状の中、地方によって予算編成に限度があることを考えると、抽象的に「国務院の規定に基づき、項目を分け、比率に応じ分担する」のではなく、もっと明確に定めるべきではなかったかと思われる<sup>51</sup>。

その二は、義務教育実施における政府責任の履行に対する監督の不備である。政府は義務教育実施時に主体的な責任を負うということが改正法の新たな突破であると言える。しかし、教育実施過程において政府責任が果たして徹底されるかどうか、それに対するチェック制度が欠けている。同法第 57 条では、「学校に次のような状況の一つのものがあった場合、県レベル人民政府から行政部門に期限内で是正するよう指示すること；情状が深刻な場合、直接責任を持つ主管者及其他関係する者に法により処分する」（第 57 条）とある。そのうち「情状が深刻な場合」の一つとして「重点クラスと普通クラスを分けて設置した場合」が挙げられている。しかしながら、実際には“重点”と“普通”のようなクラス分けは義務教育現場において広く見受けられる<sup>52</sup>。政府による責任の履行が当然問われるべきであり、法律の執行にあたっての教育主体への問責も当然強化すべきである。

その三は、義務教育法の現実と理想のギャップである。上記でも述べたように、改正法は義務教育の完全無償化、均衡ある発展への自覚、問責制と素質教育の提起などにおいて画期的な意義を持つ。しかし、後に詳しく述べるように、これはあくまでも法理念であり、現実的には必ずしも実現されていない。例えば、義務教育の均衡ある発展が謳われているものの、学校間、都市・農村間、地域間の教育格差は歴然として存在するばかりか、経済発展とともに拡大化する傾向もみられ、素質教育の実施が徹底されていないなど様々な課題が残されている。理想と現実のコントラストが大きいわけである。

## 2.4 小括

本章は義務教育法の制定・改正の背景、理由および義務教育の性質、特色についての検討を踏まえ、義務教育法に関するいくつかの問題点を抽出した。また、義務教育法の改正前後の比較から、改正法の内容やその成果をも確認できた。次章と次々章においては、教育の質

---

<sup>51</sup> 義務教育費の投入における各レベル政府の支出比率と責任の曖昧さについて、劉他（2018：36-45）は、①各レベルの地方政府の義務教育に対する支出責任が明確ではないこと、②教員配置において政府の裁量によって恣意的に都市に傾斜していること、③義務教育の資源配分を決定する法律規定が欠けていることを問題視し、教育予算を法的に明確に規定することが教育格差への確実な緩和と改善に繋がるのではないかと論破する。

<sup>52</sup> 実際、筆者の在住の町では依然として重点クラスと普通クラスを区別して置く公立学校がある。重点クラスに入るには、厳しい選抜（試験と面接）を経て、小学校 6 年目に中学校に編入するクラスで、「5・4 班」と呼ばれている。

向上を図る義務教育に対する実証的・法的考察の準備作業として、義務教育発展の現状に焦点を当てて、その実態と問題点を明らかにする。



### 第3章 義務教育発展の現状

義務教育が法制化されて40年以上過ぎ、全面改正からもすでに13年過ぎた(2019年時点)今、学校教育に対する基本概況を踏まえ、義務教育発展の現状について詳しく検討を加えることは現実的な意義を持つと思われる。政府の公式統計によると、2017年時点で、中国義務教育は学校数が21万8903校に達し、在学者数が年々増加して1億4451万人に上り<sup>53</sup>、世界でも有数の巨大な規模を見せている。このような莫大な教育の環境に置かれる義務教育は、近年日進月歩の改革の中、より高いレベルの教育の質を目指して進められている。以下では、国の公式統計などにに基づき学校教育制度全般を鳥瞰してから、中国における学校教育とりわけ義務教育の発展概況およびその課題について詳しく検討していく。

#### 第1節 学校教育の諸制度

##### 1.1 学校教育の制度

中華人民共和国教育法は「国家は就学前教育、初等教育、中等教育、高等教育の学校教育制度を実施する」(第17条)と4段階の教育制度をあげている。詳しく分類すると、就学前教育には幼稚園があり、初等教育には小学校、中等教育にはさらに初級段階教育と高等段階教育に分けられる。初級段階教育には中学校、高等段階教育には高等学校(普通高等学校、社会人高等学校)、中等職業学校が含まれており、高等教育には大学と社会人大学がある。これら以外に、特別支援として特殊教育学校がある<sup>54</sup>。

##### (1) 学前教育(保育と幼稚園)

学前教育に関する専門法律はまだ定められていない。「中華人民共和国教育法」第17条に教育制度の一部として規定されているのみである。学前教育は義務教育入学の前の段階で早期教育と幼児教育の二つに分けられる。早期教育は3歳以下の幼児教育のことで、保育を主要として、一般に「托児所」<sup>55</sup>で行うが、現在は幼稚園の中で条件の整った保育機能のある施設に委託して行うことが多い。幼児教育は3歳から小学校入学までの幼児に対する教育で、3-6歳まで幼稚園で行う(『幼稚園工作規程』教育部2016)。これは日本の保育園と幼稚園の教育に相当するものであるが、日本と同様にかねてより幼保の一元化が求められ、現在は中国の幼稚園が保育の機能を担いはじめた。近年「托児所」という名前はあまり見られなくなる。

しかし、現在各地において新たに「入園難」という現実的な社会問題に直面している。幼稚園への国家教育経費投入の不足が指摘されているが、このような課題に対して、2010年

---

<sup>53</sup> 2017年『中国教育統計年鑑』による。

<sup>54</sup> 結果的には、日本の学校教育法に定められた学校の定義にある「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」(第1条)8種類の学校とほぼ一致している。

<sup>55</sup> 「托児所」は、もともと都市における親の共働きに便宜を提供するため作られた養育所である(『城市托児所工作条例(試行草案)』1980年)による。

『学前教育発展に関する国务院の若干意見』(原語:『国务院关于当前学前教育發展的若干意見』)において、学前教育への投資を増やし、各レベルの政府の財政予算に編入すべきであることが定められた。そして、『依法治教実施要綱(2016-2020)』において、学前教育法の制定を加速すべきであることを明確に提起されており、すでに第12回全国人民代表常委会立法計画に入っている。

## (2) 小学校と中学校(原語:小学、中学)

中国では、義務教育法が制定されたものの、小学校と中学校に関する法的定義は見つからない。しかし、義務教育法において「満6歳の児童について、その父母又はその他の後見人は、当該児童を入学させ、義務教育を受けさせ、かつ、所定の年限の義務教育を受けさせなければならない」(第11条)と規定されている。そのため、一般的に6歳から15歳までが義務教育段階の小学校と中学校に在学する時期だと考えられる。ただし、注意を要するのは、年齢だけでは判断できない場合もある。例えば、身体状況により入学を猶予し、又は休学する場合があつて、進級に至らず、もとの学年に留まることがある。また、生活態度や性格、学業能力、出席日数などの理由で小・中学校の児童・生徒が進級できず、もとの学年に留まるケースもありうる(留年(原語:留級))。中国において、2006年改正法までは、「小中学校学籍管理弁法」により地方によっては「留年」、「飛び級」制度があつたものの、現在は基本的に義務教育段階における「留年」は認めないと考えられるが、実際改正法においては、「留年」があつてはいけないという法的規定もみられない。曖昧なところである<sup>56</sup>。

中国の義務教育学校の種類をさらに細分化すると、一般校、実験校<sup>57</sup>、附属校、一貫校、希望学校<sup>58</sup>などのほか、中学校には職業中学校もある。中学校の在学年齢は基本的に13-15歳で、卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高校(3年)と職業教育を行う中等専門学校(中等專業学校、一般に4年)、技術労働者学校(技工学校、一般に3年)、職業中学校(2~3年)などがある。このほか、「重点校」<sup>59</sup>と呼ばれる学校があつたが、現在では法律的に「普通校」と区別することが禁止されているが、従来の「重点校」は依然として高い地位と名声が残っている(進学率が高いから)ため、入学試験の実施を通して、学区外から優秀な児童・生徒を募集し、また、殆どの家庭(裕福な家庭は当然)は多額の費用を負担して競争してでも、子女を入学させる現実がある。

---

<sup>56</sup> 実際、韓国、日本でも「留年」は稀であるが、アメリカ、ドイツ、フランスなどの国々と中国マカオ等では珍しくない。学力と心身発達などが不充分であるのに、社会との対面を加速・保障するために、一斉に進級させることをソーシャル・プロモーション(social promotion)といわれており、賛否両論である。

<sup>57</sup> 実験校とは中国における最新の教育課程や教科書などが全国に先駆けて試験的に導入される学校のことであり、実験小学校と実験中学校と分けられる。

<sup>58</sup> 希望学校とは中国の貧困地域に民間のお金と寄付で作られた学校のことである。

<sup>59</sup> 重点校とは中国が国をあげて、特別に優秀な人材を育成するために作った学校のことである。小学校から大学まであり、教員の質が高く、立派な施設で徹底した選抜教育をするし、入学するためには厳しい試験選抜がある。重点校はまた、省重点と市重点、区重点と分けられる。

ここで、小・中学校に入学する際に「学校選択」<sup>60</sup>が問題とされている。義務教育法第12条では、「学齢児童・生徒は、受験なしで入学できる。地方各レベル人民政府は、学齢児童・生徒の戸籍所在地の最寄りの学校に入学させる（「就近入学」）ことを保障しなければならない」と「就近入学」<sup>61</sup>の原則を法制化した。この制度により、「学校選択」が大きな社会問題に発展した。学校選択の背景には、学校間に確実な格差が存在するからである。学校間の格差が見られるなか、保護者はなるべくレベルの高い学校に子どもを通わせることを希望して、学校選択および入学競争が生じてくる。20世紀90年代以降、いわゆる条件のいい「重点学校」、「重点クラス」に入るため、学校は学校選択の児童・生徒から高額な納付金を徴収し、入学させる現象が著しい。日本の学校選択は認められている理由として、地理的、身体的に指定校に通うことが過重な負担となる場合、あるいはいじめなど特別な対応策として保護者が希望する（岡本他 2009:40）場合に限られるのに対して、中国の学校選択は条件のよい学校に入学させたいということがメインである。学校選択が社会的な問題として浮上する中、2006年の改正法では、「小学校・初級中学では『重点学校』と『普通学校』、および『重点クラス』と『普通クラス』を区分することを禁止する」（第22条）と規定されたが、前述のように問題の完全解決には至っていない。

#### (3) 高等学校（原語：高中、高級中学など）

高等学校は、原則的に中学校を卒業した者で、テストに合格した者が進学できる。修業年数はほとんど3年であり、履修科目は国語・文学（語文）、数学、外国語、物理、化学、生物、歴史、地理、美術、政治、体育、労働技術などとなっている。うち国語・文学（語文）、数学、外国語は共通科目である。日本の普通教育を主とする学科と同様で、思想政治、歴史、地理は文科総合とし、物理、化学、生物は理科総合とする。

#### (4) 中等職業学校

中等職業学校は中学校卒業後、普通教育に加え、専門的な技術・技能など高等な専門教育を一貫して施す学校である。中等職業学校の設置は労働者の資質の向上と社会主義近代化に必要である（中華人民共和国職業教育法第1条）。基本修業年限は3年で、中には中等専門学校、技術労働者学校、職業技術学校、高等職業技術学校等が含まれる。中等職業教育は教育事業の重要な構成要素であり、経済と社会高度化および就業のための重要な制度である。

#### (5) 大学（原語：高等学校、大学）

中華人民共和国高等教育法に「高等教育（大学教育）は中等教育（高校）の上に実施する教育である」（第2条）と定義する。そして、その目標は社会責任感、イノベーション精神と実践能力のある専門領域の人材を育成し、科学技術・文化を発展させ、社会主義近

---

<sup>60</sup> 学校選択（原語：択校）：国が住所地と通学区域に基づいて指定された小学校と中学校以外の学校へ保護者が子どもを入学・就学させることである。

<sup>61</sup> 「就近入学」とは、義務教育段階において、児童・生徒の戸籍所在地に基づき入学する学校を指定し、近隣の学校への就学を保障する制度のことである。

代化を促進することであるとしている（同法第5条）。大学において専科教育（短期）の基本修業年限は2-3年で、本科教育は4-5年であり、修士教育は2-3年で、博士教育は3-4年である。近年、大学の自主権限がより拡大されるとともに、大学改革が広がり始めた。「徳をもって人を育てる」という教育スローガンの提起と教育水準の維持・向上を目指す教育理念のもとに、習近平政権に従う「双一流」（世界一流の大学と一流の学科）への邁進が現代高等教育の主流となっている。

現在、中国における大学教育は在学規模が世界一で、最終学歴を大卒とする就業者の総数が世界第二位にある（『中国教育法治発展報告2016』2017：37）。しかし、大学教育は社会や経済の急速な発展に伴い生れてくる新しい人材のニーズに十分応えられていなく、管理体系と運営メカニズムが整備されていないなどの課題も山積している（孫2016：21-22）。

#### （6）特別支援学校（特殊教育学校）

障害者は視覚・聴覚・言語障害・知的障害・精神障害・多重障害と他の身体的障害のある人のことを指す。特別支援学校は幼稚園、小学校、中学校、高等学校および職業学校等に教育上特別な支援を必要とする生徒がいる場合、必要な援助を提供するよう努めるものとされており、障害者の学習、リハビリ、生活の場所と施設を整備しなければならないと定められている（中華人民共和国障害者保障法第2条）。また、障害者教育条例は1994年に制定され、障害者は平等に教育を受ける権利を有し、他の者は障害という理由でのいかなる差別をしてはならない（第2条）。特別支援学校は2017年時点で全国に2、107校あり、2013年以来持続的に増加している。

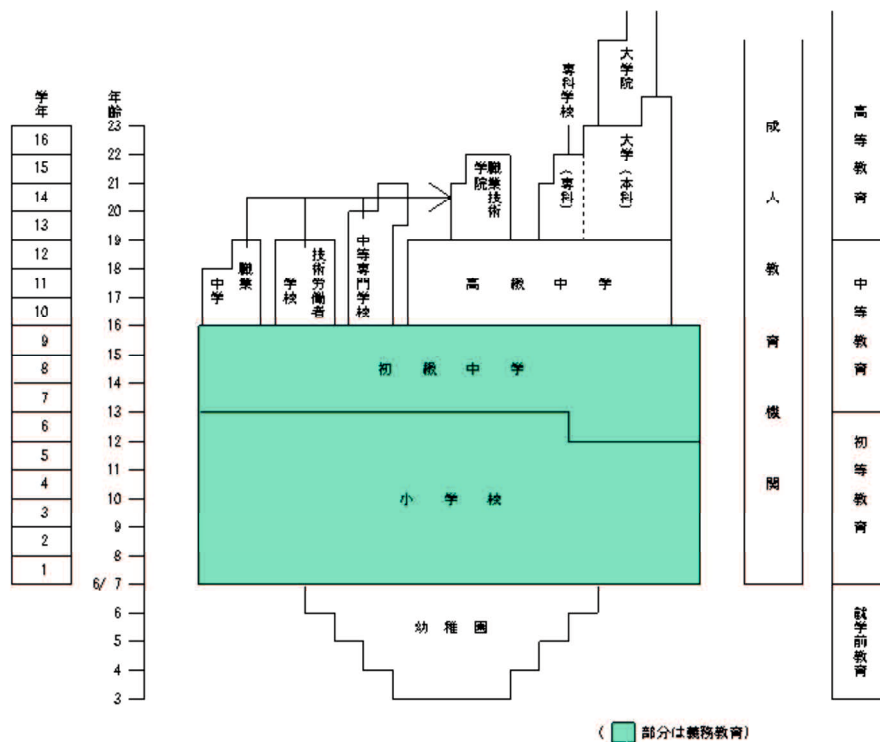


図 3-1 中国の学校系統図

出所：文部科学省HP

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/015/siryu/attach/1400669.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/015/siryu/attach/1400669.htm)

### 1.2 学校教育および義務教育発展の概況

中国の教育は関連法律の定めと教育政策の変遷の中で近年進歩しつつある。特に「12.5 計画」<sup>62</sup>期間において、科学教育の立国戦略をたて、「教育改革発展の加速」、「各種教育の統一発展」、「教育平等の促進」、「資質教育の全面的実施」、「教育体制改革の深化」の発展路線に則し、一定の成果を得た。たとえば、義務教育における特別支援学校への配慮と農村部と僻地地区の学校への財政支出の増加と教員配置の改善により、本当の意味での平等教育に一步踏み出した。2017 年は新たな「13.5 計画」<sup>63</sup>期間に入り、「国民の資質と文明の著しい向上」を提案しており、教育事業の改革とともに新たな発展を遂げていくことが期待される。

以下、『中国統計年鑑』（2018 年）、『中国教育統計年鑑』（2018 年）から中国学校教育および義務教育の発展概況をみてみよう。

<sup>62</sup> 「12.5 計画」とは「中華人民共和国の国民経済と社会発展における第 12 次 5 ヶ年計画要綱のことで、計画期間は 2011 年から 2015 年までである。計画要綱は「国家戦略を解き明かし、政府事業の重点項目を明らかにするとともに市場を力強く活性化していくことを主な目的とする。5 ヶ年計画は、中国国民経済計画の重要な部分であり、長期的計画である。

<sup>63</sup> 同上注（62）、「13.5」計画は 2016 年から 2020 年までの期間である。

(附1) 普通学校数の変遷 (2013年-2017年)

単位：校

年次	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学	中等職業 学校	特別支援 学校
2013	198,553	213,529	52,804	13,352	2,491	12,262	1,933
2014	209,881	201,377	52,623	13,253	2,529	11,878	2,000
2015	223,683	190,525	52,405	13,240	2,560	11,201	2,053
2016	239,812	177,633	52,118	13,818	2,596	10,893	2,080
2017	254,950	167,009	51,894	13,555	2,631	10,671	2,107

(附2) 普通学校在校生の変遷 (2013年-2017年)

単位：万人

年次	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学	中等職業 学校	特別支援 学校
2013	3894.7	9360.5	4440.1	2435.9	2468.1	1923.0	36.8
2014	4050.7	9451.1	4384.6	2400.5	2547.6	1755.3	39.5
2015	4246.8	9692.2	4312.0	2374.4	2625.3	1656.7	44.2
2016	4413.8	9913.0	4329.3	2366.6	2695.8	1599.0	49.1
2017	4600.1	10009.3	4442.0	2374.5	2753.5	1592.4	57.8

本統計から、中等職業教育の在校生が年々減少していること、幼稚園の入園生と大学在籍生が年々増加していることがよく分かる。また、2013年より小学校と特別支援学校の在校生数の急速な増加から、『要綱』(2010年)所定の義務教育段階における「普及」と「均衡ある発展」という政策が功を奏したことが推測される。

中国では2017年全国における小学校数が16万7009校、在校生の総数が1億人以上、うち都市部が3462万2854人で、市町地区が3856万500人、農村地区が2775万3626人である。都市部より市町村における在校生数が3169万1272人も多い。これらの膨大な児童・生徒を対象として、いかなる「均衡ある発展」を図っていくのが、依然として最も重要な国家的課題となる。

(附3) 普通学校教員数（本務者）の変遷（2013年-2017年）

単位：万人

年次	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学	中等職業学校	特別支援学校
2013	166.3	558.5	348.1	162.9	149.7	86.8	4.6
2014	184.4	563.4	348.8	166.3	153.5	85.8	4.8
2015	205.1	568.5	347.6	169.5	157.3	84.4	5.0
2016	223.2	578.9	348.9	173.3	160.1	83.9	5.3
2017	243.2	594.4	354.8	177.3	163.3	83.9	5.5

在校生の増減状況と同様、幼稚園と小学校、中学校における学校専任教員の数が増長傾向にある。全国の小学校の専任教員総数が594万4910人、うち都市部が186万5676人で、市町地区が216万1813人、農村地区が191万7418人である。都市における専任教員が次第に増えるのに対して、農村地区は減っている一方である<sup>64</sup>。農村地区の児童・生徒数が減っているとはいえ、農村地区および僻地における教員不足の問題は義務教育の均衡ある発展に直接に関わってくる現実的な問題になりつつある。今後、国としては、条件不備の地区の学校建設と財政投入、教員の待遇を改善するなど、様々な政策措置の取り組みが必要である。

(附4) 小学校の学齢児童・生徒の入学率と各レベル普通学校の卒業生の就学率と進学率（2013年-2017年）

単位：%

年次	小学校の学齢児童の浄入学率 <sup>65</sup>	小学校の就学率	中学校の就学率	高等学校の進学率
2013	99.7	98.3	91.2	87.6
2014	99.8	98.0	95.1	90.2
2015	99.9	98.2	94.1	92.5
2016	99.9	98.7	93.7	94.6
2017	99.9	98.8	94.9	

注：1 就学率とは、ある母集団のうち何%が学校に就学しているかを表す指標である。一般的には、義務教育制度のある国家における、学齢人口の就学率や、初等教育・中等教育などの教育機関に対する教育制度計画上の相当年齢人口の就学率のことを指している。

2 進学率とは、ある段階の学校での教育課程修了者のうち、次の段階の学校へ進学した者の割合である。

3 2017年の高等学校の進学率は「中国統計年鑑（2017年）」に表示されていない。

<sup>64</sup> 『中国統計年鑑』（2018）によると都市部専任教員数は2016年で173万4967人、2017年は186万5697人であるが、農村部専任教員数は2016年で197万5223人であるが、2017年は約5万人が減って191万7418人となる。

<sup>65</sup> 「浄入学率」とは小学校における学齢にある人口数が小学校教育国家規定の年齢層の人口数におけるパーセンテージのことであり、各地の入学年齢の違いと学制によって別々に計算したものである。

(附5)各レベル学校における教員と学生（児童・生徒を含む）の比率（2013-2017）

教員数=1

年次	小学校	中学校	高等学校	中等職業学校	大学
2013	16.76	12.76	14.95	22.97	17.53
2014	16.78	12.57	14.44	21.34	17.68
2015	17.05	12.41	14.01	20.47	17.73
2016	17.12	12.41	13.65	19.84	17.07
2017	16.98	12.52	13.39	18.98	17.52

上の表からみて、小学校より中学校の師生比率（教員と児童・生徒の比率）が低い。2013-2017の数値変化からみて中学校では1:12（12人の児童・生徒に対して1人の教員を配置）以上であるのに、小学校ではおよそ1:17となっている。

(附6)各地域における教員と児童・生徒（児童・生徒を含んでいう）の比率（2017年）

教員数=1

地区	小学校	中学校	高校	中等職業学校	大学
北京	13.58	7.73	7.64	13.13	17.13
天津	15.06	9.76	9.91	15.79	18.24
河北	17.42	13.87	13.68	14.56	17.11
山西	13.49	10.00	11.26	13.65	18.28
内モンゴル	13.30	10.74	12.22	10.91	17.47
遼寧	13.88	9.68	12.26	14.64	17.45
吉林	11.33	9.57	13.82	10.18	17.84
黒竜江	12.02	10.08	13.11	12.12	15.51
上海	16.36	10.48	8.86	13.06	16.82
江蘇	17.99	11.48	9.96	16.00	15.65
浙江	17.26	12.50	11.11	15.60	15.12
安徽	17.98	13.00	13.91	25.38	18.52
福建	18.19	12.17	12.56	21.02	15.95
江西	18.63	15.85	17.35	23.63	18.03
山東	16.79	11.94	12.31	15.81	17.99
河南	18.63	14.35	16.48	22.29	18.32
湖北	17.44	11.53	12.43	16.84	17.44
湖南	19.24	13.38	15.12	23.06	18.37
広東	18.55	12.73	12.50	22.82	17.68



広西	18.77	15.68	17.41	31.72	17.78
海南	16.26	12.85	12.84	24.76	18.18
重慶	16.76	13.00	15.26	22.43	17.94
四川	16.98	12.37	14.50	21.03	19.37
貴州	17.92	14.35	15.77	25.24	17.89
雲南	16.51	14.52	14.74	24.60	19.35
チベット	15.43	12.40	11.33	12.70	15.49
陝西	15.86	10.50	13.21	19.61	17.99
甘肅	13.07	10.57	12.72	13.70	17.19
青海	17.02	12.80	13.62	26.28	15.64
寧夏	16.98	13.84	13.65	17.77	17.21
新疆	14.91	10.49	12.75	18.41	18.18

上の表を見て分かるように、児童・生徒と教員の比率は小学校より中学校のほうがより低いこと、東北地区（北京、遼寧、吉林、黒竜江、山東、天津など）より、南方地区、とりわけ人口集中率が高い広東、上海、福建、浙江、江蘇などのほうが高いことが分かる。国家基準<sup>66</sup>に基づいて、平均比率を計算すると中学校は1:15.8であり、小学校は1:21である。これにしたがってみると、小学校は、殆どの地区が国の標準に達しており、中学校も江西以外の都市は殆どが標準に達してあることが分かる。しかし、これはあくまで平均的な数値統計であることから、同一地区内のすべての学校において国の標準に達したとは言えない。

<sup>66</sup> 国家標準：『関与制定中小学校教職員編制標準的意見』（2001）に示した師生比率が中学校は都市：1：13.5、県鎮：1:16、農村：1:18；小学校は都市：1:19、県鎮：1:21、農村：1:23である。ここでいう県鎮は県（県政府のある町）と鎮（農村の中にある中心町）のあわせた言い方で、県鎮は都市でも農村でも見なされない。

(附7)教育経費の状況 (2012年-2016年)

単位：万元

年次	国家財政性 教育経費 <sup>67</sup>	*公共財政教 育経費	私立学校の 経営者によ る投入	社会寄 与の経 費	事業収入	*学費・ 雑費	その他の 教育経費
2012	231,475,698	203,141,685	1,281,753	956,919	46,198,404	35,048,301	6,640,278
2013	244,882,177	214,056,715	1,474,089	855,445	49,262,087	37,376,869	7,173,384
2014	264,205,820	225,760,099	1,313,476	796,700	54,271,581	40,530,393	7,477,031
2015	292,214,511	258,618,740	1,876,620	869,960	58,097,239	43,173,611	8,233,597
2016	313,962,519	277,006,325	2,032,733	810,447	62,768,292	47,709,339	9,309,860

注：1 公共財政教育経費は国家財政性教育経費に含まれている。

2 学費・雑費は事業の収入に含まれている。

この表で示したように、教育発展の土台となる国家財政性教育経費の支出が2016年は2012年より8248億6821万元（『中国教育統計年鑑』（2018年））増加したことが分かる。前述のように、国家財政教育経費には中央（国）と地方（地方公共団体）がそれぞれ負担する部分がある。2016年の国家財政性教育経費には中央が2535億1988万元、地方が28861億531万元を負担している具合である（『中国教育統計年鑑』（2018年））。これまで、義務教育の場合、教育経費の投入が不足していることが教育の均衡ある発展に大きな差支えをもたらしたと考えられるため、今後教育事業（特に農村、僻地地区）に関わる教育経費を如何に持続的に保障して営まれていくかが教育財政制度の大きな課題となる。

(附8)義務教育段階における学校施設の設備配置基準 (2015年)

単位：%

	体育館と運動場 基準	体育器材設備 基準	音楽機材設備 基準	美術機材設備 基準	理科実験計器 基準
小学校	64.5	68.9	67.9	67.6	
中学校	78.7	83.6	82.3	82.0	85.9

注：小学校には理科実験という施設を設けていない。

「2015年全国教育事業発展統計公報」（教育部2016年）によると、普通小学校（教学施設を含む）校舎の建築面積は67352.04万平方メートルで、前年に比べて2654.85万平方メートル増加し、中学校校舎建築面積は55042.07万平方メートルで、前年に比べて2478.52万平方メートル増加している。表(附8)は全国小・中学校の施設設備配置標準に達した学校

<sup>67</sup> 国家財政性教育経費には公共財政予算の教育経費が含まれ、各層政府が教育に使うため徴収する税金、企業の学校建設における支出、学校経営の産業と社会サービスによる収入を教育に使う経費とその他は国家財政性教育経費に属する。

<sup>68</sup>の比率を示したものとなる。

それによると、2015年時点で中国における小・中学校の8割位は体育館と運動場、体育機材、音楽設備、理科実験計器などの基準に合格したことが分かる。しかし、注意を促したいのは、これらの統計数字を文字どおりに受けとめることができないことである。何故ならば、これはあくまで全国平均的な数値統計であり、学校間、都市・農村間、地域間に存在する学校施設など教育環境の格差が解消されたとはいえない<sup>69</sup>。基礎教育の状況は、近年改善されてきたとは言え、まだ多くの課題が残されている。

2017年教育部教育監督局は「2016年全国義務教育均衡ある発展の監督評価活動の報告」（全国義務教育均衡発展監督評価活動は2013年から始めた）において、監督評価の基本状況を全国範囲での調査の数値統計で示した一方、監督評価過程においての義務教育の均衡的な発展の成果と経験をも紹介した。監督評価活動を通して、地方政府に責任意識を絶えず強化するよう促し、計画を一体化し、義務教育予算を増やし、教員配置、学校運営の条件を改善し、教育質の管理水準を高めるなど、義務教育の均衡ある発展の水準の向上に努めるべきだと呼びかける。また、調査結果としては、中国義務教育の均衡ある発展において主に以下のような問題点が残っていると指摘される。

- ①義務教育の経費保障システムがまだ完全に徹底されてない。
- ②学校運営における基本的な条件がまだ十分に整っていない。
- ③教員養成の更なる強化が必要である。
- ④学校の管理水準と教育資源の使用率を高めるべきである。
- ⑤特別支援が必要である児童・生徒の教育および保障システムがまだ整っていない。

これまで義務教育法令は中国義務教育における高い普及率と教育の機会均等性の維持に大きく寄与していることは確実である。他方、上記「2016年全国義務教育均衡ある発展の監督評価活動の報告」が示したように、義務教育に必要な経費の保障、学校運営条件の整備、教員養成、学校管理および特別支援などの面において課題が山積するのも確かである。今後義務教育を基本的均衡からハイクオリティ（優質）の均衡へと発展させることが求められる。

## 第2節 義務教育の現状と課題

### 2.1 義務教育の現状

上記の諸々の国の公式統計などにに基づき、中国における義務教育の現状は次のように要約される。

---

<sup>68</sup>「施設設備配置基準に達した学校」とは体育、運動場の面積、体育器械設備が「教育部衛生部財政部の国家学校体育衛生条件試行に関する基準の通知」（教体芸「2008」5号）の基準と「音楽機材設備、美術機材設備、数学自然実験計器、理科実験計器が各県、自治区、直轄市規定の計器設備の基準」に達したことを指す。

<sup>69</sup>かつて、何（2008:13）は中国における学校施設など教育環境の格差問題について次のように述べる。都市部の「附属中学校は立派な音楽教室、書道教室、美術教室、ダンス教室、閲覧室完備の図書室などの付属施設が備えられている。これに対して、留村中学校（西安市にある）のような農村学校には当然、このような施設は殆どない」。

### (1) 学校数と在校生数

単に数値的な変化をみて、幼稚園と大学および特別支援学校は少しずつであるが増加しているのに対し、義務教育である小・中学校の学校数は減少している(『中国教育統計年鑑』(2018))。このような数値変化は様々な社会的要因に影響されることであることは言うまでもないが、それには、農村地区において多くの出稼ぎ労働者が増えたことにより、子どもの都市への移転が起きてしまい、そしてそれにより農村学校の統廃合現象が嚴重となっていることが最も大きな原因として挙げられる。2017年度の小・中学校の数は合わせて21万8903校、在校児童・生徒の総数は1億4451万人に達している。

ちなみに、日本の場合、『文部科学省統計要覧(平成30年版)』によると、2017年現在小・中学校数は3万468校で、在学者数は980万4362人である。日本の10倍以上の膨大な人口の教育の質保証と教育機会均等を如何に保ちつつ、発展させていくかが至難の業である。

### (2) 教員数の変遷と師生比率(教員1人当たり児童・生徒数)

統計からみて、2013年から2017年まで小・中学校の教員数は幼稚園、高校、大学のそれと同様増えつつある。教員数の増長は当該学校の在学者数が増えていることにもかかわると思われるが、近年、教員資源と質のある教育水準を確保する国の義務教育発展の方針にも関係する。しかし、師生の比率からみては小・中学校いずれも低くなる傾向がみられた。

一方、教員に対する法的規定として、義務教育法と教師法のほかに、中央の『要綱』において、教育発展の保障として教員資源の建設の強化を新たに求められた。具体的には、高い資質のある教員を養成し、教員の道徳性を強化することと業務水準を高めると同時に、教員の地位と待遇を高め、教育のために良い環境を提供させる。そして、教員管理制度を健全化させることを通して、教員の質を確保しなければならないという指針的な要領が打ち出されている。これからの義務教育全般の発展における教員の重要性が次第に重視されつつあり、教員資源への国の投資が次第に強化されていくことが予想される。

さらに、(附4)の小学校の学齢児童・生徒の入学率と就学率から分かるように、義務教育の量的普及は殆ど実現されたことが分かる。

### (3) 教育経費の状況

義務教育段階における小・中学校の教育経費の支出から見た場合、増長する傾向にあり、教育総額が17,603億元であって、前年度より9.76%増長していることが分かる(中華人民共和国教育部(2017))。

現在、義務教育の均衡ある発展に当たって教育経費の問題解決が中国義務教育において焦眉の急となっている。教育への政府投入が次第に増長している中、最も看過されてはいけなないのは、都市と農村二元構造社会の格差であろう。義務教育における都市と農村の格差を教育に投入される教育経費の差にあると言えようが、教育経費の格差はさらに教員の数、資質、教育設備や校舎施設にまで影響を及ぼすことになる。さらに、上記で示したように義務教育段階における学校施設の設備配置標準(2015年)の到達比率が、小学校が64%以上、中学校が78%以上達したことが表示されたが、当比率は全国的な平均数値であるため、都

市と農村別の設備設置の標準となると、その差は実に大きい。

ちなみに、日本においても、都道府県を含め、市町村の地方公共団体の間には著しい財政力の格差があり、地方公共団体と国との間にも大きな財政力の格差がみられている(岡本2009:154)。さらに、「平成の大合併」という市町村の合併が2007年より急速に進行され、財政的困窮に直面している実状の中、教育の機会均等と教育水準の維持を如何に保障するか、学校教育の国家基準を今後どのように確保していくかなど共通の課題を抱えているようである。

## 2.2 若干の課題

### (1) 「三間」格差問題

歴史的に形成されてきた学校間、都市・農村間、地域間(以下「三間」という)の教育格差は依然として義務教育段階の「難題」となっている。前に行ったデータ分析から分かるようにその格差は、教員資源と教育予算の格差から最も表われている。

まず、教員資源は「三間」格差をもたらす一要因として、近年最も注目されている。高(2014:71)の調査によると、西安市における都市部学校の教員の80%が大卒の学士号を持っているのに対し、農村部学校においては50%~60%しか持っていない。しかし、この現象は西安市に限らず、中国多くの都市と農村部の現状を表していると言える。

表3-1 地域間小学校専任教員の学歴の比較

単位：人(%)

地区	修士卒業	大学卒業	専科(大学2年制)卒業	高校卒業	総計
北京	4523 (7.0)	54755 (85.0)	4910 (7.6)	315 (0.4)	64503
上海	3094 (5.7)	41459 (75.8)	9773 (17.9)	370 (0.6)	54696
浙江省	3060 (1.4)	156032 (76.1)	43168 (21.0)	2858 (1.3)	205118
黒龍江省	480 (0.4)	57217 (52.4)	51529 (47.2)	5224 (4.6)	114450
チベット	39 (0.1)	9411 (47.1)	10515 (52.7)	443 (2.2)	20408

注：1 ( )内のパーセンテージは四捨五入で計算。

2 都市の選択はそれぞれ経済発展の格差を考慮し、提示したものである。

出所：教育部『教育統計数値(2017)』(『教育統計数値(2017)』)により、筆者作成。

教育部『教育統計数値(2017)』によると、中国における教員資源の地域間の格差は非常に激しい。表3-1で示した通りに、進んだ地域(相対的に言う)であればあるほど、教員の学歴比率が高いことが分かる。大卒の比率をみると、一番高い北京と一番低いチベットの比率差は37.9もある。これはあくまで地域全体の平均数値で表したもののだが、学歴構成の地域格差はある程度解析できたと考えられる。

他方では、2015年の都市と農村における教員1人当たりの賃金の平均支出額をみると、

それぞれ 8 万 2340 元と 7 万 1890 元であり<sup>70</sup>、農村より都市が 1 万 450 元も多い。しかし、条件のより不備な農村学校と条件のより優越な都市学校の賃金を個別に比較すると、その差額はさらに大きくなると推測できよう。周知のように、中国において、条件の悪い農村地区（僻地、山間地区を含む）における教員の待遇が低く、生活環境が厳しい上に、社会認知度が低いなどの現実的な問題が存在する（周 2019：75-76）。それと関連して、近年農村教員の流出問題も深刻である。満（2013）の研究調査によると、貧困地区、民族地区<sup>71</sup>におけるある学校においては一年で 4 人の教員が公務員試験を受け、県の職員になり、教員の仕事を辞めたという。教員は義務教育資源の均衡化のポイントであり、教育の質向上の鍵である。教員資源の格差の是正あるいは教育資源の質と量の確保は今後義務教育の推進に最も看過されてはならない課題である。

次は、教育予算の問題による格差も無視できない。改正法第 6 条に「教育資源の合理的な配布」と「均衡ある発展の促進」が法制化されたにもかかわらず、教育経費の配分における「三間」の格差は縮小されないばかりか、教学設備、学校施設および教員資源は拡大傾向すらみられる。『中国青年報』が 1 万 180 人を対象に実施したアンケート調査（2012 年 7 月）によれば、82.3%の人が都市・農村間、学校間の格差が拡大していると回答している<sup>72</sup>。

1986年の義務教育法の公布は義務教育の全面的な普及を目指すものであるとすれば、2006年の改正法の制定は、義務教育改革を契機としてさらに「高い水準、高い質の義務教育の普及」を目指そうとするものであると位置づけられる。これまで、義務教育は完全無償化、「両免一補」の政策実施、農村義務教育経費保障制度の改革（2005年）と都市・農村義務教育経費保障制度の改善（2015年）などの経費保障制度の改革を通して、農村の義務教育の教育経費不足の問題が大いに改善され、義務教育水準を高めるのに一定の効果をもたらしたと言えよう。2016年に全国児童一人あたり公的経費は26万1080元に達し、1997年の77倍の増加となっている。さらに、公的経費が教育事業費に占める割合を見てみると、小学校では、都市部の改革直前2005年の3.2%から2016年の28.6%に、農村部は11.8%から26.0%へと増加している<sup>73</sup>。中国は、2010年『要綱』において、「義務教育の均衡ある発展を実現し、都市と農村の格差を縮小し、都市と農村の一体化義務教育発展のメカニズムを立てる」と打ち出した。そして、政策の実施と定着のために、2016年にはさらに「都市と農村義務教育一体化改革発展に関する若干意見」を公布し、全国各地の都市と農村の一体化義務教育発展を実施する指針を示している。

しかしながら、教育格差は依然として厳しい状態に置かれていると言わざるを得ない。例えば、黒龍江省にある香檳小学校ではすでに国語と英語などのカリキュラムに高度な電子教材の使用と情報の可視化など先進的教學手法の導入によって、情報化社会に適用する

<sup>70</sup> 『中国教育経費統計年鑑』（2016）と『中国農村教育発展報告』（2016）を参考。農村賃金福利の支出額は県、鎮、郷、村を含めている。

<sup>71</sup> 民族地区とは、中国少数民族が集中して生活しているところであるが、主に中国の西部と北部にある。

<sup>72</sup> 『中国青年報』2012年7月26日付。

<sup>73</sup> 『中国教育経費統計年鑑』（2017）と『中国農村教育発展報告』（2017）による。

総合的な能力を有する人材育成に力を注いでいるのに対して、農村地区特に僻地、山間における小学校ではマルチメディアどころか、机と黒板さえ整備されていない学校が未だにある。中西部農村の一部学校においては、図書室、体育と音楽室、保健室などは国家规定標準に全く達してないこと、校舎の安全を確保するための頻繁な校舎の修繕・改築が必須であるところが数多い。条件不備の僻地では基本的な教育資源としての教室と宿舎、体育器材などすら備えていない(仁青2018:24)。また、教員資源の不足によって四川省涼山県にある中心小学校では一年生クラスが7-12歳までの児童・生徒で構成され、その人数はなんと76人にも達する特大規模のクラスがあって、うち学齢児童・生徒の比率が50% (残り50%は学齢を超えている) しか占めていない(満2013:38)。

このような教育格差は教育結果(質)の格差をも生み出す。2015年義務教育の達成率(原語「巩固率」<sup>74</sup>)が何とか92.6%に達した国の公式統計データが公布された。しかし、実際、満(2013:33)の調査によると、学校によって「虚偽表示」の指標データを提示した事例があるという。貴州省のある中学校では在校生が978人と登録されているが、実際は666人しかいない。そして、毎年100名以上の生徒が「不登校」となり、2012年9-12月だけで43名の生徒が不登校になった。さらに、当校の中学校3年生の生徒によると、中学校1年時は生徒が46名だったが、3年生になって4名しか残らなかったという。多くの生徒は広東省に出稼ぎ労働者になったという。このような不登校の現状は、経済的な貧困によるものかと思われがちであるが、それだけではなく、教員資源の質、カリキュラムの構成・実施の質、教授方法および学校の設備、器材の不備などに影響され、学校全体に魅力を感じられないのも主因の一つである。要するに、それは、これまで論じてきた諸々の教育格差がもたらした当然の結果である。したがって、今後の中国にとって、義務教育を受ける機会の保障から結果(質)への保障への傾斜が強くと求められると思われる。

## (2) 素質教育の形骸化

素質教育は改正法の第3条において定められている。「義務教育については、必ず、国の教育方針を貫徹し、素質教育を実施し、教育の質を高める」とある。素質教育は教育の質の向上に必須とされ、政府は素質教育の一環として、2000年以降、『基礎教育課程改革要綱(試行)(2001年6月)』(以下「課程改革」という)と『新教育課程基準(2005年9月)』を相次いで発表した。これは受験での合格を目指す「応試教育(受験教育)」から、子どもさまざまな資質や人間性を育てようとする「素質教育」へとカリキュラムを転換した点で評価される。また、「素質教育」を具現化するため、各教科の改革を進めるとともに、日本の「総合的な学習の時間」に相当する「総合実践活動」を導入した。カリキュラムの改革および新しい教育課程基準の制定において「学習負担を減らすこと」、「基礎知識・技能より総合能力(創造能力、思考能力)の涵養を強調すること」、「各教科において徳育養成を意識させること」という精神が強調されている。

---

<sup>74</sup> 「巩固率」とは、学校の入学人数と卒業時の人数とのパーセンテージであって、計算公式で示すと、 $\text{巩固率} = \text{卒業人数} \div \text{入学人数} \times 100\%$ 。

しかし、山東省教育庁の現場調査などによると、次のような実態が判明した。例えば、「山東省教育庁中小学校の素質教育に関する特定調査」（2007年）によると、教員を評価する主要根拠は児童・生徒の成績であると認識する教員が639人である。その数は調査を受けた教員総数の82.5%を占めた。子どもの成績が一番気になると答えた保護者は219人で、総数の21%を占めた。学校を選ぶ主要標準が教学レベルと進学率が高いことと答えた保護者は746人で、総数の71.5%を占めた。素質教育で提唱される人間形成に必要な一連の資質のうち、知力に対する評価（テスト成績で決める）が最も重要な要素となっていることが分かった。

さらに、山東省教育庁による全省の小・中学校の素質教育を対象に調査（2007）を行った結果、次のような6つの問題が提起されている。

- 知育を重視し、道徳育と体育、美育を軽視する。
- 受験科目の勉強を重視し、非受験科目を軽視する。
- 文化知識の教授と受験技の向上を重視し、総合能力と創造的精神の涵養を軽視する。
- 成績がよく希望のある生徒に傾斜し、広範の児童・生徒の成長を重視しない。
- 児童・生徒の学業負担が依然として大きく、生徒の心身的成長に影響する。
- 児童・生徒の体質と健康状況がよくなく、一部の健康指標も減っている。

また、筆者のインタビュー<sup>75</sup>からもほぼ同じような傾向が見て取れる。インタビューの結果を、以下に付記しておく。

「素質教育の実施はまだ理念的な段階に留まっていると思う。子どもの学習負担はあまり減っていない。しかし、教員は意識的に子どもの総合能力を高めること（表現力、問題解決能力、思考能力等）を配慮している点では、昔よりよくなった気がする。ただ、教員としては、やはり受験対策を念頭に置いているので、限られた時間内で資質を育てる学習指導しかできない。「成績を出さなければ……」というプレッシャーがあるので仕方がない。小学校では「素質教育を中心」といっているが、進学に際してはやはり成績が重視されている。どちらかというと、現在の小学校は受験勉強プラス素質教育というダブルの圧力の中にある。当然の結果として学校において勉強ができなかった分、家庭学習で補うこととなり、現在の小学校3年生以上の子どもは放課後ほとんど遊ぶ時間がない」——瀋陽市皇姑区A小学校 劉教諭（国語、数学）。

「私たち教員は、とりあえず、教え方においては詰め込み式を避けたい。どの教科においてもディスカッションなど共に学ぶ学習形態を意識している教員は多いだろう。素質教育の提唱からすでに10年以上過ぎだが、根本的に「応試教育」を脱したとは言えない。しかし、教え方では従前より個々の個性を大事にする姿勢は見られる」——瀋陽市渾南新区B小学校 王教諭（国語、数学、社会）。

---

<sup>75</sup> インタビュー：2017年11月に電話を通して、瀋陽市皇姑区A小学校劉教諭（国語、数学）、瀋陽市渾南区B小学校王教諭（国語、数学、社会）、瀋陽市C中学校朴教諭（道徳と法制）、大連市C中学校程教諭（国語、数学）にカリキュラム改革と素質教育の現状について伺った。



「私たち中学校では小学校に比べて、能力よりも知識・技能のほうにもっと偏っているかもしれない。私は「道徳と法治」（2017年9月以前は「思想品德」という教科である）を教えているが、理想的ではもっと総合能力を培うことを望んでいる。しかし、限られた時間の中では、しっかりと基礎知識を教えないと試験でよい成績を取らせられない。そこで、どうしても基礎的なものを主に考えてしまう」——瀋陽市C中学校 朴教諭（道徳と法治）。

「私は意識的に素質教育を授業に加味している。放課後の宿題の量は教員によって違うが、全体的にみると、学習負担が減ったとは言えない。10年間の課程改革は失敗したという主張が多いが、確かに同感である。私たち教員もなるべく総合能力の向上を目指して授業を行い、テスト問題も研究している。だが、中学校と高校の入学試験では、最終的に試験の成績で決まることになるので、どうしても受験対策になってしまいがちである」——大連市D中学校 程教諭（国語）。

### 2.3 小括

ここまで述べてきたように、近年、目覚ましい経済成長とともに、都市・農村間、地域間の経済格差が激しくなり、それに伴い、学校間、都市・農村間、地域間という「三間」の教育格差も拡大する一方である。また、就学機会における格差はほぼ解消されているものの、教育の質の格差は新たな課題となっている。他方で、教育の質保証の一策として取り入れた素質教育が国家的戦略上の重要な課題として謳われているものの、山東省の調査結果からも、筆者自ら行ったインタビューからも分かるように、義務学校現場においては理想とは乖離しているようである。言い換えれば、教育の質保証を根幹とする種々の教育政策・制度が義務教育現場において変容してしまう訳である。遼寧省と山東省が義務教育の普及および素質教育の推進において、全国で上位にあることを考え合わせると、あるいは、上記の諸問題は中国全土に普遍的ではないかとも考えられる。

他方、日本の義務教育は戦後、教育関連法の制定と法律の強制的な効力により、高い普及率を図ったもので、高度な統一と機会均等性という点に著しい特色がある。義務教育の施行は学校教育法における教育目標に従い、また教育課程の基準は文部科学省の規定した「学習指導要領」に明記されており、現場の裁量、それなりにある。教科書および教材の使用は文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと学校教育法にはっきりと規定されている。学校の設置においても、農村部と都市部の間に施設設備の大きな格差を認めないことが法的に定められ、全国すべての地域において優れた教職員の必要数を確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図っている。児童・生徒の進級、進学基準としては、通常、毎年1学年ずつ自動的に進級することを基本とし、原級留置が行われることはまれである。また、就学の際に学校の選択は通常、通学区域が定められているが、通学区域を越えて学校が選べる学校選択制を取り入れる地域も増えてきている<sup>76</sup>。

<sup>76</sup> 文部科学省「『学校選択制』などについて」

要するに、法整備による確固たる保障の結果、日本全国津々浦々のどこにおいても、子どもはほぼ同レベルの設置基準の学校施設の中で、同じ時間に、同じ教材で、同じ学習ペースで義務教育を受けられている。

日本の経験は、今後の中国にとって、極めて参考になる。序章に述べたように、中国では、これから義務教育の格差の是正と確実な教育の質向上をどのように保障していくべきかを考慮するにあたり、教育の法律主義のインセンティブを働かせることが有意義である。何故ならば、日本式のやり方に証明されたように、法の整備による教育成果は甚大であるからである。

次章では、本章の延長として、筆者自ら行った実態調査とインタビューの結果に基づき中国における義務教育の実態をさらに掘り下げ、その抱える課題を浮き彫りにする。

## 第4章 義務教育の実態とその問題点

ここまで述べてきたように、中国において素質教育は制度的に整備されていると評価できよう。しかし、肝心なのは、実態である。

義務教育の実態に対する検討は多種多様である。教育方法、理念、政策・制度などの概念的、理論的な視点からの検討も数多くみられるが、本章では素質教育（とりわけカリキュラム）と道徳教育の二つのフィールドに焦点を置き、実証的に検討していきたい。このような視座に着目するには二つの理由がある。その一は、中国義務教育段階における素質教育の実施はカリキュラム改革を発端とし、本格的に始められたとされ、「国の基礎教育改革と発展の中、カリキュラムは常に最も重要な課題である。それは児童・生徒が教育を受ける中身を決める要因であるからである」（単 2004:12）。その二は、現代中国社会において道徳意識が低いことが問題となり、非道徳的な行動に対して国内外にわたって厳しく批判されている。「道徳危機」とも言われている中国の義務教育問題を検証するためには、このような現実的な問題を避けて論じることは理にならない。

### 第1節 素質教育（カリキュラムの編成・実施）からみる義務教育

素質教育（資質教育）とは教育を受けるものの全面的な資質の向上を目的とし、徳・知・体・美を活発に発展させ、イノベーション精神と実践能力の涵養を重視する教育のことである（「中共中央、国务院关于深化教育改革全面推进素质教育的决定」1999年）。素質教育の提起と法制化は義務教育が教育の民主化から教育の質の向上へと転換した場面であり、中国義務教育の発展において大きな意義を持っている。しかし、経済成長による地域間、都市・農村間の教育格差が激しいことが中国の教育現状である（中国総合研究交流センター2013:251）。素質教育が推進されて約25年、改正義務教育法により法制化されて13年（2019年時点）、この間、中国の素質教育の実施プロセスにおいていかなる問題点があるのか、何をどう変えれば素質教育が政策理念通りに実現されるのかなど、素質教育の実態を解明することが有意義なだけでなく、今後義務教育政策の更なる推進と教育改革の深化にもつながる。

カリキュラムは、国の教育方針と教育思想を根底に置きながら、国の教育意志を体現するものであり、『立德樹人』（徳をもって人を育てる）および教育目標を実現するための根本的な道筋である」（遼寧省教育庁2016）とされ、学生（児童・生徒）が教育を受ける中身を決める要因として国の基礎教育改革と発展の中で常に最も重要な課題であるといわれている（単 2004:12）。

本節では、主にカリキュラム改革後の遼寧省の都市部と農村部における公立小学校の「時間割」に関する実態調査およびそれに基づき行われたインタビューの結果を用いて、素質教育の実態を考察する。具体的には、国のカリキュラム編成の原則、基準を概観したうえで、

実態調査とインタビューの結果に基づき素質教育の実施実態と問題点を洗い出す。

## 1.1 カリキュラム編成の原則と基準

### 1.1.1 カリキュラム編成の原則

中国の義務教育法では、「国务院の教育行政部門は、学齡児童・生徒の心身発達状況と実態に基づいて、教育・教学内容と課程を計画・編成する。受験制度を改革し、かつ高校の生徒募集方法を改善すると同時に素質教育の実施を推進する」（35条）とされる。本法において、理念として生徒の全面的な発達と心身の発達状況に基づいて素質教育を実施すべきであることが宣言されているが、こうした理念を具体化していくのは「義務教育課程設置実験方案（プラン）」（2001）（授業計画に相当）である。プランでは、「カリキュラムの編成は、義務教育の目的を具現化することと、生徒の心身の発達段階に応じて、社会的進歩、経済、科学技術の要請に適應する児童・生徒の持続的、全面的な発達を目的とすべきである」ことが定められている。

さらに、素質教育の実現を徹底させるために、具体的なカリキュラムの編成原則として、「均衡を配慮した編成」と「総合性と選択性への強調」が挙げられている。

均衡を配慮した編成とは、「徳・知・体・美の全面的発達に伴い、各教科の比率を適切に考慮し、地方と学校の実情と教育を受ける者の必要性にも配慮し、適度に調整するとともに、調和のとれた全面的発達を保障すること」である（中華人民共和国教育部 2001）。

それに対して、総合性と選択性については、「それぞれ教育を受ける者の経験を重視し、カリキュラム編成においては知識、社会生活と経験を調整、強調しなければならない。また、国から提供された選択し得る分科<sup>77</sup>或いは総合的カリキュラムと各教科の授業時数の比率は弾力的に運営する。地方と学校の自主的な選択と開発については、カリキュラムの地方、学校および教育を受ける者の適應性を考え、各地が創造性を発揮して特色のある学校作りに励むこと」とされている（中華人民共和国教育部 2001）。

カリキュラムにおける「均衡配慮」の原則は、児童・生徒の徳・知・体・美の全面的発達を目指して、各教科の比率の適性を強調したものであり、従来の既有科目以外に、国家課程である総合実践活動と地方、学校が定める課程の設置が特徴である（表 4-2 参照）。それに対して、「総合性・選択性の強調」原則は、従来の応試教育（受験勉強）の知識（成績）のみを求めることへの反省から社会生活と経験の要素を重視する考え方であり、表 4-2 から分かるように、「情報技術、研究型学習、地域サービス、社会实践、労働と技術」などの増設に特徴がある。

### 1.1.2 カリキュラム編成の基準

中国では、2001年に義務教育段階におけるカリキュラムに対する改革が行われた。その狙いは、主に素質教育に適應できる新たなカリキュラムシステムの構築にある。以下では、改革前とその後の状況を対比しながらカリキュラム編成の基準を見てみよう。

---

<sup>77</sup> 分科とは義務教育段階におけるカリキュラムの中の総合的科目と対比するという科目のことである。

下表は中国の義務教育段階におけるカリキュラムの編成基準をまとめたものであり、表 4-1 は 2001 年カリキュラム改革以前の編成基準であって、表 4-2 は現行の編成基準となっている。

表 4-1 9 年義務教育「六・三」学制全日制小学校・初級中学校課程計画（1992 年）

	学年									時間 総数
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	
教 科 目	思想 品德	思想 品德	思想 品德	思想 品德	思想 品德	思想 品德	思想 政治	思想 政治	思想 政治	
				社会	社会	社会	歴史	歴史	歴史	
	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語	
	数学	数学	数学	数学	数学	数学	数学	数学	数学	
							外国語	外国語	外国語	外国語
	自然	自然	自然	自然	自然	自然	地理	地理		
								物理	物理	
									化学	
								生物	生物	
	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育
			労働	労働	労働	労働				
							労働技術	労働技術	労働技術	
		音楽								
	美術									
活 動	朝会（毎日 10 分）									
	学級活動									
	体育活動、科学技術、文体活動									
	地方	地方	地方	地方	地方	地方			地方	
週時間	30	31	32	33	33	33	36	37	36	301
年時間	1050	1085	1120	1333	1333	1333	1260	1295	1188	10997

出所：中国国家教育委員会「九年制義務教育「六・三」学制全日制小学校中学校課程設置表」に基づき筆者作成。

表 4-2 中国義務教育課程設置基準 (2001 年)

	学年									時間配分 (%)
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	
教科 目	品德と 生活	品德と 生活	品德と 社会	品德と 社会	品德と 社会	品德と 社会	思想 品德	思想 品德	思想 品德	7-9
							歴史と社会 (又は歴史、地理を選択)			3-4
			科学	科学	科学	科学	科学 (歴史、地理)			7-9
	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語	20-22
	数学	数学	数学	数学	数学	数学	数学	数学	数学	13-15
			外国語	外国語	外国語	外国語	外国語	外国語	外国語	6-8
	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育与健康	体育与健康	体育与健康	10-11
	芸術 (音楽、美術)									9-11
	総合実践活動									16-20
地方および学校が定める課程										
週時間	26	26	30	30	30	30	34	34	34	274
年時間	910	910	1050	1050	1050	1050	1190	1190	1122	9522

- 注：1、9年総時間数は1学年35週の時間で計算したものである。  
 2、時間数は単位時間。一単位時間は、小学校(第1-6学年)が40分、中学校(第7-9学年)が45分。  
 3、総合実践活動は主に情報技術教育、研究型学習、地域サービスと社会実践および労働技術教育を含む。  
 4、「品德と生活」、「品德と社会」、「思想品德」はそれぞれ発達段階に応じた「道徳の時間」の教科名である。カリキュラム改革と教材開発によって教科名は2016年に「道徳と法治」(原語:「道徳与法治」)と改名されている。  
 出所: 中華人民共和国教育部「義務教育課程設置実験方案(プラン)」(2001年)

表 4-1 を見て分かるように、改革前のカリキュラムは主に教科目と活動に分かれていた。教科目においては国語、数学と思想品德(道徳)および体育がすべての義務教育段階に必修とされたほか、外国語は小学校6年から始まり、小学校段階の「社会」と「自然」および中学校段階の「歴史」、「地理」が必修科目とされ、「労働」の時間も小学校1・2年を除いて義務教育段階すべてで学習することとなっていた。また、総合能力の向上を図って、活動項目において具体的な活動として、主に「科学技術・文体活動」および「学級活動」、「朝会」の時間を設けていた。

しかし、2001年カリキュラム改革以前の編成基準は多くの課題を抱えていた。例えば、*旷*(1993: 30-31)は具体的なカリキュラム構成における活動科目について次のように指摘する。「カリキュラム編成における活動の時間は、体系上厳密ではなく、授業としても不規則なところが多い。学校側から実践を通してさらに整備していく必要がある」。また、受験

科目と比較してみると、活動の時間<sup>78</sup>（特に科学技術・文体活動）は教科としてその実行が曖昧でどんな内容をどのような形でやるべきか不明であり、学習成果の評価基準にも大きな問題が潜んでいると述べている。

では、改革後の状況はどうか。表 4-1 と表 4-2 を比べてみると、現在施行中の編成基準には三つの大きな特徴がうかがえる。一つ目は、各教科の週間時間数が総体的に減少したことである。小学校 1 年と 2 年の週間時間数の減少が一番大きく、それぞれ 4 時間と 5 時間であり、それ以外にも、週間時間数は平均 2-3 時間減少している。二つ目は、従来の「地方」という時間は自由選択の科目に属していたが、改革後は必修教科として設けられたものである。三つ目は、受験科目の時間数が減少した代わりに、地方と学校が定めるカリキュラムと総合実践の時間が新たに増設されていることである。

なお、各地方公共団体は中央政府の編成基準に準じてそれぞれ独自の課程設置基準を作り出しているのが現状である。表 4-3 は筆者が調査先に選んだ遼寧省の現行編制基準である。見て分かるように、遼寧省義務教育課程（総合と分科）設置基準は殆ど国の編成基準に従い、具体的に細分化されたものである。

---

<sup>78</sup> 「活動の時間」は 1992 年版課程計画に設置した教科目であって、朝会、学級活動、科学技術と文体活動などを含める。うち朝会と学級活動、体育活動は必修で、科学技術・文体活動は趣味によって自由選択可能であるが、いずれも非受験科目である。

表 4-3 遼寧省義務教育課程（総合と分科）設置基準（2016 年）

科目		学年									時間 総数	時間 配分 (%)
		週間時数										
		一	二	三	四	五	六	七	八	九		
品德	品德与生活/社会	2	2	2	2	2	2				626	6.6
	思想品德							2	2	2		
歴史 と 社会	歴史							2	2	2	346 (344)	3.6
	地理							2	2(1)	(1)		
科学	科学	(1)	(1)	2	2	2	2				793 (795)	8.3
	生物							3(2)	2	(1)		
	物理							(1)	2	3(2)		
	化学								(1)	3(2)		
国語		8	8	7	7	6	6	6	5	5	2020	21.2
数学		4	4	4	4	4	4	5	5	5	1355	14.2
外国語				2	2	3	3	4	4	4	762	8
体育と健康		4	4	3	3	3	3	3	3	3	1009	10.6
芸術	音楽	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1046	11
	美術	2	2	2	2	2	2	1	1	1		
総合実 践活動	情報技術			1	1	1	1	1	1	1	1565	16.5
	研究型学習 地域サービス 社会実践			1	1	1	1	1	1	1		
	労働と技術			1	1	1	1	1	1	1		
地方/ 校本 課程	地方課程	2	2	2	2	2	2	1	1	1		
	校本課程	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
週時間		26	26	30	30	30	30	34	34	34	274	100
年時間		910	910	1050	1050	1050	1050	1190	1190	1122	9522	

出所：遼寧省教育庁『義務教育課程（総合と分科）設置表』（2016 年）

改革全と比べると、各教科の週間時間数の削減や「地方」の必修科目への格上げおよび地方と学校が定めたカリキュラムと総合実践の増設などからも分かるように、現行の編成基準の方が、遥かに素質教育の内包（基礎を強化し、知能を発展させ、非知力要素を育成し、児童・生徒の資質を全面的に高める教育）とプラン所定のカリキュラムの編成原則（「均衡を配慮した編成」、「総合性と選択性への強調」）に合致する（カリキュラムの週間時間数や年時間数を減らしたとともに、従来の必修科目に、総合実践活動の時間と地方、校本課程の



時間を追加して編成されたところに素質教育への配慮とカリキュラムとしての均衡と総合性の編成原則がうかがえる)。また、遼寧省の事例に象徴されるように、中央政府の方針が地方公共団体のレベルにおいても貫かれており、その意味で均一的な義務教育が実現できると期待されよう。

## 1.2 素質教育の実態と問題点

前述のように、中国では、制度作りという見地から見ればそれなりに整備されていると評価できるが、肝心なのは実態である。素質教育の精神と理念が果たして国や地方公共団体所定の編成基準の通り義務教育を担う学校現場に上手く浸透されているのであろうか。

以下では、筆者自ら行った実態調査とそれに基づき行われたインタビューで得られた成果に基づき素質教育の実施状況を見極め、現行義務教育段階における素質教育の問題点を洗い出すことにする。

### 1.2.1 調査の概要

2017年11月15日から2017年12月10日にかけて、カリキュラムの編成と実施状況を把握するために、筆者は遼寧省における20校の公立小学校の3、4年生を対象に実態調査を行った<sup>79</sup>。本調査では、主にカリキュラム改革以後新たに増設されたもの(科学、総合実践活動、地方課程と校本課程)に焦点を当て、その構成と実施実態について調べた。調査は、半構造化インタビュー(フリック、2002)を加えて実施した。半構造化インタビューを採用したのは、時間割に基づき、できるだけ自然な文脈の中で、実状を引き出すことを目的としたからである。調査対象は、中国遼寧省における20校の公立小学校の3、4年生の時間割である。調査先に遼寧省を選んだ理由は、同省は中国において「文化・教育」の中心省都の一つとされていることから、遼寧省の実施実態は中国の普遍的な教育現状をある程度反映できると思われる。対象校の選別に当たって、中国における都市と農村の二元化社会構造を意識しつつ、都市部と農村部に分けて注意を払った。さらに、対象校の時間割の選別を小学校3、4年生に特定したのは、低学年1、2年生の場合は基礎学力を身に付ける段階であり、授業の実施実態のインタビューに難があり、高学年の5、6年になると進学準備で受験勉強に追われるものであるため、中学年の3、4年生が最適であると判断したからである。なお、本調査は半構造化された調査方法を用いて、これまで築いてきた人脈を生かして時間割の提供を依頼(ランダム式)し、提供された時間割についてさらに直接に児童および教師にインタビュー(電話、面談)をし、関連カリキュラムの実施実態を説明してもらおうという形で行われた(筆者の直接連絡できない児童、教師の連絡先は、知人を通じて得た)。調査内容を匿名条件で論文に使うことについて児童(保護者)、教師本人からの承諾を得ている。

---

<sup>79</sup> 実態調査の詳細については、文末添付資料Ⅱ(pp:135-144)を参照されたい。なお、本調査では、主にカリキュラム改革以降新たに増設されたもの(科学、総合実践活動、地方課程と校本課程)に焦点を当て、その構成と実施実態について調べた。

## 1.2.2 実態調査結果の分析

カリキュラムは計画の作成とそれに基づく教育活動の展開への過程である<sup>80</sup>といわれるので、以下では、素質教育をカリキュラムの編成と実施との二つの段階に分けてその実施実態を見ておこう。

### (1) カリキュラムの編成段階

20 の公立小学校の時間割を見ると、カリキュラム改革の実施とともに新たに調整して増設されたカリキュラムは国および省におけるカリキュラム編成基準に従い、多くの小学校において計画されていることが判明した。参考資料の時間割を分析してみると、農村部の A 校（「総合実践」、「地方」、「校本」<sup>81</sup>の時間を設けていない）と F 校（「情報」<sup>82</sup>の時間を設けていない）、都市部の L 校（「情報」の時間を設けていない）、Q 校（「校本」の時間を設けていない）を除いて、殆どの小学校が規定通りに編成されている。ここで特筆に値するのは、農村部の B、C 校と都市部の L、M、Q、R 校である。農村部の B、C 校における「地方」の時間では当該地方の特色のある授業内容を設けている。例えば、B 校では少数民族である満族県の特徴を際立たせる満族歴史と文化をメインとし、C 校では「経典朗読」（古典を読む）と「弟子規」<sup>83</sup>などの国学<sup>84</sup>を教わることが特徴である。それに対し、都市部の L、M、Q、R 校は「地方」の時間をそれぞれ環境保護、朝鮮語、サークル、国学などの特色のある内容に充てている。

しかし、カリキュラム構成の全体を細かく検討してみると、その問題点も明らかである。

①カリキュラムの編成・構成において、都市部と農村部の学校間に大きな格差は見られないものの、同一地域においての学校間の格差が確実に存在している。例えば、農村部の H 校は、省のカリキュラム編成基準に基づき、ほぼ標準的に構成されているのに、同じ農村部に属する A 校となると「情報」、「地方」、「校本」の時間は全く設けられていないし、「美術」と「音楽」はあまり「受けたことがない」ことが当該学校の小学生へのインタビューを通して分かった（表 4-4 参照）。

---

<sup>80</sup> 日本においても、学校教育におけるカリキュラムの重要性がしばしば指摘されている。例えば、(吉富 2014: 101-109) によると、学校の教育活動は教育目標の実現を目指して展開されるものであり、教育目標の実現はカリキュラムの編成・構成から始まる。カリキュラムの実施とは、「教育課程をもとに、それを具体化するための指導計画を作成し、学校の教育活動を展開していく一連の過程」であるとされる。

<sup>81</sup> 義務教育段階におけるカリキュラムは大いに「国家課程」、「地方課程」、「校本課程」との三つに分けられている。「校本課程」は学校が自ら開発した当該学校の実際に適し且つ当該学校の特色を表すカリキュラムである。「地方課程」とは、地方の経済と政治、文化の発展によって地方の特徴を十分に活用し、実施するカリキュラムのことである。

<sup>82</sup> 遼寧省義務教育課程（総合と分科）設置基準における情報技術のことであり、コンピューターの相関知識と操作等を学ぶ時間である。

<sup>83</sup> 児童に倫理道徳と基本的な礼節を教えることを主として、中国の清代後期に広く使われた道徳啓蒙用の韻文形式で記した読み物である。

<sup>84</sup> 「漢学」と「中国学」とも呼ばれ、広義に伝統的な中国の文化と学術のことを指している。

表 4-4 農村部 A 校：北票市〇〇小学校 4 年級

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 時限	語文 (国語)	数学	語文 (国語)	数学	語文 (国語)
2 時限	数学	語文 (国語)	数学	語文 (国語)	英語
3 時限	科学	音楽	英語	数学	体育
4 時限	数学	数学	美術	品德と社会	英語
5 時限	語文 (国語)	体育	語文 (国語)	音楽	数学
6 時限	英語	労働	自習	語文 (国語)	美術
7 時限	自習	自習	自由活動	自習	学級会

注：1、「音楽」と「美術」の時間は殆ど受けたことがない。国語と数学に代わることが一般である。

2、「総合実践」「地方」「情報」の時間を設けていない。

②「地方」と「校本」、「情報」の時間は受験外であり、学校が自主的に決定可能なカリキュラムであるため、学校によって設置されていないところがあり（農村部 A、F 校と都市部 L、M、Q 校）、設置されていても実施したことがない学校が多い（農村部 E、G 校、都市部 O、S 校）。

③「総合実践活動」のカリキュラムにばらつきがある。これは都市部と農村部に関係なく、すべての小学校のカリキュラム構成に見られる共通現象である。「総合実践」には「情報技術」と「研究型学習」、「地域サービス」、「社会実践」および「労働と技術教育」などが含まれているにもかかわらず、殆どの小学校においては一般的に「総合実践」を「研究型学習」、「地域サービス」、「社会実践」とし、「労働」、「情報」を独立した時間として設置している。例えば、農村部の A、B、D、E、F 校と都市部の M、N、O、P、S 校がそうである。

④正規の時間数が確保されていない。表 4-5 を見て分かるように、「総合実践」は小学校 3 年から中学校 3 年まで編制され、「情報技術」、「研究型学習、地域サービス、社会実践」、「労働と技術」が週 1 時間ずつ計画されているが、実態調査では実際は週 3 時間の授業が保証されていないことが分かる。確かに、「義務教育課程設置実験方案（プラン）」（2001）では「総合実践活動は国家规定の必修科目であって、その内容は地方と学校が教育部の相関要求に従い、自主的に開発し、選択することができる」とされているが、「自主的に開発し、選択する」ことを許した結果、上記のような問題が惹起されている。

表 4-5 総合実践活動における具体的時間配分

		学年								
		一	二	三	四	五	六	七	八	九
科目	週間時数									
	総合実践 活動	情報技術			1	1	1	1	1	1
研究型学習										
地域サービス				1	1	1	1	1	1	1
社会実践										
	労働と技術			1	1	1	1	1	1	1

注：遼寧省教育庁『義務教育課程（総合と分科）設置表』により抽出した部分である。

出所：遼寧省教育庁『義務教育課程（総合と分科）設置表』（2016年）

さらに、⑤カリキュラムの内容が部分的に重なりそうなところが多い。「総合実践」と「科学」、「総合実践」における「地域サービス」、「研究型学習」と「地方」の時間において、部分的に重なりそうなところが多いようである。特に、「総合実践」と「科学」の時間は同じく科学実験や研究発表のようなものを取り扱うことが多い。

#### (2) カリキュラムの実施段階

20の公立小学校での調査結果を総合的に検証してみると、カリキュラムの実施段階においても次のような問題が存在することが判明できた。

①時間割通りに授業が行われていない。時間割では明確に記載されているにも拘わらず、実際は一部のカリキュラムが軽視され、受験勉強のための時間に置き換えられるか自習となる場合がある。農村部A、E、F、G、H、I校と都市部K、N、O、S校が挙げられる。例えば、農村部A校では、「総合実践」、「地方」、「情報」の時間を設けていないのみならず、国家必修科目である「音楽」と「美術」の時間も殆ど「受けたことがない」、国語と数学の時間に代わることが一般的であることが分かった。E校では「写字」と「書道」の時間はよく自習の時間となり、「地方」の時間はテキストはあるものの、あまり「受けたことがない」。F校では「地方」の時間は殆ど「受けたことがない」、代わりに自習したり、テスト勉強したりする。G校では、「校本」と「書道」の時間は自習か他の時間に代わる。H校では「校本」の時間をあまり「受けたことがない」。I校では、「科学」の時間はあまり「受けたことがない」し、「情報」の時間はテキスト勉強で何時間しか「受けていない」。そして、都市部となると、K校は「総合実践」の時間、N、O、S校は「校本」の時間がたまたま自習となるか、他の時間に置き換えられていた。

①と関連して、②「応試教育」の弊害を解消するためにアンチテーゼとして取り入れた「素質教育」は、理念通りに実現されていない。受験科目の時間は軒並み徹底されているのに対し、「総合実践」および「地方」、「校本」課程の実施となると学校によっては大きく異なっている。これは都市部と農村部に関係なく、今回の調査対象に選んだ20校のすべてにおいて見られる現象である。また、このような問題はおそらく遼寧省にだけではなく、中国全国

にわたって存在することが推測できる。

### 1.2.3 インタビュー結果の分析

時間割どおり授業が行われていないということは、カリキュラムがそもそも空文化しているということであって、そうであればカリキュラムの構成をもとにして義務教育の実態に迫ることはできないことを意味する。そこで、以上の実態調査から得られた結果と知見をさらに掘り下げ、その成否を検証するために、都市部 0 校の X 教諭（2019 年 1 月）と農村部 A 校の Y 教諭（2019 年 6 月）に対しインタビューを実施することにした<sup>85</sup>。両氏を選んだのは次の理由による。X 教諭は小学校担任として 18 年目、教務主任歴が 9 年で、カリキュラムに関して極めて詳しい。また、Y 教諭は師範大学出身で小学校担任として 10 年目、教務主任歴が 4 年で、教務関係に詳しい現場リーダーである。

具体的な内容は以下の通りである。

#### 都市部小学校 X 教諭と農村部小学校 Y 教諭に対するインタビューの主な内容

- 都市部 X 教諭に対するインタビューは二回に分けて行った。2019 年 1 月 18 日に調査を行った 20 校の時間割と質問用紙を電子ファイルで送付した。2019 年 1 月 23 日に X 教諭から回答用紙が送られた。それから、1 月 24 日の午後 3 時から 4 時半まで回答用紙に基づいて、詳しく内容確認を行い、現在の小学校のカリキュラムに係る諸問題の実情を聞いた。
- 農村部 Y 教諭に対するインタビューも二回に分けて行った。2019 年 6 月 13 日に調査を行った 20 校の時間割と質問用紙を電子ファイルで送付した。2019 年 6 月 16 日に Y 教諭から回答用紙が送られてきた。そして、6 月 22 日の午前 10 時半から 11 時半まで回答用紙に基づいて、詳しく内容確認を行いながら、現在の小学校の現状およびカリキュラムに係るリアルな諸問題について聞いてみた。
- 個人情報保護の関係で、X 教諭、Y 教諭に関する情報は非公開とする。

**質問 1**： 20 校の時間割に基づいて、問題の所在について詳しく教えてください。

X 教諭： 現在遼寧省および瀋陽市義務教育時数の設定要求は以下のようである。毎週国語（作文の時間を含む。学校によって作文を時間と国語に統合することがある。）と数学

---

<sup>85</sup> このインタビューは質的研究の半構造化インタビュー（フリック：2002）により実施した。「質的研究のインタビューとは、その対象がたとえ 1 人でも、その問いと答えが深ければ、回答者 1 人に関してのみデータ採取を行っているのではなく、その背景にいる多くの人に関するデータ採取も同時に行っているのだと考えることは、決して不合理ではない」とされる（大谷：2017）。したがって、インタビューの対象は数的には少ないが、エスノメソドロジー的に言えば、1 つあるいは 2 つの事例だったとしてもその内には一般化可能な規則等を見出すことができると考えられる。

以外に音楽と美術が2時間、科学（1-2年級は1時間、3-6年級は2時間）、品德と社会が2時間、総合実践（3年級以上は1時間）、情報（3年級以上は1時間）、英語（3年級以上は2時間）、体育（4時間+1時間の体活）、校本（1時間）、地方（2時間）、健康（1時間）、学級会（1時間）。これ以外に毎日1時間の自習の時間を保証しなければならない。提供された20校の時間割では、国の規定時間数をオーバーするか、編成すべきカリキュラムが構成されていないことが多い。

Y教諭：現在、農村部小学校は都市部と違って、様々な問題に直面している。提供された20校の時間割をみて分かるように、農村部小学校におけるカリキュラムの問題がより多いようである。勤務先の小学校において専門教師がいないため、音楽と美術は実施されていない。就学の児童にとって、大きな問題であろう。

**質問2**：国の規定通りにカリキュラムが構成されていない学校がある。このような問題が発生する主な原因は何だと思いますか。

X教諭：

- ①カリキュラム科目が多すぎ、国の編成基準に従い、厳しくカリキュラムを編成する場合、一日のすべての時間数を授業にしても、うまく編成しにくい。
- ②教師の定員が不足しており、専門教師が足りない。
- ③学校の設備が整っていない。都市部より農村部の方がより厳しい状況である。

Y教諭：とりあえず、教師の人手不足が挙げられる。これは根本的な問題であろうと考える。2年前、支教（貧困地区にある小・中学校への教育支援）に行った小学校は想像以上に厳しい条件下に置かれて、専門教師だけではなく、学校施設、教学設備も欠けている。

**質問3**：小学校段階における「総合実践」、「地方」、「校本」、「科学」などのカリキュラムへの重視の度合いはどうか。

X教諭：農村部より都市部、都市部の中でもよりよい学校の方がよく実施している。しかし、一般校（普通学校）でこれらすべてのカリキュラムを合理的に構成することには一定の困難がある。この四つの科目の中で科学がより重視されている。理由としては、学校によって期末テストがあるからである。これ以外の科目は相対的に重視されていない。

Y教諭：都市部より農村部における小学校はこれらの授業を実施するのはより困難だと思う。無理して実施するとしても、理想の形にはならない。教育環境（学校、地域、経済的要因など）の制限により指導要領の規定通りに効果的に行うことはできない。また、これらの時間に対する重要度は明らかに受験科目より低いと断言できる。

**質問4**：学校のカリキュラム編成および学校管理において、主要な管理機構はどこですか。誰が監督管理をしますか。

X 教諭：学校ごとに教育督導（教育視学）<sup>86</sup>がある。毎学期において定期的な指導評価がある。その中で一項目として学校のカリキュラムの構成および実施に関して問われる。評価細目に従って評価を行い、学校の採点を行う。しかし、この制度がうまく行かない場合もあり、聞いた話では「陰陽時間割」<sup>87</sup>でごまかす小学校もある。

Y 教諭：主な管理機構は教育委員会である。監督について近年「教育督導」制度が取り入れられたが、あまり機能していない。現場において、「陰陽時間割」をもっていい加減にあしらうケースがある。

**質問 5**：我が国の総合実践活動、地方、校本、科学のカリキュラムの実施状況についてどう思いますか。理想でなければ、その主な原因について教えてください。

X 教諭：これらのカリキュラムの実施は徹底されにくい。受験科目は相応のテストがあり、学校の優劣を評価する標準となる。総合実践活動、地方、校本などこれらのカリキュラムの設置は学校にとってたいしたものではないため、学校によって具体的な都合に合わせて編成することができる。

Y 教諭：これらのカリキュラムは今のところ徹底されにくい。というのは、カリキュラムの編成基準が都市部に偏っているため、農村地区、さらに僻地にある学校においては到底徹底できない。勤務先の小学校においても受験科目ほど徹底的に行っているとは言えない。結局、成績で教師を評価するのが一般的であるため、テストがない授業は相対的に気が緩んでいるようである。

**質問 6**：カリキュラムの編成・構成および実施について、学校側のマネジメントと重視の度合いはどうか。

X 教諭：カリキュラムに対する学校の重視の度合いは人と地区によって異なる。一般的に上級部門の検査を受けることと校長報告時にカリキュラム状況が問われるが、カリキュラムの編成は教務が行う。

Y 教諭：これは学校によるものであると思う。一般的にカリキュラム編成は教務判断で行うものである。学校側のマネジメントは特にないようである。

**質問 7**：現在の素質教育実施に最大の障壁となるのは何だと思いますか。

X 教諭：やはり評価方法かなと思う。成績によって勝負するので、普段は教学の中で子どもの能力の向上を教育目標とするが、学期末では成績が求められるため、どうしてもこっち（テスト勉強）になってしまう。学校、教師、保護者、子どもたちが共に成績を求めるものなので、テスト勉強に、より力を注いでしまうわけである。

Y 教諭：成績主義であるかなと思う。テスト勉強が避けられない。よい学校、よいクラス

---

<sup>86</sup> 「教育督導」制度：2012年国務院より『教育督導条例』を公布し、学校教育に対する国の管理、指導の教育法規として生まれた教育の管理システムである。この制度は教育法律、法規及び国家教育方針、政策の執行を保証し、素質教育の実施、教育質の向上、教育公平の促進と教育事業の科学的発展のためにある。中華人民共和国人民政府 [http://www.gov.cn/zwgc/2012-09/17/content\\_2226290.htm](http://www.gov.cn/zwgc/2012-09/17/content_2226290.htm) 2019年1月25日アクセス。

<sup>87</sup> 学校評価用に提出する時間割と実際の時間割の二重構造になっていることを「陰陽時間割」と呼ばれる。

に入りたいという競争の中で、教師も成績を最重要視しなければならなくなる実態である。しかし、授業中の教え方としては、昔より児童の主体性を意識するようになったと言える。

以上のインタビューの結果をまとめると、次のように要約される。

①編成科目が多いため、時間割に十分に編成しきれない。遼寧省「義務教育課程（総合と分科）設置表」によると、3、4年生の年間総時間数が1050時間で（日本の場合：3年生945時間、4年生980時間）、週時間数が30時間とされている。ほかに毎日1時間（45分）の自習と週1回の学級会の確保をも求められている。その結果、農村部E、J校のように週30時間を明らかにオーバーした学校も出れば、時間数の調整のため、カリキュラムが計画通りに編成されていない学校もある訳である。

②「総合実践」、「地方」と「校本」の実施は、都市部と農村部では、差が見られるし、また同じ都市部における「普通校」と「重点校」との間、農村部の中心部と僻地との間においても若干差が存在する。さらに、たとえカリキュラムの編成通り実施しても受験科目ほど徹底されていない。

③「総合実践」、「地方」と「校本」の時間が確実に保証できない理由として、①で述べた編成科目が多いことのほか、専門分野の人員不足や学校設備の不足も考えられる。こういった問題は都市部より農村部の方がより深刻である。

④素質教育の必要性と重要性に対する学校や教師の理解と認識がやや不足しているように見える。都市部の小学校と農村部の小学校のいずれにおいても国語や算数のような受験科目といわゆる非受験科目に対する現場認識には歴然とした差がある。

⑤「陰陽時間割」の实在に象徴されるように、素質教育の実現確保のために取り入れた「教育督導」（教育視学）制度はあまりうまく機能していない。

⑥旧態依然の評価メカニズムが素質教育実現の最大の障壁になっている。義務教育の現場では、カリキュラム改革後も、学校や教師を評価するスタンダードは依然としてテストの成績である。そのため、成績主義が横行し、学校も教師も成績を最重要視しなければならない。

上記において、カリキュラム改革以降新たに増設された科目（科学、総合実践活動、地方課程と校本課程）に焦点を当てて、調査先の20の小学校におけるカリキュラム編成・構成と実施実態を点検した結果、先行研究ですでに指摘された国のカリキュラム編成科目が多すぎることに、非受験科目より受験科目がより重要視されていること、カリキュラムに対する学校や教師の認識が不足していることなどの課題が依然として存在し、今日においても克服されていない実態が判明した。それと同時に、義務教育の現場において、カリキュラムの編成基準に従い時間割が編成されたとしても、「陰陽時間割」に象徴されるように、実際実施していない小学校があることが確認できた。また、実態調査をとインタビューの結果からも分かるように、近年、中国では素質教育の実施と改善が強調されたとはいえ、素質教育が理念通りに展開されていないことが明らかである。なお、実態調査を行った20校のうち、



半分以上がカリキュラムの実施上に多かれ少なかれ問題が存在していると把握していることが問題の普遍さと重大さを示唆する。

## 第2節 道徳教育からみる義務教育

道徳教育は義務教育の重要な課題として位置づけられている。「憲法」(第24条)、「教育法」(第5条)と「義務教育法」(第3、34条)のいずれにも道徳および道徳教育を強調する規定が見られた。そして、1999年から素質教育が全面実施され(国務院『關於深化教育改革全面推進素質教育的決定』1999年)、教育を受ける者の資質評価の最も重要なスタンダードとして道徳が挙げられている。そして、2001年以降、小・中学校において「日々の生活を大切にする」、「人を愛する」、「社会性の発達」などの生活化された、実践的な活動を強調し、心を大事にする道徳教育の要素が増加している(『義務教育課程設置実験方案(プラン)』(2001年)。中国において道徳教育は小・中・高等学校各教科の中の筆頭教科として注目されている(『教科などの構成と開発に関する調査研究』調査研究報告書(20)2004:25)。

本節では、道徳教育から義務教育の実態検討の試みであるが、道徳教育を単なる学校教育の視点からのみではなく、より広範な意味でリアルな社会的道徳現状の把握を踏まえた上で、実態検証を行いたい。具体的には、『小学校道徳教育要綱』と『中学校道徳教育要綱』および『学習指導要領』(2011)を概観したうえ、実態調査とインタビューの結果に基づき道徳教育の実施実態と問題点を浮き彫りにする。

### 2.1 道徳教育の実態と問題点

#### 2.1.1 『小学校道徳教育要綱』と『中学校道徳教育要綱』

これまでの中国の道徳教育は愛国主義教育がメインであった<sup>88</sup>。1949年新中国の成立時は、マルクス、レーニン主義の政治思想教育が道徳教育の主な内容であったが、1980年代からは物質的な豊かさと拝金主義、享楽主義が主流になり、道徳教育に政治思想教育だけでは不十分と指摘され始めた(倪2007:115-116)。そして、1993年には『小学校道徳教育要綱』、次いで1995年には『中学校道徳教育要綱』が発表された。『小学校道徳教育要綱』(1993)の育成目標に政治思想と愛国主義教育以外に「良好な意志、品格と活発で明るい性格を育成し、自己管理と思いやりの気持ちを養成する」などの心の教育の要素を取り入れた。さらに、1999年からは素質教育が全面実施された(国務院『關於深化教育改革全面推進素質教育的決定』1999年)。2001年には小学校における「品德と生活」(1-2年級)、「品德と社会」(3-6年級)の育成目標にそれぞれ「日々の生活を大切にする」、「人を愛する」などの心を大事にする教育要素が増えている(『義務教育課程設置実験方案(プラン)』2001年)。以下、小・中学校の道徳教育要綱の主な内容を見てみよう。

<sup>88</sup> 『小学校道徳教育要綱』(1993)『中学校道徳教育要綱』(1995)『愛国主義教育実施要綱』(1994)にはいずれも教育の愛国主義を強調し、教育の重点は特に全ての青少年に対する教育であると規定されている。

表 4-6 『小学校道徳教育要綱』と『中学校道徳教育要綱』の主な内容

『小学校道徳教育要綱』	『中学校道徳教育要綱』
①祖国を愛する教育	①愛国主義教育
②中国共産党を愛する教育	②集団主義教育
③人民を愛する教育	③社会主義教育 (高等学校はマルクス常識と社会主義教育)
④集団を愛する教育	④理想教育
⑤労働、刻苦奮闘を愛する教育	⑤道徳教育
⑥学習に努力し、科学を愛する教育	⑥労働教育(労働と社会实践教育)
⑦文明礼儀、紀律を守る教育	⑦社会主義民主と紀律および法律の教育
⑧民主と法治観念の啓蒙教育	⑧良好な個性と心理資質の教育
⑨良好な意志と品格の教育	
⑩弁証法的唯物主義観念の啓蒙教育	

出所：教育部基礎教育司『中小学校道徳工作文献規章要覧』(人民教育出版社、1998年)20頁に基づき筆者作成。

表 4-6 をみると、『小学校道徳要綱』に定められた「道徳教育」の内容のうち、②と⑧は政治教育に属し、最後の⑩は思想教育の内容に当たる。それ以外の内容は概ね道徳教育の範疇に入る。このような内容は道徳教育の基本的な位置付けと特色のある社会主義国家の教育理念に合うが、しかし、①③⑧⑩と⑤の「刻苦奮闘」(労苦を厭わなく努めること)を愛する教育などの抽象的な内容をいかなる方式と具体的な方法を通して子どもの心理に最も適応させつつ、学校教育のプロセスの中で実現すべきかが不明である。

また、『中学校道徳教育要綱』には中学校と高等学校の二つの部分に分けてあるが、内容は殆ど変わらない。『中学校道徳教育要綱』は小学校の道徳教育を深化させ、子どもの発達段階と学習内容の特徴に則して構成されている。しかし、「我が国の教育内容は基本的に絶対真理の形で表れているので、児童・生徒の価値判断力と創造性のある人格の育成に大きなダメージを与えている」(檀 2015:107)と指摘されているように、実際に⑧の「良好な個性と心理資質の教育」がどこまで実現できるかが疑わしい。なお、受験対策を重んじる中国の教育現状の下では、道徳教育に個性発展への配慮および思考能力の育成に十分な力を入れているとは言い切れない。現実には学年が上がるにつれて、次第に道徳教育軽視の現象がみられる。

さらに、小・中学校の道徳教育要綱は公布からすでに20年以上も過ぎている。それにも拘わらず時代の変化に対応仕切れていない。道徳教育の内容に対する検証も必要ではないかと思われる。例えば、小学校道徳教育の内容にある「③人民を愛する」は抽象的過ぎて今日の時代状況におかれた現代の子どもには実感しにくいところであろう。さらに、小学校にある「刻苦奮闘を愛する」は現在の子どもの生活状況にそぐわない内容である。なぜならば、現在の社会生活環境は「刻苦奮闘」しなければならないという状況ではなく、ある意味では

現在の教育目標の「個性の育成」とは対立するものであるからである。あえて教育現場において「刻苦奮闘」を浸透させようとするならば、それはいかにも形式主義に近いと言わざるを得ない。道徳教育要綱所定の教育指針によって一国の道徳教育の未来像が決められることを考えると、今日の社会発展および社会問題を根幹に据え時代の特徴をもっと示せるように、道徳教育の内容を見直すことが必要であろう。

### 2.1.2 「道徳の時間」に関する『学習指導要領』（2011）の関連規定

1999年素質教育が全面的に実施ははじめ、基礎教育の近代化の第一歩としてカリキュラム改革（『基礎教育課程改革綱領』（2001）が推し進められたと共に、『義務教育課程設置実験方案（プラン）』および『学習指導要領』が設定された。義務教育の重要な一環である道徳教育のカリキュラム改革も新しい学習指導要領（2011年版）によって、改頭換面された（表4-7）。小学校道徳教育課程の「思想品德」が「品德の生活」（1-2年）、「品德と社会」（3-6年）に変わり、中学校道徳教育課程の「思想政治」を「思想品德」（2003）に改名した<sup>89</sup>。小学校の道徳の時間は、①人間性を育むことを重視すること、②日常生活をベースにして教学内容を設定し、学習指導方法を工夫すること、③児童を積極的に実践活動に参加させること、④総合性と実践活動を重んじるカリキュラムとして、良好な品格と行為を实践を通して習慣化させることが強調された。これに対して、中学校では思想性、人文性、実践性、総合性などが重視され、生徒の良好な品德の形成と社会性の発達に注目されるようになった（『学習指導要領』（2011年版））。以上からみて、児童・生徒の主体的個性発展へと道徳教育の理念と内容がシフトされたと思われるが、その実際はどうだろうか。

表4-7：中国における「道徳の時間」の教科名および時間数（2001年以降）

学年	教科名	週時間数
1-2学年	品德と生活	2時間
3-6学年	品德と社会	2時間
7-9学年	道徳と法治	2時間 <sup>90</sup>
高等学校	思想政治	2時間

注：週時間数は、45分の時間を1時間として計算している。

出所：「課程標準」（2011）に基づき、筆者作成。

### 2.1.3 アンケートの結果の分析

筆者は2018年5月から7月にかけて「道徳、道徳教育の状況に関するアンケート」調査を行った（詳しくは巻末資料Ⅲ（pp:145-173）を参照されたい）。本調査は、中国遼寧省を

<sup>89</sup> 小中学校道徳教育課程は、教育部『関与2016年中小学校教学用书有关事項的通知』によって、2016年より「道徳と法治」と改名する。新しい教材の改訂と審査の期間があるため、場合によって元の教材の使用は許可されている。

<sup>90</sup> 学校によって、他の科目（受験科目など）に取り換えられ、週一時間しか受けない学校がある。

調査範囲とし、道徳および道徳教育の状況、ニーズについて把握することを目的とした。調査の対象者は中国遼寧省にいる学校の教師、保護者、中学生、小学校3年生以上の児童、大学生と社会人で、ネット上調査（Wechat 操作回答：Web アンケートの一種で、関心を持った任意のユーザーが回答に協力し、サンプル数が得られるまで調査が続けられる）を通して、サンプル数(先着)1000人分を回収した。主な調査内容は「対象者の属性について」、「学校の道徳教育の現状について」、「家庭教育の状況について」、「社会における道徳行為・行動について」、「道徳における諸観点について」であって、具体的に26の設問を設定した。本調査はできる限り範囲を広げ、遼寧省全地域に波及するよう、都市部と農村部の格差をも視野に入れ、行ったものである。遼寧省には14の省轄市と44の県（県級市を含む）で構成されている。全省各地域に教え子をもつことを十分に活用し、大学時代の先生と同級生および現職の教師を動員し、自分の子供の同級生の保護者達にもお願いをして、調査を行ったものである。

以下の図、表データはこのアンケート調査をもとに、まとめたものである。

表 4-8 調査対象者数のクロス集計表

	人数	パーセンテージ
教員	137	13.7
小学生	38	3.8
中学生	85	8.5
保護者	302	30.2
大学生と社会人	438	43.8
合計	1000人	100%

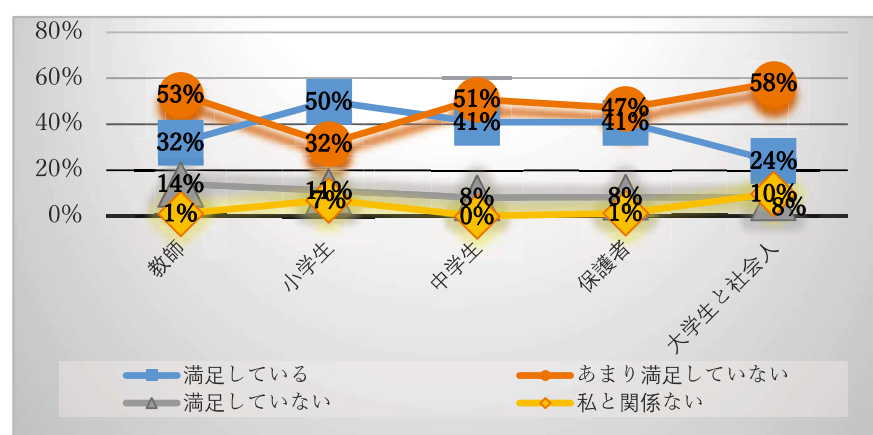


図 4-1 小・中学校における道徳教育の満足度について

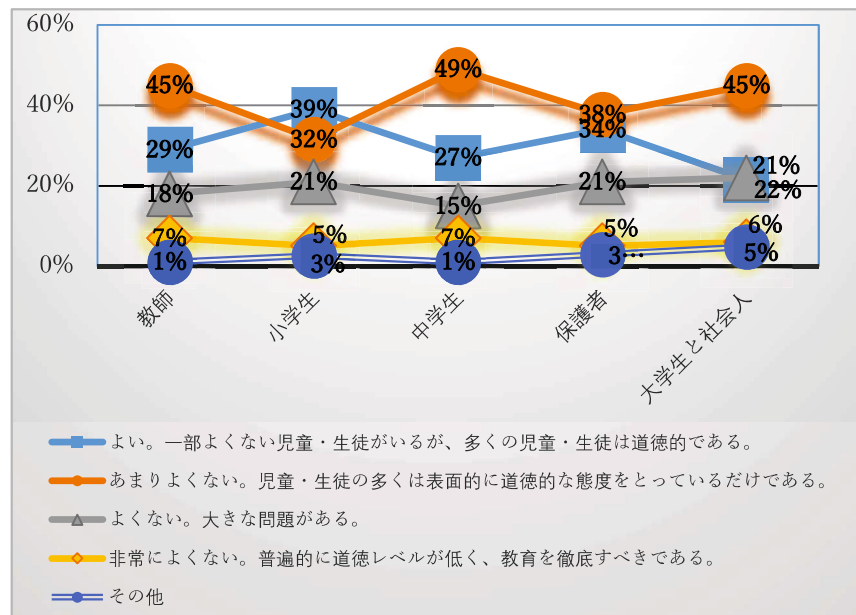


図 4-2 現在の児童・生徒の道徳的な状況について

図 4-1 は、現在の小・中学校の道徳教育についての満足度調査である。「あまり満足していない」比率が高い。「あまり満足していない」回答の中でも「教師」と「大学生と社会人」が最も多いことと、小学生の中で道徳教育は自分と関係ないと思う人が多いことが分かる。

そして、現在の小・中学校の道徳的な状況を表したのが図 4-2 に示した通りである。「よくない。大きな問題が存在する」という回答が最も多い。中でも回答者の比率をみると一番多いのが中学生で、その次が大学生と社会人、教員という順である。この中で、大学生と社会人は社会を観察できる環境におり、教員は学校において直接に生徒と接する立場にある。このことから大学生、社会人、教員は問題を客観的に認識できていると思われる。そして、「あまりよくない。生徒の多くは表面的に道徳的な態度をとっているだけである」も比率が相当高いことから、生徒がどこに道徳上の問題があるかが分かる。「表面的に道徳的な態度をとっている」とは、人前でのみ見せる道徳であって、道徳的な行為に転化したものではない。しかし、これは学校教育だけにおける問題であるとは言い切れず、社会的要因を含めて様々な要因があるように思われる。子どもの活動する地域社会の道徳的状況および道徳教育への意識的な関わりなどに深く関連していると推察される。

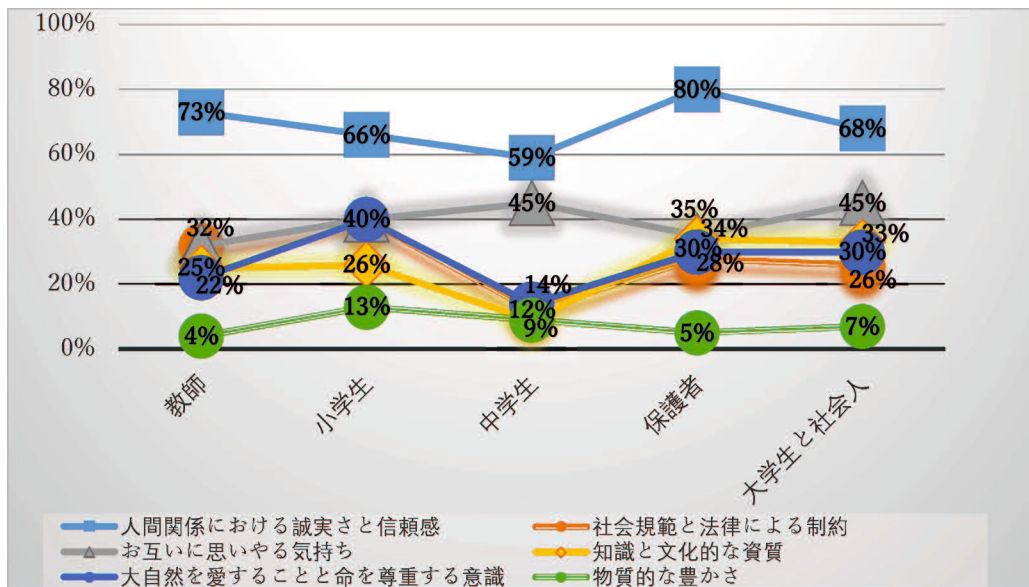


図 4-3 現代社会において最も欠けているものについて

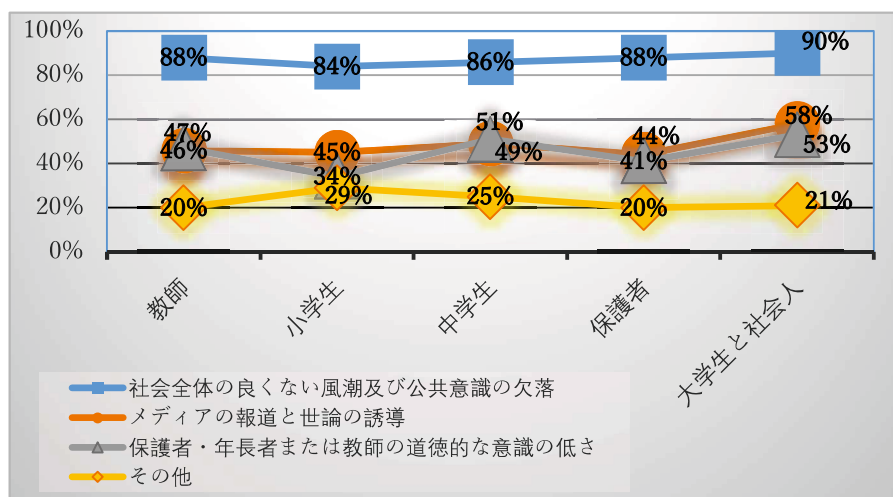


図 4-4 道徳的な意識が欠落している原因

「中国の現代社会において最も欠けているもの」は図 4-3 に示した通りである。この図は、「現代中国社会に最も欠けているものは人間関係における誠実さと信頼感である」ということを示している。回答者の中では保護者と教員の比率が一番高い。これは現実の社会生活で最も切実に感じている問題であると考えられる。そして、次に多いものは「お互いに思いやる気持ち」という回答で大学生と社会人および中学生の比率が最も高い。これはある意味では人間の発達段階において最も敏感に感じやすい世代に関係していると思われる。本来「誠実と信頼感」、「思いやり」が最も基本的な道徳基準の一つであるべきである。しかし、調査結果からみて中国社会においてこの基盤的なものが崩壊しつつあることが分かる。「文

化」はその国、もしくはその社会に特有なものであって、そこに住む人々の行動様式と深く関わっているということはよく知られている(中里 1997:4)。道徳的社会の風潮確立、文化の形成には個人の道徳的行動力と自律心の向上、さらに公共意識を高めることが必要不可欠である。

また、図 4-4 からは、道徳的な意識が欠落している原因は社会全体の良くない風潮および公共意識の欠落に大きく関わっていることが読み取れる。つまり道徳的な素養に対する評価の低さおよびそのように評価する根拠として「社会風潮」と「公共意識の欠落」と認識しているのである。

以上の調査を通して、小・中学生の道徳的な状況に大きな問題が存在することと、現代社会に誠実さと信頼感が最も欠落していることが明らかになった。さらに、これらの道徳上の問題は社会風潮に大きく影響されることも判明した。従って、社会全体の道徳観を醸成し、民族全体の道徳意識の向上を図ることが求められている。そのために、義務教育段階における道徳教育の在り方を検討することが喫緊の課題となる。

#### 2.1.4 インタビュー結果の分析

##### (1) 非道徳的な行動表現について

上記の分析を踏まえて、筆者はアンケート調査に加えて 2018 年 10 月に小・中学校の児童・生徒や教員などを対象にインタビューを行うことにした(具体的には、機縁法を用いて構造化された設問「あなたが現代社会において実感された非道徳的な行動について教えてください」を設定し、電話および面談などを通してインタビューを行った。そして、身分、年齢別に 11 人の回答者の多数の回答のうち、最も典型的であると思われるものをまとめたものである)。このインタビューはアンケート調査より得られた回答(図 4-1、4-2、4-3、4-4)を意識しながら、現状の問題をさらに明らかにしていくことがねらいである。以下では、インタビューの結果(表 4-9 参照)に基づき、道徳問題の実態をさらに掘り下げていく。

表 4-9 非道徳的な行動表現

調査の対象者	具体的な表現
小学校4年生(10歳)	大人が勝手にたばこの吸い殻を捨てたり、汚い言葉を使ったりしている。
中学校3年生(15歳)	バスの中で若者が席を譲らなかつたことで、年配者に殴られた。
高校1年生(17歳)	スーパーでセールするとき、ものを奪いあい喧嘩になる現場を見たことがある。
保護者(39歳)	子ども連れなのに、わずかな利を得るために、入場券を買わない。バレても、堂々と言い訳する。
中華料理店経営者(45歳)	横断歩道で歩行者を優先することなく、車のクラクションを鳴らしながら走る。
会社員(26歳)	運転中、急に前の車の運転席の窓からペットボトルやたばこ箱が投げ出されるをよくみられる。
公務員(38歳)	韓国の空港でたくさんの化粧品の箱を捨てたまま去っていくのを空港の従業員に何度も注意されても無視して去った。
小学校教員(44歳)	子どもは学校では規律をちゃんと守れても、学校から出ると様々な道徳問題が発生する。最も簡単なことでは自分ごみを責任をもってゴミ箱に入れることさえできない子どもがいる。
中学校教員(40歳)	学校によって、生徒が物を盗んだり、先生と喧嘩したりする者がいる。
大学教員(51歳)	ペットの飼い主が散歩中の子犬の糞を清掃しないまま、去っていくことがよくある。
海外住まいの中国人(49歳)	利益のために毒のある食品を生産、販売するなど極めて非人道的な信じられない行為がある。

注：1、インタビューは2018年10月に不定期的に行い、すべて対象者の実経験からの報告である。  
2、インタビュー内容の日本語訳は筆者による。

上記の表 4-9 において報告された内容は社会全体の非道徳的な行動慣習の一部分ではあるが、具体的な社会現象の一環であると認識している。自己利益を優先的に追求する行動からは公共意識の欠落から起こり、それが結局社会生活の中で幸福感を感じられないという矛盾につながっていると読み取れる。まさに現代中国人は思いやり精神、公共的意識を持たない、自己都合、自己利益を最優先に追い求めると同時に、道徳的な社会環境を渴望しているという極めて矛盾を内包した状態であると理解する。このような考え方・行動は家庭教育にもしばしばみられる<sup>91</sup>。子どもの教育においては「自分が損してはいけない」という価値観が根深い。「公共」と「私」の利益の前で、利己主義の価値観は必ず「私」的行動に転化してしまうと言えよう。

そこで、上記のような社会的現状をもとにして、教育の礎となる道徳性の育成の反省に立ち、義務教育段階の道徳教育を見直すと同時に道徳教育の問題の所在を再検討すべきであることを示唆する。

## (2) 「道徳の時間」の実態について

以上、義務教育段階における道徳教育の理論的検討とアンケート調査とインタビューから現代中国の道徳および道徳教育の現状について検証してみた結果、一断面ではあるが、学校の道徳教育に多大な問題を抱えていることと、社会全体の道徳的意識が欠落していること、および道徳上の問題は非道徳的な社会風潮に大きく影響されることが判明した。

<sup>91</sup> 筆者の子育て経験から出会う様々な保護者の言動の見聞をもとにしている。



そもそも、教育の質の向上を図って、国はカリキュラム改革と実践を重ねた上で、より科学的・合理的な指導要領を構成し、遂行に移行する積極的な姿勢を見せた。しかし、教育現場においては上手く実践されたとはいえないようである。少なくとも筆者の調査によると、道徳的社会現状および義務教育段階における道徳教育は大きな問題が潜んでいるという社会的認識が多いようである。学校における道徳教育はどのような問題が存在しているのか、あるいはその原因とは何かを解明することは、本研究のベースとして必要不可欠であると思われる。そこで、「道徳の時間」<sup>92</sup>について小学校の在職教員（「道徳の時間」の教員を中心に）にインタビュー（詳細は文末添付資料IV（pp:174-183）を参照された）を行い、問題の所在の解明を図った。調査内容を論文に使うことについて匿名条件で教員の承認を得た。

インタビューの主な内容は以下の通りである。

#### 「道徳の時間」（品德と社会）についてのインタビューの主な内容

- ① 「道徳の時間」の教員資源の状況はどうか。
- ② 国家規定のカリキュラム基準に従い実施しているかどうか、実施されていない場合、その原因は何ですか。
- ③ 「品德と社会」の課程を実施するのに最大の困難は何ですか。
- ④ 「品德と社会」は数学、国語、英語などの試験科目に比べてその重視の度合いは如何ですか。
- ⑤ 道徳教育は形骸化されたと思いますか。
- ⑥ 以上のこと以外に、あなたの経験上で気になることをお教えてください。

\*ア校の于教諭の回答：

- ① 専任教員資源が不足しています。農村学校の難題です。
- ② 国家規定のカリキュラム基準に従い授業をしています。子どもの成長に最も重要な意義を持っていると思いますので、軽視してならないと思います。
- ③ 専任教員がいれば、もっと余裕をもって、授業ができるかなと思います。
- ④ 数学と国語、英語に比べると、教員であり、子どもでありあるいは保護者であり、心理的に軽視しています。また、この時間は殆ど年配の教員が担当しているため、伝統的な教え方（説教式）をとりがちかもしれないです。私自身はなるべく、これ（伝統的）を避けようとは努めています。
- ⑤ 形骸化されたとは言えないです。

---

<sup>92</sup> 小学校高学年における「品德と社会」の時間を例とする。学校によっては「道徳と法治」と課程名称を変えたが、本調査では「品德と社会」と統一している。

\*イ校の李教諭の回答：

- ① 専任教員は一人です。
- ② 国家規定のカリキュラム基準に従い授業の時間を確保しています。
- ③ 学校、保護者、子どもたちが重視していないことです。成績評価だけに目を向けています。
- ④ 数学と国語、英語に比べられないです。学校全体はやはり主科（数学、国語、英語）を重んじているように思います。
- ⑤ 形骸化されたとは言えないです。よくやっていると思います。

\*ウ校の呉教諭の回答：

- ① 専任教員が不足しています。一学年に週二時間の授業を一人で担当しています。
- ② 国家規定のカリキュラム基準に従い授業をしていますが、授業が単一的で、主科のように重視されていないです。
- ③ 学習指導に利用可能なリソースが少ないです。
- ④ 受験科目だけを重視しているため、「品德と社会」など資質向上を目指す時間はある程度軽視されています。
- ⑤ 形骸化されていないと思います。学習指導方法の転換と指導内容の多様化が必要です。
- ⑥ 教材および実践教育を通して、公共秩序の教育をしっかりと行うべきだと思います。

\*エ校の趙教諭の回答：

- ① 非専任教員一人が担当しています。
- ② 国家規定の週二時間を確保していますが、期末テストの時期は受験勉強のため、時間を代えられることがあります。
- ③ あまり重視されていないことです。
- ④ 受験科目に比べられないです。中国はまだ受験勉強が大事であるため、成績を出すことが第一です。
- ⑤ 形骸化されたと思います。一部の教員さえ道徳的な素養がかなり欠けており、子どもの積極的な模範になっていないです。
- ⑥ まず、教員の道徳的資質を高めることが大事だと思います。

\*オ校の曹教諭の回答：

- ① 専任教員が1人ですが、十分です。
- ② カリキュラム基準に従い週二時間の授業を確保しています。
- ③ 教員も子どももこの時間に対する積極性が不足しているし、学習指導方法が単一であり、学校に重視されていないです。
- ④ 学校は受験勉強を優先的に考えるため、ある程度軽視されているように思われます。

- ⑤ 授業はテキスト勉強を中心としているため、子どもに理解しにくいところが多いです。形骸化されていないと思います。
- ⑥ 実践的内容をもっと充実すべきだと思います。

\*カ校の金教諭の回答：

- ① 専門教員は完備しているし、専門性もある程度ついていると思います。
- ② 国家規定の全日制「道徳の時間」の指定教材と指導要領に従い実施します。
- ③ 説教的指導がメインであるため、子どもにとってあまり印象に残らないです。多様な、例えば家庭訪問および社会実践に参加できる機会が多くなればもっといいと思います。
- ④ ほとんど周縁化されたと思います。
- ⑤ 授業時間の確保はできますが、主科（数学、国語、英語など）の学業負担が大きいのと、現実の受験勉強のため、既に周縁化されたと思います。
- ⑥ 現実にもっと近い道徳教育が必要だと思います。現在、中国の道徳教育は理想化しすぎ、子どもに受け入れにくいです。

\*キ校の王教諭の回答：

- ① 専任教員はいないけれども、三人で対応しています。
- ② 国家規定の基準に従い実施しています。時間の確保はできています。
- ③ 最も大きな問題はマッチできるカリキュラムのリソースが少ないです。
- ④ 道徳教育は重要だと思いますが、受験科目ほどではないと思います。それから子どもも保護者も大事だと思っていないようです。
- ⑤ 受験対策からみれば、そのような傾向があります。受験競争に勝ち抜くためにはやはり主科（数学、国語、英語）を一番重要視しているからです。

\*ク校の李教諭の回答：

- ① 教員は殆ど専任教員ではない、兼任して教えています。
- ② カリキュラム基準に従い時間の確保はできています。
- ③ 時間の制限もあって、テキスト通りに教えています。
- ④ 重視していますが、受験競争があるため、学校も教員もやはりそっち（数学、国語、英語）に傾斜しています。
- ⑤ 子どもの身に沁みないという現状です。形骸化されたとは言えないです。

\*ケ校の馬教諭の回答：

- ① 教員資源は完備されているし、専門性も高いと思います。
- ② 国家規定の全日制中小学校のカリキュラム基準に従い授業をしています。しかし、実施プロセスは教員によって異なります。正直に言って、完全に学習指導要領の通りに実施

するのは難しいです。

- ③ 専任教員が不足していることが一番の問題です。
- ④ 時間数が少ないです。数学など主な科目ほど重視されていないです。受験勉強のため、やむを得ないと思います。
- ⑤ 不十分なところがあると思いますが、形骸化されたとは言えないかもしれません。
- ⑥ 授業の時間を保証する上で、よく学級会、校内放送およびテーマを以て国旗を掲揚する儀式を通して、道徳の教育を行います。

\*コ校の謝教諭の回答：

- ① 専任教員は大変不足しています。
- ② 国のカリキュラム基準に従い週二時間の授業は確保していますが、カリキュラムの教育目標には達していないようです。指導方法が単一であり、理論・知識ばかりを重視しているため、効果が出ません。
- ③ 受験勉強を第一にし、一方的に教育の質を求めているから、このような時間（「品德と社会」）は軽視されています。
- ④ 軽視されていると思います。学校は一方的に成績を求めているため、教員は評価対象となるものだけを重視してしまいます。
- ⑤ 形骸化されたとは言えないですが、内在化された道徳の育成が難しいです。
- ⑥ 道徳教育は、現実離れであるため、子どもに受け入れにくいです。

以上の内容をまとめると、以下のように要約される。

①殆どの学校は国家規定のカリキュラム基準に従い、週二時間の授業を確保していることが分かる。そして、殆どの学校において専任教員がいないかあるいは不足していることも現状である（ア、ウ、ク、コ校）。

②学習指導方法が単一であり、実践的且つ活動的な指導が欠けている。これはア、オ校とカ、ク校の教員の回答からうかがえる。特に、カ校の金教諭によれば、説教的な指導がメインであって、子どもの印象に残りにくいという事実を示したと同時に、より多くの実践的な社会活動に参加できる機会が有意義であることを示した。オ校の曹教諭も実践的内容をもっと充実すべきであるという意を表した。また、ウ、キ校の教員は「品德と社会」に参考可能なリソースが不足していることを示した。

③「品德と社会」の時間については、いずれの回答でも国語、数学などの受験科目ほど重視されていないことを示した。ケ校の馬教諭は受験勉強のプレッシャーがあるため、やむを得ないなどの意をも表した。また、②に示したようなカリキュラム問題を客観的に捉えられていても、実践的な活動を増やすことが困難な理由として、学校および地域社会が多くの実践のための条件を整えていないという事実も挙げられる。

④道徳教育は形骸化されたかどうかについては、形骸化されていないという回答が圧倒的であるが、一部軽視されたという観点がある。他方では、ウ、オ、ク、コ校の教員は形骸化されたとは言えないが、時間の制限（「道徳の時間」）もあり、テキスト中心の指導が多いことを示した。

以上、実態調査とインタビューを通じて検証した結果、道徳的社会的構成に機能する学校教育の道徳教育にも多かれ少なかれ問題が存在していることが解明できた。また、インタビューした10校のうち半分以上の教員は「道徳の時間」は主科（数学、国語など）ほど重視していないという実態が判明した。言うまでもなく、これは道徳教育問題の所在およびその原因の理解にとって重要なインプリケーションをもたらす。

本章では、義務教育の実態を、主に素質教育と道徳教育の視点より自ら行った実態調査とインタビューに基づいて解明を試みてきた。大きな感想や共通の問題点として、次の三点を挙げることができる。

一つは、素質教育と道徳教育はいずれも法的には確かにそれぞれの「設置基準」と「実施要項」が設置されているが、しかし学校教育の実施現場における実態的なレベルにおいては、カリキュラムの関連規定から逸脱し、変容しているという点である。

その二は、教育の質的保証を標榜した素質教育と道徳教育は、少なくとも筆者の調査からみる限り、質の向上を図る教育理念から逸脱しているところがある。そこからは、法制度の形骸化を感じた点である。

三つ目は、実態調査とインタビューの結果からも分かるように、「応試教育」に対する批判・反論として提起された素質教育は、13、4年前（2019年時点）からすでに指摘されたカリキュラム編成科目が多すぎることなどの伝統型の課題が依然として存在し、今日においても克服されていない。同様に、道徳教育の場合、小・中学校の道徳教育要綱は公布からすでに20年以上も過ぎているにもかかわらず時代の変化と新たなニーズに対応仕切れていない。今日の義務教育の現場において、「面従腹背」の結果、素質教育も道徳教育も理念通りに実現できず変容してしまっている。これらの課題を徹底的に解決しない限り、素質教育と道徳教育はただのスローガンに帰する。今後の中国にとって、質の高い素質教育と道徳教育を実現させるためには、現行義務教育制度にメスを入れて、抜本的な改革が必要である。

## 第5章 義務教育に関する実証的・法的考察

本章において、前章と前々章で明らかになった義務教育の発展現状と実態に基づき、中国義務教育に関する全面的な考察を行うことにする。

### 第1節 実証的考察

#### 1.1 素質教育について

前述のように、カリキュラム改革後、国や地方公共団体所定のカリキュラム編成原則や基準などに従い、素質教育の精神と理念に沿ってカリキュラム作りに取り組んでいる義務教育現場の努力を見ることができるようになったのは、その実態はともかくとして、まず首肯すべきであろう。また実務上「昔よりも児童の主体性を意識するようになった」(Y 教諭)というように喜ばしい変化も見られる。他方、実態調査とインタビューを通じて検証した結果、「応試教育」に対する批判・反論として提起されてきた素質教育は、義務教育の現場においてカリキュラムの編成と実施のいずれにおいても問題が存在することが明らかである。

では、何故このような事態が起きているのであろうか。

その要因として、まず国のカリキュラム編成メカニズムの非合理性が挙げられる。崔(2006)、劉(2016)がそれぞれのカリキュラム研究において指摘したように、義務教育段階の編成科目が多すぎるし、整合性も欠けている。本文中に述べたように、現行制度では限られた時間の中、沢山の無理を求められており、義務教育の現場から、「編成科目が多いため、時間割に十分に編成しきれない」(都市部 X 教諭と農村部 Y 教諭による)との声が上がってくるのは当然の理である。

また、国の教育行政の一環である「教育督導」(教育視学)制度の機能不全もその一因である。そもそも「教育督導」制度の目的は、「教育法律、法規、規則と国の教育方針、政策の執行を保証し、素質教育の実施と教育の質の向上、教育公平を促進し、教育事業の科学的な発展を推進することを保証すること」にある(教育督導条例第1条 2012)。「教育督導」は評価のプロセスにおける個々の学校の問題点を上級部門に報告し、解決を求めるシステムであるが、インタビューで明らかになった「陰陽時間割」の存在は当該監督制度の機能不全を物語っている。本来ならば「教育督導」は学校と国(国務院、教育部)をつなぐ一番効率的なルートであり、素質教育の実現や教育格差のない一定水準の教育の質を保障するための国の教育戦略であろうと思われるが、「陰陽時間割」の存在が問題を包み隠すことになるという悪循環となっている。「教育督導」の機能をいかに生かせるか、学校側の「教育督導」に対する受け止め方(素質教育を徹底させるための有効なツールとみるかそれとも単に外圧か)によって素質教育の実施状況は変わる。

さらに、カリキュラムに対する学校、教師の理解や認識不足が挙げられる。曹(2016:4)が指摘するように、「カリキュラム改革の成果は原動力が大事である。カリキュラム実践者(校長、教師)自身に原動力がない限り、外的な推進力(行政的な推進)にのみ頼っては、

良い結果を得られない。カリキュラム改革は内的原動力が肝心で、改革の受け身の立場でなく、実践者自身に『改革すべきである』と意識させることが最も重要である」。しかし、残念ながら、今回の実態調査とインタビューを通じて分かってきたのは、義務教育の現場では、素質教育の必要性と重要性に対する学校や教師の認識は、調査先の20校において軒並み受験科目には及ばない。また、このような理解や認識不足は、カリキュラム改革やカリキュラムマネジメントに対しても同様である。義務教育現場の教師は非受験科目より受験科目の方がはるかに重要な位置にあり、重視すべきであるという従来の成績優位の観念に支配されている。この意味では、教育改革は言わばカリキュラムに対する教師観念の変革でもあると言える。王（2005：11-12）が指摘するように、「新しいカリキュラム改革の開始以来、伝統的な教育思想と教育モデルの影響及び教師自身の資質によって、多くの問題をもたらしたことは否めない。その主な原因はカリキュラムのもつ意義に対する教師の理解が不足していることと、新しいカリキュラム開発について教師の意識が低いことである」。楊（2014：64）も「新しいカリキュラムについての教師の把握が不足している」と問題視している。今後、学校や教師による素質教育に対するマインドの自己変革が必要である。

最後に、素質教育（の成否）を合理的かつ科学的に検証・評価するメカニズムの欠如も考えられる。すでに指摘したように、旧態依然の評価メカニズムは素質教育実現の最大の障壁になっている（X 教論）。義務教育の現場では、カリキュラム改革後も、学校や教師を評価するスタンダードは依然としてテストの成績であるため、成績主義が横行し、学校も教師も成績を重要視せざるを得ない（Y 教論）。素質教育が、義務教育の一環として取り入れられ、しかも義務教育法により法定化された以上、その成否を検証・評価するメカニズムは当然必要である。

## 1.2 道徳教育について

前章では、小・中学校道徳教育要綱およびアンケート調査とインタビューの結果分析から、中国義務教育段階の道徳教育は多大な問題を抱えていることが判明した。

まず、現行の小・中学校道徳教育要綱の教育内容の少なくとも一部分は現実社会と離反していることが明らかになった。従来の愛国主義、抽象的な政治教育および知識主義である道徳教育方針は、すでに道徳的な現代社会作りにそぐわないと言えよう。これに対して「学校現場においては依然として「思想政治教育」が高い比率を占め、従来どおり行っている」（佟 2007：116）こと、また、道徳教育における日常的なしつけと生活常識に関する教育以外に、日本と違って政治色が強いことが指摘された（『教科などの構成と開発に関する調査研究』調査研究報告書（20）2004：37）。今後は従来の愛国主義、道徳的な判断だけではなく、子どもの実際の行動に焦点をおき、品格養成を強調する道徳性の育成が必要となる。国際的視野から価値観の多様化社会のニーズに従い、現代社会の道徳問題を配慮した教育内容の修正が求められる。

次に、テキスト中心の理論的教育をメインとし、実践的指導が欠けており、日常生活から逸脱していることも指摘できよう。「道徳の時間」のインタビューからも分かるように、学習指導が単一的であり、実践的な内容が欠如している。この点について、張

(2016:76-77)の研究でも伝統的な「詰め込み式」と「説教式」指導方法は、依然として道徳教育を日常生活から逸脱させると指摘されている。これは教材と学習指導要領の本意に逆行する。さらに、現代中国小学校における道徳教育は抽象的に過ぎ、愛国・愛党

(国と中国共産党を愛する)思想が過度に強調されていること、道徳教育が知識化されて、実践力が乏しく、子どもの受容性が低いことも指摘されている<sup>93</sup>。このような意味では、道徳的社会の実現を目指し、学校と地域社会の緊密な連携・協働を生かした実践的な道徳教育の展開が不十分である<sup>94</sup>と指摘できよう。前述したように、非道徳的な社会風潮の指摘が圧倒的に多いこと、学校で学んだことと現実社会にズレがある現状から、これからの道徳教育は学校だけでは不十分であり、地域社会と学校との協働・協力により道徳的な環境作りに努める必要がある。「人間は社会化に形成される。好むと好まざるとにかかわらず、私たちは自分たちの生きている社会、あるいは周囲の他者の影響を受けつつ自己を形成してきた」(片瀬2010:22)とあり、木原(1999:18)は「学校教育において、道徳に関する知識、情報を頭の中に詰め込んでも、その道徳を実行できなければ無意味であり、また知っていても実践できない子どもを育てあげても、それは無意味である」と指摘している。社会は学校にとって重要な実践の場にならなければならないと思われる。

しかし、インタビューでも反映したように、教員が社会的実践の授業に積極的に取り組もうとする傾向はあるものの、学校と社会側からの環境整備ができていないため、実践しかねることも実状である。これには、二つの理由が考えられる。一つは、学校側は子どもの安全と自らの責任を懸念し、できるだけ実践的活動を控えてほしいという消極的な態度をとりがちである。その二は、社会的に広範な学校活動に協力する組織や団体が少なく、地域社会においてそのような構成システムが成り立っていない。

さらに、小学校の「品德と社会」に対する学校と教師の重視の度合いが低いことが指摘できる。すなわち、教員自身が「道徳の時間」は「テスト成績で絶対評価するわけでもないし、語文、数学ほど重要ではない」と認識しているから、「道徳の時間」は実質的な効果を出せないことになる。週2回の時間数はある程度確保できたものの、他の副科目(語文、数学、英語などと対照して言う)と同様にあまり重視されていないことが判明した。この点については、張(2016:75)の調査研究でも同様に指摘されている。すなわち

「『品德と社会(生活)』の新しい学習指導要領は小学校の『道徳の時間』の教員に対する厳しい要求が規定されているにもかかわらず、教育実践のプロセスの中、教員の主観的

<sup>93</sup> 光明日報2014年12月16日付。

<sup>94</sup> これについては、義務教育法第36条に「学校は、道徳育を首位に置き、道徳育を教育・教学に宿らせ、児童・生徒の年齢に適した社会実践活動を展開し、学校、家庭及び社会が相互に協力する思想道徳教育体系を形成し、生徒が良好な思想品格と行為習慣を養成するよう促進しなければならない」と規定されている。



原因で授業が学習指導要領規定の方向へと進めていない、あるいはそのように工夫をしていない」のである。その原因を探ると、教員のカリキュラムに対する理解が不十分であることと、学校側もカリキュラムの実施に対するマネジメントが欠けているのではないかと指摘できる。さらに、最も顕在化した現象は「上級部門に視学されればちゃんとやる」ということがあって、きわめて形式的に「道徳の時間」を取り扱っている現象も存在する（張 2016：75）。学校と教員の主導性と積極性を働かした創造的な学習指導をいかに機能させるかが現実的な問題である。

最後に、専任教員が不足している現状もインタビューによって明らかになった。調査を行った半分以上の学校の「道徳の時間」は非専任教員が担当しており、専任教員はかなり少ないことが分かった。教員資源の確保および教員の質の向上を構造的に見直すことも、真の「道徳の時間」の質の改善および義務教育の質の向上に繋がると思われる。

## 第2節 法的考察

素質教育や道徳教育の抱えている様々な難問は、中国義務教育の縮図としてある程度その全貌を反映していると言えよう。上記の実態検証の結果に鑑み、義務教育に係る法制度は教育現場において変容されやすいことを改めて指摘したい。すなわち、法律の趣旨、理念が教育現場において貫徹されていないことである。法の執行が教育現場に徹底されないことが、義務教育における教育格差、不均衡および教育の全体的な質の低下に繋がっていく主因と言っても過言ではない。しかし、他方、法の執行が徹底されないことは当然ながら、多方面にわたる種々の要因と密接に関係するものであると思われるが、ここでは 2 点のみ述べておきたい。

まずは、法の執行をスムーズに行わせるための法体系が備えていないことである。いかなる法律でも単独に機能するものではなく、教育関連法もその例外ではない。先述したように、素質教育は義務教育法によって法制化され、25 年も実施されてきたものの、それに関する関連法令は少ない。そして、下位法である「教育督導条例」第 11 条に素質教育の実施実態への視学を行うことが規定されているが、実際、学校のカリキュラムに対する教育視学の機能が十分に果たされていない。今後の中国にとって、法と法の関連性を確保しながら、法の実効性を高めていく工夫が必要であると思われる。

次は、上記で述べた法整備の視点以外に、教育関係者の法意識を高めることと、制度化された教育内容の適時な改正が求められるという点である。というのは、素質教育や道徳教育の実践者である教育関係者の法意識を高め、実践に移行しない限り、教育法は有名無実化し問題であろう。他方、教育現場における実態的検証を通して析出された結果として、国の設置するカリキュラムの科目が多いことと、道徳教育の育成目標がすでに現代社会とズレが生じ、適正さが欠けていることなどが挙げられ、教育内容の適時な改正が必要であろうと思われる。

## 2.1 教育法整備の必要性

国家による教育の具体的な管理手法としての教育行政が登場することによって、その執行基準としての教育法規が必然化する(高見2012:11)。教育法の教育現場での実現は教育行政がその権利と義務を活性化し、保障するものであろうが、これらの施行プロセスにおいては教育法整備が土台となる。すでに第2章で述べたように教育法制化の遅れ、法体系の不備と法の執行の不徹底が中国教育法における重要な問題である。したがって、教育法整備について、二つの角度からの議論が可能であろう。すなわち、教育法体系の整備の側面に着目し、タテ(法的順位)構成とヨコ(法的内容)構成を現実的に捉えていく必要がある。他方、教育法の立法技術に着目し、法律条文の規範性、厳密性を高める工夫も必要であると思われる。そこで、以下、教育法に係る問題点の解明を踏まえ、法整備についでくつかの視点を紹介しておく。

### 2.1.1 タテ(法的順位)からみる教育法体系の整備:統一したメカニズムの構成

すでに第2章において教育法の不備について検討し、第5章においては義務教育の実態把握を通して、教育法・政策は実施段階において変容しやすいことが検証できた。その変容の原因は多岐にわたり様々であろうと思われるが、教育法体系の不備の視点から解釈することも可能であろうと思われる。中国の教育法は、従前から「法体系が未成熟で、立法的には重複、不統一があり、法体系面では現段階では発展途上国にある」(木間1995:51)と指摘されているように、確かに、現に依然として教育法体系(タテ)は統一した順次階層の体系構成をなしていない(第2章図表参照)。日本の法的順位を示すと憲法—法律—政令—省令であり、憲法を頂点に統一的な教育法体系をなしている(小川2010:39)のに対して、中国の教育法は系統的且つ統一したメカニズムが欠けている。

前述のように、中国の教育法体系はタテに五つの階層に分けられる<sup>95</sup>。義務教育活動を調整する教育法を例として中国教育法の五つの階層関係を詳細に示したのが「中華人民共和国教育法」—「中華人民共和国義務教育法」—「中華人民共和国義務教育実施細則」(行政法規)—「中華人民共和国義務教育条例」(地方教育法規)—「九年義務教育評価検収の普及弁法」と「地方教育規章」である(顧1998:740-742)が、実際、2008年「義務教育法実施細則」の廃止に伴い、その体系構成は崩れたと言わざるを得ない。体系的構成の崩壊は義務教育法だけではなく、中国教育法(義務教育法を除いて10本)全般にとって共通の痛手となっている。現行教育法の中、顧の示した法体系構造に合致したものは1本しか見当たらない<sup>96</sup>。また、実施細則の不備が重大な問題である。これは、教育現場におけるカリキュラムの実施にも影響を及ぼしていると言わざるを得ない。その原因につき、賀

<sup>95</sup> 顧明遠の『教育大辞典』(下)(1998)と李の「論中国教育法律体系」(2001)の中でいずれも5つの階層に分けられていた。

<sup>96</sup> 教育部『中国教育法治発展報告2016』(260-268頁)にある中国教育法律と教育行政法規、現行国家教育規章一覧表と中国教育部HPの教育政策・法規の内容を照らし合わせて調べた結果、『中華人民共和国教師法』が法体系条件に満たしている。

(1996:26) は次のように指摘する。「政府部門側にまだ『依法治教』の正確な認識がなく、各部門がテリトリーにとらわれ、全体を見失っている」。「教育法の量と質両面の不備状況は、中国の教育法の全体が『整合性のない法』になっている要因である」(篠原1998:9) ことを考えると、今後実施細則をはじめ教育法体系の整備が急務である。

そこで、このような法整備の反省に立ち、教育法の持つ効力を保障するため、段階的かつ系統的な再整備が必要であろうと思われる。教育法体系のタテ方向の構造階層は徐々に深化、細分化される体系的なものであり、各階層の法関係も原則性が順次通減し、執行性が順次増加するものである(殷2005:35)。さしあたり、教育法体系のタテ構成の第3階層にある「実施細則」を再整備することが重要であると思われる。というのは、教育実践における第2階層の教育法の効力は、第3階層の具現化された教育法規を通して保障されると言え、これがまた第4、5階層にある地方教育立法の指針ともなるからである。法整備において、現有の教育行政法規、地方教育法規を有効に活用<sup>97</sup>して立法の空白を補うことが一助になるとも考えられよう。教育立法において系統的な構想が必要であり、教育におけるすべての問題を法的に整備していくべきである<sup>98</sup>。「依法治教」の法的価値、法的権威をいかに確保するかは、第一歩として法体系(タテ)の系統的且つ段階的な法構成を再構築しなければならないと考えられる。

#### 2.1.2 ヨコ(法的内容)からみる教育法体系の整備:教育関連法の補完と充実

教育法は教育法体系の最高位にあり、国の教育基本法制の基となり、教育行政法規と地方教育法規・規章の前提と依拠となる(『中国教育法治発展報告2016』2017:2)。2010年以来、中国の教育は総合的な改革の新たな展開を始めようとしている。経済のグローバル化、激しい人材競争および社会の転換が教育への新たな要求を生んだ。現在、中国教育の主な関連法は11本である。改めて、それぞれの立法時間を概観すると、1978-1994年において学位条例、義務教育法、教師法が定められる一方、1995-2010年は立法のピークに入り、教育法、職業教育法、高等教育法、国家通用语言文字法、民衆教育促進法などが相次いで制定された。その後、国務院によって制定された教育督導条例(2012年)など教育行政法規が16本、国務院の教育主管部門による教育行政規章が79本、地方教育法規・規章は200本以上に達し(申2018:202)、社会主義教育法体系が基本的に構築されたとされている(申2018:21)。

しかし、実際、国家レベルの教育法律は8本しかない。ほとんどを占めるのは、教育行政部門と地方教育立法機関による行政規章(「通達」など)、地方教育法規である。しかし、これらはあくまで政府の政策指示の規範形式であって、法規範というより教育政策の法的表現と理解したほうが妥当であろうと思われる。地方教育立法を優先させる立法体制

<sup>97</sup> 中国の現行の教育法規には、第4階層にある教育規章など政策的な行政措置の規範的文書が近10年145本以上制定されているし、2016年まで「義務教育法」関連の地方教育立法が56本に達している(『中国教育法治発展報告2016』2017:264-265)。

<sup>98</sup> 『中国教育法』2014年11月26日付。

は中国教育法の特徴とも言われているが、以下そのメリットとデメリットについて概観し、国家レベルの立法体制を強化すべきであることを裏付けてみたい。

すなわち、地方教育立法のメリットについて、次の点が挙げられる。①地方政府は教育管理、特に中小学校教育管理の第一責任者であって、教育立法を通して解決すべき実際問題をよりよく把握している。②地方の発展には格差があり、教育問題もそれぞれであるため、各省市は各自の立法ニーズに従い、立法できる。③中央に比べて地方は立法資源がより豊かである(申2018:330)。④全国的な教育立法のために、経験と素材を提供し得る(戴2017:30)。例えば、1993年広州市が制定した「社会力量办学管理条例」は史上初めての民営教育に対する地方教育立法として、その後の国家レベルの「民営教育立法」に示唆を与えた。生涯教育に係る地方教育立法(福建省、河北省、雲南省、上海市、太原市、成都市、宁波市)も今後の「生涯教育法」の国家立法に向けて拍車をかけると思われる。

しかし、実際には、地方教育立法にも大小さまざまな問題、弊害もみられる。

まず、地方教育立法の規範性が弱いということが挙げられる。国家立法の規範基準がないため、立法文書の名称も混乱状態にある。「弁法」、「条例」、「決定」、「規定」、「若干規定」など多種多様である。同じく義務教育法に対応する地方教育立法でも、北京市、天津市、河北省などでは『中華人民共和国義務教育法』実施弁法であり、遼寧省、吉林省、浙江省、福建省などでは義務教育条例であって、南昌市と黒龍江省では、それぞれ「義務教育実施の若干規定」と「黒龍江省実施『中華人民共和国義務教育法』条例の決定」である。これらは法的文書としての名称の規範性が欠落しており、個々の具体的な法律効力も曖昧である。

次は、法的条文には原則的なものが多く、執行力が欠けていることが挙げられる。「積極的」、「支持する」、「最適化」、「励む」などの理念的な言葉が多く、法執行のための具現化された規定が不足している。地方教育立法文書は全国人民代表大会の法律法規、関連政策等との差が小さく、地方教育立法の特色が際立たせなかった(戴2017:33)と言われているように、大綱化、弾力化された国家レベルの法律の中の「何をどのようにすべきか」という具体的な問題解決を図って制定することが望ましいが、どうもそのようにはなっていないようである。

このような現状も含めて、中国における現行教育法はすでに新しい時代の要請に応え得ていないため、現行法律の改正と新たな教育法律の制定が喫緊の課題である(穆2005:42)、(管2013:71)。2016年教育部によって制定された『依法治教実施要綱』において学前教育法(幼稚園教育)、生涯教育法、家庭教育法、国家教育考試条例、学校安全条例などの法律・法規の制定が改めて提起されたことに法整備への国の積極的な姿勢が見られる。

そこで、現行法の改正を含めて、今後新たな教育立法における注意点を示すと、質の高い上位法の立法を充実すべきであることである。質の高い法律とは、上位法としての法の權威を有し、内容が充実し、下位法設定の最高基準となり、時代に適応し得るものでなければならないと理解する。前述したように中国の教育法は軟化(法執行力が不足しているたとえ)しており、執行力が欠如していると言われている。段(2017:167-168)は教育法が「軟化」

する根源を「教育部門による教育法の生成モデル」に求める。すなわち、「教育行政部門による立法体制は部門の行政権力が拡大され、政府自身の義務と責任が縮小され、あるいは免除される弊害があり、国家利益が部門に集中し、部門の利益が肥大化する」。これには、教育法のあるべき公益性と権益保障の法的基盤が失われるとも言えよう。前述したように教育行政部門および地方教育立法機関に依存する現行の立法体制は、すでに教育のニーズに応えられない。こうした実状を踏まえて、これまでの立法体制を一変させ、全国人民代表大会と常務委員会の主導的な地位を十分に発揮して強制性を備えた立法体制をとることが、法律の質を保障するのに最も肝要であろうと考えられる。

### 2.1.3 実定法の規定からみる現行教育法の整備：法律条文の緻密性

法律法規の規範は教育法整備の中でもきわめて重要なテーマである。地方教育立法に関する教育法規は「条文の表述が不明瞭であり、関連規定が漠然としすぎる」と戴(2017:33)が指摘するように、今後の法整備における教育法の法律条文の規範化に注目すべきであり、法律条文の厳密性を向上させる工夫が必要である。

以下、実定法における法律条文の曖昧さについて網羅してみる。

- ① 中華人民共和国教育法において、「学校又はその他の教育機関が本法の規定に違反し、学位証書、学歴証明書又はその他の学業証明書を交付した場合、教育行政部門又はその他の関連行政部門は証明書の無効を宣言し、回収または押収を命じる。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。情状が深刻な場合は、関連応募資格を1年以上3年以下停止させ、募集資格の取り消し、証明書の交付までにする」(第82条)とあるが、関連応募資格を1年以上3年以下に停止させる根拠となる「情状が深刻な場合」の境界線が曖昧であるため、責任が問われた場合、問題があると判断できる。
- ② 中華人民共和国義務教育法において、「いかなる社会組織および個人も、この法律に違反する行為について、関連国家機関に対し告発又は告訴する権利を有する」(第9条)とあるが、「関連国家機関」とは具体的に何かを明確に示すべきであろうと考える。さらに、「学齢児童・生徒の父母又はその他の後見人が正当な理由なく、法律の規定どおりに学齢児童・生徒を入学させ、義務教育を受けさせなかった場合、現地の郷・鎮の人民政府又は県級人民政府行政部門は教育指導(原語:批評教育)をし、期限内に是正するよう命ずる」(第58条)とあるが、「教育指導をし、期限内に是正する」には相応の強制的要素が欠け、これらの保障的な規定は義務教育段階において現実的且つ一般的に存在する不登校と教育の質の低下について、問題解決の糸口にもならない。
- ③ 中華人民共和国教師法において、「法により申し立て、告訴、告発をした教員に対して報復を行う場合、その所在機関または上級機関が是正を命じる。情状が深刻な場合、具体的な状況に応じて行政処分を与えることができる。国家公務員が教員に対して殴打、報復し、犯罪になった場合、刑法第四百十六の規定により刑事責任を追及される。」(第36条)とあるが、「情状が深刻な場合」とはどんな情状であるかが不明確であるため、

法的基準の価値が失われる。

- ④ 遼寧省義務教育条例において、「学校は年度公用費の予算総額の一定の比率で、教員の教育費とし、教員の研修参加用の資料費と宿泊、交通、食事などの補助金を出す」（第37条）の中で「一定の比率」という規定が曖昧で、学校によって具体的にどのような基準で施行するかが不明である。さらに、教育地域格差が激しい実状もあるから、都市部と農村部学校の格差も視野に入れてその比率を法的に具現化する必要があるように思われる。
- ⑤ 北京市実施「中華人民共和国義務教育法」弁法（地方教育行政）において、「市人民政府は教育予算を編制時、農村地区と財力の弱い区、県の義務教育予算に傾斜し、義務教育の移転支出の規模を増やし、区、県人民政府の義務教育への投資を支持する」（第46条）があるが、「財力が弱い区」とは何を基準として判断するかが不明であり、「投資を支持する」などの規定もきわめて曖昧である。

以上、関連立法の技術的な欠陥を階層別の教育法からピックアップしてみたところ、法律条文の厳密さの欠如は上位法だけではなく、地方の実施細則においても同様にみられる。法規定の曖昧さは、教育法にあるべき厳密性と規範性を欠落させ、法の権威と効率を大きく損なう。また、それは法違反の場合に責任追及の根拠になりがたい一要因ともいえよう。法律は政策・方針と違い、原則的なものだけではなく、法の執行のための具体的な方策を十分に考慮することが肝要であり<sup>99</sup>、表述の適正性、厳密さへの配慮を今後教育法立法において、充分注意すべきであると思われる。

### 第3節 質の高い義務教育の実現に向けて

実態調査とインタビューの結果からも分かるように、義務教育の質保証の一策として素質教育と道徳教育が国家的戦略上に掲げられた重要な課題として謳われているものの、学校現場においていずれも変容してしまっている。今後、現行素質教育と道徳教育の抱える諸問題を克服し、それぞれの特色を確立し、そして質の高い義務教育を実現させるため、現行義務教育制度そのものにメスを入れて、抜本的な改革を敢行することが必要である。そのためには多方面からの検討が必要であろうが、ここでは、質の高い義務教育の実現に向けて、一つの方向性を提示しておく。

#### 3.1 素質教育について

(1) 「義務教育課程設置実験方案（プラン）」の見直し

「義務教育課程設置実験方案（プラン）」におけるカリキュラム編成科目の見直しが喫緊

---

<sup>99</sup> ちなみに、坂田(2017:15)によると、日本の場合、旧教育基本法の制定直後から根強い改正論があり、その論拠の一つが「教育基本の内容に理念的事項だけでなく、具体的な方策を規定すること」である。

の課題であると思われる。カリキュラム編成基準はその後カリキュラムの実施、評価、改善などに密接に関わるものであるため、カリキュラムの実施がどこまで実現可能かあるいは、それぞれの評価基準をどのように設置すべきかが大きく影響されると考えられる。しかし、今回の実態調査とインタビューの結果からも分かるように、理想と現実とのギャップが大きい。2006年の既存研究でもカリキュラムの科目が多いことがすでに指摘されたが、今回の義務教育現場から「編成科目が多いため、時間割に十分に編成しきれない」(X教諭とY教諭)という声が依然として上がっている。カリキュラム改革が2001年に実施以来18年も過ぎ、その間に絶えず実践と研究を重ねてきた経験を生かして、国レベルの「義務教育課程設置実験方案(プラン)」を全面的に見直すことが必要であろう。つまり、上述したようにカリキュラム改革後増設されたカリキュラムが部分的に重なりそうなどころがあること、「総合実践活動」の時間にばらつきがあること、および学校裁量である「校本」、「地方」、「情報」、「労働」の時間が学校によって保証されていないことなどから判断すると、これらのカリキュラムの時間数および内容にメスをいれ、再整合する必要がある。

### (2) 義務教育現場の意識や実践力の向上

すでに指摘したように、調査先の小学校では非受験科目より受験科目の方がより重要視されており、素質教育に係るカリキュラムに対する学校や教師の認識が不足している。この問題を抜本的に解決するためには恐らく進学モデルと入試制度に同時にメスを入れる必要があると思われるが、本稿の課題に限って言えば、義務教育現場の意識や実践力を向上させることが有効であろう。具体的には、カリキュラムの構成・実施が徹底されるように、カリキュラム意識、実践力を高めるカリキュラム研修会<sup>100</sup>のような活動を組織し、推進することを提案したい。受験科目だけではなく、非受験科目も含めて、学校および教師がカリキュラムの価値・カリキュラム構成の意義に実感を持ち、授業活動を組織的に組み立てる発想や方法を浸透させることが大事であろう。また、各地域の「教育督導」の統率力を発揮して実質的な効果が期待できるように努める必要があるように思われる。カリキュラム実施のための万全な基盤を整えることによって、素質教育の実効性が向上される。

### (3) 素質教育の実施に関する監督・評価メカニズムの再構築

本文中に述べたように、素質教育実施の監督制度としてすでに「教育督導」が取り入れられている。「教育督導」は基本的に素質教育に係るカリキュラムを実質化するための制度だと考えるべきであるが、「陰陽時間割」の存在が当該制度の機能不全を物語っている。また、繰り返し指摘してきたように、旧態依然の評価メカニズムが素質教育実現の最大の障壁になってきており、成績至上主義が働いている結果、学校も教師も成績を最重要視せざるを得ない。したがって、今後、「教育督導」の機能をいかに十分に果たせるか、あるいは学校側が「教育督導」をいかに客観的に捉えるべきかを熟考しなければならない。また素質教育の

---

<sup>100</sup> 筆者の提案である。イメージとしては、教育局、教育委員会など上級部門に組織され、行政的な教育教學活動として地域ごとに定期的に行う。そして、各カリキュラム担当は所属研修会における理論学習を通して、実践に伴う実証的な研究結果を導き出す。それからこれらの研究結果を次回の研修会において報告し、問題発見と解決の方策を検討し、教育経験を交流する場と設定する。

理念に適った合理的な検証・評価メカニズムの確立が急務であろう。

### 3.2 道徳教育について

#### (1) 『小学校道徳教育要綱』と『中学校道徳教育要綱』の見直し

前章において触れたように、現行の小・中学校道徳教育要綱は、内容が抽象的であり実現されにくく、個性発展への配慮が不足し、現実社会と離反している。今後、質の高い道徳教育を実現していくうえで、今日の社会発展および社会問題の解決を根幹に据え時代の特徴をもっと示せるように、道徳教育の内容を見直すことが先決であろう。他方では、このような要綱的な内容の適正な見直しと、これを基にする義務教育課程設置方案（プラン）および学習指導要領との一貫性と適性を強調しなければならない。

#### (2) 学校と地域社会の連携・協働のシステム化

義務教育法第36条に「児童・生徒の年齢に適した社会实践活动を展開し、学校、家庭および社会が相互に協力する思想道徳教育体系を形成する」ことが規定され、道徳教育を推進する上での法的根拠となっている。しかし、道徳教育の社会的な表現および「道徳の時間」の調査結果から分かるように、実際、道徳教育の実施は国の法制度の理念から逸脱している。これは、カリキュラム実施に国家レベルにおける体制的・制度的システムの欠乏に直結していると言わざるを得ない。すなわち、法制度と教育実践の間に、教育体系的な実施条件が成り立っていないことが指摘できる。法的根拠に基づき、教育の質の保証および道徳的社会の実現を図って、学校と地域社会の連携・協働のシステムを体制化していくことが強調されるべきところである。そこで、学校教育の実践場となる地域社会における経済団体、文化団体および公共施設に学校協力を促すように奨励する国のバックアップが必要となり、そのようなシステム作りに応える行政機関の果たすべき役割も当然認識すべきであろうと思われる。教育法制度の執行としての教育システムが整備され、定着することができてこそ、『学習指導要領』の主張する実践的な道徳教育の展開がただのスローガンではなく、確たる現実化されていくことに繋がる。

学校の道徳教育の質はそのまま、全面的に一般社会の道徳性に反映されているという側面から、地域社会自体が人格の溢れる場となり、学校教育とともに国全体の道徳的な発展に貢献しなければならないとも言えよう。

#### (3) 教員のカリキュラム認識を高め、学習指導への工夫の強化

(2)の確定に従い、「道徳の時間」あるいは道徳教育における教員の主観的な積極性を引き出すことが重要であろう。教育の質の高低は教員の意欲と組織的な実践力としての能力とに密接に関わる。同様な意味で真の道徳教育、あるいは心よりの道徳的行動が実現可能か否かは言うまでもなく教員によって左右される。政策・制度的な教育環境の整備によって、従来の受験勉強のみに目を向ける単一的な学習指導を一変させ、より多くの実践的活動を重ねた道徳教育の工夫が求められる。

#### (4) 道徳教育全般に対する学校のマネジメント力の強化



(3) をも含め、国の道徳教育の理念、政策が教育現場において変容してしまう主因として、学校のカリキュラムへのマネジメント力の欠落が挙げられる。学習指導要領の通りに「道徳の時間」が実施されたかどうかあるいはいかにすれば、より効率的な学習効果をもたらすかなどの教員養成を含めて、学校の主導権を生かすマネジメント力が必要であると思われる。これに対して、呉（2016：32-36）は道徳教育の実効性が低いことの主な理由として、学校と教員ともそれを重視していないことと、学校側が道徳教育を形式的に行なっているだけであって、道徳の授業に対しての主体性、計画性が欠けており、「道徳の時間」の質が保証されていないなどを指摘している<sup>101</sup>。「道徳の時間」の形骸化<sup>102</sup>は、そのまま道徳的社会の水準に現れると言っても過言ではない。

そこで、以上の検証を踏まえ、義務教育の実践には、教育現場の教員および統制力をもつ学校の経営・管理に大きく影響されることが言える。

とはいえ、その先行としてより整備された法・制度が教育の質保証にとってより必要不可欠であろうと敢えて強調したいところである。

### 3.3 教育法の整備について

#### 3.1.1 義務教育立法の再整備

中国は義務教育法を補う同じ階層の上位法として教師法しかない法環境にある。義務教育法の孤立無援の局面を打開するとともに、義務教育をめぐる法的不備を抜本的に解決することが目下差し迫った重要な課題であろうと思われる。義務教育の有効な推進にあたって、教育法の整備はこれからの中国の義務教育の質の向上に意義が大きい。

そこで、これまでの教育法体系の問題の全体的な概観と義務教育に関する実態調査を踏まえた分析・検討をもとに、義務教育のよりよい発展のために、具体的な処方箋として以下のような私見を提案する。

まず、義務教育関連法の立法を加速すべきところである。義務教育の「三間」の格差、発展の不均衡は義務教育法の制定以来、30年間未解決のままの問題となっている。その根底を探ってみれば、教育経費の問題に帰着するが、残念なことに中国においては義務教育経費に関する正式な専門法がなお制定されていない。中国と同様な教育資金問題に直面した日本の場合、戦後義務教育を普及するのに最大のネックが教育経費の欠乏であったため、1952年に義務教育国庫負担法を制定し、義務教育学校の行政支出と教職員の給与は国が二分の一を負担する政策を実行し、問題解決を図った。さらに、1958年に義務教育学校施設費国庫負担法が制定され、教育経費の法律責任が明らかに定められた。言うまでもなく、これは義務教育の発展に最も有力な土台作りが保障され、教育の質向上にも積極的な意義をもつ。一方、中国においては義務教育法第44条に「義務教育の予算は、国务院および地方

<sup>101</sup> 学校現場にある道徳の専任教員によると、中学校に入ったら「道徳の時間」を削って受験勉強をすることが多くなるという。

<sup>102</sup> 張（2016）の研究では、雲南省六甲第一小学校において「道徳の時間」の実施は教育視学が行われる際だけに重要視するという極めて形骸化された教育現状を指摘した。

の各レベルの人民政府が職責に基づき共同で負担すること、省、自治区および直轄市の人民政府が統一して具体化することにつき責任を負う体制を実行する。農村の義務教育に必要な経費は、各層人民政府が国务院の規定に基づき項目を分け、比率に応じ、これを分担する」とあり、教育費投入の国と地方の共同責任が問われたものであるが、詳細の配分と比率については明確に定められていない。

そこで、教育投入法（教育経費投入法）<sup>103</sup>の制定の加速に軸足を置くべきであろうと思われる。教育投入法は義務教育の長期にわたる資金投入の不足と教育発展の不均衡および教育予算配分の不均衡を背景として提起されたものである。これは、現行法である教育法と義務教育法はすでに教育予算の配分における様々な問題に答えられないことを示唆する。素質教育と道徳教育に関する実態調査から学校によって、カリキュラムの実施が徹底されないことは教員不足にも大いに関わっていることが検証できたことから、教育予算の中で教員資源をいかに確保していくかによって、教育の質が変わってくるとも言えよう。当然ながら、教育資源の確保には万全な法的保障が必要であり、現行法の不備の補完という意味合いでも教育投入法が必要不可欠である。教育投入法には教育投入のメカニズムをさらに明確にして、充実させ、教育法にある投入体制を修正、改善し、さらに細分化し、執行性を向上させるべきである<sup>104</sup>。さらに、これまで、主に地方政府に依拠する教育費投入の手法は、地方経済発展の制限によって、義務教育経費投入の格差が根本的に解決されない現状であったため、教育発展の根本的な経費問題をやはり上級政府に転嫁させ、義務教育に係る政府の資金投入額・投入配布と法的責任を明確化し、中央政府と省レベルの政府がリードする政府主体の教育投入の経費保障を立法を通して確保していくことが重要であるように思われる。

次は、現行の義務教育関連法の改正を適宜に行うことが望ましい。義務教育法を一例にしてみよう。同法第31条は、「教員の平均給与水準は現地公務員の平均給与水準を下回ってはならない」としている。しかし、ある調査によると、「50%近くの農村学校の教員は時間通りに全額の手当を受けていない。2006年の全国の普通小学校、普通中学校(中学校と高校を含む)の教職員の年平均給料の収入は17,729円で、国家機関の公務員の年平均給料より5,198元も低い」<sup>105</sup>。現行法上の規定をいかにとらえるべきか、法の権威性をどこに求めるか問われるところである。また、同法において「素質教育を実施する」(第3条)、「人民政府の監督機関は、義務教育業務の法律・法規の執行状況、教育・教学の質および義務教育の均衡的な発展状況等に対して監督・指導し、監督・指導報告を社会に対し公布する」(第8条)と定められているが、実際、本当の意味での素質教育が徹底されているとはとうてい言えないこと、教育行政部門による視学の機能も予想より悪かったなどは、筆者の実態調査によって、すでに検証できたことである。前述したように、義務教育の現実と理想とのギャップが

---

<sup>103</sup> 2004年、国务院『2003-2007年教育振興行動計画』(第30条)において「試験法」、「学校法」、「終身教育法」、「教育投入法」などの制定が初めて提起された。

<sup>104</sup> 『中国青年報』2019年3月9日付。

<sup>105</sup> 『国家教育督導報告2008年』(摘要)

[http://www.moe.gov.cn/srcsite/A11/s7057/200812/t20081203\\_81660.html](http://www.moe.gov.cn/srcsite/A11/s7057/200812/t20081203_81660.html) 2019年6月17日アクセス。

大きい。むしろ、このようなギャップは大いに義務教育に関する国の種々の政策と教育メカニズムまたは地方教育行政、学校の実行力に密接に関わるものであるが、単に法の視点からみても、法自身の整備を求めて適時に点検し、改正することが法の執行性を高めることに繋がり、教育現場にも反映されるものであらうと考えられる。

最後は、義務教育関連法の実施細則を整備することである。実施細則の欠如や不備は、かねてより指摘されたところである。周(1996:10)は、「教育法規と施行の間の架け橋となる実施細則の遅滞、質の低下は、教育行為に対する法の規範性を弱め、無秩序の局面をコントロールできず、結局教育法規の權威性が損なわれる」と論破する。しかし、本文中に触れたように、この問題は今日においても依然として改善されていない。

では、なぜ実施細則の整備が必要であらうか。その一は、すでに前述したように法律条文が曖昧で不明確なところを補う意味から実施細則が必要である。「2.1.3」で指摘したように、現行法上は「情状が深刻な場合」、「一定の比率」、「関連部門」などの不明確な文言が多用されている。これらの法規定は実施細則の制定によってさらに項目を分け、細分化していくことで、その中身がより明瞭になる。その二は、法律条文にある定義についての補正として実施細則が必要不可欠である。例えば、義務教育関連法に「学校の生徒1人当たりの公用経費の基準は、国務院財政部門が教育行政部門と共同してこれを制定し、かつ経済および社会発展状況に基づき、適正に調整する」(義務教育法 第43条)(下線は筆者)とあるが、下線を引いた「公用費用の基準」と「経済および社会発展状況」、「適正に調整する」についての説明を加味する必要がある。具体的に言うと、「三間」の教育格差を念頭にして「公用経費の基準」を数値化し、「経済および社会発展状況」を明確に区分することなど、これらを根拠にしていかに調整していくべきかの問題を実施細則に詳しく明示しておくことが望ましいであらうと思われる。

また、教師法に「教員の平均賃金水準は国家公務員の平均賃金水準に準ずる。それより同等あるいはそれ以上とする」(第25条)が規定されてあるが、「教員」について詳しく定義されていない点に問題である。というのは、中国における教員は国家公務員の待遇を法的に定められたものの、公務員と定義されていない。また、学校によって採用制度<sup>106</sup>も区々であるため、教員の待遇も学校によって違う。そこで、実施細則において「教員」について契約制であるかどうか、農村学校であるかどうかなど詳細な説明を加えたうえで、関連規定を定めていくのが、より実行性も高められるのであらうと考えられる。これは、義務教育法の充実と本当の意味で「依法治教」を実現する法的基盤作りとして積極的な意義をもつ。

---

<sup>106</sup> 採用制度：大きく事業編制の教員と契約制教員に分けられる。事業編制教員は国家公務員並みの待遇を受けられるが、学校によって契約制教員は同等の待遇(医療、住宅補助、退職金、保険など)を受けられないことがある。一般的に契約制教員は望まれてないが、「教師法」第17条において、「学校と他の教育機関は、逐次教員の契約採用制を実行する。教員の採用は、双方の地位平等の原則を尊び、学校は教員と採用契約をし、双方の権利、義務と責任を明確にする。教員採用契約制の実施する方法は、国務院教育行政部門によって規定される」がある。

### 3.1.2 義務教育法の執行の確保

法律の整備はよりよい法的実施のための土台作りである。義務教育の法律主義は規範化された系統的な教育法体系の整備と確実な法の執行が備えてはじめて実現するものであると理解する。より高いレベルの義務教育へまい進するためには、この二つの根本的な要素が欠けてはいけない。以下では、前章の検証結果を受け、義務教育法の執行について次のように提言したい。

まず、義務教育法の意識を高める工夫である。これまで、教育法は法の実効力が理想でないため、「軟法」と呼ばれてきた(段2017:164)。当然ながら、ここには義務教育法も含まれている。法の実効力は大いに法の執行の程度に関わり、それはまた法律に対する認識の程度に大きく関わるものであろうと言える。義務教育法の執行意識を高めるには、まず義務教育法についての理解が必要である。特に教育関係者の法的認識を高めることが肝要であろう。というのは、教育実践者である学校の校長、教職員および教育行政の立場にいる教育関係者が義務教育法に対する認識を高め、それを教育実践に貫徹させる最高基準として定着して行かなければ法の存在価値が失われ、形骸化された有名無実な法になるからである。実際、2006年義務教育法が大きく改正(詳細は第3章参照)以来、教育部(文科省相当)は、改正法の学習・宣伝活動を強化し、その実施の徹底を求める通知を省・自治区・直轄市の教育主管部門に送付した。通知は、地方の教育主管部門に対して、都市の居民委員会や農村の村民委員会などの末端行政組織および企業・事業組織を指導し、改正法の内容を家庭レベルまで浸透させ、社会全体に義務教育の重要性を再認識させるよう求めている(鎌田2006:183)。しかし、このような宣伝活動や学習形式は具体的にどのように、どこまで浸透できたかは書面データで確認できないため、最も身近にいる教育現場の小・中学校の7人の教員に聞き取り調査<sup>107</sup>した結果、このような宣伝活動は「あまり知らない」、「聞いたことがない」ということであった。

そこで、学校教員の法意識を高めることがその第一歩であると考えられ、教員免許試験の試験科目として教育法律法規の受験を義務付けることを提案したい。筆者が教員免許試験の試験科目として教育法律法規が採用されているかどうかを調べた結果、2013年の省レベルの試験で教育法律法規を試験科目とされたところは全国23省のうち、河南省と重慶市、陝西省のみであった。学校の教員になる基本能力と素養として、教育法令の関連規定を身につけさせることが当然必要である。また、教員養成の師範大学において、法学習の普及と強化も法律の認識を高めるのに有意義であろう。目下、中国大陆における師範大学の「小学校教育」専攻には教育法律に関する教科が殆ど設置されていないが、筆者からみて少なくとも基礎教育の教員養成においては、必須であろう。

次は、「問責(当事者の責任を問う)」の規範化である。教育問責は2006年の改正法(第9条)において初めて法制化され、その後の2010年『要綱』において教育の監督と問責制度

---

<sup>107</sup> 事情確認のため、2019年7月に身近にいる現場教員の友達7人に対して、勤め先の小・中学校において「義務教育法」あるいは関連法制学習会、法宣伝活動などがあつたかどうかについて聞いた。

を強化すべきであると再び提起されている。しかしながら、教育現場における種々の問題が問責制の提起により緩和・改善に十分に機能されたかと問われるとそうでもないようである。本研究の第5章における素質教育の実態検証を踏まえ、浮き彫りとなった様々な問題を概観すると、教育の質向上を図る上で、問責の法制度の更なる規範化が必然不可欠であろうと改めて強調すべきところである。以下、主に問責（当事者の責任を問う）の必要性についてみていきたい。

問責（accountability）という言葉は外来の用語であって、その概念の解釈は学界において種々であるが、本研究では夏（2004:4-5）の「教育問責制を実施面から理解すると、教育行政リーダー、学校長および教員が仕事を遂行する中で、教育の実施に十分な教育権利と義務を履行するとともに、齟齬と過失による教育責任を追及することで学校運営の質を高める」という概念的な理解に従い、義務教育問責制について見ていきたい。義務教育問責制は法律規範上からみて、義務教育問責の主体、客体、内容、方法の四つの方面に及ぶ（金2017:48）とされるが、中でも問責の客体である「誰が責任を負う（who）」と内容の「どのような責任がある（what）」がより重要であると思われる。

問責は言うまでもなく教育の質向上を目的とし、法律の執行効率を確実にさせるため、必須であると思われる。義務教育の実践段階において義務教育行政部門および教育組織、関係者に義務教育関連法の規定に従い、教育活動を実施したかどうか教育活動の肝である。筆者の調査研究によると、素質教育の実施は学校によってその差が大きいし、カリキュラムも規定通りに実施されていない学校があり、道徳教育も社会的批判が多くなったほど現実離れである。すなわち、法制度が教育実践のプロセスにおいて明らかに変容されたということになる。よって、「誰が何をどのように」という責任を具現化し、「何が」、「どうして」という結果的な要因の解明により、「実行されない場合どうするか」という具体的問責を通してマネジメント力を高める必要性が浮上してくる。ここでは、アメリカの事例が参考になる。2002年アメリカの『一人の子どもも置き去りにしない教育法（No Child Left Behind Act）』の規定では、教育経費の支配を教育の質向上と連係し、教育の質向上を時間的制約内で実現されなかった場合、規定通りに経費削減となる。これは教育費支出の方策であるものの、教育行為に対しては積極的な規範作用をもたらす。同じ意味で、学校運営を例としてみる場合、校長責任を徹底させ、これまでの指標的且つ数値化された評価基準を踏まえ、教育活動の実際に傾斜する具現化された校長の問責が必要不可欠であると思われる。教育法の執行の多くが教育実施段階において変容するため、学校運営の権限者である校長の問責を通して、法律の執行の監督を強化されることが必然に必要となる。また、教育行政は教育法規を実現するもの（上原1991:37）であり、教育の具体的な管理運営を行う意味では、学校運営のみならず教育行政内部にある各組織の責任も問われるべきであろう。教育行政は法的執行基準に違反する場合、統制された教育環境が崩壊するとともに教育目標の実現も不可能なものになろう。今後、中国国情に合った問責制理論と実践体系の構築が期待されるところである。

最後は、教育監督の強化を通して、教育管理のシステムを徹底していくことである。教育の質の保証と教育視学は基礎教育の質の確保に重要な役割を果たす(労2011:119)とされる。義務教育の質の保証には、教育マネジメントの質と密接に関わっており、義務教育の行政的マネジメントの強化として教育視学が生まれたわけである。「教育督導条例」には視学の事項、責任が明確に定められているものの、第5章における筆者の調査によると実際、現場において教育視学が効果的に機能されているとは言えないことが判明できた。

「陰陽時間割」の存在が、その証拠となる。教育環境の無秩序を改善し、均衡ある発展への進化を通して、教育の質の向上を実現させることが教育視学の本来の行政使命となるべきであるが、現実にはどうも違う。

そこで、教育視学制度の更なる整備を求めていくと同時に、第三者による監督が必要不可欠であろう。教育問題の発生を単なる教育制度の不備と教育客体である学校、教員あるいは児童・生徒の問題に帰結することも多いようであるが、教育活動の中の行政主体である政府の主体責任に対する監督に目を向けることは希有である。先述したように義務教育法第8条に「人民政府の監督機関は、義務教育業務の法律・法規の執行状況、教育・教学の質および義務教育の均衡的な発展状況等に対して監督・指導し、監督・指導報告を社会に対し公布する」とあるが、政府の監督機関による不作為のリスクも避けて考えられないため、第三者監督を通しての政府機関に対する監督が必須となる。よって、教育というセクターに対する公衆の参与による外部監督の参入が考えられるのではないと思われる。例えば、学校における「陰陽時間割」の存在は、学校の責任であり、政府の教育監督機関の監督が行き届いてないとも言え、このような教育行政の不作為に対する監督手法として、まず第三者監督の参入が妥当であろうと思われる。

ここでは、次の研究課題として、さしあたり筆者の考えを一つの方向性として提示しておきたい。

まず、マスメディアを通しての輿論喚起が望ましい。というのは、マスメディアは社会公衆と政府の間を連絡する最も肝要な架け橋の機能をもつからである。教育の情報公開がすでに義務教育法に規定されており、近年問責制の重視により次第に注目され始めた。教育の問責制度の構成において組み立て制度として「教育の情報公開」制度が必須であるとされている(司2010:217)。このような意味では、教育の情報公開の実現にマスメディアの輿論関与は欠かせないし、同時に監督としての重要な役割も果たせると理解できる。教育の情報公開の行為自体が各関係機関に対しての監督ともみられ、これからの教育監督強化に必要不可欠であろう。

次は、政府の行政機関に対する公衆の監督の積極性を高めることが考えられる。社会公衆による監督が公式化、システム化されていくことは政府権力機関に対して最も有力な監督になるにほかならない。学校教育費の投入、教員採用が合法かどうかあるいはカリキュラム構成・実施は国家规定通りに行っているかどうか、教員給与の遅配や学校による「乱収費」(みだりに費用を徴収すること)の有無などに対して、公衆の監視能力を十分に引

き上げることで、透明性を高め、執行力を向上させることが、これからの義務教育の更なる進化につながる。

## おわりに

本研究は素質教育と道德教育を糸口として、義務教育の実態調査を通して問題発見に至り、さらに問題検証のためのインタビューを行って、現在中国における義務教育の問題点を明らかにした。それとともに、問題の要因分析を行い、実証的・法的考察を踏まえて、質の高い義務教育の実現を目指すための改善策について検討してきた。

その結果、まず、中国では素質教育と道德教育とが再三にわたって強調されるものの、これらの指導指針となる国の「基準」、「要綱」自身に欠陥が存在することが明らかになった。次に、ここ30年、教育法の次第的な整備と法意識の提唱により、義務教育の量的普及が実現できたものの、素質教育や道德教育の実状に象徴されるように質の保証まで確保できていない。

すなわち、「応試教育」に対する批判・反論として提起された素質教育は、13、4年も前よりすでに指摘されたカリキュラム編成科目が多すぎることなどの古い課題が依然として存在し、今日においても克服されていない。また、今日の義務教育の現場において、「陰陽時間割」に象徴されるように素質教育が理念通りに実現できず変容してしまっている。同時に、道德教育については、次のような指摘が可能である。現行の小・中学校道德教育要綱の教育内容の少なくとも一部分は現実社会と離反している。従来の愛国主義、抽象的な政治教育および知識主義である道德教育方針は、すでに道徳的な現代社会作りにそぐわない。道德教育は抽象的に過ぎ、知識化され、実践力が乏しく、子どもの受容性が低い。学校と地域社会の緊密な連携・協働を生かした実践的な道德教育の展開が不十分であり、道德教育に対する学校と教師の重視の度合いが低い。

これらの課題を徹底的に解決しない限り、素質教育および道德教育はただのスローガンに帰する。今後の中国にとって、質の高い義務教育を実現させるためには、現行制度にメスを入れて、抜本的な改革が必要である。

これらの課題の根源を探ってみれば、義務教育に係る現行法が理念通りに徹底されず形骸化されていること、または法の整備不足が非常に深刻であることが目に付く。

義務教育は国民の資質向上の基盤であり、教育発展の水準を評価する根本でもある。義務教育の質の保証・向上を図るため、確固たる法整備の確立に万全を期すべきゆえんである。

## 1. 本論文の成果

本論文の考察により明らかにした点は、次のように要約できる。

義務教育および義務教育法整備の検討は教育法全体の考察を避けて通れない。本稿は現代中国の義務教育関連法制の変遷について考察し、教育法制化の歩みと教育立法体系の特徴、問題の所在を明らかにした。具体的には、中国の教育立法体系について、日本の教育関連法との比較をも視野に入れながらタテとヨコ二つの方向から理論分析した結果、教育法制化の歩みが遅れており、法体系の不備が顕著であり、立法技術が立ち遅れていること、さらに法の執行力が弱いなどの問題点が浮き彫りとなった。教育発展の推進に教育法の整備



が喫緊の課題であり、法体系の整備に取り組むことが今後中国の教育改革上必要不可欠な課題であるという結論に至った。

そこで、教育の法制度の質が高ければ、教育の目標も達成しやすくなるのではないかという考えに基づき、教育実態を踏まえつつ、主に法的順位と内容の二つの見地から教育法整備について提案を試みた。タテからみて中国教育法は上下位法が体系的に構成されておらず、中でも特に法体系における五つの段階にある第3段階の「教育行政法規」（実施細則）の欠如と不備が、上位法の権威を弱体化させると同時に、教育マネジメント体制にも不安定をもたらす「整合性のない法」と評価されるわけであるため、統一したメカニズムの下での法整備が必要であると主張し、当分実施細則の整備が急務であると呼びかける。一方、ヨコすなわち法的内容からみて、教育関連法の補完と充実を提言する。

なお、今後、中国における教育法の体系整備にあたって、「教育投入法」（教育経費投入法）をはじめ義務教育関連法の立法の加速、現行義務教育関連法の適時改正、全国人民代表大会と常務委員会の主導的な地位の発揮と強化、法執行を確保するためのメカニズム作り（意識アップ、「問責」の規範化、教育監督の強化）、法律条文の厳密さの欠如を克服し、表述の適正性、厳密さへの配慮が今後教育法立法において充分注意すべきなどをも主張した。

中国の義務教育は教育法という大きな法環境の整備によって、現状問題の順次改善が保障され、次第に進化できるものであると信じるからである。

## 2. 今後の課題

本論文の実態調査やインタビュー及び考察からも分かるように、今後、質の高い義務教育を実現させるためには、義務教育の法治化、言い換えれば法治主義の理念を現場の隅々にまで浸透させていくのが求められている。

その際、日本の経験は、きわめて参考になる。周知のように、日本の義務教育は戦後、教育関連法の制定と法的強制力により、高い普及率を図ったもので、高度な統一性と機会均等性という点に著しい特色がある。法整備による確固たる保障の結果、日本全国津々浦々のどこにおいても、子どもはほぼ同レベルの設置基準の学校施設の中で、同じ時間に、同じ教材で、同じ学習ペースで同質の義務教育を受けることができる。日本の経験からすれば、教育の法治化は未来の中国教育改革と発展にますます重要な役割を果たせると思われるが、それに対する検討は、今後の課題とする。

本稿において、実態調査先は遼寧省にとどまっており、対象も小学校の3、4年生に限られている。今後、他の地方公共団体への拡充や小学校の全学年について一貫したカリキュラムを組上に載せて分析する必要がある。インタビューについても、カリキュラムに関する場合、その対象は二人の現場教員である。彼らは教務の責任者であり、現場の教務には精通しているとはいえ、局地的な視野からの発言にすぎない。今後、対象を増やしてインタビューを行う必要があるし、また教育行政を司る部署のスタッフや「教育督導」の担当者に対しても実施する必要がある。なお、本稿では農村部として一括されているが、実際には県城・鎮

と郷村とに二分されており、県城や鎮には実際は都市と同じような「重点校」があり、さらに郷鎮も含めて県を単位として学校が管理されている。これらの間には、非常に大きな格差が生じている。今後、このような教育格差に対する緻密な理論分析が求められている。もちろん、義務教育を法律や理念通りに徹底させるためには、情報公開と社会公衆による参与・監督も有効かつ必要であろう。

以上の問題意識を持ちながら、今後も引き続きこの課題に取り組んでいきたい。

## 【参考文献】

日本語文献（五十音順）

1. 上原貞雄（1991）『教育行政学』福村出版株式会社。
2. 小川正人（2010）『現代教育改革と教育行政』日本放送出版協会。
3. 小川正人他（2012）『教育行政と学校経営』放送大学教育振興会。
4. 小野浩一（2011）「カリキュラム改革と教育の質保証」FD NEWSLETTER 第 28 号。
5. 牛渡淳（2011）『初めて学ぶ教育の制度・行政・経営論』金港堂。
6. 岡本徹他（2016）『現代の教育制度と学校経営』ミネルヴァ書房。
7. 岡本徹他（2009）『新しい時代の教育制度と経営』ミネルヴァ書房。
8. 大谷尚（2017）「質的研究とは何か」YAKUGAKU ZASSHI Vol.137 No.6 657 頁。
9. 郭鴻雁（2001）『教育法をめぐる日中比較研究—義務教育法令を中心として—』希望社。
10. 鎌田文彦（2006）「義務教育法の改正—基礎教育の質の向上と機会均等を目指す」短信・中国。
11. 解説教育六法編修委員会（2017）『解説教育六法』。
12. 片瀬一男（2010）「社会化とアイデンティティ」『現代教育社会学』有斐閣。
13. 木間正道（1995）「現代中国の法と民主主義」頸草書房。
14. 木原孝博（1999）『道德教育』放送大学教育振興会。
15. 金文学（2014）『進化できない中国人』祥伝社。
16. 黒田一雄他（2005）『国際教育開発論—理論と実践』有斐閣。
17. 国立教育政策研究所（2004）『教科などの構成と開発に関する調査研究』調査研究報告書（20）。
18. 坂田仰他（2017）『図解・表解教育法規』教育開発研究所。
19. 篠原清昭（1998）「現代中国の教育立法体系と教育法理論」九州大学大学院研究紀要 1。
20. 篠原清昭（1996）「中華人民共和国教育法の立法過程：立法者意志の分析を通して」九州大学教育経営教育行政学研究紀要 3。
21. 周丹（2019）「中国農村義務教育改革の成果と限界—貴州省における現地調査を中心に—」東アジア研究 No17。
22. 田井康雄（2011）『これからの道德教育原理—「道德の教科化」を見据えて—』学術図書出版社。
23. 田村知子（2011）『実践・カリキュラムマネジメント』ぎょうせい。
24. 高見茂他（2012）『教育法規スタートアップ』昭和堂。
25. 中国総合研究交流センター（2013）『中国初等中等教育の発展と変革』。
26. 中里至正他（1997）『異質な日本の若者たち 世界の中高生の思いやり』ブレーン出版。
27. 三浦有史（2008）「中国は「人口大国」から「人材強国」へ変わるか ～教育政策からみた成長の持続性と社会の安定性」環太平洋ビジネス情報 RIMVol.8 No.28 。
28. 文部科学省（2008）『教育サポーター制度の普及に向けて』。
29. ピータード・ラッカー（2001）『マネジメント（エッセンシャル版）』（上田惇生翻訳）ダイヤモンド社。
30. フリック・ウヴェ（2002）『質的研究入門—人間の科学のための方法論』小田・山本他訳春秋社。

94-121 頁。

31. 山崎保寿 (2000) 「教育課程の開発と学校経営戦略」日本経営学会 (編) 『自律的学校経営と教育経営』玉川大学出版部。

中国語文献 (アルファベット順)

1. 曹宝龍 (2016) 「義務教育課程改革の深化に関する問題解析」教育月刊・小学校版 (総合) 第 10 号。
2. 陳文強 (2016) 『核心素養与学校变革』厦門大学出版社。
3. 崔允漴他 (1997) 「我国三套義務教育課程方案比較」課程·教材·教法第 5 期。
4. 崔允漴他 (2006) 「从学生的課程表看我国義務教育課程方案实施狀況」教育科学論壇第 10 期。
5. 戴双双 (2014) 「我が国の基礎教育段階における教員資格制度の実施現状の研究及び改革意見」揚州大学修士論文。
6. 戴羽他 (2017) 「中国地方教育立法: 意義、現状与改革進路」高教探究第 12 期。
7. 单中惠 (2004) 『外国素質教育政策研究』山東教育出版。
8. 段斌斌 (2017) 「教育法軟法制度成因与羅辑重構」『中国教育法制評価第 14 期』教育科学出版社。
9. 高麗 (2014) 『中国義務教育段階教員資源配置問題研究』中国社会科学出版社。
10. 高俊霞他 (2006) 「日本義務教育發展評析」唐山師範学院学報第 28 卷第 3 期。
11. 葛晨虹 (2015) 「中国社会轉型期面臨道德問題的解讀与思考」、『齊魯学刊』第 1 期。
12. 顧明遠 (1990) 『教育大辞典』上海教育出版社。
13. 顧明遠 (1998) 『教育大辞典 (上)』上海教育出版社。
14. 顧明遠 (1998) 『教育大辞典 (下)』上海教育出版社。
15. 管志琦 (2013) 「我国教育法令建設的歷史回顧与展望」国家行政学院学報第 2 期。
16. 黄崑他 (2009) 「近十年公民教育研究的回顧与展望」、『清華大学教育研究年』第 1 期。
17. 何華輝 (1988) 『比較憲法学』武漢大学出版社。
18. 何曉毅 (2008) 「中国義務教育における格差についての实例研究」大学教育第 5 号。
19. 賀東凡他 (1996) 『中国教育行政学』人民教育出版社。
20. 教育部 (2017) 『中国教育法治發展報告 2016』中国民主法制出版社。
21. 教育部基礎教育一司組 (2015) 『義務教育学校管理標準解讀』上海交通大学出版社。
22. 教育部 (2017) 『高中階段教育普及攻堅計劃 (2017-2020 年)』。
23. 金哲他 (2017) 「我国義務教育問責制: 內涵、困境及对策刍議」遼寧教育行政学院学報第 2 期。
24. 旷習模 (1993) 「談談『九年義務教育全日制小学、初中課程計画 (試行)』中的課程設置」教育研究与实验第 1 号。
25. 勞凱生 (2001) 「我国教育法制建設任重而道遠」国家高級教育行政学院学報第 5 期。
26. 勞凱声 (2017) 『中国教育法令評価 第 14 期』教育科学出版社。
27. 勞凱声 (2011) 『中国教育法令評価第 9 期』教育科学出版社。
28. 李恩慈 (2001) 「論中国教育法律体系」首都師範大学学報第 1 期。
29. 李曉燕 (2010) 「義務教育法律制度的理論与实践」華中師範大学出版社。

30. 李宜江 (2010) 「義務教育均衡發展理念走向“現實”的法律思考」 中國教育學刊第 4 期。
31. 劉龍珍 (2016) 「小學學科間課程整合研究」 西南大學。
32. 劉欣怡 (2017) 「重構與引導：用教育喚起紳士般的社会公德—由中國道德之現狀引發的對道德問題的審視」 黑河學刊第 233 期第 5 号。
33. 劉永萍 (2012) 「義務教育階段課程執行的現狀及對策分析」 教研論壇第 4 期。
34. 劉遠碧他 (2018) 「西部義務教育資源配置的現狀及優化策略探究—以成都市為例」 教育與教學研究 Vol. 32No. 1
35. 柳斌 (1995) 「關於素質教育的思考」 人民教育 z1 号。
36. 羅宏述 (1988) 「略論教育立法的几个問題」 教育評論第 5 期。
37. 馬玉 (1996) 「素質教育と応試教育」、『素質教育理論探究』 中國和平出版社。
38. 滿忠坤 (2013) 「民族地区義務教育發展中存在的問題及對策分析—基与四川、貴州的教育調查」 教育發展研究 z2 期。
39. 穆嵐 (2005) 「教育法令建設亟待加強」 中國教育學刊第 1 号。
40. 倪冬岩 (2007) 「中国における道德教育の動態」 現代社会文化研究 N038。
41. 忻建国他 (1995) 「中国教育法制思想：从傳統向現代化轉變」 上海高教研究第 6 期。
42. 仁青扎西他 (2018) 「偏遠地区義務教育存在的問題及其成因和對策」 教學与管理第 21 期。
43. 任銘越ほか (2015) 「論教育法律体系的完善」 黑龍江省政法管理干部学院學報第 5 期。
44. 申素平他 (2018) 『从法制到法治』 華東師範大學出版社。
45. 申素平他 (2018) 「新時代我国教育法治建設面臨的問題与對策」 復旦教育論壇第 16 卷第 1 期。
46. 单中惠 (2004) 『外国素質教育政策研究』 山東教育出版。
47. 司林波 (2010) 『教育問責制國際比較研究』 遼寧大學出版社。
48. 孫霄兵 (2018) 「改革开放以來我国基礎教育改革主要政策」 人民教育第 21 期。
49. 邵曉枫 (2018) 「改革開放 40 年我国義務教育課程研究的回顧、反思与展望」 河北師範大學學報第 20 卷第 4 期。
50. 史麗晶 (2016) 「基于基礎教育課程改革目標の課程實施程度調查」 課程・教材・教法 05 号。
51. 檀伝宝 (2007) 「当前公民教育应当關切的三個問題」、『人民教育』 23 期。
52. 檀伝宝 (2010) 「公民教育：中国教育与社会的整体轉型」、『中国德育』 第 12 期。
53. 檀伝宝 (2011) 「努力加強“公民道德的教育”」、『人民教育』 第 24 期。
54. 檀伝宝 (2015) 『学校道德教育原理』 教育科学出版社。
55. 田曉苗 (2015) 「中国教育法治化：歷程、問題与反思」 国家教育行政学院學報第 2 期。
56. 王景清 (2005) 「新課程標準實施過程中的問題与解決策略」 現代教育科学、普教研究第 2 号。
57. 吳遵民他 (2009) 「日本基礎教育的質保障機制及啓示」、『外国中小学教育』 第 3 期。
58. 吳鵬 (2008) 「中国憲法における公民の教育を受ける權利と義務の解説」 法學雜誌第 3 期。
59. 吳紅斌他 (2015) 「義務教育における教員給料水準、結構と地区差異の变化—「績効工資」に對する改革前後の比較研究」 教員教育研究第 27 卷第 6 期。
60. 夏心軍 (2004) 「關与教育問責制的對話」 科学諮詢第 11 期。

61. 向文波 (2007) 「道德問題是中国發展的最大瓶頸」、『法人雜誌』第 10 期。
62. 肖蔚云 (2004) 「我が国の公民の基本権利と義務の一致性」、『論憲法』北京大学出版社。
63. 徐曉云 (1996) 「未来課程模式」外国教育資料 02 号。
64. 燕国材 (2002) 『素質教育概論』広東教育出版社。
65. 燕国材 (2009) 「素質教育的回溯、成就与思考」上海師範大学学報第 3 卷第 2 期。
66. 楊静 (2014) 「新世紀以来日本の基礎教育課程改革及び啓発」河北師範大学学報第 16 卷第 3 号。
67. 楊中枢 (2014) 『学校課程管理研究』甘肅教育出版社。
68. 叶瀾 (2006) 『新基礎教育論 当代中国学校变革的探究与認識』教育科学出版。
69. 叶瀾 (2016) 「社会教育力：概念、現状、未来の指向」、『課程・教材・教法』人民教育出版社。
70. 殷国偉 (2002) 「教育執法存在的問題及其对策」湖州師範学院学報第 24 号第 4 期。
71. 殷世東 (2005) 「発達国家基礎教育立法的の共性特徴及び啓示」外国中小学教育第 5 期。
72. 尹力 (1998) 「从建国以来憲法的教育条項变化看教育發展」華東師範大学学報第 3 期。
73. 尹力 (2002) 「論“依法治教”的實質」中国教育学刊第 4 期。
74. 余雅風 (2013) 「義務教育質量有効保障的法律分析」、『中国教育法制評論第 9 期』教育科学出版社。
75. 中国共産党中央文献研究室(1990) 『鄧小平同志論教育』人民教育出版社。
76. 中国共産党中央委員会 (1994) 『愛国主義教育実施要綱』。
77. 中国教育部基礎教育司 (1998) 『中小学校道德工作文献規章要覽』人民教育出版社。
78. 中国教育科学研究院課題組(2017) 『中国教育法治發展報告』中国民主法制出版社。
79. 鐘啓泉 (2005) 「中国課程改革：挑戰和反思」比較教育研究第 12 号。
80. 周大平 (1996) 「教育法規的實施細則嚴重滯後帶來什麼」『瞭望』第 6 期。
81. 周洪宇 (2012) 「尽快制定教育投入法」教育与職業 第 12 期。
82. 周濟 (2004) 「抢抓机遇 乘勢而上 加快推進基礎教育課程改革」异步教学研究。
83. 張楠 (2016) 「「品德と社会」教学現狀的調查研究—以昆明市六甲第一小学校為例—」雲南師範大学修士論文。

#### 【参考 URL】

1. 遼寧省教育庁 (2016) 『遼寧省全面深化課程改革の意見』  
<http://www.lnen.cn/zwgk/zcwj/286779.shtml>2018 年 10 月 12 日アクセス。
2. 遼寧省教育庁 (2017) 『遼寧省義務教育地方課程指導綱要』  
<http://www.lnen.cn/zwgk/zcwj/286779.shtml>2018 年 10 月 12 日アクセス。
3. 中国国家教育委員会 (1992) 『九年制義務教育「六・三」学制全日制小学校中学校課程設置表』北大法宝 [www.pkulaw.cn](http://www.pkulaw.cn)2018 年 11 月 10 日アクセス。
4. 中華人民共和國教育部 (1999) 『中共中央、國務院关于深化教育改革全面推進素質教育的決定』<http://www.moe.gov.cn/>2019 年 2 月 11 日アクセス。
5. 中華人民共和國教育部 (2001) 『義務教育課程設置實驗プラン』

- <http://www.moe.gov.cn/2018年9月11日アクセス。>
6. 中華人民共和國教育部 (2011) 『義務教育課程標準』  
<http://www.moe.gov.cn/2019年9月11日アクセス。>
  7. 中華人民共和國國務院 (2001) 『基礎教育の改革及び發展に関する決定』  
<http://www.moe.gov.cn/2019年2月11日アクセス。>
  8. 中華人民共和國國務院 (2012) 『教育督導條例』 北大法宝  
[www.pkulaw.cn/2019年2月15日アクセス。](http://www.pkulaw.cn/2019年2月15日アクセス。)
  9. 中華人民共和國國務院 『中華人民共和國義務教育法』 北大法宝  
[www.pkulaw.cn/2019年1月15日アクセス。](http://www.pkulaw.cn/2019年1月15日アクセス。)
  10. 中華人民共和國國務院 『中華人民共和國教育法』 北大法宝  
[www.pkulaw.cn/2019年1月15日アクセス。](http://www.pkulaw.cn/2019年1月15日アクセス。)
  11. 中華人民共和國國務院 『中華人民共和國憲法』 北大法宝  
[www.pkulaw.cn/2019年1月15日アクセス。](http://www.pkulaw.cn/2019年1月15日アクセス。)
  12. 中華人民共和國國務院 『国家中長期教育改革及び發展計畫要綱 (2010-2020)』  
[http://old.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/info\\_list/201407/xxgk\\_171904.html?authkey=gwbux2017年10月5日アクセス。](http://old.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/info_list/201407/xxgk_171904.html?authkey=gwbux2017年10月5日アクセス。)
  13. 中華人民共和國國務院 『中国教育改革と發展要綱』  
[http://old.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe\\_177/200407/2483.html/2018年10月3日アクセス。](http://old.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_177/200407/2483.html/2018年10月3日アクセス。)
  14. [http://www.moe.gov.cn/jyb\\_sjzl/moe\\_177/tnull\\_2478.html](http://www.moe.gov.cn/jyb_sjzl/moe_177/tnull_2478.html) (2019年2月9日アクセス)
  15. [http://www.gov.cn/jrzg/2010-07/29/content\\_1667143.htm](http://www.gov.cn/jrzg/2010-07/29/content_1667143.htm) (2019年2月9日アクセス)
  16. 周洪宇 「教育立法仍有三関要『闢』」 (2006年)  
[http://www.moe.gov.cn/jyb\\_xwfb/s5148/201601/t20160105\\_226863.html](http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/s5148/201601/t20160105_226863.html) 2019年4月13日アクセス。
  17. 中華人民共和國教育部 『教育部関与加強教育建設的意見』  
[http://www.moe.gov.cn/s78/A02/zfs\\_\\_left/s5911/moe\\_623/201001/t20100129\\_5144.html](http://www.moe.gov.cn/s78/A02/zfs__left/s5911/moe_623/201001/t20100129_5144.html) 2019年5月24日アクセス。
  18. 中華人民共和國教育部  
[http://www.moe.gov.cn/s78/A02/zfs\\_\\_left/s5911/moe\\_621/index\\_7.html](http://www.moe.gov.cn/s78/A02/zfs__left/s5911/moe_621/index_7.html) 2019年5月24日アクセス。
  19. 周洪宇 (2016) 「教育立法仍有三関要『闕』」  
[http://www.moe.gov.cn/jyb\\_xwfb/s5148/201601/t20160105\\_226863.html](http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/s5148/201601/t20160105_226863.html) 2019年4月13日アクセス。
  20. 周洪宇 (2018) 「40年教育法治建設回顧与展望」  
[http://www.jyb.cn/rmtzgjsb/201812/t20181225\\_126942.html](http://www.jyb.cn/rmtzgjsb/201812/t20181225_126942.html)、2019年4月13日アクセス。
  21. 『国家教育督導報告 2008年』 (摘要)

- [http://www.moe.gov.cn/srcsite/A11/s7057/200812/t20081203\\_81660.html](http://www.moe.gov.cn/srcsite/A11/s7057/200812/t20081203_81660.html)2019年6月17日アクセス。
22. 『中華人民共和國義務教育法』の宣伝学習および貫徹実施に関する教育部の通知」<http://www.moe.edu.cn/edoas/websitel8/level3.jsp?tablename=1067&infoid=20736>、2019年4月13日アクセス。
23. 文部科学省（平成20年）『学習指導要領』  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/2018](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/2018)年10月12日アクセス。
24. 文部科学省（令和元年）『学校基本調査』  
<https://www.mext.go.jp/> 2018年10月12日アクセス。
25. 国家統計局『中国統計年鑑』（2018年）  
<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2017/indexch.htm>2018年4月13日アクセス。
26. 教育部『中国教育統計年鑑』（2018年）  
[http://www.moe.gov.cn/s78/A03/moe\\_560/jytjsj\\_2016/](http://www.moe.gov.cn/s78/A03/moe_560/jytjsj_2016/)2018年4月13日アクセス。
27. 国家統計局『中国教育経費統計年鑑』（2017年）  
<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2017/indexch.htm> 2018年4月13日アクセス。
28. 北京市実施『中華人民共和國義務教育法』弁法  
[http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/201905/t20190522\\_56612.html](http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/201905/t20190522_56612.html)  
2019年2月16日



【付録資料】

付録 I : 改正前後の義務教育法の比較

(下線部は主な変更箇所である)

改正前の義務教育法 (1986 年中華人民共和国主席令第三十八号)	改正後の義務教育法 (2006 年中華人民共和国主席令第五十二号)
<p><b>第1条</b> 基礎教育を発展させ、社会主義的物質文明と精神文明の建設を促進するため、憲法及びわが国の実情に基づき、この法律を制定する。</p> <p><b>第2条</b> 国は9年制義務教育を実施する。省・自治区・直轄市は、当該地区の経済・文化の発展状況に基づき、義務教育を推進する段取りを確定するものとする。</p> <p><b>第10条</b> 国は、義務教育を受ける児童・生徒から学費を収受しない。</p> <p><b>第3条</b> 義務教育については、国の教育方針を貫徹しなければならず、教育</p>	<p>目 录 第一章 総則 第二章 学生 第三章 学校 第四章 教師 第五章 教育教学 第六章 経費保障 第七章 法律責任 第八章 附則</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条</b> <u>学齡児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障し、義務教育の実施を保証し、かつ、全民族の素質を高めるため、憲法と教育法に基づき、この法律を制定する。</u></p> <p><b>第2条</b> 国は9年制義務教育を実施する。 <u>②義務教育は、国が統一して実施する、すべての学齡児童・生徒が必ず受けるべき教育であり、国が必ず保障すべき公益性事業である。</u></p> <p>③義務教育の実施については、学費及び雑費を収受しない。 ④国は、義務教育の経費保障のメカニズムを確立し、義務教育制度の実施を保証する。</p> <p><b>第3条</b> 義務教育については、必ず、国の教育方針を貫徹し、<u>素質教育を実施し、教育の</u></p>

<p>の質向上に努め、児童・生徒を人徳、知力及び体質などの分野において全面的に発達させ、全民族の資質を高め、理想を有し、道徳的で、教養を有し、規律を有する社会主義建設の人材の育成のための基礎を築かなければならない。</p> <p><b>第5条</b> 満6歳に達したすべての児童は、性別・民族・人種の別なく入学し、所定の年限の義務教育を受けなければならない。条件の不備な地区においては、満7歳入学に遅らせることができる。</p> <p><b>第4条</b> 国、社会、学校及び家庭は、法律に基づき学齢児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障する。</p> <p><b>第15条</b> 地方各レベル人民政府は、学齢児童・生徒を入学させる条件を整備しなければならない。また、病気や特別の事情によって当該地域の人民政府の許可を得ていない限りの不就学者の父母又はその他の後見人に対する説諭や入学命令などの有効な措置をとって、学齢に達した児童・生徒の入学を確保するものとする。</p> <p><b>第10条</b> ②国は助学金制度を設立し、生活の貧しい児童・生徒の就学を援助する。</p>	<p>質を高め、学齢児童・生徒を人徳、知力及び体質等の分野において全面的に発達させ、理想を有し、道徳を有し、文化を有し、規律を有する社会主義建設者及び後継者を養成するため、基礎を定めなければならない。</p> <p><b>第4条</b> 中華人民共和国国籍を有するすべての学齢児童・生徒は、性別、民族、人種、<u>家庭財産状況及び宗教信仰などを問わず、法律により、平等に義務教育を受ける権利を享有し、かつ、義務教育を受ける義務を履行する。</u></p> <p><b>第5条</b> <u>各レベル人民政府とその関係部門は、この法律所定の各種職責を履行し、学齢児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障しなければならない。</u></p> <p>②学齢児童・生徒の父母又はその他の後見人は法により、当該児童・生徒が期限どおりに入学し、義務教育を受け、規定された年限の義務教育の完了を保証しなければならない。</p> <p>③<u>法により、義務教育を実施する学校は所定の標準に従い教育・教学任務を完成し、教育・教学の質を保証しなければならない。</u></p> <p>④社会組織及び個人は、学齢児童・生徒が義務教育を受けるための良好な環境を作らなければならない。</p> <p><b>第6条</b> 國務院と県レベル以上の地方人民政</p>
--	--

<p><b>第8条</b> 義務教育事業については、国务院の指導の下で、地方責任制、各レベル管理制を実施する。</p>	<p>府は教育資源を合理的に配置し、義務教育の<u>均衡的發展を促進する。条件の不備な学校の運営条件を改善するため、一定の措置を講じ、農村地区及び民族地区の義務教育を実施するのを保障し、家計の困難な及び障害を有する学齡児童・生徒が義務教育を受けるのを保障しなければならない。</u></p> <p>②国は、經濟の發達した地区が經濟の發達が不十分な地区が義務教育を実施するのを支援するよう組織し、奨励する。</p> <p><b>第7条</b> 義務教育については、国务院が指導し、省、自治区及び直轄市の人民政府が統一して規画・実施し、<u>県レベル人民政府が主として管理するという体制を実行する。</u></p> <p>②県レベル以上の人民政府の教育行政部門は、義務教育実施業務につき具体的に責任を負う；県レベル以上の人民政府及びその他の関係部門は、各自の職責範囲内において義務教育実施につき責任を負う。</p> <p><b>第8条</b> 人民政府の監督機関は、義務教育業務の法律・法規の執行状況、教育・教学の質及び義務教育の均衡的な發展状況等に対して監督・指導し、監督・指導報告を社会に対し公布する。</p> <p><b>第9条</b> いかなる社会組織及び個人も、この法律に違反する行為について、相関国家機関に対し告発又は告訴する権利を有する。</p> <p>②この法律に違反する重大事件が発生し、義務教育の実施を妨げたり、重大な社会的影響をもたらした場合には、指導責任を負う人民政府又は人民政府の教育行政部門の責任者は、引責して辞任しなければならない。</p>
---	---

<p><b>第11条</b> 父母又はその他の後見人は、学齢児童・生徒を入学させ、所定の年限の義務教育を受けさせなければならない。</p> <p>②学齢児童・生徒が病気又はその他の特別の事情により入学を延期するか又は入学を免除する必要のある学齢児童、生徒については、父母又はその他の後見人が申請を提出し、当該人民政府の承認を受けるものとする。いかなる組織又は個人も、義務教育を受けるべき学齢児童・生徒を雇用し、就業させることを禁止する。</p> <p><b>第9条</b> 地方の各レベル人民政府は、小学校及び初級中等学校を合理的に設置し、児童・生徒を近くの学校に入学させなければならない。</p>	<p><b>第 10 条</b> 義務教育の実施業務において卓越な貢献をした社会組織及び個人について、各レベル人民政府及びその関係部門は、関係規定に従い表彰又は報奨を与える。</p> <p><b>第 2 章 学 生</b></p> <p><b>第 11 条</b> <u>満 6 歳の児童について、その父母又はその他の後見人は、当該児童を入学させ、義務教育を受けさせ、かつ、所定の年限の義務教育を受けさせなければならない。条件の不備な地区の児童は、7 歳まで遅らせることができる。</u></p> <p>②学齢児童・生徒が身体状況により入学を猶予し、又は休学する必要がある場合には、その父母その他の後見人は、申請を提出しなければならない。当該地方の郷・鎮人民政府又は県レベル人民政府の教育行政部門の承認が必要である。</p> <p><b>第 12 条</b> <u>学齢児童・生徒は、受験なしで入学できる。</u>地方各レベル人民政府は、学齢児童・生徒の<u>戸籍所在地</u>の最寄りの学校に入学させることを保障しなければならない。</p> <p>②父母又はその他の後見人が非戸籍所在地で勤務し、又は居住している場合、その学齢児童・生徒がその父母又は後見人の勤務又は居住する地において義務教育を受ける場合には、現地人民政府は、当該児童・生徒のため、平等に義務教育を受ける条件を提供しなければならない。具体的な方法は省、自治区及び直轄市がこれを定める。</p> <p>③県レベル人民政府の教育行政部門は、当該行政区域内の軍人の子が義務教育を受けることについて保障をする。</p>
---	---

<p><b>第15条</b>②地方各レベル人民政府は、学齢児童・生徒を雇用した組織及び個人に対して説諭と雇用の停止命令を出し；情状が深刻な場合、雇用した組織及び個人に対して罰金と営業の停止命令又は営業資格証の取り消しを行うものとする。</p> <p><b>第9条</b>③国は、企業・事業体その他の社会組織が当該地区人民政府の統一的管理の下で、国の規定する基準に基づいて、本法に規定する各種の学校を開設することを奨励する。</p> <p><b>第9条</b> ④ 都市及び農村の建設計画は、相応の義務教育の施設を含まなければならない。</p>	<p><b>第13条</b> 県レベル人民政府の教育行政部門及び郷・鎮人民政府は、学齢児童・生徒の入学を組織・督促し、学齢児童・生徒が義務教育を受けるのに直面する困難を解決するよう援助し、措置を講じて学齢児童・生徒の中途退学を防止する。</p> <p>②住民委員会及び村民委員会は政府の仕事に協力し、学齢児童・生徒の入学を督促する。</p> <p><b>第14条</b> 雇用部門が義務教育を受けるべき学齢児童・生徒を雇用することは、これを禁止する。</p> <p>②<u>国の関連規定に基づき、認可を経て学齢児童・生徒を受け入れ、文芸及び体育等の専門業務訓練を行う社会組織は、学齢児童・生徒が義務教育を受けるよう保証しなければならない；義務教育を自ら実施する場合、県レベル人民政府の教育部門の認可を経なければならない。</u></p> <p><b>第3章 学校</b></p> <p><b>第15条</b> <u>県レベル以上の地方人民政府は当該行政区域内に居住している学齢児童・生徒の数及び分布状況等の要素に基づき、国の関連規定に従い、学校の設置規画を制定し、及び調整する。</u>新規建設居住区に学校を設置する必要がある場合には、居住区の建設と同時に進めなければならない。</p> <p><b>第16条</b> 学校建設は、国家規定の学校経営標準に一致し、教育・教学の需要に適応しなければならない；国家規定の場所選定の要求と建設基準に一致し、学生及び教職員の安全を確保しなければならない。</p>
---	---

<p><b>第9条②</b> 地方の各レベル人民政府は、盲、聾啞、知的障害の児童・生徒のために特別支援教育学校(クラス)を開設する。</p>	<p><b>第 17 条</b> 県レベル人民政府は必要に則して寄宿制学校を設置し、居住が分散している学齢児童・生徒の義務教育を保障する。</p> <p><b>第 18 条</b> 国務院の教育行政部門並びに省、自治区及び直轄市の人民政府は、必要に基づき、経済が発達した地域において少数民族の学齢児童・生徒を受け入れる学校(クラス)を設置する。</p> <p><b>第 19 条</b> 県レベル以上の地方人民政府は、必要に基づき、相応する特殊教育を実施する学校(クラス)を設置し、盲、聾啞、知的障害のある学齢児童・生徒に対し義務教育を実施する。<u>特別支援教育学校(クラス)は、障害のある児童・生徒の学習、リハビリ及び生活上の特徴に適応する場所及び施設を具備しなければならない。</u></p> <p>②普通学校は、普通教育を受ける可能な障害のある学齢児童・生徒を受け入れ、クラスに随伴して学習させ、かつ該当児童・生徒が学習し、及びリハビリのため、援助を提供しなければならない。</p> <p><b>第 20 条</b> 県レベル以上の地方人民政府は、必要に基づき、未成年者犯罪予防法所定の重大な不良行為がある学齢少年のため、専門的學校を設置して義務教育を実施する。</p> <p><b>第 21 条</b> 義務教育を受けていない未成年の犯罪者及び強制的教育措置が請われた未成年者に対しては、義務教育を実施しなければならない。必要な経費は、人民政府がこれを保障する。</p>
--	--

**第6条** 学校は全国的に通用する標準語を普及させなければならない。

②主に少数民族の学生を受け入れる学校では、少数民族に通用する言語文字で授業を行うことができる。

**第7条** 義務教育は、初等教育、初級中等教育の二段階に分けることができる。初等教育の普及を基礎に、初級中等教育を普及させる。初等教育と初級中等教育の学制は、国務院の教育主管部門が定める。

**第22条** 県レベル以上の人民政府及び教育行政部門は、学校の均衡ある発展を促進し、学校間の学校運営条件の格差を縮小しなければならない。学校を重点学校と非重点学校に分けることを禁じる。学校は、重点クラスと非重点クラスを分設してはいけない。

②県レベル以上の人民政府及び教育行政部門は、名目のいかんを問わず、公立学校の性質を変えることと形態を変えて改変してはいけない。

**第23条** 各レベル人民政府及び関係部門は法律に基づき、学校周辺の秩序を維持・保護し、生徒、教師及び学校の法的権利を保護し、学校のため安全保障を提供する。

**第24条** 学校は、健全な安全制度及び応急メカニズムを立て、生徒に対し安全教育を行い、管理を強化し、遅滞なく隠れたリスクを除去し、事故の発生を予防しなければならない。

②県レベル以上の地方人民政府は、定期に学校の校舎安全について検査し；メンテナンスと改造の必要がある場合には、遅滞なくメン

<p><b>第14条②</b> 教師は、社会主義教育事業を熱愛し、自己の思想・教養・職務の水準の向上に努め、児童・生徒を愛護し、職責に忠実でなければならない。</p> <p><b>第13条</b> 国は教師養成のために師範教育を強化・発展させ、小学校の教師は中等師範学校卒業以上の水準を、初級中等学校の教師は高等師範専門学校（3年制の大学）卒業以上の水準</p>	<p>テナンス又は改造をする。</p> <p>③学校は、法律に基づき、故意犯罪で政治権利を剥奪された人又は義務教育の業務への従事に相応しくない人を招聘・任用してはならない。</p> <p><b>第25条</b> 学校は、国の規定に違反して費用を収受してはならず、かつ、学生に対しセールス又は変相した商品のセールスとサービスなどの方式で利益の取得を謀ってはならない。</p> <p><b>第26条</b> 学校は、校長責任制を実行する。校長は、国家規定の任職条件に満たさなければならない。校長は、県レベル人民政府の教育行政部門が法律により、これを招聘・任命する。</p> <p><b>第27条</b> 学校管理制度を違反する生徒に対して、学校は批評と教育を行うべきであり、除籍してはいけない。</p> <p><b>第4章 教師</b></p> <p><b>第28条</b> 教師は、法律所定の権利を享有し、法律所定の義務を履行するものとし、人の師表となり、人民の教育事業に忠実でなければならない。</p> <p>②社会全体は教師を尊重しなければならない。</p> <p><b>第29条</b> 教師は、教育・教学において、<u>学生に対して平等であり、生徒の個人的な差異に注意を払い、人材により教育を施し、学生の十分な発展を促進しなければならない。</u></p> <p>②教師は、生徒の人格を尊重しなければならず、学生を差別してはならず、生徒に対し体</p>
---	---



を、それぞれ備えるよう、計画的実現を図るものとする。②国は教師の資格審査制度を設立し、合格者に資格証書を授与する。

③師範学校・学院・大学の卒業生は、規定に従って教育の仕事に従事しなければならない。国は教師が長期的に教育事業に従事することを奨励する。

**第14条** 社会全体は教師を尊重すべきである。国は、教師の合法的な權益を保障し、教師の社会的地位の向上及び物質的待遇の改善のために措置を講じ、また優秀な教育者を表彰するものとする。

罰、変相した体罰又は人格の尊厳を侮辱するその他の行為を行ってはならず、かつ、生徒の法的権利を侵害してはならない。

**第30条** 教師は、国家规定の教師資格を取得しなければならない。

②国は、統一した義務教育教師職務制度を構築する。教師の職務は、初級職務、中級職務と高級職務に分かれる。

**第31条** 各レベル人民政府は、教師の給与・福祉及び社会保険の待遇を保障し、教師の仕事と生活条件を改善し；農村における教師の給与と経費保証のメカニズムを完全化する。

②教師の平均給与は、当該地方の公務員の平均給与を下回らないものとする。

③特別支援教育を行う教師は、特殊職務手当を享有する。民族地区及び僻地・貧困地区において働く教師は貧困地区の手当て補助金を享有する。

**第32条** 県レベル以上の人民政府は、教師養成を強化し、措置を講じて教師の教育を発展させなければならない。

②県レベル人民政府の教育行政部門は、当該行政地域内の学校教師資源を均衡に配置し、校長及び教師の研修と流動を組織し、条件不備の学校に対する建設を強化しなければならない。

**第33条** 国務院及び地方の各レベル人民政府は、都市の学校教師及び大学卒業生が農村地区及び民族地区に赴いて義務教育に従事するのを奨励し、支持する。

②国は、大学卒業生が志願者として農村地区、民族地区等教師資源の乏しい学校に赴いて教

<p>②国務院の教育主管部門は、社会主義的現代化の必然性及び児童・生徒の心身発達状況に基づき、義務教育の教学制度・教学内容・課程設置を定め、教科書を検定する。</p>	<p>職に就くのを励ます。県レベル人民政府教育行政部門は、法によりその教師資格を認定し、勤務時間を勤続年数に算入する。</p> <p><b>第5章 教育・教学</b></p> <p><b>第34条</b> 教育・教学は教育規律及び学生の心身発展の特徴に適合し、学生全体に向き合い、人を育成し、道徳育、知育、体育及び美育等を有機的に教育・教学活動に統一し、学生の独立した思考能力、創造力と実践力の育成を重視し、学生の全面的な発展を促進しなければならない。</p> <p><b>第35条</b> 国務院の教育行政部門は、学齡児童・生徒の心身発達状況と実際状況に基づき、教学制度、教育・教学内容と課程の設置を確定し、<u>試験制度を改革し、かつ、高校の学生募集方法を改善すると同時に素質教育の実施を推進する。</u></p> <p>②学校及び教師は決められた教育教学内容と課程設置に従って、教育教學活動を展開し、国家規定の基本的な質の要求に達することを保証する。</p> <p>③国は、学校及び教師が啓発的な教育方法を通して、教育・教学の質を高めることを奨励する。</p> <p><b>第36条</b> 学校は、徳育を首位に置き、徳育を教育・教学に宿らせ、生徒の年齢に適した社会実践活動を展開し、学校、家庭及び社会が相互に協力する思想道徳教育体系を形成し、生徒が良好な思想品格と行為習慣を養成するよう促進しなければならない。</p> <p><b>第37条</b> 学校は、学生の課外活動の時間を保</p>
---	---

<p><b>第12条</b> 義務教育の実施に必要な事業費と基本建設投資金は、国務院と地方各レベル人民政府が責任をもって措置し、保証する。</p> <p>②国の義務教育に用いる財政支出の増加比率は、財政経常収入の増加比率を上回らなければならない。また、在校児童・生徒の一人当たりの</p>	<p>証し、課外の文化的レクリエーション活動の展開を組織しなければならない。社会公共文化・スポーツ施設は、学校が課外活動を展開するため、便宜を供用しなければならない。</p> <p><b>第38条</b> 教科書は、国家の教育方針と課程標準に基づきこれを編纂し、内容をできる限り簡潔にし、必須の基礎知識及び基本技能を精選し、経済的かつ実用的で、質を保証する。</p> <p>②国家機関の公務員及び教科書の審査人員は、教科書の編纂に参加し、又は変相して参与してはならない。</p> <p><b>第39条</b> 国は、教科書検定制度を実行する。教科書の検定方法は国務院教育行政部門がこれを定める。</p> <p>②未検定の教科書は、これを出版し、又は使用してはならない。</p> <p><b>第40条</b> 教科書の価格は、省、自治区又は直轄市の人民政府の価格行政部門が東急の出版行政部門と共同してマイクロ利益の原則に従い、これを確定する。</p> <p><b>第41条</b> 国家は教科書の循環使用を奨励する。</p> <p><b>第6章. 経費保障</b></p> <p><b>第42条</b> <u>国は、義務教育を全面的に財政保障の範囲に組み入れる。</u>義務教育経費については、国務院及び地方の各レベル人民政府がこの法律の規定により保障する。</p> <p>②国務院及び地方の各レベル人民政府は、義務教育経費を財政予算に組み入れ、教職員編制の標準、給与の標準及び学校建設標準、学生1人当たりの公用経費標準等に従い、遅滞</p>
--	--

<p>平均教育費を次第に増加させなければならない。</p> <p>③地方各レベル人民政府は、国務院の規定によって、都市や農村で教育事業費付加金の徴収権を有し、それを主に義務教育の実施に用いなければならない。</p>	<p>なく義務教育経費の全額を割り当てて交付し、学校の正常な運営と校舎安全、教職員の給与が規定どおりに支給されるよう確保する。</p> <p>③国務院及び地方の各レベル人民政府は義務教育を実施に用いる財政割当金の増加比率は、財政経常性収入の増加比率を上回り、在校生の人数に応じて平均した義務教育費用が着実に増加するのを保証し、<u>教職員の給与と生徒1人当たりの公用経費が着実に増加するのを保証しなければならない。</u></p> <p><b>第43条</b> 学校の生徒1人当たりの公用経費の基本標準は、国務院財政部門が教育行政部門と共同してこれを制定し、かつ経済及び社会発展状況に基づき、適時に調整する。生徒1人当たりの公用経費の基本標準を制定し、又は調整する場合には、教育・教学の基本的必要に満たさなければならない。</p> <p>②省、自治区及び直轄市の人民政府は、当該行政区域の実情に基づき、国家の標準を下回らない、生徒一人当たりの公用経費の標準を制定することができる。</p> <p>③特別支援学校（クラス）の生徒1人当たりの公用経費標準は、普通学校の生徒1人当たりの公用経費標準を上回らなければならない。</p> <p><b>第44条</b> 義務教育予算は、国務院及び地方の各レベル人民政府が職責に基づき共同で負担すること、省、自治区及び直轄市の人民政府が統一して具体化することにつき責任を負う体制を実行する。農村の義務教育に必要な経費は、各レベル人民政府が国務院の規定に基づき項目を分け、比率に応じ、これを分担する。</p>
---	---

<p>④国は経済的困難な地区に対して義務教育の実施の補助金を与えるものとする。</p> <p>⑤国は各種の社会組織や個人が自発的に義務教育に対する寄付及び援助を奨励する。</p> <p>⑥国は教師や財政的等の面で、少数民族地区の義務教育の実施に援助を与える。</p>	<p>②各レベル人民政府は、家庭経済が困難な学齢児童及び少年に対し、教科書を無償で提供し、かつ寄宿生の生活費を補助する。</p> <p>③義務教育経費を保障する具体的方法は国务院から規定する。</p> <p><b>第 45 条</b> 地方各レベル人民政府は、財政予算において義務教育経費を独立させる。</p> <p>②県レベル人民政府は、予算を編制する際に、農村地区の学校及び条件不備の学校に対し傾斜させ、義務教育経費を均衡的に手配しなければならない。</p> <p><b>第 46 条</b> 国务院と省、自治区及び直轄市の人民政府は、財政移転支給制度を規範化し、一般的移転支給規模を拡大し、及び義務教育専門移転支給を規範化し、地方の各レベル人民政府が義務教育に対する投入を増加するのを支持し、及び誘導する。地方各レベル人民政府は、上級人民政府の義務教育移転支給資金を規定に従い義務教育に用いるよう確保する。</p> <p><b>第 47 条</b> 国务院及び県レベル以上の地方人民政府は、実際の必要に基づき、<u>専門項目資金を設置し、農村地区及び民族地区の義務教育の実施を援助する。</u></p> <p><b>第 48 条</b> 国は、社会組織及び個人が義務教育に寄付するのを奨励し、<u>国の基金会に関する規定に従い義務教育基金を設立するのを奨励する。</u></p>
---	--

**第16条** あらゆる組織又は個人は、義務教育費の不法占有、ピンはね、流用及び学校の秩序を乱し、学校の敷地・建物・設備の占有や破壊などのことをしてはならない。

②教師に対する侮辱、殴打及び児童・生徒に対する体罰、これを禁止する。

③宗教を利用して義務教育の実施を妨害する活動をしてはならない。

上述の第16条の①及び②の条項の違反者に対しては、状況によってそれぞれの行政処分や行政処罰に行い、損害があった場合、加害者の損害賠償を命じ；情状が深刻な場合犯罪者の刑事責任の追及を行うものとする。

**第49条** 義務教育経費については、厳格に予算規定に従い義務教育に用いる；いかなる組織及び個人も、義務教育経費を占拠、又は流用してはならず、かつ不法的に学校から費用を収受し、又は学校に対し費用を割り当ててはならない。

**第50条** 県レベル以上の人民政府は、義務教育経費の監査監督と統計公告制度を健全化する。

## 第7章 法律責任

**第51条** 国务院関係部門及び地方の各レベル人民政府が本法の第6章の規定に違反し、義務教育の経費保障の職責を履行しない場合、国务院又は上級の地方人民政府が期限内で是正するよう命ずる；情状が深刻な場合、直接に責任を負う主管者とその他直接責任者に対しては、法により行政処分をする。

**第52条** 県レベル以上の地方人民政府は、次に掲げる事由のいずれかがある場合には、上級の人民政府が期限を切って是正するよう命ずる；情状が深刻な場合、直接責任を持つ主管者とその他直接責任者に法により行政処分をする。

- (1) 国の関連規定どおりに学校の設置規画を制定せず、又は調整しない場合。
- (2) 学校建設が国家规定の学校運営標準、所在地選定要求及び建設標準に適合しない場合。
- (3) 学校校舎の安全に対して、定期的に検査せ

ず、又は遅滞なくメンテナンス及び改造をしない場合。

(4) 本法の規定どおりに義務教育経費を均衡的に配置しない場合。

**第 53 条** 県レベル以上の地方人民政府は、次に掲げる事由のいずれかがある場合には、上級の人民政府が期限を切って是正するよう命ずる、通報をもって批評する。情状が深刻な場合、直接責任を持つ主管者与其他直接責任者に法により行政処分をする。

(1) 学校を重点学校と非重点学校と分けた場合。

(2) 公立学校の性質を変えたり、変相して変える場合。

② 県レベル人民政府の教育行政部門又は郷・鎮の人民政府が学齡児童・生徒の入学を組織し、又は中途退学を防止するための措置を講じない場合には、前項の規定により法律責任を追及する。

**第 54 条** 次にあげる事由のいずれかがある場合には、上級人民政府又は上級人民政府教育行政部門、財政部門、価格行政部門及び監査機関が職責分担に基づき、期限内で是正するよう命ずる；情状が深刻な場合、直接責任を持つ主管者与其他直接責任者に法により処分をする。

(1) 義務教育経費を不法占拠し、又は流用した場合。

(2) 不法に学校から費用を収受し、又は学校に対し費用を割り当てて分担させた場合。

**第 55 条** 学校又は教師が義務教育の実施中、教育法又は教師法の規定を違反した場合には、教育法と教師法の関連規定により処罰する。

	<p><b>第 56 条</b> 学校が国の規定に違反して費用を収受した場合には、県レベル人民政府の教育行政部門が収受した費用を返還するよう命ずる；直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対して、法により処分する。</p> <p>②学生に対するセールス、又は変相した商品の売り込み、サービス等の形で利益を得る学校に対して、県レベル人民政府教育行政部門から通報を以て批評し；違法所得がある場合には、違法の所得を没収し；直接責任を持つ主管者とその他直接責任者に法により処分をする。</p> <p>③ 国家機関の業務人員と教科書審査員が教科書の編集・作成に参加し、又は変相して教科書編纂に参加した場合、上級人民政府又は上級人民政府教育行政部門が職責権限に基づき、期限内で是正するよう命じ、法により行政処分をし；違法所得がある場合には、その所得を没収する。</p> <p><b>第 57 条</b> 学校に次のような情勢の一つのものがあつた場合、県レベル人民政府から行政部門に期限内で改正するよう指示すること；情状が深刻な場合、直接責任を持つ主管者とその他直接責任者に法により処分をする。</p> <p>(1) 普通教育を受ける能力を有する障害のある学齢児童・生徒を受け入れてクラスに随伴して学習させるのを拒絶した場合；</p> <p>(2) 重点クラスと非重点クラスを分けて設置した場合；</p> <p>(3) この法律規定に違反して学生を除籍した場合；</p> <p>(4) 未検定の教科書を使用した場合。</p> <p><b>第 58 条</b> 学齢児童・生徒の父母又はその他の</p>
--	---



<p><b>第17条</b> 国務院の教育主管部門は、本法に基づき、本法の実施細則を制定し、それを国務院に上程し、承認されてから実施する。</p> <p>②省・自治区・直轄市の人民代表大会常務委員会は、本法に基づき、当該地区の実情にあわせて、具体的な実施方策を制定することができる。</p> <p><b>第18条</b> 本法は、1986年7月1日より施行する。</p>	<p>後見人が正当な理由なく法律の規定どおりに、学齡児童・生徒を入学させ、義務教育を受けさせなかった場合、現地の郷・鎮の人民政府又は県レベル人民政府行政部門は批評教育をし、期限内で是正するよう命ずる。</p> <p><b>第 59 条</b> 次に掲げる事由のいずれかがある場合には、関係する法律及び行政法規の規定により処罰をする。</p> <p>(1) 義務教育を受けるべき学齡児童・生徒を脅迫し、又は誘導して学校に通う機会を失わせ、又は中等退学させる場合。</p> <p>(2) 義務教育を受けるべき学齡児童・生徒を不法に募集・雇用した場合。</p> <p>(3) 法による検定を行っていない教科書を出版した場合。</p> <p><b>第 60 条</b> 本法に違反し、犯罪を構成した場合には、法律に従いその刑事責任を追究する。</p> <p><b>第 8 章 附 則</b></p> <p><b>第 61 条</b> 義務教育を受ける学齡児童・生徒に対して、雑費を収受しないことに係る実施段取りは国務院がこれを定める。</p> <p><b>第 62 条</b> 社会組織又は個人が法律に基づき、設立・運営する民営学校が義務教育を実施する場合には、民営教育促進法の関連規定により執行すること；民営教育促進法に定めがない場合には、本法を適用する。</p> <p><b>第 63 条</b> 本法は、2006年9月1日より施行する。</p>
---	---

注：本法は「現行 中華人民共和國六法」（中国総合研究所・編集委員会）を参考し、筆者が翻訳し、整理したものである。

## 付録Ⅱ：中国遼寧省の調査校の基本データ、小学校3、4年生「時間割」調査報告書、時間割

- 本稿で取り上げた時間割はレベル順位などに関係なく、都市と農村別に分けて提示したものですべて公立小学校である。
- 「注」にある実状説明は殆ど時間割を提供してくれた小学生本人により確認したものと、部分的には調査先小学校の教諭によるものである。
- □に囲まれた時間は教育改革後に新たに設けた科目である。
- 時間割にある時間の名前は、中国語をそのまま翻訳したものである。
- 翻訳はすべて筆者によるものである。
- 個人情報保護の関係で、学校名は非公開とする。
- 資料収集時間は2017年11月15日から12月10日までである。

### 遼寧省調査校の基本データ

#### 農村部（県鎮村）

学校名	在校生 (人)	教職員数 (人)	クラス数	建築面積 (m <sup>2</sup> )
北票市〇〇小学校 (A校)	98	11	6	1200
本溪市本溪県〇〇小学校 (B校)	580	47	12	5158
海城市〇〇小学校 (C校)	246	28	6	2031
庄河市〇〇小学校 (D校)	512	58	12	2100
本溪市〇〇小学校 (E校)	486	56	12	3021
寬甸満族自治県〇〇小学校 (F校)	238	24	6	1780
新民市〇〇小学校 (G校)	150	14	6	1980
阜新市彰武県〇〇小学校 (H校)	125	22	6	4990
葫芦島市〇〇小学校 (I校)	124	20	6	1881
桓仁県〇〇小学校 (J校)	1220	65	22	3180

#### 都市部（市区）

学校名	在校生 (人)	教職員数 (人)	クラス数	建築面積 (m <sup>2</sup> )
盤錦市〇〇小学校 (K校)	1221	105	30	12900
鞍山市〇〇小学校 (L校)	990	70	24	12000
瀋陽市〇〇小学校 (M校)	803	63	24	11500
興城市〇〇小学校 (N校)	980	89	24	12100
瀋陽市〇〇小学校 (O校)	1890	131	42	12000

大連市〇〇小学校 (P校)	1900	145	46	13700
丹東市〇〇小学校 (Q校)	1200	108	30	11150
瀋陽市〇〇小学校 (R校)	2090	144	48	14000
大石橋市〇〇小学校 (S校)	1050	96	24	12800
遼陽市〇〇小学校 (T校)	1320	118	32	10100

## 小学校3、4年生「時間割」調査報告書

### 1. 調査の目的

中国義務教育段階におけるカリキュラム編成・構成及び実施の実態を明らかにする。本調査は、ワークを縮小して、中国遼寧省を調査範囲とし、カリキュラムの実態把握を目的とし、義務教育段階における素質教育の研究を進めるための基礎資料として実施したものである。

### 2. 調査の構成

- (1) 調査の対象：都市部と農村部各10校の小学校3年、4年生の児童本人または調査先の小学校教諭
- (2) サンプル数：20校の時間割
- (3) 調査方法：
 

調査は、半構造化インタビュー(フリック、2002)により実施した。半構造化インタビューを採用したのは、時間割に基づき、できるだけ自然な文脈の中で、実状を引き出すことを目的としたからである。ランダム式で筆者の知人、友達、教員である友人、校長などあらゆる人脈を動員して時間割を提供するようお願いを出す。提供された時間割について直接に児童及び教員にインタビュー(電話、面談)をし、関連カリキュラムの実施実態を詳細に説明してもらう。
- (4) 調査期間：2017年11月15日～2017年12月10日
- (5) 調査範囲：中国遼寧省にある公立小学校

### 3. 調査の内容

- (1) 小学校3、4年生の時間割
- (2) 時間割の実施実態

### 4. 調査地域・対象と調査内容(調査の主な考え)

本調査はできる限り範囲を広げ、遼寧省全地域にわたるよう、都市部と農村部の格差をも視野に入れ、行ったものである。中国義務教育問題を検討する際に、都市と農村の二元構造

社会の要素を無視できないことが主な理由の一つである。遼寧省には 14 の省轄市と 44 の県（県級市を含む）で構成されている。各省轄市、県、郷にあるすべての小学校を対象とする調査は限界があるため、今回ではなるべく各市、県、郷にある小学校を均衡的に把握できるように、都市部と農村部に分けてそれぞれ 10 校（公立学校）を対象とした。更に、同じ都市部と農村部でも学校間の格差、所謂条件の良い校と悪い校を念頭に入れ、調査を行った。調査の主な内容は、小学生が実際使う時間割と時間割の実施実態についてであって、小学生または教師に直截にインタビューすることを通して、実態を反映した調査結果が得られたと思われる。

### 遼寧省各市区町村における小学校 3、4 年生の時間割

#### 一. 農村部小学校（10 校）

A 校：北票市〇〇小学校 4 年級

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 時限	語文（国語）	数学	語文（国語）	数学	語文（国語）
2 時限	数学	語文（国語）	数学	語文（国語）	英語
3 時限	科学	音楽	英語	数学	体育
4 時限	数学	数学	美術	品德と社会	英語
5 時限	語文（国語）	体育	語文（国語）	音楽	数学
6 時限	英語	労働	自習	語文（国語）	美術
7 時限	自習	自習	自由活動	自習	学級会

注：1、「音楽」と「美術」の時間は殆ど受けたことがない。国語と数学に代わることが一般である。

2、「総合実践」「地方」「情報」の時間を設けていない。

B 校：本溪市本溪県〇〇学校（以下 3 年級）

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 時限	数学	数学	数学	数学	数学
2 時限	語文（国語）	英語	語文（国語）	語文（国語）	体育健康
3 時限	英語	音楽	美術	科学	体育
4 時限	品德と社会	美術	英語	写字	自習
5 時限	満語（満族語）	作文	品德と社会	英語	
6 時限	情報	作文	科学	美術	
7 時限	学級会	体育	地方	総合実践	

注：1、合併された寄宿制民族小学校である。

- 2、「地方」の時間では主に満族の歴史と文化などを教わる。
- 3、「満語」は校本課程として行われている。
- 4、「情報」の時間は主にコンピューターの相関知識と操作等を学ぶ時間である。  
以下同様。

C校：海城市〇〇小学校

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	数学	数学	数学	数学	数学
2時限	語文(国語)	語文(国語)	語文(国語)	語文(国語)	体育健康
3時限	英語	体育	科学	品德と社会	品德と社会
4時限	科学	美術	英語	体育	美術
5時限	労働	安全と衛生	作文	情報	健康
6時限	語文(国語)	経典朗読	作文	英語	弟子規
7時限	学級会	語文(国語)	数学	写字	校本

- 注：1、合併された小学校である。
- 2、「情報」の時間は学期のはじめに、理論知識について少し学んで、その以後は受けたことがない。(パソコンを実際操作したことがない。)
  - 3、「安全と衛生」は「総合実践」の時間として設けている。
  - 4、「経典朗読」と「弟子規」は「地方」の時間として設けている。

D校：庄河市〇〇小学校

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	数学	数学	数学	数学	語文(国語)
2時限	語文(国語)	品德と社会	語文(国語)	語文(国語)	科学
3時限	総合実践	美術	科学	情報	英語
4時限	体育	体育	音楽	音楽	体育
5時限	品德と社会	英語	作文	体育	書道
6時限	自習	語文(国語)	作文	美術	語文(国語)
7時限	学級会	地方	数学	地方	校本

E校：本溪市〇〇小学校

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	数学	数学	数学	数学	数学
2時限	語文(国語)	語文(国語)	語文(国語)	語文(国語)	語文(国語)
3時限	体育	音楽	品德と社会	作文	品德と社会
4時限	科学	英語	情報	英語	自習

5時限	英語	総合実践	英語	地方	
6時限	美術	体育	音楽	科学	
7時限	作文	語文(国語)	サークル	安全	
8時限	学級会	写字	書道	自習	

- 注：1、合併された小学校である。  
 2、「写字」と「書道」の時間はよく自習の時間となる。  
 3、「地方」の時間は、テキストはあるものの、あまり受けてない。

F校：寛甸满族自治县〇〇小学校

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	数学	数学	数学	数学	数学
2時限	語文(国語)	語文(国語)	語文(国語)	語文(国語)	語文(国語)
3時限	音楽	品德と社会	週間テスト	品德と社会	写字
4時限	科学	英語	音楽	美術	英語
5時限	英語	地方	英語	総合実践	語文(国語)
6時限	体育	安全	科学	サッカー	学級会
7時限			語文(国語)	英語	

- 注：1、合併された小学校である。  
 2、「地方」の時間は殆ど受けたことがない。代わりに自習したり、テスト勉強したりする。  
 3、「情報」の時間は設けていない。  
 4、「安全」の時間はたまに安全に関するラジオを聴いたり、講義を聞いたりする。  
 5、「サッカー」は「校本」の時間として設けている。

G校：新民市〇〇小学校

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	数学	数学	数学	数学	語文(国語)
2時限	語文(国語)	語文(国語)	体育	語文(国語)	書道
3時限	情報	語文(国語)	語文(国語)	地方	英語
4時限	英語	英語	語文(国語)	体育	品德と社会
5時限	語文(国語)	健康管理	校本	美術	科学
6時限	美術	総合実践	地方	音楽	労働技術
7時限	学級会	科学		体育活動	体育活動

- 注：1、「校本」の時間はたまに自習することがある。  
 2、「書道」の時間もたまに他の教科に代わる。

H校：阜新市彰武県〇〇小学校

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	数学	数学	語文（国語）	数学	数学
2時限	英語	語文（国語）	英語	語文（国語）	美術兼
3時限	情報	美術	総合実践	体育	科学
4時限	語文（国語）	語文（国語）	語文（国語）	語文（国語）	体育
5時限	音楽兼	体育	活動	地方兼	英語
6時限	品德と社会	地方兼	活動	校本	品德と社会
7時限	学級会	科学		音楽	掃除

- 注：1、九年制学校（小学校と中学校一校）である。  
 2、上記の時間割における「～兼」の時間は担任先生が専門教師の代わりにすることである。  
 3、「校本」の時間はたまに違う時間に代わる。

I校：葫芦岛市〇〇小学校

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	数学	数学	語文（国語）	数学	数学
2時限	語文（国語）	語文（国語）	英語	語文（国語）	語文（国語）
3時限	音楽	語文（国語）	美術	美術	英語
4時限	品德と社会	音楽	体育	体育	体育
5時限	校本	情報	総合実践	品德と社会	科学
6時限	総合実践	科学	語文（国語）	地方	地方

- 注：1、合併された小学校である。  
 2、「品德と社会」の時間は一時間しか受けてない。  
 3、「校本」の時間は書道を、「総合実践」は月曜では学級会と掃除、水曜日は普通に「物作り」の時間になる。  
 4、「地方」の時間は教科書はあるものの殆ど受けたことがない。  
 5、「科学」の時間は数時間しか受けたことがない。  
 6、「情報」の時間はテキストで数時間しか勉強してない。パソコンを操作したことがない。

J校：桓仁県〇〇小学校

曜日 時限	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
1時限	数学	数学	数学/自習	数学	英語/自習
2時限	語文（国語）	作文	英語	語文（国語）	数学
3時限	英語	音楽	美術	音楽	地方
4時限	科学	総合実践	語文（国語）	英語	写字
5時限	体育と健康	科学	品德と生活	実践体活	品德と生活

6時限	地方	作文	体育	情報	体活
7時限	美術	体育	班隊会	読解	教師学習
8時限	環境教育/自習	安全自習	実践/自習	心理/自習	教師学習

注：1、合併された小学校で、学校バスの理由で木曜と金曜の時間を土曜と日曜日に代わって  
する。

- 2、8時限は主に自習することが多い。
- 3、「科学」の時間はたまに受ける。

## 二. 都市部小学校（10 校）

### K 校： 盤錦市〇〇小学校

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	数学	数学	語文（国語）	数学	数学
2時限	語文（国語）	語文（国語）	語文（国語）	語文（国語）	語文（国語）
3時限	英語	体育	科学	体育	科学
4時限	総合実践	品德と社会	情報	品德と社会	語文（国語）・書道
5時限	人と自然	音楽		音楽	人と社会
6時限	読解	労働		英語	学級会
7時限	人と自我	総合実践		美術	

注：1、「総合実践」は自習となる。

- 2、「人と自然」、「人と社会」、「人と自我」は「地方」と「校本」の時間として設けている。

### L 校： 鞍山市〇〇小学校

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	数学	数学	数学	数学	語文（国語）
2時限	語文（国語）	英語	語文（国語）	語文（国語）	語文（国語）
3時限	研学（総合実践）	語文（国語）	品德と社会	環境保護	英語
4時限	美術	音楽	語文（国語）	美術	音楽
5時限	科学	安全	英語	労働	品德と社会
6時限	体育	科学	体育	体育	研学（総合実践）

注：1、「情報」の時間を設けていない。

- 2、「研学」（総合実践）の時間は主にもものを作ったりする。
- 3、「環境保護」を「地方」の時間として設けている。
- 4、「安全」の時間は「校本」の時間として設けている。



M校：瀋陽市〇〇小学校

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	数学	数学	語文(朝鮮語)	数学	数学
2時限	語文(漢語)	語文(朝鮮語)	数学	語文(漢語)	語文(朝鮮語)
3時限	語文(朝鮮語)	語文(漢語)	語文(漢語)	体育	語文(漢語)
4時限	美術	体育	音楽	語文(朝鮮語)	ダンス
5時限	英語	英語	科学	英語	美術
6時限	語文(漢語)・書道	語文(漢語)	語文(漢語)	校本	英語
7時限	品德と社会	読解	自習	自習	学級会

- 注：1、「情報」の時間は設けていない。  
 2、「総合実践」の時間は設けてないが、民族特性を代表する実践的ダンスの時間がある。  
 3、朝鮮民族の学校であるため、「朝鮮語」を「地方」の時間として2コマ設けている。

N校：興城市〇〇小学校（葫芦岛市）

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	数学	数学	数学	数学	語文(国語)
2時限	語文(国語)	語文(国語)	語文(国語)	語文(国語)	語文(国語)
3時限	語文(国語)	英語	英語	体育	音楽
4時限	科学	科学	総合実践	音楽	品德と社会
5時限	音楽	美術	地方	品德と社会	写字
6時限	校本	体育	英語	情報	学級会

注：「校本」の時間はたまに自習となる。

O校：瀋陽市〇〇小学校

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	英語	数学	数学	数学	数活(数学活動)
2時限	数学	語文(国語)	社会	音楽	科学
3時限	形体(体操)	美術	総合実践	語文(国語)	語文(国語)
4時限	健康・読書	美術	英語	語文(国語)	語文(国語)
5時限	語文(国語)	社会	語文(国語)	体活	体育
6時限	情報	体育	音楽	科学	英語
7時限		地方(人と自然)		地方(人と自我)	校本(サークル)
8時限				学級会	

注 1、「地方」の時間は今まで受けたことがない。

- 2、「形体」はダンスの基本技を学ぶ時間であるが、学期後半では、体育の時間に代わった。
- 3、「校本」の時間はよく休んだりする。
- 4、「体活」とは体育活動のことを指す。以下同様。
- 5、「総合実践」の時間では実験をしたり、研究発表をしたりする。

P校：大連市〇〇小学校

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	語文(国語)	語文(国語)	数学	数学	数学
2時限	数学	語文(国語)	語文(国語)	品德と社会	語文(国語)
3時限	音楽	地方	科学	体育	英語
4時限	地方	総合実践	書道	美術	情報
5時限	美術	品德と社会		語文(国語)	音楽
6時限	情報	語文(国語)		科学	体育
7時限		音楽		学級会	校本(国語)

注：「総合実践」の時間ではものを作ったりする。

Q校：丹東市〇〇小学

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	数学	数学	数学	数学	語文(国語)
2時限	科学	総合実践	語文(国語)	体育	美術
3時限	科学	総合実践	体育	語文(国語)	語文(国語)
4時限	英語	語文(国語)	音楽	品德と社会	美術
5時限	作文	音楽	英語	サークル	品德と社会
6時限	作文	体育	自習	サークル	自習
7時限		体活	体活		学級会

注：1、「情報」の時間は設けていない。

- 2、「サークル」の時間はそれぞれ「地方」と「校本」の授業として設けている。

R校：瀋陽市〇〇小学校

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	数学	数学	語文(国語)	数学	数学
2時限	語文(国語)	語文(国語)	語文(国語)	語文(国語)	語文(国語)
3時限	美術	情報	音楽A	英語	英語
4時限	英語	体育	品德と社会	体育	美術

5 時限	音楽B	国学1	総合実践	語文（国語）	科学
6 時限	健康	科学	国学2	品德と社会	活動
7 時限	自習	自習		国学3	学級会

注：1、「音楽A」と「音楽B」、「国学1」と「国学2」、「国学3」とはそれぞれ違う内容で行う意味である。

2、「国学1」と「国学2」、「国学3」は「地方」と「校本」の時間として設けている。

S校：大石橋市〇〇小学校

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 時限	数学	数学	数学	数学	数学
2 時限	語文（国語）	語文（国語）	語文（国語）	語文（国語）	語文（国語）
3 時限	品德と社会	情報	品德と社会	科学	体育
4 時限	英語	自習	音楽	写字	英語
5 時限	美術	科学	自習	体育	地方
6 時限	美術	体育	総合実践	音楽	学級会

注：1、「地方」の時間はたまたま自習になる。

2、「校本」の時間は設けていない。時間数からみて「自習」の時間を2コマ設けている。

T校：遼陽市〇〇小学校

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 時限	数学	数学	数学	語文（国語）	語文（国語）
2 時限	語文（国語）	英語	語文（国語）	英語	語文（国語）
3 時限	生活	語文（国語）	科学	体活	数学
4 時限	体育	情報	音楽	生活	音楽
5 時限	読解	美術		総合実践	地方
6 時限	学級会	美術		写字	体育
7 時限	自習	労働		自習	校本

注：1、「生活」とは「品德と社会」のことである。

2、「情報」の時間はたまたま他の時間に代えられる。

## 付録Ⅲ：『中国の道徳、道徳教育の状況に関するアンケート』調査報告書及び質問書

### 『中国の道徳、道徳教育の状況に関するアンケート』調査報告書

#### 一. 調査の概要

##### 1. 調査の目的

本調査は、中国遼寧省を調査範囲とし、道徳及び道徳教育の状況、ニーズについて把握することを目的とする。

##### 2. アンケート調査の構成

- (1) 調査の対象：中国遼寧省にいる学校の教師、保護者、中学生、小学校3年級以上の児童、大学生と社会人。
- (2) サンプル数：調査対象（1000）人
- (3) 調査方法：ネット上調査（Wechat 操作回答：Web アンケートの一種で、関心を持った任意のユーザーが回答に協力し、サンプル数が得られるまで調査が続けられる）
- (4) 調査期間：2018年5月20日～2018年7月20日
- (5) 調査範囲：中国遼寧省

##### 3. 調査の内容

- (1) 対象者の属性について
- (2) 学校の道徳教育の現状について
- (3) 家庭教育の状況について
- (4) 社会における道徳行為・行動について
- (5) 道徳における諸観点について

##### 4. 調査地域・対象および調査方法

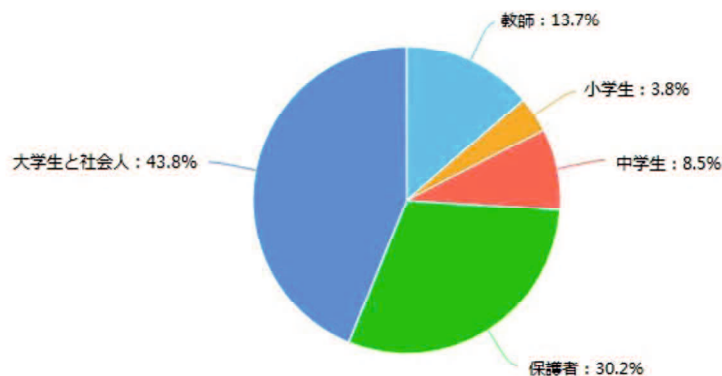
本調査はできる限り範囲を広げ、遼寧省全地域に波及するよう、都市部と農村部の格差をも視野に入れ、行ったものである。遼寧省には14の省轄市と44の県（県レベル市を含む）で構成されている。教え子が全省各地域に広がっていることを十分に活用し、大学時の先生と同級生及び現職の教師を動員し、自分の子供の同級生の保護者達にお願いをして、調査を行ったものである。今回の調査は主に携帯電話使用のWechat 操作の回答であり、青少年を持つ保護者であることが望ましいことから、年齢的には50歳を超えてない方々を対象としている。

## 二. 調査の結果

### 1. 対象者の属性について

問1 あなたが該当するのは下記のどちらですか？

◇本調査において、対象者の属性別のデータとそれぞれの考え方が必要であるため、設問した。



- ・対象者の属性データについては、調査段階で均等に配布されていないことから、単純に「大学生と社会人」が43.8%と最も多い。そして、wechat 操作回答であるため、小学生と中学生の回答が少ない、それぞれ3.8%と8.5%である。具体的には、教員が137人、小学生が38人、中学生が85人、保護者が302人、大学生と社会人が438人である。

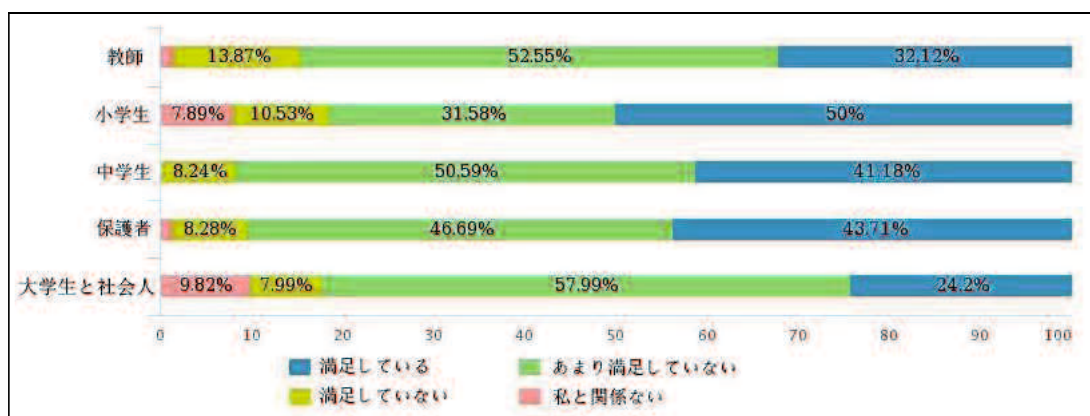
### 2. 学校の道徳教育の現状について

問2 小・中学校における道徳教育について満足していますか。

◇設問の意図：学校の道徳教育の現状を一側面から全体的に把握する。

- ◆「あまり満足していない」が5割以上。

小・中学校道徳教育に関する満足度については「満足している」が33.6%、「あまり満足していない」が52.2%、「満足していない」が9%、「私と関係ない」と思っているのが、5.2%である。



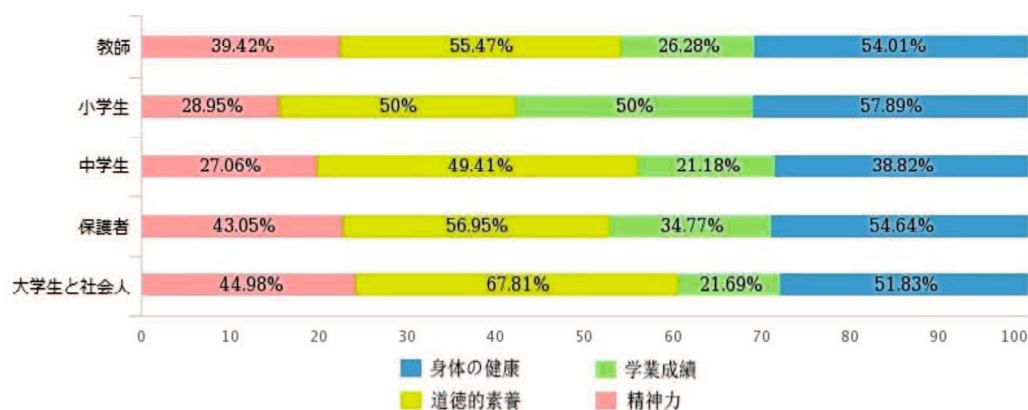
- ・属性別の回答からみると「満足している」の回答は小学生が最も多い、「あまり満足していない」の回答は「教師」と「大学生と社会人」が最も多い、「私と関係ない」と思ったのは、「小学生」と「大学生と社会人」である。
- ・現在の小・中学校の道徳教育について、「あまり満足していない」比率が高いことと、小学生の中で道徳教育換言すれば、道徳そのものが自分とは関係ないと思う人が多いことは悲しいことであり、学校教育及び社会教育における道徳教育に問題が内在していることを物語っている。

問3 子供に対して最も関心があるのは何ですか？（複数回答可）  
 （児童・生徒の場合、自分にとって何が最も大事であると思いますか？）

◇設問の意図：子供に対する道徳的素養の重視度を把握する。（児童・生徒の場合は道徳的素養に対する見方）

◆「道徳的素養」が約6割。

子供に対して最も関心があるものについては、「道徳的素養」が60.6%で最も多く、「身体の健康」が52.1%、「精神力」が41.5%、最後が「学業成績」で27.3%である。



- ・子供の道徳的素養が一番大事で、その次が身体の健康である回答が多いことから、身体以

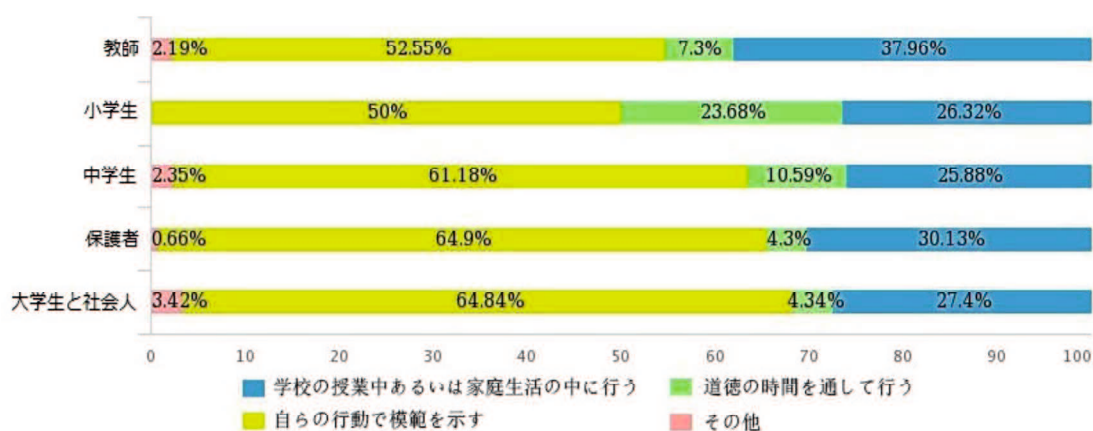
外に人として社会共同体の中で素養が最も重視されていることが分かる。

**問4 子供にどんな形で道德教育を行うのが一番有効であると思いますか？**

◇設問の意図：学校、家庭全体を含めて最も有効な道德教育についての考え方を把握する。

◆「自らの行動で模範を示す」が約6割。

一番有効な道德教育については「自らの行動で模範を示す」が62.3%で最も多く、その次が「学校の授業中あるいは家庭生活の中で行う」が29.5%、「道德の時間を通して行う」が6%である。



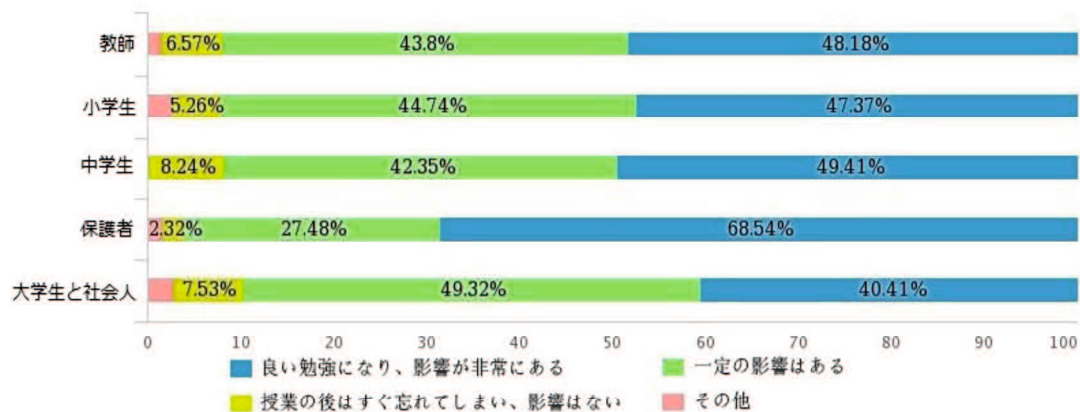
・道德教育を行うのに、自らの行動で模範を示すことが一番であるという回答が多いことから、学校であれ、家庭であれ、社会全体においてよい学習環境の整備が大事であることを物語っている。

**問5 道德の時間の設置は、道德的な人格形成の養成に影響すると思いますか？**

◇設問の意図：学校教育における人格形成の各発達段階に及ぶ道德の時間の影響力を把握する。

◆「良い勉強になり、影響が非常にある」が約5割。

この設問については、「良い勉強になり、影響が非常にある」が51%、「一定の影響はある」が41.2%、「授業の後はすぐ忘れてしまい、影響はない」が5.8%である。



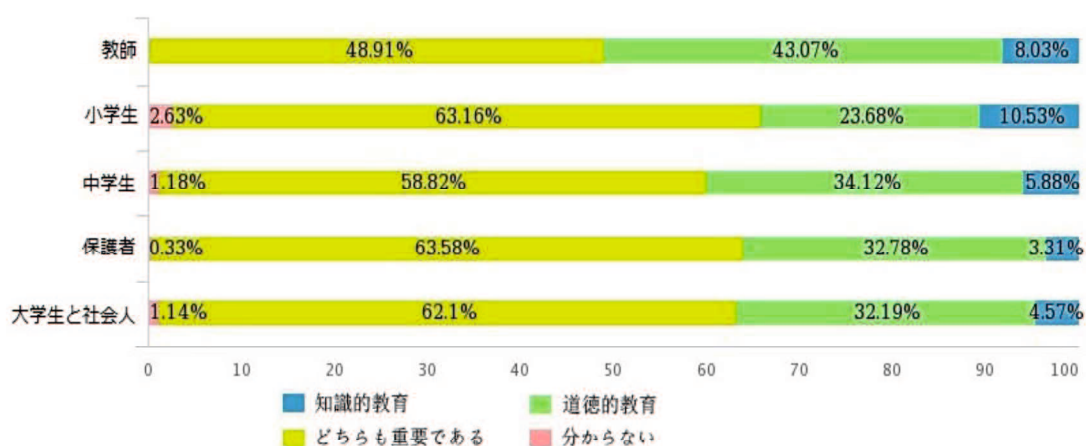
- ・「良い勉強になり、影響が非常にある」という回答が多いことから、学校教育における道徳の時間の影響が大きいと推測できることと、重視すべきことであると考え。
- ・他に「一定の影響はある」と答える方も多く、人の道徳的な人格形成の養成には、学校教育における「道徳」の時間設置が必要であると考えているようである。

**問6 知識的教育と道徳的教育のどちらが重要だと思いますか？**

◇設問の意図：知識的教育の競争の激しい時代に置かれている現実社会の中、道徳的教育についての位置づけを把握する。

◆「どちらも重要である」が約6割。

知識的教育と道徳的教育の重要性については、「どちらも重要である」が60.5%、「道徳的教育」が33.7%、「知識的教育」が5%である。



- ・知識的教育と道徳的教育が同等に重要であるという考えが一番多く、その次が道徳的教育で、三番目は知識的教育となる。しかも、回答比率からみて「道徳的教育」の比率は「知



識的教育」より 28.7%も多い。教育の根本は知識的教育ではなく、道徳性の育成にあると考えている方が多いようである。

- ・知識的教育と道徳的教育で、どちらが重要であるという問いに対する回答にその比率差が大きいことは学校教育において、人の道徳性を育成する道徳教育を一層重要視すべきであり、その道徳性が社会性にもつながる教育でなければならないことを示す。

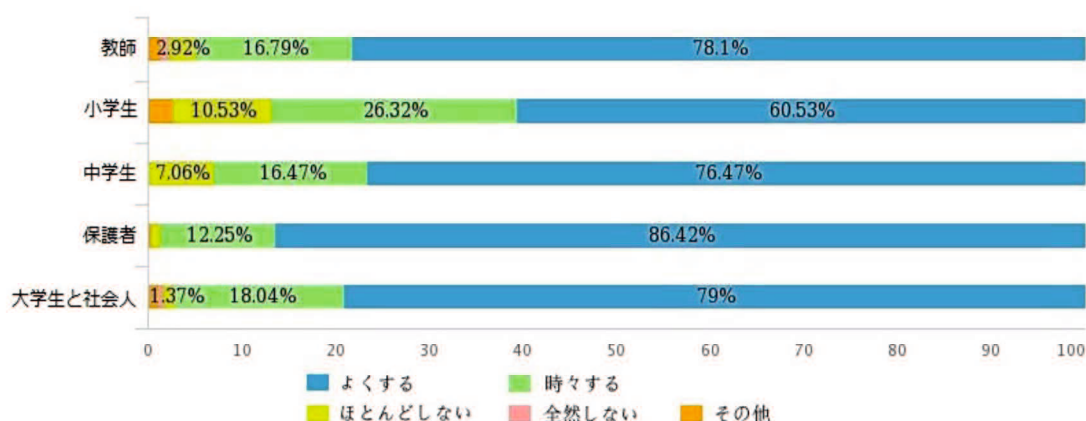
### 3. 家庭教育の状況について

問 7 家庭では年配者を尊敬し、幼い子供は保護すべきであるなどの良い習慣の養成のためにしつけをしていますか？

◇設問の意図：家庭教育の中での道徳的教養の状況を把握する。

◆「よくする」が8割。

この設問については、「よくする」が80.2%、「時々する」が16.3%、「ほとんどしない」が2.3%である。



- ・家庭においてよく子供に良い習慣を身に付けるしつけをする比率が非常に高いことから、家庭においては多くがしつけを大事にしていることが分かる。
- ・「ほとんどしない」という答えの中、小学生と中学生の比率がそれぞれ10.53%、7.06%で全体の半分以上を占める。児童・生徒の目線からは、家庭の中でこのようなしつけ教育がまだまだ欠けているようである。

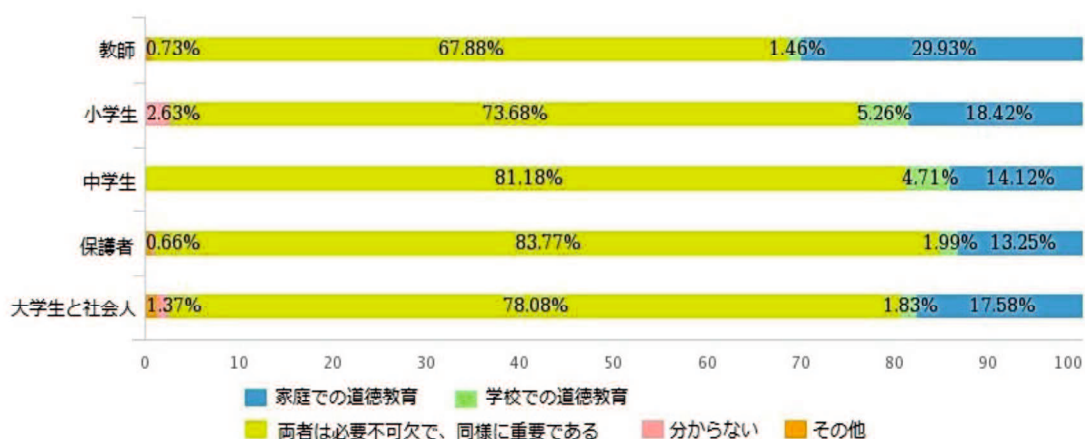
問 8 家庭における道徳教育と学校における道徳教育のうち、どちらが重要だと思いますか？

◇設問の意図：家庭と学校における道徳教育のうち、どちらのほうをより重要であると考えているかを把握する。

◆「両者は必要不可欠で、同様に重要である」が7割半以上。

この設問については、「両者は必要不可欠で、同様に重要である」が78.5%、「家庭での

「家庭での道徳教育」が17.7%、「学校での道徳教育」が2.2%である。



- ・「両者は必要不可欠で、同様に重要である」という回答が非常に多く、その次が家庭での道徳教育だと考えている方が多い。
- ・道徳性の育成は家庭、学校の両方が同等に重要であるというふうに認識しているが、両者を比較してみると家庭における教養的な道徳教育が学校における道徳教育より重要であるという認識が強いようである。

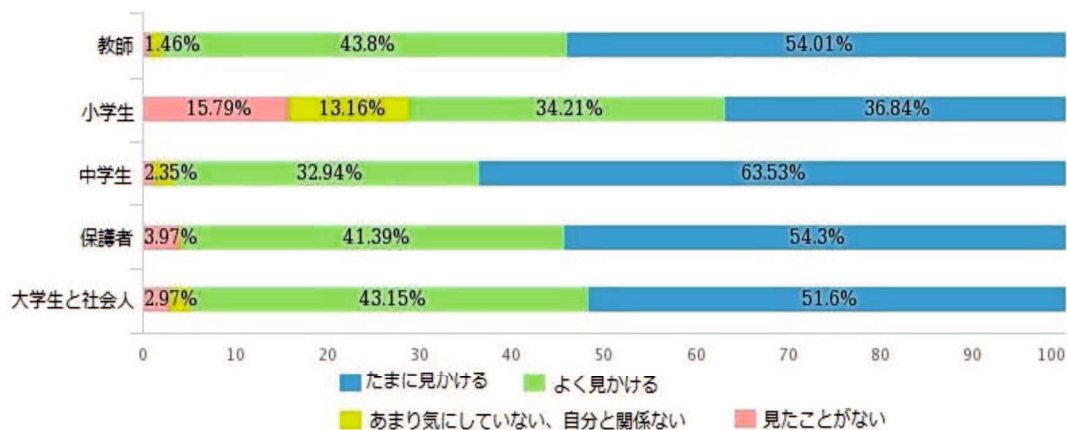
#### 4. 社会における道徳行為について

問9 痰を吐いたり、言葉遣いが乱暴だったり、列に割り込んだりする現象をよく見ますか？

◇設問の意図：大衆の目線から、現実社会における非道徳的行為の現状を把握する。

◆「たまにみかける」が5割以上。

この設問においては、「たまに見かける」が53.2%、「よく見かける」が41.5%、「見たことがない」が3.3%である。



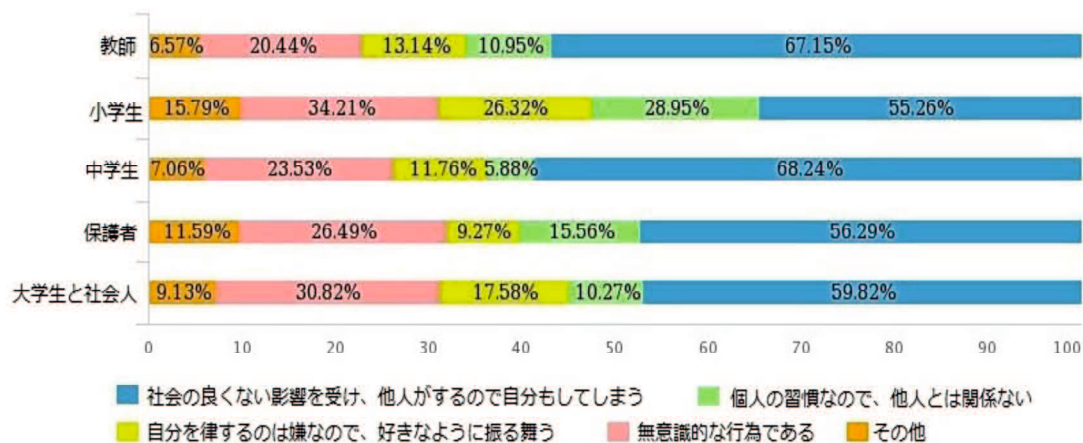
- ・「たまに見かける」という答えが一番多く、その次は「よく見かける」である。どちらにしてもこのような非道徳的な行為が頻繁に起こっていることが分かる。
- ・社会共同体の中で、非文明的な行為が非常に頻繁に起こっていることが現実であると考えられる。このような非道徳的な行為を防ぐための道徳教育の在り方について再検討することが求められる。

問 10 自分がたまに道徳的でない行為をする場合、その原因は何だと思いますか？  
(複数回答可)

◇設問の意図：非道徳的行為の内因（自己責任）と外因（社会環境）について把握する。

◆「社会の良くない影響を受け、他人がするので自分もしてしまう」が6割。

こ設問に対して、回答に「社会の良くない影響を受け、他人がするので自分もしてしまう」が60.3%で、「無意識的な行為である」が27.6%で、「自分を律するのは嫌なので、好きなように振る舞う」が14.3%である。



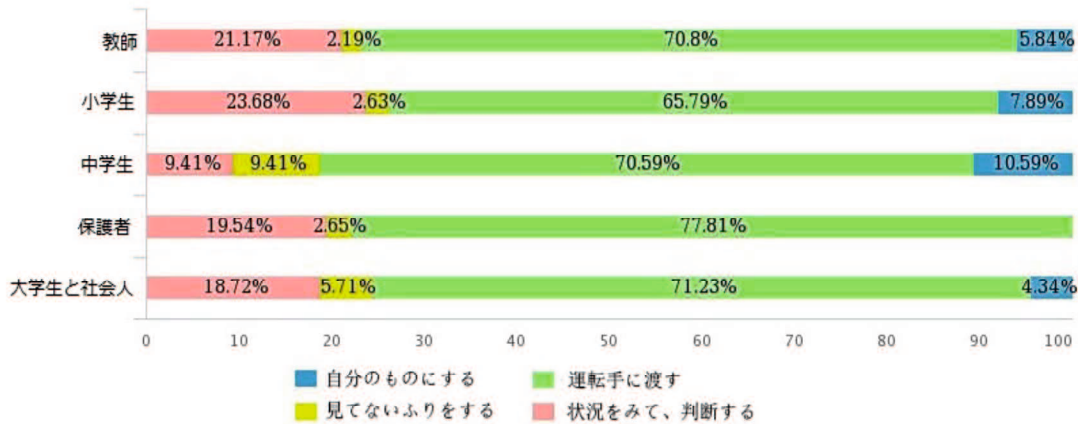
- ・「社会の良くない影響を受け、他人がするので自分もしてしまう」という考えの回答が非常に多く、道徳的行為を行わないという点については自分が悪いという考えより、社会環境の悪影響を受けているからだと思う人が多いようである。よって、これは社会環境が成熟していないということを表している。さらに社会の気風、社会環境の重要性とその影響力についても十分に吟味する必要があると考えられる。
- ・次に「無意識的な行為である」という回答が多いことから社会生活の中で、自律性が欠けており、社会的な道徳行為をあまり気にしていないことが多いようである。
- ・「自分を律するのは嫌なので、好きなように振る舞う」という回答が三番目であることから、人としての自己中心的な性質が強いことと、社会性の影響をあまり考慮していないことが分かる。

問 11 バスやタクシーの中で貴重品の落とし物を見たら、どうしますか？

◇設問の意図：日常的なことで、道徳的行動に移るかどうかを把握する。

◆「運転手に渡す」が7割以上。

貴重品の落とし物を見たらどうするかについては「運転手に渡す」が72.9で、「状況を見て判断する」が18.7%となっている。



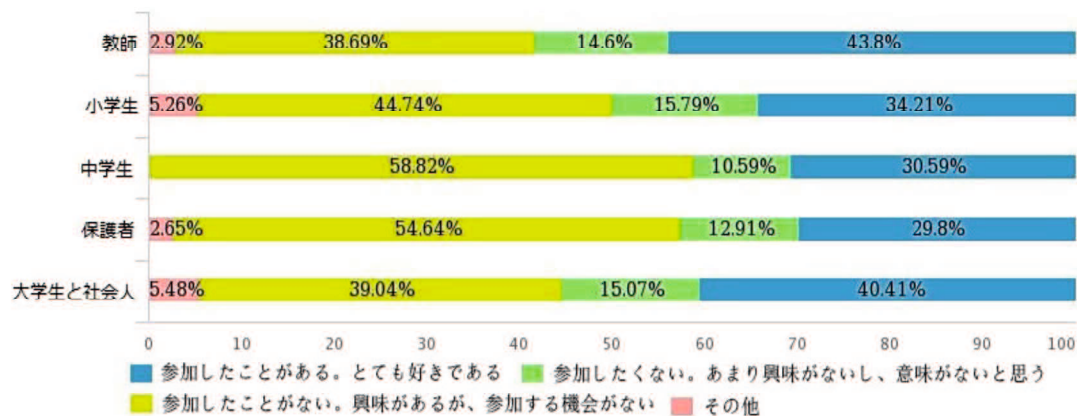
- ・「運転手に渡す」という回答の比率が最も高く、他人のものに対する占有欲がそんなに高くないこと、またはそのように思っているようである。
- ・次に「状況を見て判断する」という回答が多いが、落とし物が何かによって決める場合と、返す方法あるいは返さないかにも状況によって違ってくると思われる。状況に応じて対応が変わることは、必ずしも積極的な行動をとるとは限らないようである。

問 12 ボランティア活動に参加したことがありますか？

◇設問の意図：ボランティア活動に対する意欲及び社会全体における奉仕の環境作りまたはそのような機会が整っているかどうかを把握する。

◆「参加したことがない。興味があるが、参加する機会がない」が4割半以上。

ボランティア活動に参加したことがあるかについては、「参加したことがない。興味があるが、参加する機会がない」が45.6%で、「参加したことがある。とても好きである」が36.6%で、「参加したくない。あまり興味がないし、意味がないと思う」が14%である。



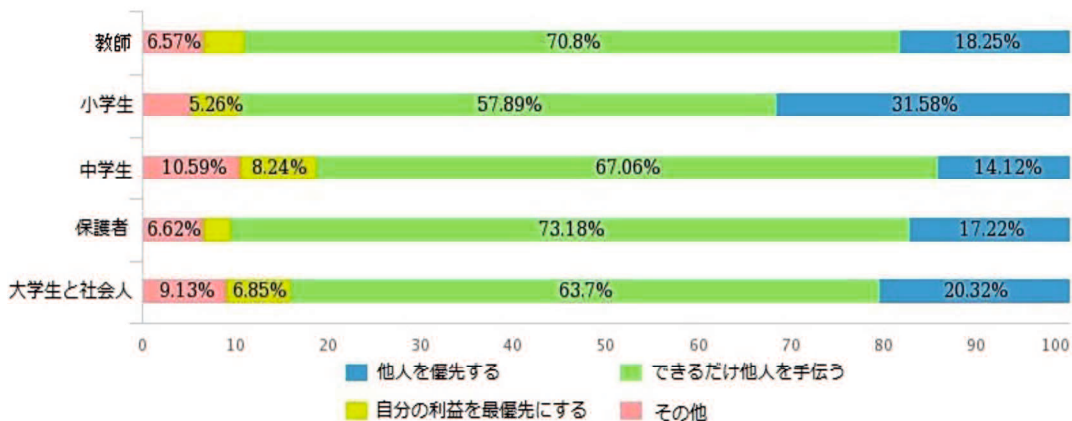
- ・対象者の属性からみて、「教師」と「その他」の「参加したことがある」という回答率が高いことから、社会活動参加の機会、条件が他より多かったことが分かる。これに対して「参加したことがない。興味があるが、参加する機会がない」という回答の中で「中学生」「保護者」「小学生」のそれぞれの比率が高い。この意味で、義務教育段階における学校教育の中で、社会参加及びそのような活動への積極的な推進と計画が不足していることであろうと推測できる。
- ・「参加したことがない。興味があるが、参加する機会がない」という回答が最も多いことから、社会参画の意欲が高いこととボランティア活動の普及、組織の乏しさが伺える。よりよい道徳性の溢れる社会環境の作りには、多くの人ボランティア活動に参加し、ボランティア精神を全社会に拡大していく必要があると考える。
- ・次に「参加したことがある。とても好きである」という回答も多く、社会奉仕に対する積極性と、人としての向上心、思いやりの精神などが伺える。

**問 13 他人との関係において、あなたはどのように考えていますか？**

◇設問の意図：人間関係における思いやりの気持ちの程度を把握する。

- ◆「できるだけ他人を手伝う」が7割近い。

他人との関係において自分の考えについては、「できるだけ他人を手伝う」が67.6%で「他人を優先する」が19%である。



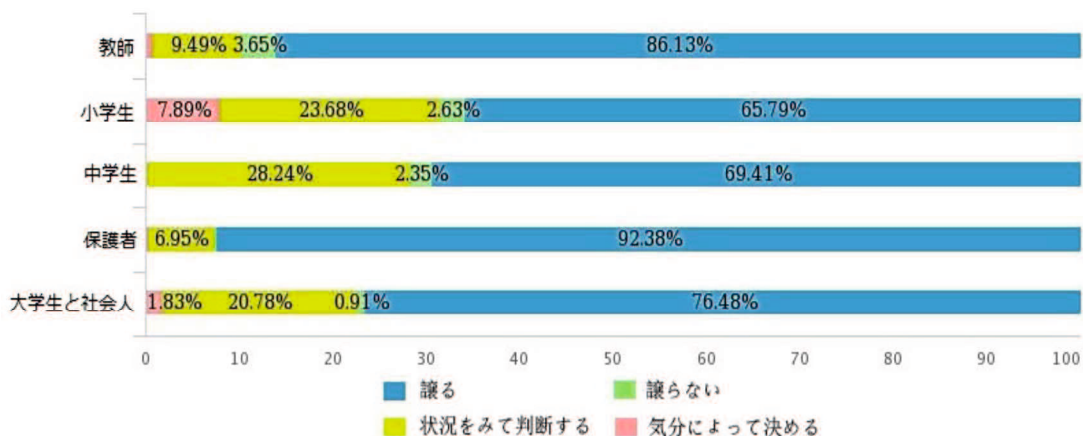
- ・「できるだけ他人を手伝う」という回答が一番多い。人間性、道徳性からみて「他人を手伝う」思いやりの意識は、社会公共道徳を築いていく基本になると思う。
- ・次に、「他人を優先する」という回答が多いことも社会共同体を背景にして、調和の取れた社会環境を作ることが基本である。ただのスローガンで終わらせず、実際に行動に移すことを社会が必要としているということだと思われる。

問 14 バスや地下鉄など公共の場所で立っているお年寄りに会ったら、積極的に席を譲りますか？

◇設問の意図：最も身近で日常的な道徳的行為の実践意欲を把握する。

◆「譲る」が8割以上。

公共の場で積極的に席を譲るかについては、「譲る」が81.6%で、「状況を見て判断する」が15.8%、「譲らない」と「気分によって決める」が共に1.3%である。



- ・身分別にみる場合、「譲る」と回答したのが、「保護者」と「教師」が一番多く、「譲らない」という回答は、「小学生」と「中学生」が最も多い。この現象は小中学生には多少こ

のような社会行為を気にかけていないと判断できる。

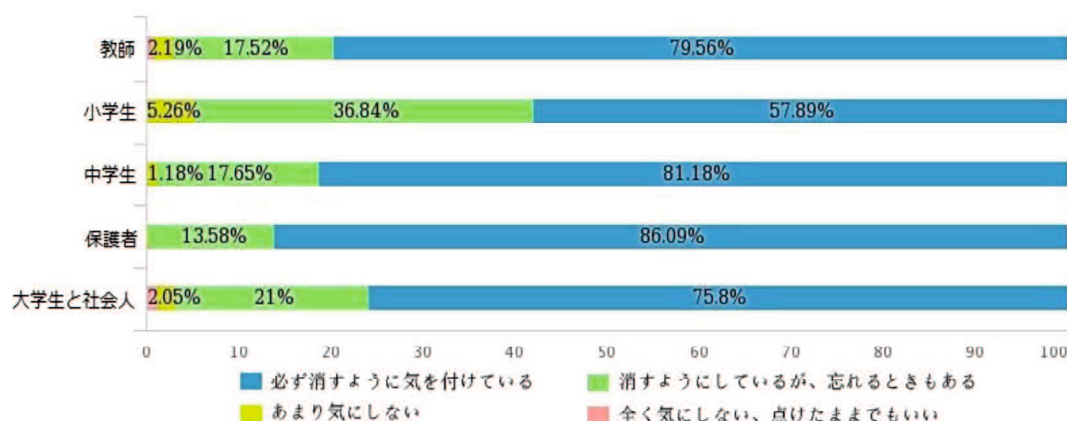
- ・「譲る」という回答が一番多いことから、人々は儒教に提唱する「お年寄りを尊敬し、幼い子供を保護する」という道德意識を持ちつつあることが分かる。
- ・「状況をみて判断する」という回答がその次で、絶対主義的な道德的行為に移ることに余裕を持つ方も結構あることが判断できる。また、このような考え方を持つことが、社会全体の中により多く存在していることも推測できる。

問 15 授業、仕事などの終了時、積極的に電気やクーラーなどを消し、節電に努めますか？

◇設問の意図：自律的な道德的行為の状況を把握する。

◆「必ず消すように気を付けている」が8割近い。

節電に努めるかについては、「必ず消すように気を付けている」が79.2%、「消すようにしているが、忘れるときもある」が18.6%、「あまり気にしない」が1.6%である。



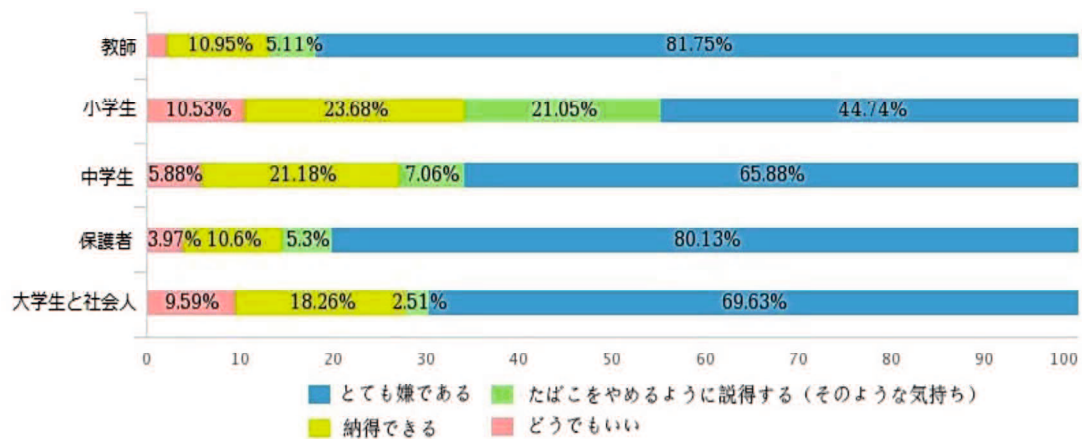
- ・「必ず消すように気を付けている」という回答が最も多く、電気を消すことはささやかなことであるが、いつも意識していること、自己責任の一つであると考えているようである。
- ・次に「消すようにしているが、忘れるときもある」という回答が多いことから、授業、仕事の後、積極的に電気やクーラーなどを消してから離れる行為はすでに常識であると思われていることが分かる。

問 16 公共の場で喫煙する人をどう思いますか？

◇設問の意図：公共の場での喫煙する現象が普遍的である実状から、その行為に対する人々の見方を把握する。

◆「とても嫌である」が7割以上。

公共の場で喫煙する人について、「とても嫌である」が73.2%で、「納得できる」が15.4%で、「どうでもいい」が6.6%である。



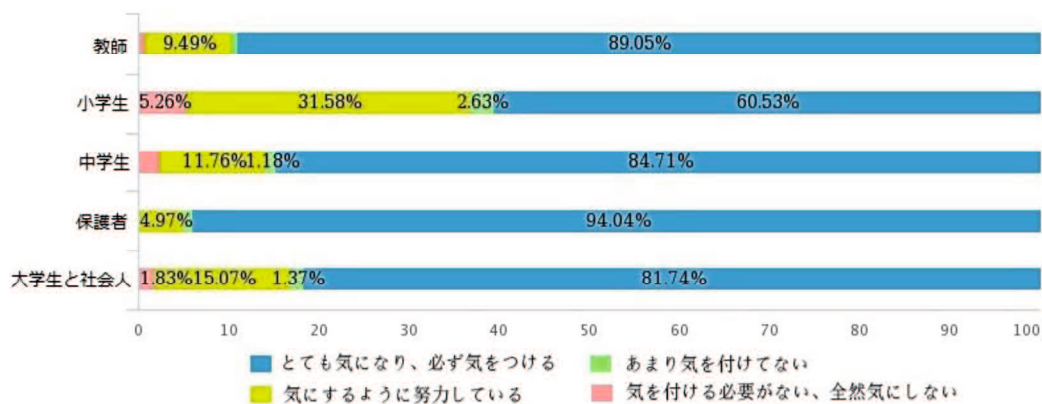
- ・「とても嫌である」と回答した人の割合が多い。日常生活の中で、特に公衆の場での喫煙行為は多くの人に好まれないことが分かる。また、これは喫煙している人にも一種の警告であると考ええる。
- ・次に「納得できる」という回答が多いが、これはどちらかというと公共の場として配慮すべきであるという意識を持っていない人の回答であると考ええる。
- ・「たばこをやめるように説得する(そのような気持ち)」と回答した人が少ないことから、喫煙は法律上は禁じられていないので、説得するまでには至らないようである。

問 17 公共の場では、言葉遣いに気を付けていますか？

◇設問の意図：言葉遣いを例として、公共の場における公共意識を把握する。

◆「とても気になり、必ず気を付ける」が8割半以上。

公共の場での言葉遣いについては「とても気になり、必ず気を付ける」が85.9%、「気にするように努力している」が11.6%、「気を付ける必要がない、全然気にしない」が1.3%である。



- ・「とても気になり、必ず気を付ける」という回答が圧倒的に多い。多くの人が公共におけ



る道徳的行為を意識しているようである。

- ・「気を付ける必要がない、全然気にしない」という回答では、それぞれ小学生と中学生が最も多い。学校教育の中で、児童・生徒の全体資質、特に心理、性格の特質を十分に検討したうえ、将来の社会性についての道徳的思想を涵養する必要があると思われる。

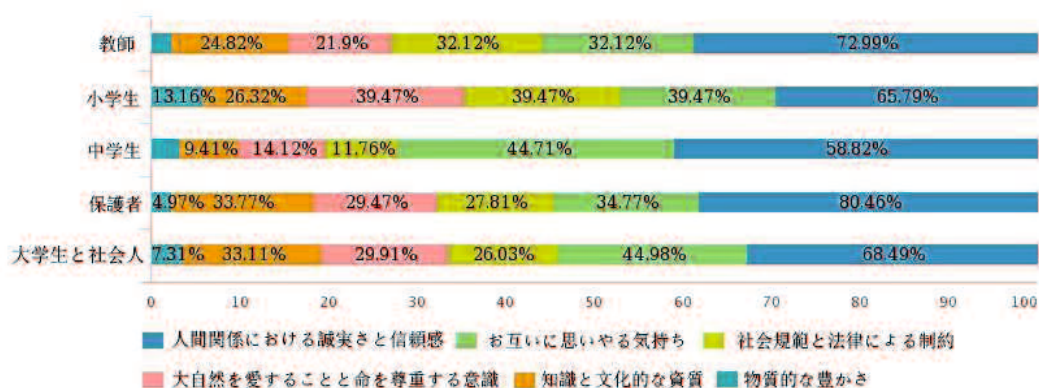
## 5. 道徳に関する諸観点について

問 18 現代社会において最も欠けているものは何だと思えますか？（複数回答可）

◇設問の意図：現代社会の問題所在を把握する。

- ◆「人間関係における誠実さと信頼感」が7割以上。

この設問については、「人間関係における誠実さと信頼感」が71.8%、「お互いに思いやる気持ち」が39.9%、「知識と文化的資質」が29.9%、「大自然を愛することと命を尊重する意識」「社会規範と法律による制約」がそれぞれ27.7%、26.7%である。



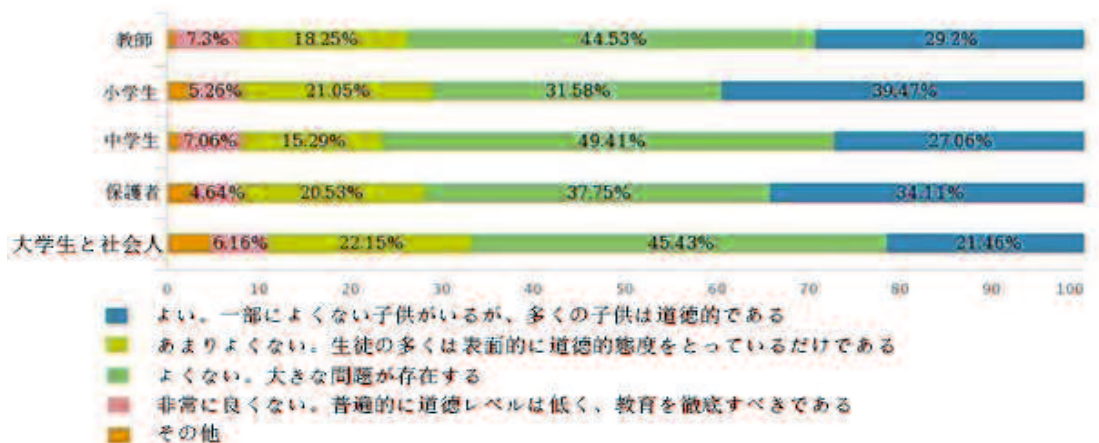
- ・「人間関係における誠実さと信頼感」と回答した人が最も多いことから、これは現代社会における最も大きな社会問題であろうと考えられる。また、社会生活の中で「誠実と信頼関係の構築」は人々が最も追求し、実現を希望していることであることも同時に示唆している。
- ・次に「お互いに思いやる気持ち」という回答が多い。生活環境と社会、時代の変遷により人は自己中心の利己主義になりがちである。また、利益が絡むと、思いやりの気持ちが欠落してしまうこともある。この「互いの思いやり」が欠けると、社会共同体の一員として、本当の幸福感が感じられにくくなる。
- ・「社会規範と法律による制約」「大自然を愛することと命を尊重する意識」「知識と文化資質」という回答はほぼ同じ比率である。中でも「大自然を愛することと命を尊重する意識」「知識と文化的な資質」を概観すると、人としての資質を高める必要がある。「社会規範と法律による制約」の強調は上記の二点を含め、社会全体から良い秩序を維持し、自己中心の利己主義から離され、社会の進歩を推進していくベースであると考えられる。

問 19 現在の小中学生の道徳的な状況をどう思いますか？

◇設問の意図：小中学生の道徳的な状況を把握し、学校、家庭教育のあり方について再検討を図る。

◆「普通である。大きな問題が存在する」が4割以上。

小中学生の道徳状況については、「普通である。大きな問題が存在する」が42.8%、「とてもいい。一部によくない子供がいるが、多くの子供は道徳的である」が27.5%、「よくない。生徒の多くは表面的に道徳的な態度をとっているだけである」が20.5%、「非常によくない。一般的に道徳レベルは低く、教育を徹底すべきである」が5.9%である。



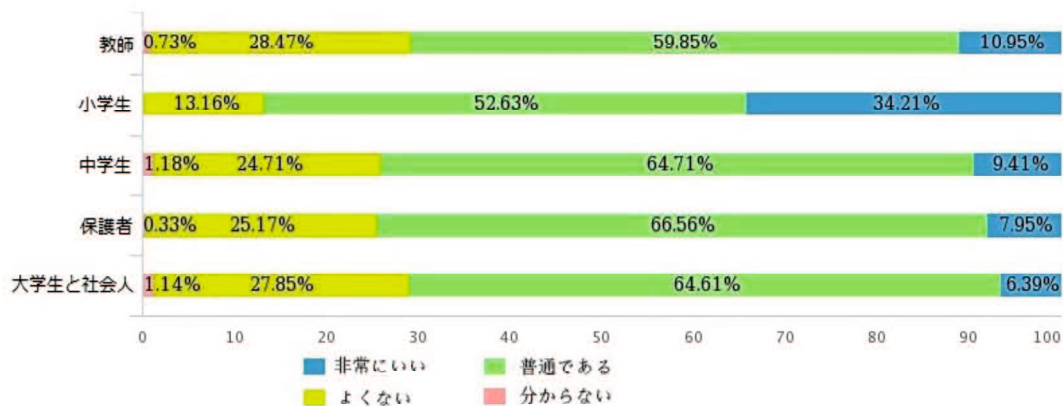
- ・「よくない。大きな問題が存在する」という回答が最も多いことから、現在の学校教育、家庭教育、社会教育の三方に大きな問題が潜んでいることが分かる。とりあえず学校教育から始め、徐々に道徳教育及び教育全体の改善策が必須であると考え。
- ・「あまりよくない。生徒の多くは表面的に道徳的な態度をとっているだけである」という回答は道徳状況の問題点を端的に示したものであり、「表面的に道徳的である」とは、人に見せる道徳で、真の道徳を実現したことではない。

問 20 我が国の国民の道徳的な素養はどうだと思いますか？

◇設問の意図：国民として、国の国民の道徳的素養の実態をどのように捉えているかを把握する。

◆「普通である」が6割以上。

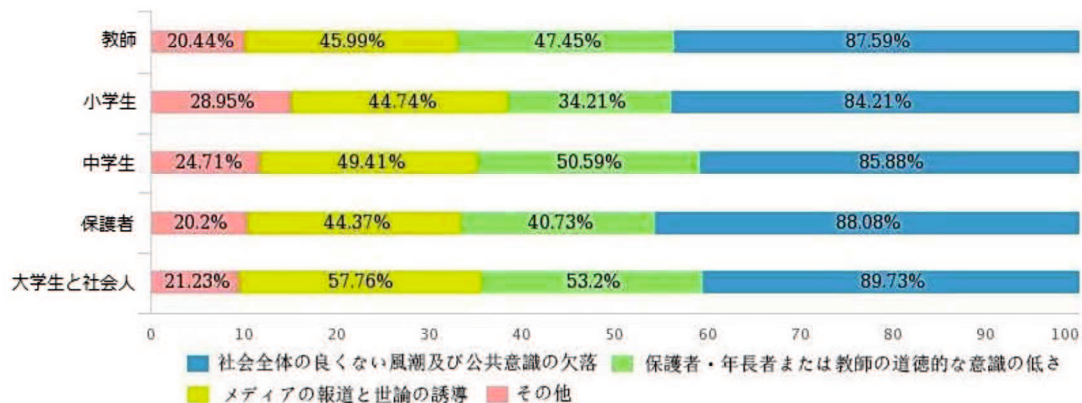
国民の道徳的素養については、「普通である」が64.1%で、「よくない」が26.3%である。



- ・「普通である」と回答した人が最も多いことから、普段の生活の中で触れ合った様々なことから道徳性の欠けた行為、考え方などがよくあるため、と判断したと思う。「普通である」には「よいとは言えない」という解釈も含まれていると思う。道徳素養の総合的レベルをアップする必要があると考える。
- ・次に「よくない」という回答が多い。自分を含め、身の回りの道徳性の優劣は様々なことを通して実感できる。経済的発達为社会進歩をシンボル化できるとは言い切れない。社会全体の進歩には国民一人一人の道徳的進歩が根幹になると考える。

問 21 中国社会に道徳的な意識が欠落している原因は何だと思えますか？  
(複数回答可)

- ◇設問の意図：道徳的意識が欠落している原因については最も重要な原因を把握して、現代道徳教育に足りないものを再検討する。
- ◆「社会全体の良くない風潮及び公共意識の欠落」が9割以上。  
この設問について、「社会全体の良くない風潮及び公共意識の欠落」が88.4%、「メディアの報道と世論の誘導」が50.9%、「保護者・年長者または教師の道徳的な意識の低さ」が47.7%である。



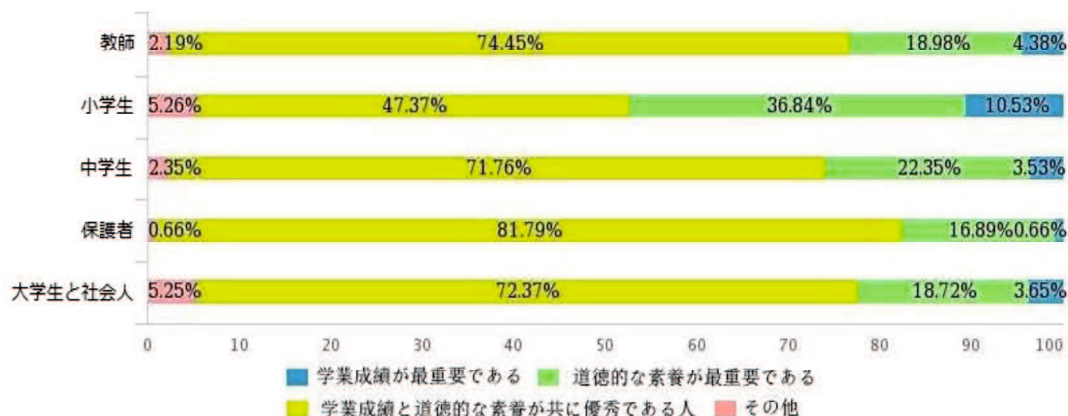
- ・「社会全体の良くない風潮及び公共意識の欠落」という回答が最も多いことから、社会環境の影響力がいかに大きいか分かる。社会の道徳性が欠落していることはある面で全社会に溢れるよくない風潮のせいであると考えているようである。
- ・次に「メディアの報道と世論の誘導」と回答した人が多い。現代社会においてメディアの報道と世論のパワーを絶対に軽視してはいけない状態になっている。特にメディアは社会環境構成の一部で、しかも最も影響されやすいところでもあることから、社会世論の管理として、厳しく整える必要があるだろう。
- ・「保護者・年長者または教師の道徳的な意識の低さ」という回答が多いことから、家庭教育と学校教育に多大な問題を抱えていることが分かる。特に、学校教師の道徳性が問われることは学校マネジメントにおいて教師教育問題の重視が問われることになるのであろう。

問 22 「優秀な人」とはどのような人だと思いますか？

◇設問の意図：「優秀な人」に対する認識を把握し、学校教育の在り方を再検討する。

◆「学業成績と道徳的な素養が共に優秀である人」が7割。

自分の道徳的素養については、「学業成績と道徳的な素養が共に優秀である人」が74.5%、「道徳的な素養が最重要である」が19.2%、「学業成績が最重要である」が3.1%である。



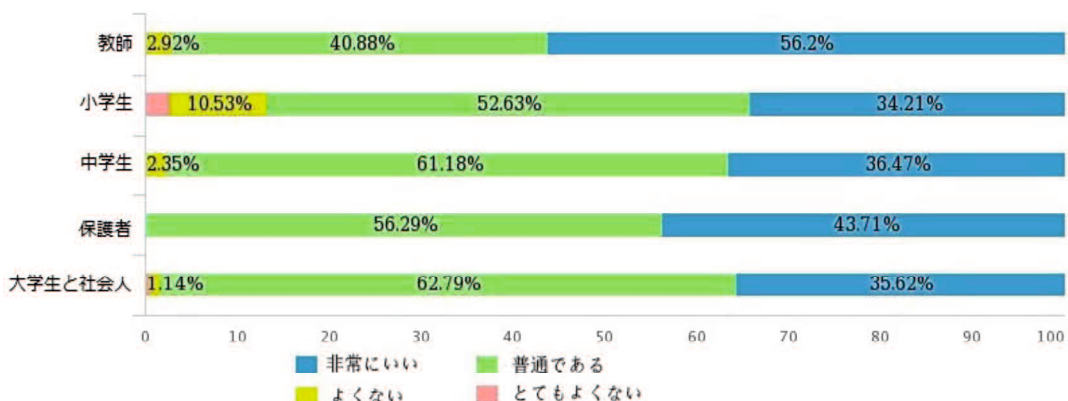
- ・「学業成績と道徳的な素養が共に優秀である人」という回答が最も多いことから、優秀は学業成績だけで判断するものではないと認識しているようである。
- ・次に「道徳的な素養が最重要である」という回答が多い。人を判断する際に「優秀」か否かは道徳的素養を離れて成り立たないことであると考えている。
- ・「学業成績が最重要である」という回答の中、小学生の比率が一番高く 10.53%で、保護者が一番低く 0.66%である。小学生の回答比率からある意味では学校教育の主体傾向性が伺える。あるいはそのような学習観念として固定化されたことを示している。

問 23 自分の道徳的素養はどうであると思いますか？

◇設問の意図：客観的な自己評価を通して、道徳的素養の程度を把握する。

◆「普通である」が5割半以上。

自分の道徳的素養については、「普通である」が 57.3%で、「非常にいい」が 40.9%で、「よくない」が 1.5%である。



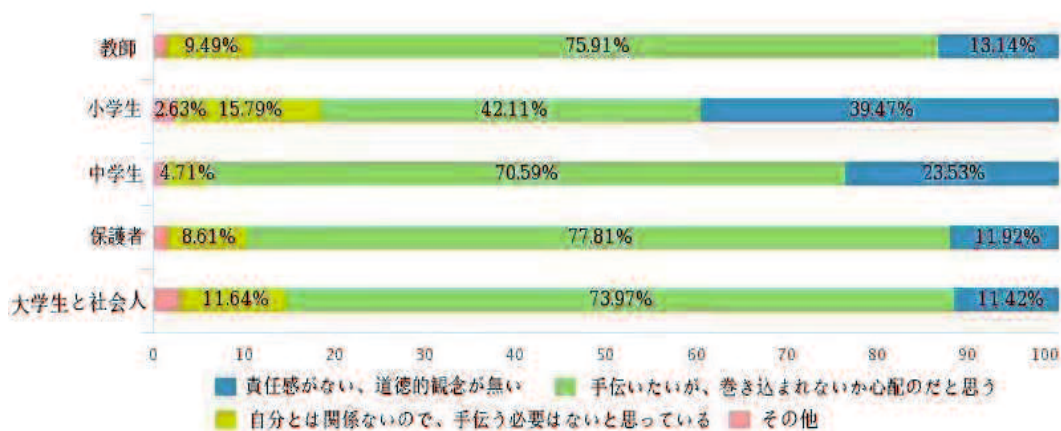
- ・「非常にいい」と「普通である」という回答がほぼ同じである。自己評価の客観性からみて回答者の道徳的素養はまだいいようである。

問 24 緊急事態におかれた人がいる場合、助けたり手伝わず傍観したりする人はどんな心理だと思いますか？

◇設問の意図：普遍的に存在する社会現象であって、対象者の回答から主な心理原因を把握し、同時に社会の気風も一面に伺える。

◆「手伝いたい、巻き込まれないか心配だと思う」が7割以上。

この設問については、「手伝いたい、巻き込まれないか心配だと思う」が73.9%で、「責任感がない、道徳的観念が無い」が13.9%、「自分と関係ないので、手伝う必要はないと思っている」が10%である。



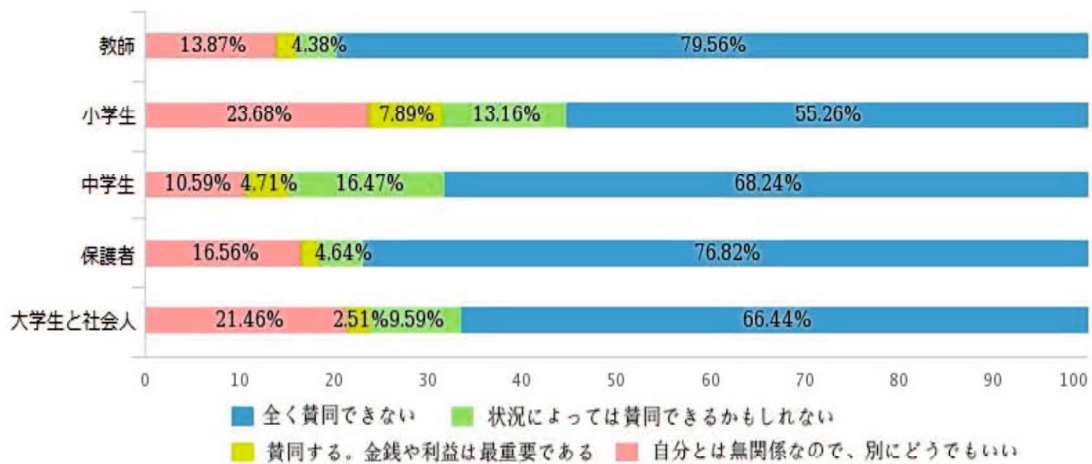
- ・「手伝いたい、巻き込まれないか心配だと思う」と回答した人が最も多いことから、社会生活の中で自己保護の意識、利益損得の意識が高いことと、社会の気風がいかに厳しくなっているかが分かる。
- ・「責任感がない、道徳的観念が無い」という回答がその次である。これは人道的な立場に立ち、人を手伝えることは道徳性の体現であると考えているようだ。外的要因を排除して道徳的に考慮すると、困難に巻き込まれた人を手伝えることが当たり前のことであると考えているようでもある。

問 25 金銭・利益のための反道徳的な行為をどのように思いますか？

◇設問の意図：金銭・利益など最もリアルなものを用いて、人々の道徳的価値観を把握する。

◆「全く賛同できない」が7割。

この設問については、「全く賛同できない」が71.1%、「状況によっては賛同できるかもしれない」が18.1%、「自分とは無関係なので、別にどうでもいい」が8.1%である。



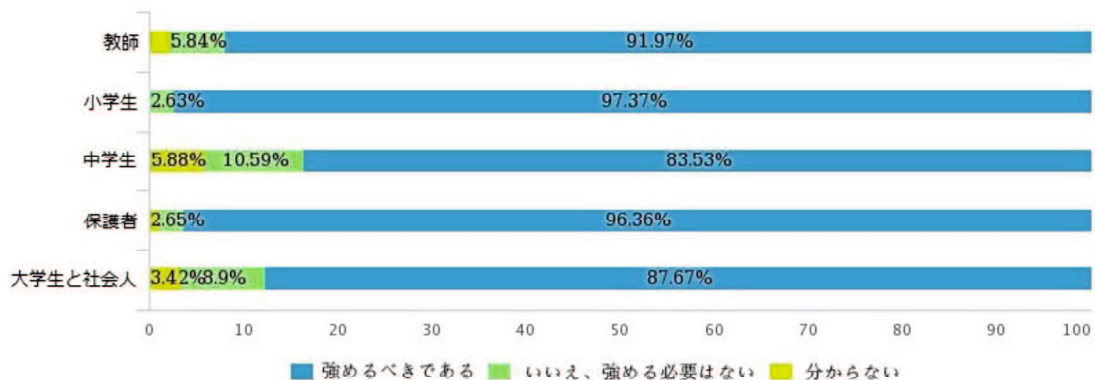
- ・「全く賛同できない」と回答した人が最も多い。特に金銭・利益のための反道徳的行為は許せないと思っている人が多いようである。
- ・次は「状況によっては賛同できるかもしれない」という回答が多いが、中でも特に小中学生と大学生と社会人の対象者の比率が高い。若者の意識では、ある程度金銭・利益のために道徳行為に反してもよいと考えているようである。

問 26 現在の中国の道徳的な状況は、もっと法律的（法制法規）な制約を強めるべきだと思いますか

◇設問の意図：現在、中国の道徳的な社会作りでは、もっと法律的な制約が必要である声が多いことを背景にして、アンケート調査を行い、具体的なデータを収集する。

◆「強めるべきである」が9割。

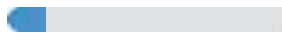
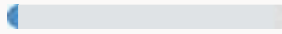
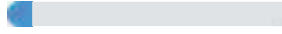
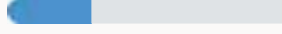

現在の中国の道徳的な状況は、もっと法律的な制約を強めるべきかについては、「強めるべきである」が90.9%で、「いいえ、強める必要はない」が6.5%、「分からない」が2.6%である。



- ・「強めるべきである」という回答が最も多いことから、現在の中国の道徳状況を改善するには単なる個々の自律によるものではなく、もっと他律としての法律法規の制約が求められていることが分かる

## アンケート調査の質問とその結果

問1 あなたが該当するのは下記のどちらですか。

選択肢	人数	構成比
教師	137	 13.7%
小学生	38	 3.8%
中学生	85	 8.5%
保護者	302	 30.2%
大学生と社会人	438	 43.8%
全体	1000	

問2 小・中学校における道徳教育について満足していますか。

選択肢	人数	構成比
1 満足している	336	 33.6%
2 あまり満足していない。	522	 52.2%
3 満足していない	90	 9%
4 私と関係ない	52	 5.2%
全体	1000	

問3 子供に対して最も関心があるのは何ですか。(複数回答可)

(児童・生徒の場合、自分にとって何か最も重要であると思いますか。)

選択肢	人数	構成比
1 身体の健康	521	 52.1%
2 学業成績	273	 27.3%
3 道徳的素養	606	 60.6%



4 精神力	415		41.5%
全体	1000		

問4 子供にどんな形で道徳教育を行うのが一番有効であると思いますか。

選択肢	人数	構成比
1 学校の授業中あるいは家庭生活の中に行う	295	29.5%
2 道徳の時間を通して行う	60	6%
3 自らの行動で模範を示す	623	62.3%
4 その他	22	2.2%
全体	1000	

問5 道徳の時間の設置は、道徳的な人格形成の養成に影響すると思いますか。

選択肢	人数	構成比
1 良い勉強になり、影響が非常にある	510	51%
2 一定の影響はある	412	41.2%
3 授業の後はすぐ忘れてしまい、影響はない	58	5.8%
4 その他	20	2%
全体	1000	

問6 知識的教育と道徳的教育のどちらが重要だと思いますか。

選択肢	人数	構成比
1 知識的教育	50	5%
2 道徳的教育	337	33.7%
3 どちらも重要である	605	60.5%
4 分からない	8	0.8%
全体	1000	

問7 家庭で年配者を尊敬し、幼い子供を保護すべきであるなどの良い習の養成のためにしつけをしていますか。

選択肢	人数	構成比
1 よくする	802	80.2%
2 時々する	163	16.3%
3 ほとんどしない	23	2.3%
4 全然しない	3	0.3%
5 その他	9	0.9%
全体	1000	

問8 家庭における道徳教育と学校における教育のうち、どちらが重要だと思いますか。

選択肢	人数	構成比
1 家庭での道徳教育	177	17.7%
2 学校での道徳教育	22	2.2%
3 両者は必要不可欠で、同様に重要である	785	78.5%
4 分からない	7	0.7%
5 その他	9	0.9%
全体	1000	

問9 痰を吐いたり、言葉つがいが乱暴だったり、列に割り込んだりする現象をよく見ますか。

選択肢	人数	構成比
1 たまに見かける	532	53.2%
2 よく見かける	415	41.5%
3 あまり気にしていない。自分と関係ない	20	2%

4 見たことがない	33	3.3%
全体	1000	

問 10 自分がたまに道徳的でない行為をする場合、その原因は何だと思えますか。(複数回答可)

選択肢	人数	構成比
1 社会の良くない影響を受け、他人がするので自分もしてしまう	603	60.3%
2 個人の習慣なので、他人とは関係ない	123	12.3%
3 自分を律するのは嫌なので、好きなように振る舞う	143	14.3%
4 無意識的な行為である	276	27.6%
5 その他	96	9.6%
全体	1000	

問 11 バスやタクシーの中で貴重品の落とし物を見たら、どうしますか

選択肢	人数	構成比
1 自分のものにする	39	3.9%
2 運転手に渡す	729	72.9%
3 見てないふりをする	45	4.5%
4 状況を見て、判断する	187	18.7%
全体	1000	

問 12 ボランティア活動に参加したことがありますか

選択肢	人数	構成比
1 参加したことがある。とても好きである	366	36.6%
2 参加したことがない。興味があるが、参加する機会がない	456	45.6%

3 参加したくない。あまり興味がないし、意味がないと思う	140	14%
4 その他	38	3.8%
全体	1000	

問 13 他人との関係において、あなたはどのように考えていますか

選択肢	人数	構成比
1 他人を優先する	190	19%
2 できるだけ他人を手伝う	676	67.6%
3 自分の利益を最優先にする	54	5.4%
4 その他	80	8%
全体	1000	

問 14 バスや地下鉄など公共の場所で立っているお年寄りに会ったら、積極的に席を譲りますか。

選択肢	人数	構成比
1 譲る	816	81.6%
2 譲らない	13	1.3%
3 状況を見て判断する	158	15.8%
4 気分によって決める	13	1.3%
全体	1000	

問 15 授業、仕事などの終了時、積極的に電気やクーラーなどを消し、節電に努めますか。

選択肢	人数	構成比
1 必ず消すように気を付けている	792	79.2%
2 消すようにしているが、忘れるときもある	186	18.6%
3 あまり気にしない	16	1.6%

4 全く気にしない、点けたままでもいい	6	0.6%
全体	1000	

問 16 公共の場で喫煙する人をどう思いますか

選択肢	人数	構成比
1 とても嫌である	732	73.2%
2 たばこをやめるように説得する(そのような気持ち)	48	4.8%
3 納得できる	154	15.4%
4 どうでもいい	66	6.6%
全体	1000	

問 17 公共の場では、言葉遣いに気を付けていますか？

選択肢	人数	構成比
1 とても気になり、必ず気をつける	859	85.9%
2 気を付けてない	12	1.2%
3 気にするよう努力している	116	11.6%
4 気を付ける必要がない、全然気にしない	13	1.3%
全体	1000	

問 18 現代社会において最も欠けているものは何だと思えますか。(複数回答可)

選択肢	人数	構成比
1 人間関係における誠実さと信頼感	718	71.8%
2 お互いに思いやる気持ち	399	39.9%
3 社会規範と法律による制約	267	26.7%
4 大自然を愛することと命を尊重する意識	277	27.7%
5 知識と文化的な資質	299	29.9%

6 物質的な豊かさ	62	6.2%
全体	1000	

問 19 現在の小中学生の道徳的な状況をどう思いますか。



選択肢	人数	構成比
1 よい。一部に良くない子供がいるが、多くの子供は道徳的である	275	27.5%
2 あまりよくない。大きな問題が存在する	428	42.8%
3 よくない。生徒の多くは表面的に道徳的な態度をとっているだけである	205	20.5%
4 非常に良くない。普遍的に道徳レベルは低く、教育を徹底すべきである	59	5.9%
5 その他	33	3.3%
全体	1000	

問 20 我が国の国民の道徳的な素養はどうだと思いますか。

選択肢	人数	構成比
1 非常にいい	88	8.8%
2 普通である	641	64.1%
3 よくない	263	26.3%
4 分からない	8	0.8%
全体	1000	

問 21 中国社会に道徳的な意識が欠落している原因は何であると思いますか。(複数回答)

選択肢	人数	構成比
1 社会全体の良くない風潮及び公共意識の欠落	884	88.4%
2 保護者・年長者または教師の道徳的な意識の低さ	477	47.7%

3 メディアの報道と世論の誘導	509	 50.9%
4 その他	214	 21.4%
全体	1000	




問 22 「優秀な人」とはどのような人だと思いますか

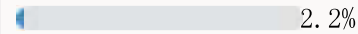
選択肢	人数	構成比
1 学業成績が最重要である	31	 3.1%
2 道徳的な素養が最重要である	192	 19.2%
3 学業成績と道徳的素養が共に優秀である人	745	 74.5%
4 その他	32	 3.2%
全体	1000	

問 23 自分の道徳的素養はどうであると思いますか。

選択肢	人数	構成比
1 非常にいい	409	 40.9%
2 普通である	573	 57.3%
3 よくない	15	 1.5%
4 とてもよくない	3	 0.3%
全体	1000	

問 24 緊急事態におかれた人がいる場合、助けたり手伝わず傍観する人はどんな心理だと思えますか。

選択肢	人数	構成比
1 責任感がない、道徳的観念が無い	139	 13.9%
2 手伝いたいが、巻き込まれないか心配のだと思う	739	 73.9%
3 自分とは関係ないので、手伝う必要はないと思っている	100	 10%

4 その他	22	 2.2%
全体	1000	

問 25 金銭・利益のために反道徳的な行為をどのように思いますか。

選択肢	人数	構成比
1 全く賛同できない	711	 71.1%
2 状況によっては賛同できるかもしれない	181	 18.1%
3 賛同する。金銭や利益は最重要である	27	 2.7%
4 自分とは無関係なので、別にどうでもいい	81	 8.1%
全体	1000	

問 26 現在の中国の道徳的な状況は、もっと法律的（法制法規）な制約を強めるべきだと思いますか。

選択肢	人数	構成比
1 強めるべきである	909	 90.9%
2 いいえ、強める必要はない	65	 6.5%
3 分からない	26	 2.6%
全体	1000	



## 付録Ⅳ：「道徳の時間」（品德と社会）についてのインタビューの主な内容

- インタビューの目的：義務教育段階における道徳教育（「道徳の時間」を例に）の実態を把握する。
- インタビューの方法：機縁法を用いて、「道徳の時間」に関する質問表を出し、在職教員に回答してもらう。
- インタビューの時間：2019年9月23日から9月30日までである。
- インタビューは農村部5校（ア～オ校）と都市部5校（カ～コ校）に対して行い、うち公立校が9校、私立校が1校である。
- 個人情報保護の関係で、学校名と教員名は非公開とする。
- 翻訳はすべて筆者によるものである。

### ア校：「品德と社会」課程の実施状況調査

#### 一 基本情報

- 1 回答時間：2019年9月28日
- 2 回答人：于教諭
- 3 職歴：40年
- 4 在校者総数：168人
- 5 在職教員総数：46人
- 6 学級数：6
- 7 「道徳の時間」の専任教員数：0人（非専任教員が1人）
- 8 学校の属性：農村にある公立学校
- 9 学校所在地：遼寧省桓仁県

#### 二 インタビューの主な内容

- 1 「道徳の時間」の教員資源の状況はどうか。  
専任教員資源が不足しています。農村学校の難題です。
- 2 国家規定のカリキュラム基準に従い実施しているかどうか、実施されていない場合、その原因は何ですか。  
国家規定のカリキュラム基準に従い授業をしています。子どもの成長に最も重要な意義を持っていると思いますので、軽視してならないと思います。
- 3 「品德と社会」の課程を実施するのに最大の困難は何ですか。  
専任教員がいれば、もっと余裕をもって、授業ができると思います。
- 4 「品德と社会」は数学、国語、英語などの試験科目に比べてその重視の度合いは如何ですか。  
数学と国語、英語に比べると、教員であり、子どもでありあるいは保護者であり、心理

的に軽視しています。また、この時間は殆ど年配の教員が担当しているため、伝統的な教え方（説教式）をとりがちかもしれないです。私自身はなるべく、これ（伝統的）を避けようとは努めています。

- 5 道徳教育は形骸化されたと思いますか。  
形骸化されていないと思います。
- 6 以上のこと以外に、あなたの経験上で気になることをお教えてください。

#### イ校：「品德と社会」課程の実施状況調査

##### 一 基本情報

- 1 回答時間：2019年9月23日
- 2 回答人：李教諭
- 3 職歴：31年
- 4 在校者総数：126人
- 5 在職教員総数：22人
- 6 学級数：6
- 7 「道徳の時間」の専任教員数：1人
- 8 学校の属性：農村にある公立学校
- 9 学校所在地：遼寧省桓仁県

##### 二 インタビューの主な内容

- 1 「道徳の時間」の教員資源の状況はどうですか。  
専任教員は一人です。
- 2 国家規定のカリキュラム基準に従い実施しているかどうか、実施されていない場合、その原因は何ですか。  
国家規定のカリキュラム基準に従い授業の時間を確保しています。
- 3 「品德と社会」の課程を実施するのに最大の困難は何ですか。  
学校、保護者、子どもたちが重視していないことです。成績評価だけに目を向けています。
- 4 「品德と社会」は数学、国語、英語などの試験科目に比べてその重視の度合いは如何ですか。  
数学と国語、英語に比べられないです。学校全体はやはり主科（数学、国語、英語）を重んじているように思います。
- 5 道徳教育は形骸化されたと思いますか。  
形骸化されたとは言えないです。よくやっているといます。
- 6 以上のこと以外に、あなたの経験上で気になることをお教えてください。

### ウ校：「品德と社会」課程の実施状況調査

#### 一 基本情報

- 1 回答時間：2019年9月24日
- 2 回答人：呉教諭
- 3 職歴：35年
- 4 在校者総数：248人
- 5 在職教員総数：21人
- 6 学級数：6
- 7 「道德の時間」の専任教員数：0人（非専任教員が1人）
- 8 学校の属性：農村にある公立学校
- 9 学校所在地：遼寧省盤錦県

#### 二 インタビューの主な内容

- 1 「道德の時間」の教員資源の状況はどうか。  
専任教員が不足しています。一学年に週二時間の授業を一人で担当しています。
- 2 国家規定のカリキュラム基準に従い実施しているかどうか、実施されていない場合、その原因は何ですか。  
国家規定のカリキュラム基準に従い授業をしていますが、授業が単一的で、主科のように重視されていないです。
- 3 「品德と社会」の課程を実施するのに最大の困難は何ですか。  
学習指導に利用可能なリソースが少ないです。
- 4 「品德と社会」は数学、国語、英語などの試験科目に比べてその重視の度合いは如何ですか。  
受験科目だけを重視しているため、「品德と社会」など資質向上を目指す時間はある程度軽視されています。
- 5 道德教育は形骸化されたと思いますか。  
形骸化されていないと思います。学習指導方法の転換と指導内容の多様化が必要です。
- 6 以上のこと以外に、あなたの経験上で気になることをお教えてください。  
教材及び実践教育を通して、公共秩序の教育をしっかりと行うべきだと思います。

### エ校：「品德と社会」課程の実施状況調査

#### 一 基本情報

- 1 回答時間：2019年9月27日
- 2 回答人：趙教諭
- 3 職歴：30年
- 4 在校者総数：207人

- 5 在職教員総数：20 人
- 6 学級数：6
- 7 「道徳の時間」の専任教員数：0 人（非専任教員が 1 人）
- 8 学校の属性：農村にある公立学校
- 9 学校所在地：遼寧省新民県

## 二 インタビューの主な内容

- 1 「道徳の時間」の教師資源の状況はどうか。  
非専任教員一人が担当しています。
- 2 国家規定のカリキュラム基準に従い実施しているかどうか、実施されていない場合、その原因は何ですか。  
国家規定の週二時間を確保していますが、期末テストの時期は受験勉強のため、時間を代えられることがあります。
- 3 「品徳と社会」の課程を実施するのに最大の困難は何ですか。  
あまり重視されていないことです。
- 4 「品徳と社会」は数学、国語、英語などの試験科目に比べてその重視の度合いは如何ですか。  
受験科目に比べられないです。中国はまだ受験勉強が大事であるため、成績を出すことが第一です。
- 5 道徳教育は形骸化されたと思いますか。  
形骸化されたと思います。一部の教員さえ道徳的な素養がかなり欠けており、子どもの積極的な模範になっていないです。
- 6 以上のこと以外に、あなたの経験上で気になることをお教えてください。  
まず、教員の道徳的資質を高めることが大事だと思います。

### オ校：「品徳と社会」課程の実施状況調査

#### 一 基本情報

- 1 回答時間：2019 年 9 月 26 日
- 2 回答人：曹教諭
- 3 職歴：32 年
- 4 在校者総数：114 人
- 5 在職教員総数：10 人
- 6 学級数：6
- 7 「道徳の時間」の専任教員数：0 人（非専任教員が 1 人）
- 8 学校の属性：農村にある公立学校
- 9 学校所在地：遼寧省瓦房店市

## 二 インタビューの主な内容

- 1 「道徳の時間」の教員資源の状況はどうですか。  
専任教員が1人ですが、十分です
- 2 国家規定のカリキュラム基準に従い実施しているかどうか、実施されていない場合、その原因は何ですか。  
カリキュラム基準に従い週二時間の授業を確保しています。
- 3 「品徳と社会」の課程を実施するのに最大の困難は何ですか。  
教員も子どももこの時間に対する積極性が不足しているし、学習指導方法が単一であり、学校に重視されていないです。
- 4 「品徳と社会」は数学、国語、英語などの試験科目に比べてその重視の度合いは如何ですか。  
学校は受験勉強を優先的に考えるため、ある程度軽視されているように思われます。
- 5 道徳教育は形骸化されたと思いますか。  
授業はテキスト勉強を中心としているため、子どもに理解しにくいところが多いです。形骸化されていないと思います。
- 6 以上のこと以外に、あなたの経験上で気になることをお教えてください。  
実践的内容をもっと充実すべきだと思います。

### カ校：「品徳と社会」課程の実施状況調査

#### 一 基本情報

- 1 回答時間：2019年9月26日
- 2 回答人：金教諭（専任教員）
- 3 職歴：23年
- 4 在校者総数：151人
- 5 在職教員総数：20人
- 6 学級数：6
- 7 「道徳の時間」の専門教員数：2人（うち一人が専任教員）
- 8 学校の属性：都市にある公立学校
- 9 学校：遼寧省本溪市

## 二 インタビューの主な内容

- 1 「道徳の時間」の教員資源の状況はどうですか。  
専門教員は完備しているし、専門性もある程度ついていると思います。
- 2 国家規定のカリキュラム基準に従い実施しているかどうか、実施されていない場合、その原因は何ですか。

国家規定の全日制「道徳の時間」の指定教材と指導要領に従い実施します。

- 3 「品徳と社会」の課程を実施するのに最大の困難は何ですか。  
説教的指導がメインであるため、子どもにとってあまり印象に残らないです。多様な、例えば家庭訪問及び社会実践に参加できる機会が多くなればもっといいと思います。
- 4 「品徳と社会」は数学、国語、英語などの試験科目に比べてその重視の度合いは如何ですか。  
ほとんど周縁化されたと思います。
- 5 道徳教育は形骸化されたと思いますか。  
授業時間の確保はできますが、主科（数学、国語、英語など）の学業負担が大きいのと、現実の受験勉強のため、既に周縁化されたと思います。
- 6 以上のこと以外に、あなたの経験上で気になったことがあればお教えてください。  
現実にもっと近い道徳教育が必要だと思います。現在、中国の道徳教育は理想化しすぎ、子どもに受け入れにくいです。

#### キ校：「品徳と社会」課程の実施状況調査

##### 一 基本情報

- 1 回答時間：2019年9月29日
- 2 回答人：王教諭
- 3 職歴：25年
- 4 在校者総数：803人
- 5 教員総数：63人
- 6 学級数：24
- 7 「道徳の時間」の専任教員数：0人（非専任教員が3人）
- 8 学校の属性：都市にある公立学校
- 9 学校：遼寧省瀋陽市

##### 二 インタビューの主な内容

- 1 「道徳の時間」の教員資源の状況はどうか。  
専任教員はいないけれども、三人で何とか対応できると思います。
- 2 国家規定のカリキュラム基準に従い実施しているかどうか、実施されていない場合、その原因は何ですか。  
国家規定の基準に従い実施しています。時間の確保はできています。
- 3 「品徳と社会」の課程を実施するのに最大の困難は何ですか。  
最も大きな問題はマッチできるカリキュラムのリソースが少ないです。
- 4 「品徳と社会」は数学、国語、英語などの試験科目に比べてその重視の度合いは如何ですか。

道徳教育は重要だと思えますが、受験科目ほどではないと思えます。それから子どもも保護者も大事だと思っていないようです。

- 5 道徳教育は形骸化されたと思えますか。

受験対策からみれば、そのような傾向があります。受験競争に勝ち抜くためにはやはり主科（数学、国語、英語）を一番重要視しているからです。

- 6 以上のこと以外に、あなたの経験上で気になったことがあればお教えてください。

教員として、より効果な授業を作り出したいが、理論の実践の有効な結びつけは相応の社会活動の実践を増やす必要がある。これが難しいです。学校がその条件を整えてくれないです。安全性と責任などの面から考えると、学校側もなるべく避けたほうが良いという傾向があります。

#### ク校：「品徳と社会」課程の実施状況調査

##### 一 基本情報

1. 回答時間：2019年9月25日
2. 回答人：李教諭（専任教員）
3. 職歴：16年
4. 在校生総数：1352人
5. 教員総数：82人
6. 学級数：36
7. 「道徳の時間」の専任教員数：4人（うち3人は非専任教員）
8. 学校の属性：都市にある公立学校
9. 学校：遼寧省大連市

##### 二 インタビューの主な内容

- 1 「道徳の時間」の教員資源の状況はどうか。  
教員は殆ど専任教員ではない、兼任して教えています。
- 2 国家規定のカリキュラム基準に従い実施しているかどうか、実施されていない場合、その原因は何ですか。  
カリキュラム基準に従い時間の確保はできています。
- 3 「品徳と社会」の課程を実施するのに最大の困難は何ですか。  
時間の制限もあって、テキスト通りに教えています。
- 4 「品徳と社会」は数学、国語、英語などの試験科目に比べてその重視の度合いは如何ですか。  
重視していますが、受験競争があるため、学校も教員もやはりそっち（数学、国語、英語）に傾斜しています。
- 5 道徳教育は形骸化されたと思えますか。

子どもの身に沁みないという現状です。形骸化されたとは言えないです。

- 6 以上のこと以外に、あなたの経験上で気になったことがあればお教えてください。

#### ケ校：「品德と社会」課程の実施状況調査

##### 一 基本情報

- 1 回答時間：2019年9月28日
- 2 回答人：馬教諭
- 3 職歴：16年
- 4 在校生総数：1200人
- 5 教員総数：80人
- 6 学級数：30
- 7 「道徳の時間」の専任教員数：7人（うち6人は非専任教員）
- 8 学校の属性：都市にある公立学校
- 9 学校所在地：遼寧省瀋陽市

##### 二 インタビューの主な内容

- 1 道徳の時間の教員資源の状況はどうですか。  
教員資源は完備されているし、専門性も高いと思います。
- 2 国家規定のカリキュラム基準に従い実施しているかどうか、実施されていない場合、その原因は何ですか。  
国家規定の全日制中小学校のカリキュラム基準に従い授業をしています。しかし、実施プロセスは教員によって異なります。正直に言って、完全に学習指導要領の通りに実施するのは難しいです。
- 3 「品德と社会」の課程を実施するのに最大の困難は何ですか。  
専任教員が不足していることが一番の問題です。
- 4 「品德と社会」は数学、国語、英語などの受験科目に比べてその重視の度合いは如何ですか。  
時間数が少ないです。数学など主な科目ほど重視されていないです。受験勉強のため、やむを得ないと思います。
- 5 道徳教育は形骸化されたと思いますか。  
不十分なところがあると思いますが、形骸化されたとは言えないかもしれません。
- 6 以上のこと以外に、あなたの経験上で気になったことがあればお教えてください。  
授業の時間を保証する上で、よく学級会、校内放送及びテーマを以て国旗を掲揚する儀式を通して、道徳の教育を行います。



## コ校：「品德と社会」課程の実施状況調査

### 一 基本情報

- 1 回答時間：2019年9月30日
- 2 回答人：謝教諭
- 3 職歴：16年
- 4 在校者総数：2544人
- 5 教員総数：179人
- 6 学級数：60
- 7 「道德の時間」の専任教員数：3人（うち2人は非専任教員）
- 8 学校の属性：都市にある私立学校
- 9 学校所在地：遼寧省瀋陽市

### 二 インタビューの主な内容

- 1 「道德の時間」の教員資源の状況はどうですか。  
専任教員は大変不足しています。
- 2 国家規定のカリキュラム基準に従い実施しているかどうか、実施されていない場合、その原因は何ですか。  
国のカリキュラム基準に従い週二時間の授業は確保していますが、カリキュラムの教育目標には達していないようです。指導方法が単一であり、理論・知識ばかりを重視しているため、効果が出ません。
- 3 「品德と社会」の課程を実施するのに最大の困難は何ですか。  
受験勉強を第一にし、一方的に教育の質を求めているから、このような時間（「品德と社会」）は軽視されています。
- 4 「品德と社会」は数学、国語、英語などの受験科目に比べてその重視の度合いは如何ですか。  
軽視されていると思います。学校は一方的に成績を求めているため、教員は評価対象となるものだけを重視してしまいます。
- 5 道德教育は形骸化されたと思いますか。  
形骸化されたとは言えないですが、内在化された道德の育成が難しいです。
- 6 以上のこと以外に、あなたの経験上で気になったことがあればお教えてください。  
道德教育は、現実離れであるため、子どもに受け入れにくいです。

## 付録V：中国の主な教育法規の邦訳

### 中華人民共和国教育法

(1995年3月18日 第8期全国人民代表大会第3回会議で可決、2009年8月27日第11期全国人民代表大会常務委員

会第10回会議『関与修改部分法律的決定』により第1回目の改正を行い、2015年12月27日12期全国人民代表大会常務委員会第18回会議『関与修改「中華人民共和国教育法」的決定により第2回の改正を行った。)

#### 第1章 総則

第1条 教育事業を発展させ、全民族の資質を向上させ、社会主義物質文明及び精神文明の建設を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条 中華人民共和国内における各段階各種の教育について、本法を適用する。

第3条 国家はマルクス・レーニン主義、毛沢東思想及び中国的特色を持つ社会主義建設理論の指導を堅持し、憲法が定める基本原則を遵守し、社会主義教育事業を発展させなければならない。

第4条 教育は社会主義現代化建設の基礎であり、国家は教育事業の優先的発展を保障する。

全社会は教育事業の発展に関心を持ち、これを支持しなければならない。

全社会は教員を尊敬しなければならない。

第5条 教育は社会主義現代化建設に貢献し、人民に貢献し、生産労働と結び付き、徳・知・体の全面に発達した社会主義事業の建設者及び後継者を育成しなければならない。

第6条 教育は立徳樹人を堅持し、教育を受ける者に社会主義の核心価値観教育を強化し、教育を受ける者の社会責任感、革新精神と実践能力を増強しなければならない。

国家は教育を受ける者に対し愛国主義、集団主義、社会主義の教育を実施し、理想、道徳、規律、法律、国防及び民族団結の教育を実施しなければならない。

第7条 教育は中華民族の優秀な歴史的文化的伝統を継承、発展させ、人類文明が生んだすべての優れた成果を吸収しなければならない。

第8条 教育活動は国家及び社会の公共の利益に添うものでなければならない。

国家は教育と宗教の分離を実行する。いかなる組織及び個人も宗教を利用して国家の教育制度における活動を妨害してはならない。

- 第9条 中華人民共和国公民は教育を受ける権利及び義務を有する。  
公民は、民族、種族、性別、年齢、職業、財産及び宗教にかかわらず、法により等しく教育を受ける機会を有する。
- 第10条 国家は少数民族の特質と必要に応じ、少数民族の教育事業の発展を援助する。  
国家は貧困地区の教育事業の発展を支援する。  
国家は障害者教育事業を支援し、これを発展させる。
- 第11条 国家は社会主義市場経済の発展及び社会の全面的進歩の必要に対応し、教育改革を推進し、各段階各種の教育の均衡のとれた発展を促進し、教育改革を促進し、生涯教育体系を整備、確立する。  
国は措置を取って教育の公平を促進し、教育の均衡的な発展を推進する。  
国家は教育の科学的研究を支持、奨励し、またその実施を組織し、教育の科学的研究の成果を普及させ、教育の質を向上させる。
- 第12条 国家通用语言文字を学校及びその他の教育機関の基本教育语言文字とし、学校及びその他の教育機関の授業言語としなければならない。  
少数民族の児童生徒を主とする学校その他の教育機関は、当該民族の言語又は当該民族に通用する言語により授業を行うことができる。  
学校その他の教育機関における授業では、全国共通の標準語及び標準文字を使用し、普及させなければならない。
- 第13条 教育の発展に顕著な成績を収めた機関及び個人に対し、奨励を与える。
- 第14条 国務院及び地方各レベル人民政府は各レベル政府の責任を分担して管理し、責任を負う原則に基づき、教育の指導及び管理を行う。  
中等及び中等以下の教育は、国務院の指導のもと、地方人民政府が管理する。  
高等教育は国務院及び省・自治区・直轄市人民政府が管理する。
- 第15条 国務院教育行政部門は全国の教育を主管し、全国の教育事業について計画を策定し、管理調整する。  
県以上の地方各レベル人民政府教育行政部門は法律その他の規定に従い、当該行政区域内の教育を主管する。  
県以上の各レベル人民政府のその他の行政部門は、その職責の範囲内で関連する教育に責任を負う。
- 第16条 国務院及び県以上の地方各レベル人民政府は、当該レベルの人民代表大会又はその常務委員会に対し教育政策及び教育予算、決算の状況を報告し、監督を受けなければならない。

## 第2章 教育基本制度

第 17 条 国家は就学前教育、初等教育、中等教育、高等教育の学校教育制度を実施する。

国家は科学的な学校体系を確立する。学校体系内の学校及びその他の教育機関の設置、教育形態、修業年限、入学資格、教育目標は、国務院又は国務院が権限を授与する教育行政部門が定める。

第 18 条 国は学前教育標準を制定し、学前教育の普及を加速し、都市と農村、特に農村の学前教育公共サービス体系を構築する。

各レベルの人民政府は措置を講じ、適齢児童の就学前教育を受けるために条件と支援を提供しなければならない。

第 19 条 国家は九年制義務教育制度を実施する。

各レベル人民政府は各種の措置を採用し、学齢児童・生徒の就学を保障する。

学齢児童・生徒の父母その他の保護者及び関係する社会組織、個人は学齢児童・生徒に規定の年限の義務教育を受けさせる義務を有する。

第 20 条 国家は職業教育制度及び成人教育制度を実施する。

各レベル人民政府、関係行政部門及び企業、非営利事業体は多様な措置を採用し、就職前の公民が職業学校教育又は各種の形態の労働就職訓練を大いに発展させ、これを保障しなければならない。

国家は多様な形態の成人教育の発展を奨励し、成人労働者が適切な形態の政治、文化、科学、技術、職務に関する教育及び生涯教育を受けるようにする。

第 21 条 国家は国家教育試験制度を実施する。

国家教育試験は国務院教育行政部門が種類を確定し、国家が教育試験の実施を承認した機関がこれを実施する。

第 22 条 国家は学業証書制度を実施する。

国家が設置認可する又は承認する学校及びその他の教育機関は国家の関係規定に従って卒業証書又はその他の学業証書を交付する。

第 23 条 国家は学位制度を実施する。

学位授与機関は法により一定の学術水準又は専門水準に達した者に対し、相応の学位を授与し、学位証書を交付する。

第 24 条 各レベル人民政府、末端の大衆的自治組織及び企業、非営利事業体は、各種の措置を採用し、識字教育を展開しなければならない。

国家の規定に従い、識字教育を受ける能力を持つ公民は識字教育を受けなければならない。

第 25 条 国家は視学制度と学校及びその他の教育機関の評価制度を実施する。

### 第 3 章 学校及びその他の教育機関

第 26 条 国家は教育発展計画を策定し、学校及びその他の機関を設置する。

国家は企業、非営利事業体、社会团体及び公民個人が法により学校及びその他の教育機関を設置することを奨励する。

国家は学校及びその他の教育機関を設置する際、勤儉節約の原則を堅持しなければならない。

財政的経費、寄付資産をもって開催及び開催に参加する学校及びその他の教育機関も営利を目的として学校及びその他の教育機関を設置してはならない。

第 27 条 学校及びその他の教育機関の設置は、以下の基本条件を備えなければならない。

- (1) 運営組織及び管理規程をもつ。
- (2) 資格を持つ教員がいる。
- (3) 規程の基準を満たす教育施設、設備がある。
- (4) 必要な運営資金及び安定した財源を持つ。

第 28 条 学校及びその他の教育機関の設置、変更及び廃止は、国家の関係規定に従い、審査、承認、登録又は報告の手続きを経なければならない。

第 29 条 学校及びその他の教育機関は以下の権利を有する。

- (1) 管理規程に従って自主的に管理する。
- (2) 教育・教授活動を組織、実施する。
- (3) 学生生徒及びその他の教育を受ける者を入学させる。
- (4) 教育を受ける者について学籍を管理し、奨励又は処分を行う。
- (5) 教育受ける者に対し相応の学業証書を交付する。
- (6) 教員及びその他の職員を任期付の契約により任用し、奨励又は処分を行う。
- (7) 当該機関の施設及び経費を管理、使用する。
- (8) あらゆる組織及び個人の教育・学習活動に対する非合法的な干渉を拒絶する。
- (9) 法律その他の法規に定める権利を行使する。

第 30 条 学校及びその他の教育機関は以下の義務を履行しなければならない。

- (1) 法律その他の法規を遵守する。
- (2) 国家の教育方針を実行し、国家の教育・学習の基準を実施し、教育・学習の質を保障する。

- (3) 適切な方法を教育を受ける者及びその保護者に教育を受ける者の学業成績及びその他の状況を説明し、成長を助ける。
- (4) 国家の関係規程に従い、費用を徴収し、また徴収費目を公開する。
- (5) 法により監督を受ける。
- (6) 法律その他の法規に定める義務を履行する。

第31条 学校及びその他の教育機関の設置者は国家の関係規定に従い、設置する学校及びその他の教育機関の管理運営体制を定めることができる。

学校及びその他の教育機関の校長又は主たる管理責任者は中華人民共和国の国籍を持ち、中国国内に居住し、国家が規定する職務要件を持つ者が担当しなければならない。その任免は国家の関係規定に従って行う。学校の学習及びその他の管理は校長が責任を負う。

学校及びその他の教育機関は国家の関係規定に従い、教員を主とする教職員代表大会及びその他の形式により、職員が民主的な管理及び監督に参加することを保障する。

第32条 学校及びその他の教育機関で法人の条件を備えるものは、設置認可又は登録の日から法人資格を得る。

学校及びその他の教育機関は民事の活動において民事の権利を持ち、民事の責任を負う。

学校及びその他の教育機関の国有財産は国家の所有に属する。

学校及びその他の教育機関が経営する産業は独自の民事責任を負う。

#### 第4章 教員及びその他の教育従事者

第33条 教員は法律に定める権利を有し、同時に法律に定める義務を履行し、人民の教育事業に忠誠でなければならない。

第34条 国家は教員の合法的な権益を保護し、教員の勤務条件及び生活条件を改善し、社会的地位を引き上げる。

教員の給与その他の報酬、福利厚生は、教師法及びその他の関係法律、法規の規定に従う。

第35条 国家は教員の資格、職務、契約任期制度を実施し、審査、奨励、養成及び研修を通じて教員の資質を向上させ、教員の陣容を強化する。

第36条 学校及びその他の教育機関の管理業務の従事者については、教育職員制度を実施する。

学校及びその他の教育機関の教育補助及びその他の専門技術職員は、専門技術職の契約任期制度を実施する。

## 第5章 教育を受ける者

第37条 教育を受ける者は入学、進学、就職に当たり、法により平等の権利を有する。

学校及び関係の行政部門は国家の関係規定に従い、女子の入学、進学、就職、学位授与、留学派遣において男子と平等の権利を保障しなければならない。

第38条 国家、社会は入学条件を満たし、家庭の経済が困難な児童、少年、青年に対し、各種形態の援助を提供する。

第39条 国家、社会、学校及びその他の教育機関は障害者に対し、その心身の特性に基づいて教育を実施し、またそのために援助及び便宜を提供しなければならない。

第40条 国家、社会、家庭、学校及びその他の教育機関は違法犯罪行為のある未成年が教育を受けるための条件を整備しなければならない。

第41条 就業者は法により職業訓練及び継続教育を受ける権利と義務を有する。

国家機関、企業、非営利事業体及びその他の社会組織は、当該機関の職員・労働者の学習・訓練のために条件及び便宜を提供しなければならない。

第42条 国家は、学校及びその他の教育機関、社会組織が措置を講じ、公民に生涯教育を受ける条件を整備することを奨励する。

第43条 教育を受ける者は以下の権利を有する。

- (1) 教育課程に基づく各種の活動に参加し、教育施設、設備及び図書資料を使用する。
- (2) 国家の関係規定に従って各種の給与奨学金、貸与奨学金を受ける。
- (3) 学業成績及び品行について公正な評価を受け、規定の学業を修めた後は相応の学業証書、学位証書を取得する。
- (4) 学校が下した処分に不服の場合申し立てを行い、学校や教員が人身や財産などの合法的な権益を侵犯した場合申し立て又は法により訴訟を行う。
- (5) 法律その他の法規が定めるその他の権利を有する。

第44条 教育を受ける者は以下の義務を履行する。

- (1) 法律その他の法規を遵守する。
- (2) 学生生徒の行為規範を遵守し、教員や年長者を尊敬し、良好な思想・品性徳性及び行為習慣を身に付ける。

(3) 努力して学習し、定められた教育課程をすべて履修する。

(4) 在籍する学校及びその他の教育機関の管理制度を遵守する。

第45条 教育、体育、衛生の行政部門、学校及びその他の教育機関は体育、衛生保健施設を整備し、学生生徒の心身の健康を守らなければならない。

## 第6章 教育と社会

第46条 国家機関、軍隊、企業、非営利事業体、社会团体及びその他の社会組織、個人は法により児童、少年、青年の心身の健全な成長のために良好な社会環境をつくらなければならない。

第47条 国家は企業、非営利事業体、社会团体及びその他の社会組織が高等教育機関、中等職業学校と教育、研究、技術開発・普及の面で多様な形態の協力を推進するよう奨励する。

企業、非営利事業体、社会团体、末端の大衆的自治組織及びその他の社会組織、個人は適切な方法を通じ、学校の整備を支持し、学校の管理に参加することができる。

第48条 国家機関、軍隊、企業、非営利事業体及びその他の社会組織は学校が組織する学生生徒の実習、社会実践活動を援助し、これに便宜を与えなければならない。

第49条 学校及びその他の教育機関は、正常な教育活動に影響を与えないという前提の下で、当該地域の社会主義物質文明及び精神文明の建設に貢献しなければならない。

第50条 未成年者の父母又は保護者は未成年の子女又は保護する者が教育を受けるために必要な条件を提供しなければならない。

未成年者の父母又は保護者は学校及びその他の教育機関と連絡を持ち、これに協力して、未成年の子女又は保護する者を教育しなければならない。

学校、教員は児童・生徒の父母に対し家庭教育の指導を行うことができる。

第51条 図書館、博物館、科学技術館、文化館、美術館、体育館（場）等の社会公共の文化体育施設、及び歴史文化遺跡、革命記念館（地）は、教員、学生生徒を優待し、教育を受ける者の教育のために便宜を与えなければならない。

ラジオ及びテレビ局は教育番組を開設し、教育を受ける者の思想、品性徳性、文化及び科学技術の資質を高めなければならない。

第52条 国家、社会は未成年者のために校外教育施設を設置し、発展させなければならない。

学校及びその他の教育機関は、末端の大衆的自治組織、企業、非営利事業体、



社会団体及びその他の社会組織と相互に協力し、未成年者に対する校外教育を強化する。

第 53 条 国家は、社会団体、社会文化機関及びその他の社会組織、個人が教育を受ける者の心身の健康に有益な社会、文化、生活教育活動を展開することを奨励する。

## 第 7 章 教育投資及び条件保障

第 54 条 国家は、公財政支出を主とし、その他の多様な財源による教育費で補う体制を確立し、次第に教育に対する支出を増加させ、国家が設置する学校の経費・財源の安定を保障する。

企業、非営利事業体、社会団体及びその他の社会組織、個人が法により設置した学校及びその他の教育機関の運営経費は、設置者が負担し、各レベル人民政府は適切な支援を与えることができる。

第 55 条 公財政支出教育費が国民総生産に占める比率を国民経済の発展及び財政収入の増加に伴って次第に高めていかなければならない。具体的な比率及び実施計画は国務院が規定する。

全国各レベル政府の財政支出総額に教育費が占める比率を国民経済の発展に伴ってしだいに高めていかなければならない。

第 56 条 各レベル人民政府の教育費の支出は事業権限と財政権限を一致させる原則に基づき、財政予算において単独の項目とする。

各レベル人民政府の教育支出の伸びが財政の経常収入の伸びを上回るようにするとともに、学生（児童・生徒を含む）1人当たり教育費をしだいに増加させ、教員給与及び学生1人当たり事務費がしだいに増加することを保障しなければならない。

第 57 条 国務院及び県以上の地方各レベル人民政府は教育専門の基金を創設し、僻地、貧困地区及び少数民族地区における義務教育の実施を重点的に支援しなければならない。

第 58 条 税務機関は法により規定通り教育税を徴収し、これを教育行政部門が管理し、主として義務教育の実施に使用する。

省・自治区・直轄市の人民政府は国務院の関係規定に基づき、地方独自の教育税を徴収し、特定の費目に使用できる。

第 59 条 国家は優遇措置を講じ、正常な教育・教授に影響を与えないという前提の下に、学校が「勤工儉学」（訳注：学校の付設工場や農場又は付近の工場・農場で学生を生産活動に従事させ、労働教育を実施するとともに、その収益を学校経費

に当てる活動) や社会サービスを展開し、企業を経営することを奨励し、支援する。

第 60 条 国家は国内外の社会組織及び個人が学校に寄付金を提供し、支援することを奨励する。

第 61 条 公財政支出教育費及び社会組織や個人の寄付金は教育に使用し、流用したり、横領したりしてはならない。

第 62 条 国家は金融手段を運用して教育事業の発展を支援することを奨励する。

第 63 条 各レベル人民政府及び関係する行政部門は学校及びその他の教育機関の教育費の監督管理を強化し、教育投資の効果を高めなければならない。

第 64 条 地方各レベル人民政府及びその関係行政部門は学校の施設設備の整備を都市又は農村建設計画に組み入れ、学校の施設設備のための用地及び必要な物資を計画的に調達し、また国家の関係規定に従い、優先、優遇政策をとらなければならない。

第 65 条 各レベル人民政府は教科書及び教育用図書資料の出版発行、教育機器・設備の生産供給及び学校教育、科学研究に用いる図書資料、教育機器・設備の輸入について、国家の関係規定に従い、優先、優遇政策を実施する。

第 66 条 国は教育情報化を推進し、教育情報基礎施設の建設を加速し、情報技術を利用して良質の教育資源の普及と共有を促進し、教育教学水準と教育管理水準を向上させる。

県レベル以上の人民政府は衛星テレビ教育及びその他の現代化された教育手段を発展させなければならない。関係行政部門はその発展に優先的な措置を講じ、援助を与えなければならない。

国家は学校及びその他の教育機関が現代化された教育手段を普及させ、運用することを奨励する。

## 第 8 章 教育の対外交流及び協力

第 67 条 国家は教育の対外交流及び協力の展開を奨励する。

教育の対外交流及び協力は、独立自主、平等互惠、相互尊重の原則を堅持し、中国法律の基本原則に違反せず、国家の主権、安全及び社会公共の利益に損害を与えてはならない。

第 68 条 中国国内の公民が留学、研究、学術交流又は教員となるため出国する場合、国家の関係規定に従って処理する。

第 69 条 中国国外の個人は国家が規定する条件を満たし、関係の手続きをとった後、中国国内の学校及びその他の教育機関において学習、研究、学術交流を行い、又は教員となることができ、その合法的権益については国家の保護を受ける。

第 70 条 国外の教育機関が発行した学位証書、学歴証書及びその他の学業証書の中国における承認については、中華人民共和国が締結した又は参加する国際条約に従って処理するか、又は国家の関係規定に従って処理する。

## 第 9 章 法律責任

第 71 条 国家の関係規定に違反し、予算通りに教育費を支出しない場合は、同レベルの人民政府が期限を定め支出する。事情が甚だしい場合は、直接の管理責任者及びその他の直接責任を負う者に対し、法により行政処分を与える。

国家の財政制度、財務制度に違反し、教育費を流用、横領した場合は、上級機関が期限を定めて流用、横領した経費の返還を命じ、直接の管理責任者及びその他の直接の責任者に対し、法により行政処分を与える。犯罪を構成する者については、法により刑事責任を追求する。

第 72 条 徒党を組んで暴力を振るい、騒動を起こして学校及びその他の教育機関の教育秩序を攪乱し、又は校舎、敷地その他の財産を破壊した場合は、公安機関が治安管理に関する処罰を与える。犯罪を構成する者については、法により刑事責任を追究する。

学校及びその他の教育機関の校舎、敷地及びその他の財産を侵犯する者は法により民事責任を負う。

第 73 条 校舎又は教育施設の危険性を知りながら、措置を講じず、人身事故又は重大な財産の損失を招いた場合は、直接の管理責任者及びその他の直接責任を負う者に対し、法により刑事責任を追究する。

第 74 条 国家の関係規定に違反し、学校又はその他の教育機関から費用を徴収した場合、政府が徴収した費用の返還を命じ、直接の管理責任者及び直接責任を負う者に対し法により行政処分を与える。

第 75 条 国家の関係規定に違反し、学校又はその他の教育機関を設置した場合、教育行政機関がこれを取り消す。違法な所得がある場合は、これを没収する。直接の管理責任者及びその他の直接責任を負う者に対しては、法により行政処分を与える。

第 76 条 国家の関係規定に違反し、児童・生徒を入学させた場合、教育行政部門は入学を取り消し、徴収した納入金を返還するよう命じる。直接の管理責任者及びその他の直接責任を負う者に対しては、法により行政処分を与える。

第 77 条 入学者選抜において不正があった場合は、教育行政部門が入学の取り消しを命じる。直接の管理責任者及びその他の直接の責任を負う者に対しては、法により行政処分を与える。犯罪を構成する者は、法により刑事責任を追及する。

第 78 条 学校及びその他の教育機関が国家の関係規定に違反し、教育を受ける者から費用を徴収した場合、教育行政部門が徴収した費用の返還を命じる。直接の管理責任者及びその他の直接責任を負う者に対しては、法により行政処分を与える。

第 79 条 受験者が国家教育試験において次のような行為の一つがある場合、試験を組織する教育試験機関の職員が試験現場に必要な措置を取って、それを停止させる。試験を組織する教育試験機関はその関連試験の資格または試験成績を取り消すことができる。情状が深刻な場合、教育行政部門が相関国家教育試験の参加を一年以上三年以下停止するよう命じる。治安管理に違反する行為を構成する場合は、公安機関が法により治安管理処分を与える。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

- (一) 試験問題や解答を不正に取得した場合；
- (二) 試験のカンニング器材、資料を携帯または使用する場合；
- (三) 他人の答えを盗作した場合；
- (四) 自分の代わりに他人に試験を受けさせる場合；
- (五) その他不正な手段で試験成績を取ったカンニング行為。

第 80 条 いずれかの組織または個人が国家教育試験において以下の行為の一つがあり、違法所得がある場合は、公安機関が違法所得を没収し、かつ違法所得の倍以上 5 倍以下の罰金を科する。情状が深刻な場合は、5 日以上 15 日以下拘留する。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

- (一) カンニングを組織した場合；
- (二) 試験のカンニング器材を提供することによって、カンニングの手伝いや便利を提供した場合；
- (三) 他人の代わりに試験を受ける場合；
- (四) 試験終了前に試験問題や解答を漏らしたり、伝えたりした場合；

第 81 条 (五) その他試験秩序を乱す行為。

国家教育試験を開催し、教育行政部門、教育試験機関が管理を怠り、試験場の秩序が乱れ、不正行為が深刻になった場合、直接責任を負う主管者とその他の直

第 82 条 接責任者に対して、法により処分を与える。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

学校又はその他の教育機関が本法の規定に違反し、学位証書、学歴証明書又はその他の学業証明書を授与した場合、教育行政部門又はその他の関連行政部門が証明書の無効を宣言し、回収または押収を命じる。違法所得がある場合は、違法

所得を没収する。情状が深刻な場合は、関連募集資格を1年以上3年以下に停止させ、募集資格の取り消し、証明書の交付までとする。

前項の規定以外のいかなる組織又は個人が偽造学位証書、学歴証明書又はその他の学業証明書を製造、販売し、授与し、治安管理者に違反する場合、公安機関が法により治安管理者処罰を与える。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

カンニング、盗作、盗作などの詐欺行為またはその他の不正な手段で学位証明書、学歴証明書またはその他の学業証明書を取得した場合、発行機関が関連証明書を取り消す。偽学位証書、学歴証明書またはその他の学業証明書を購入、使用し、治安管理者に違反する行為を構成する場合、公安機関が法により治安管理者処罰を与える。

第83条 本法の規定に違反し、教員、教育を受ける者、学校又はその他の教育機関の合法的な権益を侵害し、損失、損害を与えた者は、法により民事責任を負わなければならない。

## 第10章 附則

第84条 軍事学校の教育は、中央軍事委員会が本法の原則に基づき規定する。  
宗教学校の教育は、国務院が別に規定する。

第85条 国外の組織及び個人が中国国内で学校を設置、又は中国と共同で設置する方法については、国務院が規定する。

第86条 本法は1995年9月1日から施行する。

# 中華人民共和國義務教育法

(1986年4月12日、第6期全國人民代表大會第4回會議で『中華人民共和國義務教育法』が可決、2006年6月29日第10期全國人民代表大會常務委員會第22回會議により第一回目の改正を完成し、2015年4月24日第12期全國人民代表大會常務委員會第14回會議に全國人民代表大會『関与修改「中華人民共和國義務教育法」等5部法律的決定』により第2回目の改正を行い、2018年12月29日第13期全國人民代表大會常務委員會第7回會議で可決、『中華人民共和國義務教育法』における第40条にある「出版行政部門」を「出版主管部門」と改正する。)

## 目 录

- 第1章 総則
- 第2章 児童・生徒
- 第3章 学校
- 第4章 教員
- 第5章 教育教学
- 第6章 経費保障
- 第7章 法律責任
- 第8章 附則

### 第1章 総則

**第1条** 学齡児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障し、義務教育の実施を保証し、かつ、全民族の資質を高めるため、憲法と教育法に基づき、この法律を制定する。

**第2条** 国は9年制義務教育を実施する。

義務教育は、国が統一して実施する、すべての学齡児童・生徒が必ず受けるべき教育であり、国が必ず保障すべき公益性事業である。

義務教育の実施については、学費及び雑費を徴収しない。

国は、義務教育の経費保障のメカニズムを確立し、義務教育制度の実施を保障する。

**第3条** 義務教育については、必ず、国の教育方針を貫徹し、素質教育を実施し、教育の質を高め、学齡児童・生徒をして人徳、知力及び体質等の分野において全面的に発達させ、理想を有し、道徳を有し、文化を有し、及び規律を有する社会主義建設者及び後継者を養成するため、基礎を定めなければならない。

**第4条** 中華人民共和國国籍を有するすべての学齡児童・生徒は、性別、民族、人種、家庭財産状況及び宗教信仰などを問わず、法律により、平等に義務教育を受ける権利を享有し、かつ、義務教育を受ける義務を履行する。

**第 5 条** 各レベル人民政府とその関係部門は、この法律所定の各種職責を履行し、学齡児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障しなければならない。

学齡児童・生徒の父母又はその他の後見人は法により、当該児童・生徒が期限どおりに入学し、義務教育を受け、規定された年限の義務教育の完了を保証しなければならない。

法により、義務教育を実施する学校は所定の基準に従い教育・教学任務を完成し、教育・教学の質を保証しなければならない。

社会組織及び個人は、学齡児童・生徒が義務教育を受けるための良好な環境を作らなければならない。

**第 6 条** 国務院と県レベル以上の地方人民政府は教育資源を合理的に配置し、義務教育の均衡的な発展を促進する。条件の不備な学校の運営条件を改善するため、一定の措置を講じ、農村地区及び民族地区の義務教育を実施するのを保障し、家計の困難な及び障害を有する学齡児童・生徒が義務教育を受けるのを保障しなければならない。

国は、経済の発達した地区が経済の発達が不十分な地区が義務教育を実施するのを支援するよう組織し、奨励する。

**第 7 条** 義務教育については、国務院が指導し、省、自治区及び直轄市の人民政府が統一して規画・実施し、県レベル人民政府が主として管理するという体制を実行する。

県レベル以上の人民政府の教育行政部門は、義務教育実施業務につき具体的に責任を負う；県レベル以上の人民政府及びその他の関係部門は、各自の職責範囲内において義務教育実施につき責任を負う。

**第 8 条** 人民政府の監督機関は、義務教育業務の法律・法規の執行状況、教育・教学の質及び義務教育の均衡的な発展状況等に対して監督・指導し、監督・指導報告を社会に対し公布する。

**第 9 条** いかなる社会組織及び個人も、この法律に違反する行為について、相関国家機関に対し告発又は告訴する権利を有する。

この法律に違反する重大事件が発生し、義務教育の実施を妨げたり、重大な社会的影響をもたらした場合には、指導責任を負う人民政府又は人民政府の教育行政部門の責任者は、引責して辞任しなければならない。

**第 10 条** 義務教育の実施業務において卓越な貢献をした社会組織及び個人について、各レベル人民政府及びその関係部門は、関係規定に従い表彰又は報奨を与える。

## 第 2 章 学 生

**第 11 条** 満 6 歳の児童について、その父母又はその他の後見人は、当該児童を入学させ、義務教育を受けさせ、かつ、所定の年限の義務教育を受けさせなければならない。条件の不備な地区の児童は、7 歳まで遅らせることができる。

学齡児童・生徒が身体状況により入学を猶予し、又は休学する必要がある場合には、その父母その他の後見人は、申請を提出しなければならない、当該地方の郷・鎮人民政府又は県レベル人民政府の教育行政部門の承認が必要である。

**第 12 条** 学齡児童・生徒は、受験なしで入学できる。地方各レベル人民政府は、学齡児童・生徒の戸籍所在地の最寄りの学校に入学させることを保障しなければならない。

父母又はその他の後見人が非戸籍所在地で勤務し、又は居住している場合、その学齡児童・生徒がその父母又は後見人の勤務又は居住する地において義務教育を受ける場合には、現地人民政府は、当該児童・生徒のため、平等に義務教育を受ける条件を提供しなければならない。具体的な方法は省、自治区及び直轄市がこれを定める。

県レベル人民政府の教育行政部門は、当該行政区域内の軍人の子が義務教育を受けることについて保障をする。

**第 13 条** 県レベル人民政府の教育行政部門及び郷・鎮人民政府は、学齡児童・生徒の入学を組織・督促し、学齡児童・生徒が義務教育を受けるのに直面する困難を解決するよう援助し、措置を講じて学齡児童・生徒の中途退学を防止する。

住民委員会及び村民委員会は政府の仕事に協力し、学齡児童・生徒の入学を督促する。

**第 14 条** 雇用部門が義務教育を受けるべき学齡児童・生徒を雇用することは、これを禁止する。

国の関連規定に基づき、認可を経て学齡児童・生徒を受け入れ、文芸及び体育等の専門業務訓練を行う社会組織は、学齡児童・生徒が義務教育を受けるよう保証しなければならない；義務教育を自ら実施する場合、県レベル人民政府の教育部門の認可を経なければならない。

### 第 3 章 学校

**第 15 条** 県レベル以上の地方人民政府は当該行政区域内に居住している学齡児童・生徒の数及び分布状況等の要素に基づき、国の関連規定に従い、学校の設置規画を制定し、及び調整する。新規建設居住区に学校を設置する必要がある場合には、居住区の建設と同時に進めなければならない。

**第 16 条** 学校建設は、国家规定の学校経営基準に一致し、教育・教学の需要に適応しなければならない；国家规定の場所選定の要求と建設基準に一致し、児童・生徒及び教職員の安全を確保しなければならない。

**第 17 条** 県レベル人民政府は必要に則して寄宿制学校を設置し、居住が分散している学齡児童・生徒の義務教育を保障する。

**第 18 条** 國務院の教育行政部門並びに省、自治区及び直轄市の人民政府は、必要に基づき、



経済が発達した地域において少数民族の学齢児童・生徒を受け入れる学校(クラス)を設置する。

**第 19 条** 県レベル以上の地方人民政府は、必要に基づき、相応する特殊教育を実施する学校(クラス)を設置し、盲・聾啞・知的障害のある学齢児童・生徒に対し義務教育を実施する。特別支援教育学校(クラス)は、障害のある児童・生徒の学習、リハビリ及び生活上の特徴に適応する場所及び施設を具備しなければならない。

普通学校は、普通教育を受ける可能な障害のある学齢児童・生徒を受け入れ、クラスに随伴して学習させ、かつ該当児童・生徒が学習し、及びリハビリのため、援助を提供しなければならない。

**第 20 条** 県レベル以上の地方人民政府は、必要に基づき、未成年者犯罪予防法所定の重大な不良行為がある学齢少年のため、専門的学校を設置して義務教育を実施する。

**第 21 条** 義務教育を受けていない未成年の犯罪者及び強制的教育措置が請われた未成年者に対しては、義務教育を実施しなければならない。必要な経費は、人民政府がこれを保障する。

**第 22 条** 県レベル以上の人民政府及び教育行政部門は、学校の均衡ある発展を促進し、学校間の学校運営条件の格差を縮小しなければならない。学校を重点学校と普通学校に分けることを禁じる。学校は、重点クラスと普通クラスを分設してはいけない。

県レベル以上の人民政府及び教育行政部門は、名目のいかに問わず、公立学校の性質を変えることと形態を変えて改変してはいけない。

**第 23 条** 各レベル人民政府及び関係部門は法律に基づき、学校周辺の秩序を維持・保護し、児童・生徒、教員及び学校の法的権利を保護し、学校のため安全保障を提供する。

**第 24 条** 学校は、健全な安全制度及び応急メカニズムを立て、生徒に対し安全教育を行い、管理を強化し、遅滞なく隠れたリスクを除去し、事故の発生を予防しなければならない。

県レベル以上の地方人民政府は、定期的に学校の校舎安全について検査し；メンテナンスと改造の必要がある場合には、遅滞なくメンテナンス又は改造をする。

学校は、法律に基づき、故意犯罪で政治権利を剥奪された人又は義務教育の業務への従事に相応しくない人を招聘・採用してはならない。

**第 25 条** 学校は、国の規定に違反して費用を収受してはならず、かつ、児童・生徒に対しセールス又は変相した商品のセールスとサービスなどの方式で利益の取得を謀ってはならない。

**第 26 条** 学校は、校長責任制を実行する。校長は、国家规定の任職条件に満たさなければならない。校長は、県レベル人民政府の教育行政部門が法律により、これを招聘・任命する。

**第 27 条** 学校管理制度を違反する生徒に対して、学校は批評と教育を行うべきであり、除籍してはいけない。

## 第4章 教師

**第28条** 教員は、法律所定の権利を享有し、法律所定の義務を履行するものとし、人の師表となり、人民の教育事業に忠実でなければならない。

社会全体は教員を尊重しなければならない。

**第29条** 教員は、教育・教学において、児童・生徒に対して平等であり、生徒の個人的な差異に注意を払い、人材により教育を施し、児童・生徒の十分な発展を促進しなければならない。

教員は、生徒の人格を尊重しなければならないが、児童・生徒を差別してはならず、生徒に対し体罰、変相した体罰又は人格の尊厳を侮辱するその他の行為を行ってはならず、かつ、生徒の法的権利を侵害してはならない。

**第30条** 教員は、国家规定の教員資格を取得しなければならない。

国は、統一した義務教育教員職務制度を構築する。教員の職務は、初級職務、中級職務と高級職務に分かれる。

**第31条** 各レベル人民政府は、教員の給与・福祉及び社会保険の待遇を保障し、教員の仕事と生活条件を改善し；農村における教員の給与と経費保証のメカニズムを完全化する。

教員の平均給与は、当該地方の公務員の平均給与を下回らないものとする。

特別支援教育を行う教員は、特殊職務手当を享有する。民族地区及び僻地・貧困地区において働く教員は貧困地区の手当て補助金を享有する。

**第32条** 県レベル以上の人民政府は、教員養成を強化し、措置を講じて教員の教育を発展させなければならない。

県レベル人民政府の教育行政部門は、当該行政地域内の学校教員資源を均衡に配置し、校長及び教員の研修と流動を組織し、条件不備の学校に対する建設を強化しなければならない。

**第33条** 国务院及び地方の各レベル人民政府は、都市の学校教員及び大学卒業生が農村地区及び民族地区に赴いて義務教育に従事するのを奨励し、支持する。

国は、大学卒業生が志願者として農村地区、民族地区等教員資源の乏しい学校に赴いて教職に就くのを励ます。県レベル人民政府教育行政部門は、法によりその教員資格を認定し、勤務時間を勤続年数に算入する。

## 第5章 教育・教学

**第34条** 教育・教学は教育規律及び児童・生徒の心身発展の特徴に適合し、児童・生徒全体に向き合い、人格の育成を目指し、道徳育、知育、体育及び美育等を有機的に教育・教学活動に統一し、児童・生徒の独立した思考能力、創造力と実践力の育成

を重視し、児童・生徒の全面的な発展を促進しなければならない。

**第 35 条** 国務院の教育行政部門は、学齢児童・生徒の心身発展状況と実際状況に基づき、教学制度、教育・教学内容と課程の設置を確定し、試験制度を改革し、かつ、高校の児童・生徒の募集方法を改善すると同時に素質教育の実施を推進する。

学校及び教員は決められた教育教学内容と課程設置に従って、教育教学活動を展開し、国家规定の基本的な質の要求に達することを保証する。

国は、学校及び教員が啓発的な教育方法を通して、教育・教学の質を高めることを奨励する。

**第 36 条** 学校は、道徳育を首位に置き、道徳育を教育・教学に宿らせ、児童・生徒の年齢に適した社会实践活动を展開し、学校、家庭及び社会が相互に協力する思想道德教育体系を形成し、生徒が良好な思想品格と行為習慣を養成するよう促進しなければならない。

**第 37 条** 学校は、児童・生徒の課外活動の時間を保証し、課外の文化的レクリエーション活動の展開を組織しなければならない。社会公共文化・スポーツ施設は、学校が課外活動を展開するため、便宜を供用しなければならない。

**第 38 条** 教科書は、国家の教育方針と課程基準に基づきこれを編纂し、内容をできる限り簡潔にし、必須の基礎知識及び基本技能を精選し、経済的かつ実用的で、質を保証する。

国家機関の公務員及び教科書の審査人員は、教科書の編纂に参加し、又は変相して参加してはならない。

**第 39 条** 国は、教科書検定制度を実行する。教科書の検定方法は国務院教育行政部門がこれを定める。

未検定の教科書は、これを出版し、又は使用してはならない。

**第 40 条** 教科書の価格は、省、自治区又は直轄市の人民政府の価格行政部門が東急の出版主管部門と共同してマイクロ利益の原則に従い、これを確定する。

**第 41 条** 国家は教科書の循環使用を奨励する。

## 第 6 章 経費保障

**第 42 条** 国は、義務教育を全面的に財政保障の範囲に組み入れる。義務教育経費については、国務院及び地方の各レベル人民政府がこの法律の規定により保障する。

国務院及び地方の各レベル人民政府は、義務教育経費を財政予算に組み入れ、教職員編製の基準、給与の基準及び学校建設基準、児童・生徒 1 人当たりの公用経費基準等に従い、遅滞なく義務教育経費の全額を割り当てて交付し、学校の正常な運営と校舎安全、教職員の給与が規定どおりに支給されるよう確保する。

国務院及び地方の各レベル人民政府は義務教育を実施に用いる財政割当金の増加

比率は、財政経常性収入の増加比率を上回り、在校生の人数に応じて平均した義務教育費用が着実に増加するのを保証し、教職員の給与と生徒1人当たりの公用経費が着実に増加するのを保証しなければならない。

**第43条** 学校の生徒1人当たりの公用経費の基本基準は、国務院財政部門が教育行政部門と共同してこれを制定し、かつ経済及び社会発展状況に基づき、適時に調整する。生徒1人当たりの公用経費の基本基準を制定し、又は調整する場合には、教育・教学の基本的必要に満たさなければならない。

省、自治区及び直轄市の人民政府は、当該行政区域の実情に基づき、国家の基準を下回らない、生徒一人当たりの公用経費の基準を制定することができる。

特別支援学校（クラス）の生徒1人当たりの公用経費基準は、普通学校の生徒1人当たりの公用経費基準を上回らなければならない。

**第44条** 義務教育予算は、国務院及び地方の各レベル人民政府が職責に基づき共同で負担すること、省、自治区及び直轄市の人民政府が統一して具体化して責任を負う体制で施行する。農村の義務教育に必要な経費は、各レベル人民政府が国務院に基づき項目を分け、比率に応じ、これを分担する

各レベル人民政府は、家庭経済が困難な学齢児童・生徒に対し、教科書を無償で提供し、かつ寄宿生の生活費を補助する。

義務教育予算を保障する具体的方法は国務院から規定する。

**第45条** 地方各レベル人民政府は、財政予算において義務教育経費を独立させる。

県レベル人民政府は、予算を編制する際に、農村地区の学校及び条件不備の学校に対し傾斜させ、義務教育経費を均衡的に手配しなければならない。

**第46条** 国務院と省、自治区及び直轄市の人民政府は、財政移転支給制度を規範化し、一般的移転支給規模を拡大し、及び義務教育専門移転支給を規範化し、地方の各レベル人民政府が義務教育に対する投入を増加するのを支持し、及び誘導する。地方各レベル人民政府は、上級人民政府の義務教育移転支給資金を規定に従い義務教育に用いるよう確保する。

**第47条** 国務院及び県レベル以上の地方人民政府は、実際の必要に基づき、専門項目資金を設置し、農村地区及び民族地区の義務教育の実施を援助する。

**第48条** 国は、社会組織及び個人が義務教育に寄付するのを奨励し、国の基金会に関する規定に従い義務教育基金を設立するのを奨励する。

**第49条** 義務教育経費については、厳格に予算規定に従い義務教育に用いる；いかなる組織及び個人も、義務教育経費を占拠、又は流用してはならず、かつ不法的に学校から費用を収受し、又は学校に対し費用を割り当ててはならない。

**第50条** 県レベル以上の人民政府は、義務教育経費の監査監督と統計公告制度を健全化する。

## 第7章 法律責任

**第51条** 国務院関係部門及び地方の各レベル人民政府が本法の第6章の規定に違反し、義務教育の経費保障の職責を履行しない場合、国務院又は上級の地方人民政府が期限内で是正するよう命ずる；情状が深刻な場合、直接に責任を負う主管者与其他直接責任者に対しては、法により行政処分をする。

**第52条** 県レベル以上の地方人民政府は、次に掲げる事由のいずれかがある場合には、上級の人民政府が期限を切って是正するよう命ずる；情状が深刻な場合、直接責任を持つ主管者与其他直接責任者に法により行政処分をする。

(1) 国の関連規定どおりに学校の設置規画を制定せず、又は調整しない場合。

(2) 学校建設が国家规定の学校運営基準、所在地選定要求及び建設基準に適合しない場合。

(3) 学校校舎の安全に対して、定期に検査せず、又は遅滞なくメンテナンス及び改造をしない場合。

(4) 本法の規定どおりに義務教育経費を均衡的に配置しない場合。

**第53条** 県レベル以上の地方人民政府は、次に掲げる事由のいずれかがある場合には、上級の人民政府が期限を切って是正するよう命ずる、通報をもって批評する。情状が深刻な場合、直接責任を持つ主管者与其他直接責任者に法により行政処分をする。

(1) 学校を重点学校と普通学校と分けた場合。

(2) 公立学校の性質を変えたり、変相して変える場合。

県レベル人民政府の教育行政部門又は郷・鎮の人民政府が学齡児童・生徒の入学を組織し、又は中途退学を防止するための措置を講じない場合には、前項の規定により法律責任を追及する。

**第54条** 次にあげる事由のいずれかがある場合には、上級人民政府又は上級人民政府教育行政部門、財政部門、価格行政部門及び監査機関が職責分担に基づき、期限内で是正するよう命ずる；情状が深刻な場合、直接責任を持つ主管者与其他直接責任者に法により処分をする。

(1) 義務教育経費を不法占拠し、又は流用した場合。

(2) 不法に学校から費用を収受し、又は学校に対し費用を割り当てて分担させた場合。

**第55条** 学校又は教員が義務教育の実施中、教育法又は教員法の規定を違反した場合には、教育法と教員法の関連規定により処罰する。

**第56条** 学校が国の規定に違反して費用を収受した場合には、県レベル人民政府の教育行政部門が責任をもって収受した費用を返還するよう命ずる；直接に責任を負う主管者其他直接責任者に対して、法により処分する。

児童・生徒に対するセールス、又は変相した商品の売り込み、サービス等の形で利益を得る学校に対して、県レベル人民政府教育行政部門から通報を以て批評し；違法所得がある場合には、違法の所得を没収し；直接責任を持つ主管者与其他直接責任者に法により処分をする。

国家機関の業務人員と教科書審査員が教科書の編集・作成に参加し、又は変相して教科書編纂に参加した場合、上級人民政府又は上級人民政府教育行政部門が職責権限に基づき、期限内で是正するよう命じ、法により行政処分をし；違法所得がある場合には、その所得を没収する。

**第 57 条** 学校に次のような状況の一つのものがあった場合、県レベル人民政府から行政部門に期限内で是正するよう指示すること；情状が深刻な場合、直接責任を持つ主管者与其他関係する者に法により処分する。

- (1) 普通教育を受ける能力を有する障害のある学齢児童・生徒を受け入れてクラスに随伴して学習させるのを拒絶した場合；
- (2) 重点クラスと普通クラスを分けて設置した場合；
- (3) この法律規定に違反して児童・生徒を除籍した場合；
- (4) 未検定の教科書を使用した場合。

**第 58 条** 学齢児童・生徒の父母又はその他の後見人が正当な理由なく法律の規定どおりに、学齢児童・生徒を入学させ、義務教育を受けさせなかった場合、現地の郷・鎮の人民政府又は県レベル人民政府行政部門は批評教育をし、期限内で是正するよう命ずる。

**第 59 条** 次に掲げる事由のいずれかがある場合には、関係する法律及び行政法規の規定により処罰をする。

- (1) 義務教育を受けるべき学齢児童・生徒を脅迫し、又は誘導して学校に通う機会を失わせ、又は中等退学させる場合。
- (2) 義務教育を受けるべき学齢児童・生徒を不法に募集・雇用した場合。
- (3) 法による検定を行っていない教科書を出版した場合。

**第 60 条** 本法に違反し、犯罪を構成した場合には、法律に従いその刑事責任を追究する。

## 第 8 章 附 則

**第 61 条** 義務教育を受ける学齢児童・生徒に対して、雑費を収受しないことに係る実施段取りは国务院がこれを定める。

**第 62 条** 社会組織又は個人が法律に基づき、設立・運営する民営学校が義務教育を実施する場合には、民営教育促進法の関連規定により執行すること；民営教育促進法に定めがない場合には、本法を適用する。

**第 63 条** 本法は、2006 年 9 月 1 日より施行する。

# 中華人民共和國教師法

(1993年10月31日第8期全國人民代表大會常務委員會第4回會議で可決、1993年10月31日中華人民共和國主席令第15号公布、2009年8月27日中華人民共和國主席令第18号第11期全國人民代表大會常務委員會第10回會議『関与修改部分法律的决定』により改正を行った。)

## 第1章 総則

第1条 この法律は、教員の合法的な權益を保証し、良好な思想、品德、修養、教員資質を持った教職者集団を建設し、社会主義教育事業の発展を促進するために制定する。

第2条 この法律は、各レベル各種の学校と他の教育機関における教育・教授の仕事に専門的に従事する教員に適用する。

第3条 教員は、教育・教授の職責を履行する専門職員であり、知識を教え、人を育て、社会主義事業の建設者と後継者を育成し、民族の資質を高める使命を負う。教員は、忠誠に人民の教育事業を遂行しなければならない。

第4条 各レベル（中央から地方にいたるまで）の人民政府は、教員の思想、政治教育と専門的研修を強め、教員の仕事の条件と生活条件を改善し、教員の合法的な權益を保証し、教員の社会的地位を高めるなどの措置を講じなければならない。全社会は、教員を尊重しなければならない。

第5条 國務院教育行政部門（日本でいう文部省）は、全国の教員の仕事を統括する。國務院関連部門は自らの職権範囲において関連ある教員の仕事の責任を負う。学校と他の教育機関は、国家规定に則って自主的に教員管理の仕事をおこなう。

第6条 毎年九月十日は「教師節」とする。

## 第2章 権利と義務

第7条 教員は次の各号にあげる権利を享受する。

- (一) 教育・教授活動を遂行し、教育・教授の改革と実験を展開する。
- (二) 科学を研究し、学術を交流し、専門の学術団体に参加して、学術活動における十分な意見を発表する。
- (三) 学生の学習と発達を指導し、学生の品行と学業成績を評定する。
- (四) 給与報酬を予定日どおりに獲得し、国家规定による福祉待遇および冬・夏休みの給与付き休暇を享受する。
- (五) 学校における教育・教授と管理の仕事および教育行政部門における仕事に対する意見と建議を提出し、教職員代表大会または他の形式を通じ、学校の民

主管理に参加する。

(六) 研修学校における研修または他の方式の養成・研修に参加する。

第8条 教員は次の各号にあげる義務を履行すべきである。

(一) 憲法、法律と職業道徳を遵守し、人の師表となる。

(二) 国家の教育方針を遂行し、記章、制度を遵守し、学校の教授計画を執行し、教員の契約を履行して、教育・教授の仕事の任務を完成する。

(三) 学生に対して憲法に規定される基本的な原則の教育と愛国主義、民族団結の教育、法制教育及び思想、品徳、文化、科学技術の教育をつかさどる。計画的に学生（児童・生徒も含む）を連れて有益な社会活動を展開する。

(四) 全学生に関心をむけ、愛護し、学生の人格を尊重し、学生の品徳・知力・体力の方面で全面発達を促進する。

(五) 学生の健康、成長を害する現象を批評、抑止する。

(六) 政治思想の自覚と教育・教授業務の水準を絶えず高める。

第9条 教員の教育・教授の任務を完成することを保持するために、各レベル人民政府は、教育行政部門、関連部門、学校とその他の教育機関は次の各号の職責を履行しなければならない。

(一) 国家安全基準に達する教育・教授施設を設備し、提供する。

(二) 必要な図書、資料及び他の教育・教授の用品を提供する。

(三) 教員の教育・教授と科学研究における創造性の仕事に対し、奨励及び援助する。

(四) 学生に害する行為またはその他の学生の合法的な權益を侵す行為を制止する教員の行動を支援する。

### 第3章 資格と採用

第10条 国家は、教員資格制度を施行する。中国公民として憲法と法律を遵守し、教育事業を愛し、良好な思想、品徳を備え、本法の規定により学歴を持つものまたは国家教員資格試験に合格し、教育・教授の能力を有すると認定されたものは教員資格を取得することができる。

第11条 教員資格を取得することにふさわしい学歴を持たなければならない。

(一) 幼稚園の教員資格を取得するには、幼児師範卒及びそれ以上の学歴を有すること。

(二) 小学校教員資格を取得するには、中学師範学校卒以上の学歴を有すること。

(三) 初級中学校教員、初級職業学校の文化・専門課の教員資格を取得するには、高等師範専門学校または、他の大学専科卒及びそれ以上の学歴を有すること。

(四) 高級中学校教員資格、中等専門学校、技工学校、職業高等学校の文化・専門



課の教員資格を取得することは、高等師範学院・学校本科または、他の大学  
本科卒及びそれ以上の学歴を有すること。中等専門学校、技工学校と職業高  
等学校学生を実習指導する教員資格を取得するにおいて、その学歴は、國務  
院教育行政部門により規定される。

(五) 高等学校教員資格を取得するには、修士または大学卒の学歴を有すること。

(六) 成人教育教員資格を取得するには、成人教育の段階・類別によってそれぞれ  
高等・中学校卒及びそれ以上の学歴を有すること。当該法律に規定される教  
員資格の学歴を備えない公民は、教員資格の取得を申請するときには、必ず  
国家教員資格試験を受けなければならない。国家教員資格試験制度は、國務  
院により規定されろ。

第 12 条 当該法律の実施前、すでに学校または他の教育機関で採用されている教員で本法  
に規定される学歴を備えない者に対して、國務院教育行政部門の規定により教員  
資格暫行方法が適用される。

第 13 条 中学校の教員資格は、県以上の地方人民政府教育行政部門によって認定される。  
中等専門学校、技工学校の教員資格は県以上の地方人民政府教育行政部門を主と  
して他の関連主管部門と連合して認定されろ。普通高等学校の教員資格は、國務院  
または、省、自治区、直轄市の教育行政部門または、それに委託される学校が 認  
定することができる。当該法律に規定される学歴を備える者、または、国家教員資  
格試験に合格した公民が関連部門にその教員資格の認定を要求する場合、関連部  
門はこの法律の規定による条件を認定しなければならない。教員資格を取得 する  
者は初任の時に試補期間が施されなければならない。

第 14 条 政治権利を剥奪された者または、故意な犯罪による有期の懲役の刑事処罰に処  
せられた者は、教員資格を欠格とする。すでに教員資格を与えられた者は教員資  
格を喪失する。

第 15 条 各レベルの師範学校卒業生は国家の関連規定により、教育教授の仕事に従事しな  
なければならない。国家は師範学校卒業生でない者に対して中小学校または職業学  
校における採用を奨励する。

第 16 条 国家は、教員職務制度を施行するところであり具体方法が國務院によって規定さ  
れる。

第 17 条 学校と他の教育機関は、逐次教員の契約採用制を実行する。教員の採用は、双方  
の地位平等の原則を尊び、学校は教員と採用契約をし、双方の権利、義務と責任を  
明確にする。教員採用契約制の実施する方法は、國務院教育行政部門によって規定  
される。

#### 第4章 培養と培訓（養成と研修）

第18条 各レベル人民政府と関連部門はよりよく師範学校を取り扱い、優秀な青年は各レベルの師範学校に入学、学習させることを奨励する措置を施す。各レベル教員研修学校は中小学校教員の養成と研修の任務を負わなければならない。師範学校以外の学校も中小学校教員の養成と研修の任務を負わなければならない。各レベルの師範学校の学生は専門奨学金を享受する。

第19条 各レベル人民政府教育行政部門、学校主管部門と学校は、教員の養成・研修計画を制定すべきであり、教員に多様な形式の思想・政治・業務の養成・研修をさせなければならない。

第20条 国家機関、企業団体と他の社会組織は教員の社会調査と社会实践に便宜を図り、協力しなければならない。

第21条 各レベル人民政府は少数民族地区、僻地地区と貧困地区のために教員の養成・研修の措置を講じなければならない。

#### 第5章 考核（勤務評定）

第22条 学校または他の教育機関は教員の政治・思想・業務の水準、仕事、態度の勤務成績を評定する。教育行政部門は、教員の勤務評定の仕事を指導、監督する。

第23条 評定は、客観、公正、正確の原則に従い、十分に教員本人、他の教員及び学生の意見を聞くことにする。

第24条 教員の勤務評定の結果は、契約・採用、給与・昇進及び賞罰を実施する証とする。

#### 第6章 待遇

第25条 教員の平均賃金水準は国家公務員の平均賃金水準に準ずる。それより同等あるいはそれ以上とする。さらに、逐次高めることとする。正常な昇給制度を設立することの具体方法は、国務院により規定される。

第26条 中小学校教員と職業学校教員は教歴手当と他の手当を享受する。具体的方法は、国務院教育行政部門と他の関連部門が制定する。

第27条 地方各レベル人民政府は教員及び中等専門学校以上の学歴を有する卒業生が少数民族地区、僻地地区と貧困地区において教育・教授の仕事に従事する場合は、特別手当を与えなければならない。

第28条 地方各レベル人民政府と国務院関連部門は都市部の教員の住宅の建設、賃貸、売却における優先待遇を与える。県、郷両級人民政府は、農村の中小学校教員の住宅問題を解決するために便宜を図らなければならない。

第 29 条 教員の医療は、当地の国家公務員と同等の待遇を享受する。定期的に教員の身体健康を検査する。また、地方の特性を生かして教員の療養を計画的に提供する。医療機関は、当該地の教員の医療に便宜を図るべきである。

第 30 条 教員の定年または退職後は、国家规定に定める待遇を享受する。県以上の地方人民政府は、長期に教育教授の仕事に従事する中小学校定年教員の退職金の比率を適宜高めることができる。

第 31 条 各レベル人民政府は、国家補助金や郷資金で支払う中小学校教員（一部の民弁教員）の給与待遇を改善し、逐次給与が国家により支払される中小教員（公立学校教員）と同等な報酬を獲得させる。その具体的方法は、地方各レベル人民政府により当該地区の実状をふまえ規定される。

第 32 条 社会力量で設置された学校の教員の待遇は設置者が自ら確定、保障する。

## 第 7 章 奨励

第 33 条 教育・教授、人材養成、科学研究、教授改革、学校建設、社会服務、勤工儉学などの面に優秀な成績を修める教員は、当該学校から表彰、奨励を受ける。国務院、地方各レベル人民政府と関連部門は優れた貢献をした教員を表彰、奨励する。重大な貢献を有する教員に国家は、関連規定により榮譽の称号を授与することができる。

第 34 条 教員を奨励することを目的とする法定組織に社会組織または個人が寄付することを支持する。基金をもって教員を奨励する。

## 第 8 章 法律責任

第 35 条 教員を侮辱し、殴ることに對して、状況によって行政処分または、行政処罰 に処す。損害になる場合、損失賠償を命じる。情状が重大かつ犯罪になった場合、法による刑事責任を追及する。

第 36 条 法に基づいて提訴、控告、摘発する教員に対して打撃、報復する者はその勤め先または上級機関により改正を命じ、情状の重大な場合行政処分に処す。国家公務員が教員に対して殴打、報復し、犯罪になった場合、刑法第一百四十六条の規定により刑事責任を追及される。

第 37 条 教員は、次の各号の一つに該当する場合、該当する学校、他の教育機関または、教育行政部門により、行政処分に処せられる。

- (一) 故意に教育・教授の任務を不履行し、教育・教授の仕事に損失をもたらした。
- (二) 学生に体罰を加え、教育的働きかけに応じず改正しない者。
- (三) 品行不良、学生を侮辱、劣悪な影響をもたらした者。

前項第（二）、第（三）の内の一つでも状況が重大かつ犯罪になる場合、法による刑事責任を追及される。

第 38 条 地方人民政府が、この法律による規定に反し、教員給与の遅配、または、他の教員の合法的な権益を侵害した場合、期間内に改正の令を命じる。国家財政 制度、財務制度に反し、国家財政において教育専用の経費を流用し、重大に教育教授の仕事を妨げ、教員賃金の遅配、教員の合法的権益に損害を与える場合、上級機関により期間内に流用された経費を返すことを命じ、さらに直接責任者を行政処分処にする。状況が重大かつ犯罪になる場合、法による刑事責任を追及する。

第 39 条 教員は、学校や他の教育機関によって合法的権益を侵害された場合、または学校や他の教育機関により受けた処分を不服とした場合、教育行政部門に訴訟を起こしてもよい。このとき教育行政部門は、訴訟をうけた三十日以内に処理しなければならない。教員は、当地人民政府のある行政部門に本法により定められた権利を侵害された場合、同級人民政府または上級人民政府の関連部門に訴訟を起こしてもよい。このとき同級人民政府または上級人民政府関連部門はその訴訟を処理しなければならない。

## 第 9 章 附則

第 40 条 この法律における各用語の意味は次の通りである。

- （一）各レベル・各種学校とは、学前教育、普通初等教育、普通中等教育、職業教育、普通高等教育及び特殊教育、成人教育を施す学校である。
- （二）他の教育機関とは、少年宮、地方教育研究室及び電化教育機関等とする。
- （三）中小学校教員とは、幼稚園、特殊教育機関、普通中小学校、成人初等中等教育機関、職業中学及び他の教育機関の教員とする。
- （四）学校と他の教育機関における教育・教授の補助人員、他の類型の学校の教員と教育・教授の補助人員は、実際の状況に基づいて、この法律に定める規定を参照し執行する。軍隊所属学院・学校の教員と教育・教授の補助人員は、中央軍事委員会がこの法律による関連規定を制定する。

第 42 条 外国籍教員の採用方法は、国務院教育行政部門により規定される。

第 43 条 この法律は、一九九四年一月一日から施行する。

本研究を進めるに当たり、指導教官の石教授から貴重なご意見とご指導を賜りました。厚くお礼を申し上げます。また、山口大学の鈴木宏先生、田中理恵先生、立山紘毅先生、朝水宗彦先生、山本勝也先生、瀧川和彦先生、葛崎偉先生、何曉毅先生と本間和行先生（新潟小針中学校元教諭）、山田綾子先生（新潟上所小学校教諭）、加藤慶昭様（セフティワン有限会社取締役）、小笠原靖様（アドバタイジング真（有）代表取締役）、そして、中国の鄧曉宇先生（小学校教諭）、朴志雲先生（中学校教諭）などの方々にもたくさんのご助言と貴重なコメントを頂きました。記して心より感謝を申し上げます。